

浜田市 協働のまちづくり推進計画

資料編

浜田市協働のまちづくり推進条例（逐条解説付き）	1
浜田市まちづくりセンター条例・浜田市まちづくりセンター条例施行規則	15
浜田市総合振興計画審議会条例	22
浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱	24
浜田市総合振興計画審議会委員名簿	26
浜田市総合振興計画審議会 協働のまちづくり検討部会委員名簿	27
浜田市協働のまちづくり推進計画の策定経過	27
地区まちづくり推進委員会の設立状況	28
NPO法人（特定非営利活動法人）一覧	29
市民等及び市職員の意識調査結果報告書	30

浜田市協働のまちづくり推進条例

条 例	逐条解説
令和2年9月30日（条例第31号）	
目次	
前文	
第1章 総則	
第1条 目的	
第2条 定義	
第3条 基本理念	
第2章 市民等の権利及び役割	
第4条 市民等の権利	
第5条 市民等の役割	
第3章 市の役割	
第6条 市の役割	
第7条 市職員の育成及び参画促進	
第4章 市民参画	
第8条 市民参画の対象	
第9条 市民参画の方法	
第5章 地域協議会	
第10条 地域協議会の設置	
第11条 地域協議会の所掌事項	
第12条 地域協議会の組織	
第13条 地域協議会の委員の任期等	
第14条 委任	
第6章 協働のまちづくりの推進	
第15条 協働のまちづくりの推進	
第16条 まちづくりに関する情報の共有	
第17条 人材育成	
第18条 地区まちづくり推進委員会による推進	
第19条 まちづくり活動団体による推進	
第20条 市による推進	
第21条 推進体制	
第22条 協働のまちづくりの活動拠点	
第23条 事業者の協力	
第24条 高等教育機関との連携	
第7章 雜則	
第25条 条例の見直し	
第26条 その他	
附則	
(別表)	

条　例	逐条解説
<p>前文</p> <p>私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海や山などの美しい自然と、石見神楽や石州半紙などの伝統・文化、豊かな自然を活かした多くの観光資源を有する島根県西部の中核都市です。</p> <p>平成17年10月の市町村合併では、独自の浜田那賀方式自治区制度により、「地域の特徴や地域らしさを大切にしたまちづくり」に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、急速に進む人口の減少や少子高齢社会といった情勢の中、担い手不足による防災活動や草刈作業といった地域活動の衰退や、これまで取組を進めてきた行財政改革による行政のスリム化により、地域だけ、市だけでは解決できない課題が増えています。</p> <p>こうした課題に取り組んでいくため、本市では、これまでの自治区制度に代わる、新しいまちづくりに向けた取組を始めています。</p> <p>これからは、本市に暮らす子どもから高齢者までの全ての人が、お互いの特徴や役割、そしてお互いがパートナーであることを認め合いながら、自分の地域や市の出来事に关心を持ち、まちづくりに自ら参画することが求められます。</p> <p>また、市にも市民等との関係をもう一度見つめ直し、誰もがまちづくりに参画できるよう、分かりやすい市政運営と、市民等とのさらなる連携と協力が求められます。</p> <p>ここに、私たちの願いである「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」を目指し、誰もが参画でき、学ぶ</p>	<p>前段では、浜田市の概要について説明しています。ここに記載されているもののほか、島根県立大学をはじめとする高等教育機関を有し、学生の街としての顔を持つほか、沿岸部には豊富な水揚げを誇る浜田漁港、山間部には温泉、三隅や旭の棚田があるように、その魅力が海から山まで広範囲に及んでいる地域は全国的にも少なく、恵まれた環境を有しています。</p> <p>また、現在の浜田市は、平成17年10月、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村が合併することで誕生しました。</p> <p>合併の際、「地域の特性が薄れる」「市域が広範囲になり、住民の意見が届かなくなる」などといった住民の不安を軽減するため、「浜田那賀方式自治区制度」により、地域の特性を活かした一体的なまちづくりを進めてきたところです。</p> <p>中段では、浜田市を取り巻く現状とこれからのまちづくりの方向について説明しています。</p> <p>浜田市も、他市と同様、急速に進む人口減少や少子高齢社会の影響で、これまで地域活動を担ってきた人材は減少し、地域では欠かせない身近なコミュニティ活動も困難になりつつある地域も増えています。</p> <p>まちづくりに対して関係団体と連携し、様々な課題を主体的に解決していくという意識を持った市民も増え、活発なまちづくりが進んでいる地域もありますが、地域における更なる生活の多様化や個別化する課題を解決していくことは、これまでの取組だけでは難しくなっています。</p> <p>また、市もこれまで進めてきた行財政改革による行政のスリム化により、職員数も減らしていく必要があり、行政だけでは解決できない課題も増えてきたのが実情です。</p> <p>このような状況でも、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることができることが行政の役割であることに変わりはありませんが、前述のとおり行政だけでは解決することができません。</p> <p>については、「みんなが笑顔で暮らせるまち」を未来に残すため、市全体でまちづくりに取組み、これまで進めてきたまちづくりの良いところ、浜田市の持つ伝統や文化といった「浜田らしさ」を受け継ぎながら、さらに発展させていく仕組みを作っていくことが大切です。</p> <p>後段では、条例に込められた思いについて記載しています。</p>

条 例	逐条解説
<p>ことのできる活動拠点を整備とともに、協働のまちづくりに対する意識を高め、市民等と市による地域の個性を活かした協働のまちづくりを更に推進するため、この条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための 基本理念を定めるとともに、市民等及び市の役割を明ら かにし、それぞれが共に考え、行動し、誰もが幸せに暮 らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とす る。</p>	<p>市民等の皆さんに「条例」という形でお示しすることで、皆さんの役割や、様々な団体との関わり方をもう一度確認してもらい、主体的にまちづくりに参画するきっかけとなればと考えます。</p> <p>これから進めるまちづくりにより「全ての人が一体となつ持続可能で元気な浜田」の実現を目指します。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 協働 市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重 し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担 を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動すること をいう。</p>	<p>【解説】</p> <p>第1条は、この条例の目的を定めたもので、条例を制定する目的を簡潔に表現したものになります。条例全体の解釈や運用の方針となるものです。</p> <p>この条例の目的は、「基本的な理念」や「まちづくりの主役である市民等と市の役割」を明文化することにより、市民等の皆さんや市の職員へ意識付けをすること、自分たちの力で幸せに暮らせる魅力ある浜田市を実現することを目的としています。</p>
<p>(2) まちづくり 市民等が地域の活動に参画し、自分 達が暮らす地域をより住みよくしていくことをい う。</p> <p>(3) 市民 市内に居住し、又は通勤若しくは通学をす る者をいう。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条例で使用している用語について定義していま す。</p> <p>(1) 協働</p> <p>市民と市、まちづくり活動団体と市など、複数の 主体が対等な立場で連携、協力し、同じ目的のため に共に考え、共に行動することを指します。</p>
<p>(4) 事業者 市内において事業活動を行うものをい う。</p> <p>(5) まちづくり活動団体 地域のまちづくりを行うた め、自治会、町内会その他当該地域で活動する各種団 体のうち、政治活動又は宗教活動を主たる目的とし ないものをいう。</p>	<p>(2) まちづくり</p> <p>地域社会と関わりのある様々な主体が、地域をよ り暮らしやすい環境にしていくこうとする社会活動の ことです。</p> <p>(3) 市民</p> <p>市内に住んでいる人だけでなく、市内で働く人や 市内に通学する人を含めて「市民」としています。</p> <p>市内に住んでいる人に限らず、市内で働く人や市 内に通学する人を含めることで、浜田市に関わりの ある幅広い人が、協働のまちづくりに参画すること により、様々な地域の課題を解決することが可能に なることが期待されます。</p> <p>(4) 事業者</p> <p>市内において営利を目的とする事業を行ってい る、個人や法人のことを指します。</p> <p>(5) まちづくり活動団体</p> <p>自治会、町内会など自治活動を行う組織や、子供 会、PTA、NPOやサークルといった市民活動団体</p>

条例	逐条解説
<p>(6) 地区まちづくり推進委員会 まちづくり活動団体のうち、その地区の課題の解決や活性化を図るために組織として市長が認定したものをいう。</p>	<p>など、まちづくりを目指して活動を行っている団体を指します。</p> <p>(6) 地区まちづくり推進委員会</p> <p>本市の特徴的な組織で、地域の課題の解決や地域の活性化を図るために組織され、市長が認定した団体のことを指します。</p> <p>まちづくり活動団体の一つではありますが、市も地区まちづくり推進委員会の設立を推進しており、既に組織されている地域では、まちづくり活動の中心的な役割を担っています。</p> <p>認定要件については、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱により別途規定されています。</p>
<p>(7) 市民等 市民、事業者及びまちづくり活動団体をいう。</p>	<p>(7) 市民等</p> <p>(3)に定める市民のほか、(4)に定める事業者及び(5)に定めるまちづくり活動団体のことを指します。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進しなければならない。</p> <p>(1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。</p> <p>(2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。</p> <p>(3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承とともに、地域の個性を活かすこと。</p> <p>(4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条例の基本原則を定めたもので、まちづくりの具体的な進め方について規定しています。</p> <p>これまで地域が主体となっていた地域課題への取組や、行政が主体となっていた施策の進め方を見直し、地域社会を構成する多様な主体がそれぞれ主役であることを自覚して、お互いを尊重し助け合いながら、それが持つ特性や得意分野を持ち寄って、連携、協力することにより、一体的なまちづくりを進めていこうとするものです。</p> <p>地域だけ市だけでなく、他の主体も一緒になってまちづくりを進めることは、これまで個々では対応できなかった課題に取り組むことを可能にし、市民サービスの更なる向上につながるものと考えます。</p> <p>また、(3)では、浜田市の豊かな自然と、温かい人情、多彩な地域資源や地域の個性を活かしたまちづくりを大切にした条例となっています。</p>
<p>第2章 市民等の権利及び役割</p> <p>(市民等の権利)</p> <p>第4条 市民等は、まちづくりに参画し、意見を述べる権利を有する。</p> <p>2 市民等は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p>	<p>【解説】</p> <p>市民等の権利について定めています。</p> <p>市民等の皆さんには、協働のまちづくりにおいて、まちづくりなどに参画し意見を述べる権利、まちづくりに関する情報を知る権利があることを明確に示しています。</p> <p>この内容は、規定されるまでもなく当然の権利ではありますが、市民等の皆さんには、ここに規定する権利を持っているという意識をもって、まちづくりに参画して</p>

条例	逐条解説
<p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができるることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。</p>	<p>もらいたいという思いから、条文として規定したものです。</p> <p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを推進するための市民等と市の役割分担という視点から、市民等が、認識、行動すべき内容について定めています。</p> <p>市民等が、それぞれ主役であることを認識し、地域社会に関心を持ってまちづくりに関する情報を収集することや、積極的にまちづくりに参画することが、協働のまちづくりが活発に行われることに繋がります。</p> <p>また、まちづくりへの参画、協働に当たっては、それぞれの立場や違いを認め合って、得意分野を活かし、補い合うことで、持続可能なまちづくりが可能となるものと考えます。</p>
<p>第3章 市の役割</p>	
<p>(市の役割)</p> <p>第6条 市は、基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。</p> <p>3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え方、意見等を把握し、まちづくりに反映するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを実現していく上で、市民等と市の役割分担という視点から、情報提供や市民ニーズの把握、市民等との信頼関係構築など、市が担う役割について定めています。</p> <p>市は、市民等がまちづくりに参画するために必要となる情報を分かりやすく伝えることや市民等の声を把握し、まちづくりに反映させていくために、参画しやすい仕組みを取り入れていくことが必要と考えます。</p>
<p>(市職員の育成及び参画促進)</p> <p>第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市の職員に対して研修等を実施し、その育成を図るものとする。</p> <p>2 市の職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを進めていくにあたり必要となる、市の職員の能力の向上と育成、意識の改革について規定しています。</p> <p>市の職員は、協働のまちづくりの推進に必要なコミュニケーション能力や情報収集能力といった個々の能力の向上、協働のまちづくりの認識を深めるため、研修等を実施します。</p> <p>市の職員は、業務の有無に関わらず積極的に地域活動に参画し、まちづくりに関わることで、自らも地域社会の一員であるという意識を醸成したいと考えます。</p>

条 例	逐条解説
第4章 市民参画	
<p>(市民参画の対象)</p>	<p>【解説】</p>
<p>第8条 市は、まちづくりに関する次に掲げる事項を行おうとするときは、その内容を公表し、市民等がこれに対する意見を述べ、又は提案することができる機会を設けるものとする。ただし、軽易な変更又は改正については、この限りでない。</p>	<p>市民等の協働のまちづくりへの参画の対象範囲について具体的に定めています。</p> <p>また、その実施については、広報誌やケーブルテレビ、SNSなど適切な媒体を活用して市民等の皆さんに事前にお知らせすることとしています。</p>
<p>(1) 基本構想、基本的事項を定める計画及びこれらの実施計画の策定、変更又は廃止</p>	<p>(1) 基本構想、基本的事項を定める計画及び実施計画</p> <p>浜田市の最上位計画である浜田市総合振興計画のほか、浜田市全体を対象として、市のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めるような総合的な計画のことをいいます。「～構想」「～計画」「～方針」などといった名称は問いません。また、それに付随する実施計画なども含まれます。</p>
<p>(2) 基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止</p>	<p>このような計画は、まちづくりに大きく関わる重要な計画であり、まさに協働のまちづくりの根幹となるべきものであることから市民参画の対象としています。</p>
<p>(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止</p>	<p>(2) 市の基本的な方針を定める条例</p> <p>基本理念や基本方針を定めるものをいいます。これらの条例が定める基本理念や基本方針は、市民等と市が共通の認識を持ち共に目指すべき必要があることから、市民参画の対象としています。</p>
<p>(4) 公共施設等の設置に関する基本計画の策定、変更又は廃止</p>	<p>(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度</p>
<p>(市民参画の方法)</p>	<p>(1) (2)に掲げるもの以外で、市民等に労力や負担を求める制度のことをいいます。(2)と同様、市民等の理解と協力が必要であることから、市民参画の対象としています。</p>
<p>第9条 前条に規定する市民等が意見を述べ、又は提案することができる機会は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p>	<p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画</p> <p>不特定多数の市民等が利用する、もしくは多くの市民等が影響を受ける公共施設の設置に関する基本計画のことをいいます。これらの公共施設は、市民等の生活に密着していることから、施設等の設置に関する基本計画の策定や変更、廃止を市民参画の対象としています。</p>
<p>(市民参画の方法)</p>	<p>【解説】</p>
<p>第8条に規定している市民参画の対象となる事項に対する意見等を求めるために実施する「市民参画の方法」について具体的に定めています。</p>	
<p>以下、市民参画の方法について具体的に説明します。</p>	

条 例	逐条解説
(1) 審議会等での審議等	<p>(1) 審議会等での審議等</p> <p>市の附属機関に位置づけられています。市から諮詢された内容について、学識経験者や地域の代表など、専門的な知識や経験を持った人たちにより協議を重ね、答申を行ってもらいます。</p> <p>さらに、この審議会等の委員には公募委員を加え、市民等からの意見等を聴く機会を設けることとし、より多くの市民等の皆さんのお見を反映したまちづくりを目指したいと考えています。</p>
(2) パブリックコメントの実施	<p>(2) パブリックコメントの実施</p> <p>市の基本的な施策等を決定する過程において、その内容を(案)の段階で市民等の皆さんへ公表し、広く意見等を求め、寄せられた意見等を考慮して、最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見等については、その概要や意見等に対する市の考え方を公表することを言います。</p>
(3) 説明会の開催	<p>(3) 説明会の開催</p> <p>市民等の皆さんに対し、市の施策や計画などの概要について直接説明し、質疑応答や意見交換を行うことで、広く様々な意見等を聴くための場のことを言います。</p>
(4) アンケートの実施	<p>(4) アンケートの実施</p> <p>新たな施策などの立案や、これまでの検証を行うに当たり実施するもので、市民等の意見や考え等を把握するための方法です。</p>
(5) ワークショップの開催	<p>実施に当たっては、よりタイムリーな回答が得られるよう、施策などの内容に応じて対象者を限定するなど、範囲を定めて実施します。</p>
(6) その他市長が適当と認める方法	<p>(5) ワークショップの開催</p> <p>参加者が、決められた課題に対してグループで意見交換や共同作業を行い、その結果をもとに、参加者全体の意見として合意形成を図る方法で、体験、実践型の参加形式となります。</p>
(6) その他市長が必要と認める方法	<p>これまででも浜田市では、浜田市総合振興計画を策定する際、100人委員会として実施しており、市民等の意見を取り入れることが可能になるなど、その効果を実感しています。今後も同じような計画策定の際は、実施していきたいと考えています。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める方法</p> <p>これまで説明してきた5つ以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、積極的にその方法を用いることとしています。</p>

条 例	逐条解説
第 5 章 地域協議会 <p>(地域協議会の設置)</p> <p>第 10 条 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、別表に掲げる地域ごとに地域協議会を置く。</p>	<p>【解説】</p> <p>これまでのまちづくりの推進の中で設置してきたものを引き継いで、この条例の中で規定したものです。役割や任期等については、次の条以降で詳細に規定していますが、ここでは、地域協議会と協働のまちづくりとの関わり方について、冒頭簡単に記載しています。</p> <p>今後も、地域協議会での協議内容やご意見を尊重し、市民等と市が一体となったまちづくりを進めたいと考えています。</p> <p>また、条文の最後に別表として地域協議会の区域について掲載しています。</p>
<p>(地域協議会の所掌事項)</p> <p>第 11 条 地域協議会は、その属する地域に係る次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 総合振興計画その他これに準ずる計画の進捗状況に関する事項</p> <p>(2) 中山間地域振興対策に関する事項</p> <p>(3) 一体的なまちづくりに関する事項</p> <p>(4) 市の重要施策に関する事項</p> <p>(5) その他地域協議会が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、前項の意見を尊重し、施策等に反映するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域協議会の所掌事項について規定しています。この条例の求める一体的なまちづくりの推進について、地域協議会の中でも協議していくこととしました。</p> <p>その他にも、これまでと同様、浜田市の最上位計画である浜田市総合振興計画をはじめ、市の重要施策や地域の施策や課題について調査審議し、市長へ意見を述べることができます。地域協議会での議論が活発に行われることで、さらなる協働のまちづくりが進んでいくものと考えます。</p> <p>また、地域協議会から出された意見については尊重し、市の行う施策等への反映に努めます。</p>
<p>(地域協議会の組織)</p> <p>第 12 条 地域協議会は、委員 15 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、その属する地域に住所を有し、当該地域の地区まちづくり推進委員会、自治会その他のまちづくり活動団体から推薦された者のうちから市長が委嘱する。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域協議会の組織について規定しています。地域協議会は、各地域15人以内で組織することとし、委員の要件として、当該地域に住んでいる人で、当該地域の地域住民で組織する団体などから推薦された人としています。</p>
<p>(地域協議会の委員の任期等)</p> <p>第 13 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任は、妨げない。</p> <p>3 委員は、その属する地域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域協議会委員の任期や再任の可否、当該地域の住民でなくなった場合の処遇について規定しています。</p> <p>委員の任期については、地区まちづくり委員会や自治会の任期なども考慮し、これまでどおり2年としています。再任について妨げないこととし、必要な場合は2年を超えて引き続き委員をしていただくことも可能です。</p> <p>また、当該地域から転居・転出した際は、地域協議会が当該地域の施策や課題を協議する場であるとの考え方から、その職を失うこととしています。</p>

条 例	逐条解説
<p>(委任)</p> <p>第 14 条 地域協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域協議会の運営に必要な事項については、これまで同様、運営規則の規定により運営することとしています。</p>
<p>第 6 章 協働のまちづくりの推進</p> <p>(協働のまちづくりの推進)</p> <p>第 15 条 市民等及び市は、お互いにそれぞれの特性を理解し、尊重し、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>市民等と市は、お互いが、まちづくりの主役であり、対等なパートナーであること、そして、足りないところを補いながら、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを改めて規定しています。</p>
<p>(まちづくりに関する情報の共有)</p> <p>第 16 条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、その情報を共有するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、お互いに個々が持つまちづくりに関する情報に关心を持ち、共有するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>市民等及び市は、地域が今どのような状況にあり、どのような課題を抱えているのか、また、その課題に対してどのような活動や施策に取り組もうとしているのかなど、まちづくりに関する様々な情報をすばやく発信し、その情報を誰もが必要なときに簡単に入手できるよう、ケーブルテレビや広報誌、インターネットなど、様々な媒体を活用して、分かりやすく提供する必要があります。</p> <p>また、市民等もまちづくりに関する情報を共有することで、お互いの立場や役割を理解することが可能になります。</p> <p>このように、まちづくりに関する情報の共有に取り組むことは、地域社会への関心を高めるとともに、市民活動や施策への理解、市民参画へと繋がり、協働のまちづくりが活発になるものと考えます。</p>
<p>(人材育成)</p> <p>第 17 条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。</p> <p>2 市民等及び市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の育成に努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域の課題解決と協働のまちづくりを主体的かつ持続的に進めていくためには、生涯学習を基盤とした地域の活動を担う人材を発掘、育成していくことが必要です。</p> <p>市民等及び市は、子どもや若者が、「ふるさと郷育」をはじめとする社会教育活動や、地域の行事など、まちづくりに参画できる機会を積極的に設けていくことで、多様な視点をまちづくりに活かすことができると共に、将来を担う人材の発掘と育成を図ることができます。</p> <p>また、次世代のまちづくりを担う子どもをより良く育てるためには、地域ぐるみで子育て家庭を育てていく、家庭教育支援の視点も重要です。</p>

条 例	逐条解説
<p>(地区まちづくり推進委員会による推進)</p> <p>第 18 条 地区まちづくり推進委員会は、当該地区的個性を活かしたまちづくりを進めるため、地域協議会及び他のまちづくり活動団体と連携し、共通の施策や課題に取り組むものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>地域のまちづくりを行うために組織された地区まちづくり推進委員会のあり方について規定しています。</p> <p>これまで、地区まちづくり推進委員会が核となり、中心となって、まちづくりに取組んでいただいており、今後もこの体制が全市に広まるよう、推進していきたいと考えています。</p> <p>その役割については、地域の実情に合わせ、お互いの良いところを活かしたまちづくりを行うことで、より良いまちづくりに繋がるものと考えます。</p> <p>また、実際の活動内容については、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱に別に定められているため、ここでは、地域協議会をはじめとするその他団体との連携についての記載に留めています。</p>
<p>(まちづくり活動団体による推進)</p> <p>第 19 条 まちづくり活動団体は、自らの持つ知識及び特性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 まちづくり活動団体は、積極的にまちづくりに関する情報を発信し、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 まちづくり活動団体は、他のまちづくり活動団体との交流及び連携を図るよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>まちづくり活動団体は、安全・安心、文化、健康、生きがい活動などの市民ニーズへの対応や市民生活の維持、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として活動しています。</p> <p>また、市民生活をめぐる保健福祉、環境衛生、安全安心、文化振興や子育てなどの各分野での地域課題についても、各団体が有する知恵や知識を活かしながら、解決に努めています。</p> <p>しかし、まちづくり活動団体がその活動を持続させるためには、認知と定着を図ることが必要です。そのためには、自らの活動が広く市民等に理解され、受け入れられる環境をつくることです。</p> <p>まちづくり活動団体相互の連携は、幅広い人とのつながりを作っていくことであり、お互いの得意とするもの、苦手なものを補いながら活動を行うことにより、団体運営の気づきが生まれ、団体活動を高め、発展した活動が生まれるというメリットがあります。</p>
<p>(市による推進)</p> <p>第 20 条 市は、市民等に対し、協働のまちづくりに関する啓発を行うものとする。</p> <p>2 市は、地域の実情に配慮した上で、協働のまちづくりの推進に必要となる人的、技術的又は財政的な支援等を行うものとする。</p> <p>3 市は、各所属において積極的に協働のまちづくりを推進するとともに、所属を超えた取組についても推進するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>市は、協働のまちづくりに関する情報を広報誌、ホームページ、フォーラムなど様々な方法により、わかりやすく提供、啓発することが必要です。まちづくりに関する情報を知ることで、市民等のまちづくりへの関心が高まるとともに、市民等一人ひとりがまちづくりを我が事として捉え、主体的に関わるなど、協働のまちづくりの推進につながるものと考えます。</p> <p>また、まちづくりにおける地域差を是正し、協働を持続的に推進していくため、コミュニティセンター運営の</p>

条 例	逐条解説
<p>(推進体制)</p> <p>第 21 条 市は、協働のまちづくりに係る推進計画を策定し、その進捗状況について検証するための組織を置くものとする。</p>	<p>サポートを行う人的支援や、社会生活における条件が不利な地域への予算配分といった財政的な支援についても実施していくこととし、集える施設がない地域、役員の兼務による負担増や担い手不足などの悩みを抱える地域に対する支援に努めます。</p> <p>市だけでは克服することが難しい課題であっても、市民やまちづくり活動団体、事業者といった様々な主体と協働することで解決していきたいと考えます。</p>
<p>(協働のまちづくりの活動拠点)</p> <p>第 22 条 市は、社会教育・生涯学習の推進の拠点である公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点として、施設の整備及び充実を図るものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>条例制定後は、協働のまちづくりの推進について、推進計画を策定し、その進捗について、検証を行うことで取組を進めます。</p> <p>なお、推進計画については、浜田市の最上位計画である、浜田市総合振興計画において「協働のまちづくり」が、大綱の一つとして章立てされていることから、その中で計画目標を定めていくこととしています。</p> <p>また、その検証については、外部委員による浜田市総合振興計画審議会の中で行うこととし、市民の皆さんと一緒に、協働のまちづくりを推進していきたいと考えます。</p>
<p>(事業者の協力)</p> <p>第 23 条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>市立公民館に、社会教育や生涯学習を推進していくといった役割に加え、協働のまちづくりを推進する役割を持たせること、また、まちづくりの活動拠点を公民館とすることを明確にした規定となります。</p> <p>これまでの公民館としての機能を維持したまま、まちづくりの役割を持たせることになることから、市は、人的な支援（人員体制やコーディネーターによるサポートなど）についても配慮し、併せて、施設の整備・充実を図っていくこととしています。</p> <p>また、これまで公民館で培われてきた活動を引継ぎ、社会教育の手法による人づくりを土台としてこそ、まちづくりが可能となることを認識した上で、まちづくりを進めていくこととします。</p>
<p>(高等教育機関との連携)</p> <p>第 24 条 市民等及び市は、高等教育機関（学校教育法（昭</p>	<p>【解説】</p> <p>市内の事業者も地域社会の一員として、まちづくり活動に協力し、地域と一体となって協働のまちづくりを進めることとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>浜田市には、島根県立大学、リハビリテーションカレ</p>

条 例	逐条解説
和 22 年法律第 26 号) に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。) 及び専修学校をいう。) と連携し、教育若しくは研究の成果又はこれらに関わる人が、協働のまちづくりの推進に寄与することができるよう努めるものとする。	<p>ツジ島根などの高等教育機関があり、専門的で多分野に及ぶ社会的、学術的資源を有する教育・研究機関としての役割を担っています。</p> <p>ここでの教育や研究の成果が、地域のまちづくりに活かされるよう、日ごろから連携をとることが必要です。</p> <p>また、これら高等教育機関には、多くの学生が在籍しています。その学生達にまちづくりに参画してもらうことにより、若い多様な視点を取り込むことができ、より活力あるまちづくりが可能になると考えます。</p>
第 7 章 雜則	
(条例の見直し)	
第 25 条 市長は、この条例の施行の状況について検討し、必要に応じてその見直しを行うものとする。	<p>【解説】</p> <p>協働のまちづくりを進めていく中で、社会情勢や地域の実情の変化を認識し、市民等の意見を聴いた上で条例の見直しが必要と判断した際は、その意見を踏まえながら条例の見直しができることを規定しています。</p>
(その他)	
第 26 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	<p>【解説】</p> <p>この条例で定めるもの以外に、条例を施行するうえで必要な事項が発生した場合は、その内容にあった形式(「規則」「要綱」「要領」など)により定めることを規定したものです。</p>
附 則	
(施行期日)	
1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 (浜田市自治区設置条例等の廃止)	
2 次に掲げる条例は、廃止する。 (1) 浜田市自治区設置条例(平成 17 年浜田市条例第 308 号) (2) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例(令和元年浜田市条例第 17 号) (3) 浜田市地域振興基金条例(平成 17 年浜田市条例第 79 号) (地域協議会の委員の委嘱及び任期の特例)	
3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前において現に前項第 1 号の規定による廃止前の浜田市自治区設置条例第 6 条第 2 項の規定により委員に選任されている者は、施行日において、第 12 条第 2 項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなす委員の任期は第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。 (浜田市地域振興基金条例の廃止に伴う準備行為)	
4 浜田市地域振興基金条例第 6 条の規定にかかわらず、	

条 例	逐条解説
<p>同条例に基づく浜田市地域振興基金は、附則第2項第3号の規定による同条例の廃止に当たり、施行日前において、これを処分することができる。</p> <p>(浜田市行政組織条例の一部改正)</p>	
<p>5 浜田市行政組織条例（平成17年浜田市条例第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の表地域政策部の項第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 協働のまちづくりに関すること。</p>	
<p>(浜田市附属機関設置条例の一部改正)</p> <p>6 浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表教育委員会の部浜田市立学校統合計画審議会の項及び浜田市学校給食審議会の項中「各自治区」を「各地域」に改める。</p>	
<p>(浜田市防災行政無線施設条例の一部改正)</p> <p>7 浜田市防災行政無線施設条例（平成18年浜田市条例第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第5項中「弥栄自治区内」を「弥栄地域内」に改める。</p>	
<p>別表第1中「浜田自治区」を「浜田地域」に、「金城自治区」を「金城地域」に、「旭自治区」を「旭地域」に、「弥栄自治区」を「弥栄地域」に、「三隅自治区」を「三隅地域」に改める。</p> <p>(浜田市生活路線バス条例の一部改正)</p>	
<p>8 浜田市生活路線バス条例（平成19年浜田市条例第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2中「旭自治区」を「旭地域」に、「金城自治区」を「金城地域」に、「浜田自治区」を「浜田地域」に、「弥栄自治区」を「弥栄地域」に改め、同表備考第4項を削る。</p>	
<p>(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p>	
<p>9 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>別表浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会委員及び部会委員の項を削る。</p>	

条 例		逐条解説
別表（第10条関係）		
地域	区域	
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫟田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町	
金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国	
旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町来尾、旭町市木	
弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大坪、弥栄町稻代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小坂、弥栄町柄木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町田野原	
三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、三隅町室谷、三隅町芦谷	

浜田市まちづくりセンター条例

(目的及び設置)

第1条 浜田市協働のまちづくり推進条例（令和2年浜田市条例第31号）第3条に規定する基本理念に基づく協働のまちづくり並びに人材を育成する社会教育及び生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図るため、同条例第22条の規定に基づき、浜田市まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 まちづくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜田まちづくりセンター	浜田市殿町6番地1
石見まちづくりセンター	浜田市黒川町131番地2
長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町1441番地18
周布まちづくりセンター	浜田市周布町イ374番地
大麻まちづくりセンター	浜田市西村町1038番地8
美川まちづくりセンター	浜田市内村町592番地1
国府まちづくりセンター	浜田市国分町1981番地136
久佐まちづくりセンター	浜田市金城町久佐イ575番地7
今福まちづくりセンター	浜田市金城町今福105番地2
美又まちづくりセンター	浜田市金城町追原176番地
雲城まちづくりセンター	浜田市金城町下来原171番地
波佐まちづくりセンター	浜田市金城町波佐イ441番地1
小国まちづくりセンター	浜田市金城町小国イ160番地1
今市まちづくりセンター	浜田市旭町今市641番地1
木田まちづくりセンター	浜田市旭町木田219番地13
和田まちづくりセンター	浜田市旭町和田1284番地
都川まちづくりセンター	浜田市旭町都川889番地
市木まちづくりセンター	浜田市旭町市木2919番地2
安城まちづくりセンター	浜田市弥栄町長安本郷544番地1
杵束まちづくりセンター	浜田市弥栄町木都賀イ526番地4
岡見まちづくりセンター	浜田市三隅町岡見516番地
三保まちづくりセンター	浜田市三隅町湊浦120番地
白砂まちづくりセンター	浜田市三隅町折居883番地
三隅まちづくりセンター	浜田市三隅町向野田581番地
黒沢まちづくりセンター	浜田市三隅町下古和1518番地
井野まちづくりセンター	浜田市三隅町井野ヘ1816番地2

2 市長は、必要に応じて、まちづくりセンターに分館を置くことができる。

(職務権限の特例)

第3条 まちづくりセンターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23

条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する。

(事業)

第4条 まちづくりセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 協働のまちづくりを推進する事業
- (2) 社会教育及び生涯学習を推進する事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業に関するものを含む。）
- (3) その他まちづくりセンターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第5条 まちづくりセンターにセンター長及び主事を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 センター長は、まちづくりセンターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督する。

2 主事その他の職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。

(開館時間及び休館日)

第7条 まちづくりセンターの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後9時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで

(使用許可)

第8条 まちづくりセンターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める使用をするとき。
- (4) その他まちづくりセンターの管理上支障があると認める使用をするとき。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
 - (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) その他まちづくりセンターの管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第 10 条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第 11 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 12 条 使用料は、まちづくりセンターの施設のうち、市長が別に定めるものにつき、別表の左欄に掲げる施設の面積区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 使用者は、市長に使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 13 条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 14 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第 9 条第 1 項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 16 条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る施設等の使用の許可その他まちづくりセンターの運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(浜田市立公民館条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 浜田市立公民館条例（平成 17 年浜田市条例第 95 号）
- (2) 浜田市立マリン交流センター条例（平成 17 年浜田市条例第 97 号）
- (3) 浜田市弥栄老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 138 号）
- (4) 浜田市老人憩いの家条例（平成 17 年浜田市条例第 148 号）

(経過措置)

4 施行日の前日までに、前項第 1 号の規定による廃止前の浜田市立公民館条例又は同項第 2 号の規定による廃止前の浜田市立マリン交流センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例

の相当規定によりなされたものとみなす。

5 第 12 条から第 14 条まで及び別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(浜田市公告式条例の一部改正)

6 浜田市公告式条例（平成 17 年浜田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市支所及び出張所設置条例の一部改正)

7 浜田市支所及び出張所設置条例（平成 17 年浜田市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市弥栄支所杵束出張所の項中「弥栄町木都賀イ 528 番 1」を「弥栄町木都賀イ 526 番地 4」に改める。

(浜田市防災行政無線施設条例の一部改正)

8 浜田市防災行政無線施設条例（平成 18 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部石見公民館細谷分館付近の項及び石見公民館長見分館敷地の項から石見公民館宇津井分館敷地の項までの規定中「公民館」を「まちづくりセンター」に改め、同部マリン交流センター敷地の項中「マリン交流センター」を「長浜まちづくりセンター」に、「熱田町 1448 番地 18」を「熱田町 1441 番地 18」に改め、同部周布公民館敷地の項、大麻公民館敷地の項、美川公民館西分館敷地の項、美川公民館敷地の項及び国府公民館敷地の項、同表（金城自治区）の部久佐公民館付近の項並びに同表（三隅自治区）の部岡見公民館敷地の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

別表第 2 3 陸上移動局の部ウ 可搬用無線機の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市生活路線バス条例の一部改正)

9 浜田市生活路線バス条例（平成 19 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三隅路線の部地区連絡線の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市立図書館条例の一部改正)

10 浜田市立図書館条例（平成 25 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表浜田市立弥栄図書館の項中「弥栄町木都賀イ 528 番地 1」を「弥栄町木都賀イ 526 番地 4」に改める。

第 3 条第 8 号中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正)

11 浜田市美川西ふれあいセンター条例（平成 17 年浜田市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とする。

第 5 条、第 6 条及び第 10 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

12 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の浜田市美川西ふれあいセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の浜田市美川西ふれあいセンター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(旧浜田市農業構造改善センター条例の設置目的の承継)

13 美川まちづくりセンターについては、浜田市農業構造改善センター条例を廃止する条例（平成22年浜田市条例第10号）の規定による廃止前の浜田市農業構造改善センター条例の設置の目的を承継するものとする。

○浜田市まちづくりセンター条例施行規則

令和2年12月18日 規則第57号

浜田市まちづくりセンター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（分館の設置）

第2条 条例第2条第2項の規定により、次の分館を設置する。

名称	位置
石見まちづくりセンター 細谷分館	浜田市三階町2130番地1
石見まちづくりセンター 長見分館	浜田市長見町956番地2
石見まちづくりセンター 後野分館	浜田市後野町779番地2
石見まちづくりセンター 佐野分館	浜田市佐野町イ337番地1
石見まちづくりセンター 宇津井分館	浜田市宇津井町529番地
美川まちづくりセンター 東分館	浜田市鍋石町530番地3
美川まちづくりセンター 西分館	浜田市田橋町494番地2
国府まちづくりセンター 宇野分館	浜田市宇野町281番地3
国府まちづくりセンター 有福分館	浜田市下有福町20番地1

（使用許可の申請）

第3条 条例第8条第1項又は第10条の規定により浜田市まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の使用の許可又は特別の設備等の使用の許可を受けようとする者（以下「使用許可申請者」という。）は、まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書（様式第1号。以下「使用許可兼減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（使用許可）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、許可の可否を決定し、許可したときは、まちづくりセンター使用許可兼使用料減免決定通知書（様式第2号。以下「使用許可兼減免決定通知書」という。）を使用許可申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更）

第5条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするときは、使用許可兼減免決定通知書を添えて、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の許可をしたときは、当該使用許可兼使用料減免決定通知書に変更に係る事項を記載して返付するものとする。

（使用の取消し）

第6条 使用者は、使用開始前に施設等の使用の取消しをしようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、別表に掲げるとおりとする。

2 条例第13条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、使用許可兼減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、減免の可否を決定し、減免申請者に使用許可兼減免決定通知書により通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第14条ただし書の規定により既に納付した使用料（以下「既納使用料」という。）を還付することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害又は使用者の責めに帰さない理由により、使用できなくなったとき 当該既納使用料の全額

(2) 使用者が、使用開始のときまでに使用の取消しについて市長の承認を得たとき 当該既納使用料の全額

(3) 使用者が、使用の許可の変更について市長の許可を受けた場合において、変更後の使用的許可に係る使用料の額に対し、既納使用料に過納金が生じたとき 当該過納金の額
(損傷等の届出)

第9条 条例第16条の届出は、まちづくりセンター損傷紛失等届（様式第3号）によるものとする。

(係員の立入り)

第10条 まちづくりセンターの係員は、施設等の管理上必要があるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者及びその関係者に必要な指示をすることができる。

(使用に係る事故の責任)

第11条 施設等の使用に係る事故については、使用者がその責めを負うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(浜田市弥栄老人福祉センター条例施行規則及び浜田市老人憩いの家条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 浜田市弥栄老人福祉センター条例施行規則（平成17年浜田市規則第99号）

(2) 浜田市老人憩いの家条例施行規則（平成17年浜田市規則第108号）

別表（第7条関係）

区分	減免の額
(1) 市が主催し、共催し、又は後援する事業のために使用するとき。	使用料の全額
(2) 市民等が協働のまちづくり又は社会教育若しくは生涯学習の推進に資する使用をするとき（営利を目的とする市民等が、物品を販売し、又は実費を超えて参加料等を徴収するときを除く。）。	
(3) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校（大学院及び短期大学を含む。）、同法第124条の専修学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設の活動として使用するとき。	
(4) その他市長が特別な理由があると認めるとき。	その都度市長が定める額

備考 この表において「市民等」とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内に所在する団体をいう。

○浜田市総合振興計画審議会条例

平成18年浜田市条例第6号

(目的及び設置)

第1条 浜田市の総合振興計画に関し必要な調査審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、総合振興計画に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成22年3月26日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月19日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

総合振興計画審議会構成一覧

区分	団体
(1) 譲見者	島根県立大学
(2) 関係行政機関の委員及び職員	浜田市教育委員会教育委員
(3) 公共的団体の代表	浜田商工会議所 石央商工会 浜田金融会 浜田市社会福祉協議会 島根県農業協同組合いわみ中央地区本部 漁業協同組合 J Fしまね浜田支所 一般社団法人浜田青年会議所 浜田女性ネットワーク 連合浜田地区会議 浜田圏域自立支援協議会 浜田市P T A連合会
(4) その他市長が特に必要と認める者	浜田地域協議会 金城地域協議会 旭地域協議会 弥栄地域協議会 三隅地域協議会 N P O法人浜田おやこ劇場 石見ケーブルテレビジョン株式会社 協働のまちづくり検討部会 若者会議 公募委員

浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市協働のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）に関し必要な調査審議を行うため、浜田市総合振興計画審議会の下部組織として浜田市協働のまちづくり検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及びその進捗管理に関する事項
- (2) 浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）第2条に規定するまちづくりセンターの検証に関する事項

(組織)

第3条 部会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 浜田市地域協議会の代表（各地域1人）
- (4) 地区まちづくり推進委員会の代表（各地域1人）
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事務が完了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が会議に出席した場合は、報償費にあっては浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員に定める額、実費弁償にあっては同条例第5条の規定の例により支給する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、地域活動支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

協働のまちづくり検討部会構成一覧

区分	団体
(1) 識見者	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会
(2) 関係行政機関の委員及び職員	浜田市社会教育委員の会
	浜田市まちづくりセンター合同連絡会
(3) 地域協議会の代表	浜田地域協議会
	金城地域協議会
	旭地域協議会
	弥栄地域協議会
	三隅地域協議会
(4) 地区まちづくり推進委員会の代表	後野町まちづくり推進委員会
	今福地区まちづくり委員会
	市木地区まちづくり推進委員会
	弥栄のみらい創造会議
	三隅地域まちづくり会議

浜田市総合振興計画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	区分	役職	氏名	推薦団体等・職名
1	識見者	会長	林 秀司	島根県立大学教授
2	関係行政機関の委員及び職員	副会長	花 田 香	浜田市教育委員会教育委員
3	公共的団体の代表	委員	櫛 山 陽介	浜田商工会議所会頭
4		委員	田 中 昌 昭	石央商工会会長
5		委員	上 野 康	浜田金融会会长
6		委員	中 島 良二	浜田市社会福祉協議会会长
7		委員	岡 本 恭 吉	島根県農業協同組合いわみ中央地区本部常農経済部長
8		委員	金 坂 敏 弘	漁業協同組合 J Fしまね浜田支所運営委員長
9		委員	森 脇 翼	一般社団法人浜田青年会議所理事長
10		委員	奥 野 恵	浜田女性ネットワーク
11		委員	永 田 静 香	連合浜田地区会議
12		委員	阪 田 健 瞬	浜田圏域自立支援協議会会长
13		委員	佐々木 貴 子	浜田市P T A連合会顧問
14	その他市長が特に必要と認める者	委員	村 井 栄 美 子	浜田地域協議会会长
15		委員	宮 本 美 保 子	金城地域協議会委員
16		委員	岡 山 令 子	旭地域協議会副会長
17		委員	徳 田 マスエ	弥栄地域協議会会长
18		委員	石 田 義 生	三隅地域協議会会长
19		委員	大 草 明 美	N P O 法人浜田おやこ劇場事務局長
20		委員	岡 村 実 恵	石見ケーブルテレビジョン(株)業務部編成課長
21		委員	長 畑 実	協働のまちづくり検討部会会长
22		委員	半 田 浩 一 郎	若者会議
23		委員	大 草 千 聖	公募委員(市民委員会)
24		委員	曾 根 葉 子	公募委員(市民委員会)
25		委員	川 神 宙 杜	公募委員(市民委員会)

[任期／令和3年7月19日～令和7年3月31日]

浜田市総合振興計画審議会 協働のまちづくり検討部会委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	区分	推薦団体等・職名	役職	氏名	備考
1	識見者	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会	会長	長畠 実	部会長
2	関係行政機関の委員及び職員	浜田市社会教育委員の会	会長	富金原 完	副部会長
3		浜田市まちづくりセンター合同連絡会	副会長	原田 和義	
4	地域協議会の代表	浜田地域協議会	会長	村井 栄美子	
5		金城地域協議会	委員	宮本 美保子	
6		旭地域協議会	副会長	岡山 令子	
7		弥栄地域協議会	会長	徳田 マスエ	
8		三隅地域協議会	会長	石田 義生	
9	地区まちづくり推進委員会の代表	後野町まちづくり推進委員会	会長	虫谷 昭則	
10		今福地区まちづくり委員会	会長	岩崎 敏	
11		市木地区まちづくり推進委員会	会長	徳川 博	
12		弥栄のみらい創造会議	会長	石橋 正夫	
13		三隅地域まちづくり会議	会長	齋藤 正美	

〔任期〕 令和3年7月19日～令和7年3月31日

浜田市協働のまちづくり推進計画の策定経過

時期	会議	市民・議会の意見聴取等
令和3年 7月	19日 総合振興計画審議会 19日 第1回検討部会	
8月	11日 第2回検討部会 31日 第3回検討部会	
9月	9日 第4回検討部会	
10月		市民等・市職員意識調査
11月	18日 第5回検討部会	
12月	16日 第6回検討部会 21日 総合振興計画審議会	8日 市議会への方針説明 27日 パブリックコメント実施 (12月27日～1月31日)
令和4年 1月		地域協議会への説明(14日旭、18日弥栄) ※浜田、金城、三隅地域は、コロナの影響により延期 26日 議会総務文教委員会への説明
2月	10日 第7回検討部会 22日 総合振興計画審議会	7日 議会全員協議会への説明

地区まちづくり推進委員会の設立状況

令和4年2月1日現在

地域	まちづくりセンター		団体名称（行政区順）	所属町内数 ※1②	団体 設立日※2	設立年度	世帯数 ※3	組織率 (②/①)
No.	地区	町内数 ①						
浜田	浜田	120	1 外ノ浦・松原まちづくり推進委員会	9	令和元年9月28日	令和元年度	388	30.0%
			2 殿町まちづくり委員会	8	令和元年6月27日	令和元年度	499	
			3 田町まちづくり推進委員会	7	平成28年6月10日	平成28年度	211	
			4 えびす新町まちづくり推進委員会	6	平成28年6月13日	平成28年度	111	
			5 片庭連合会	6	令和3年6月5日	令和3年度	230	
	石見	101	6 浜田市長沢町まちづくり推進委員会	18	平成23年5月21日	平成23年度	1,701	66.3%
			7 みはし地域まちづくりネットワーク	33	平成25年8月28日	平成25年度	2,189	
			8 後野町まちづくり推進委員会	8	平成28年4月23日	平成28年度	168	
			9 佐野・宇津井地区まちづくり推進委員会	8	平成25年5月1日	平成25年度	160	
3 長浜	28	10 長浜地区まちづくり推進委員会	28	平成23年4月17日	平成23年度	2,543	100.0%	
4 周布	36	11 周布地区まちづくり推進委員会	36	令和3年6月27日	令和3年度	2,294	100.0%	
5 大麻	3	12 大麻地区まちづくり推進委員会 ※4	3	平成21年9月18日	平成21年度	125	100.0%	
6 美川	27	13 美川地区まちづくりネットワーク	27	平成22年4月1日	平成22年度	840	100.0%	
7 国府	国府	42	14 上府町まちづくり推進委員会	7	平成24年4月1日	平成24年度	569	100.0%
			15 久代地区まちづくり推進委員会	4	平成28年6月4日	平成28年度	163	
			16 とうがねまちづくり推進委員会	11	令和元年6月29日	令和元年度	792	
			17 国分の里まちづくりネットワーク	3	平成29年4月23日	平成29年度	171	
			18 下府町まちづくり推進委員会	9	平成25年4月1日	平成25年度	685	
			19 宇野町・下有福町・大金町まちづくり推進委員会	8	平成26年9月27日	平成26年度	278	
357 まちづくりセンター 7地区 地区まちづくり推進委員会 19団体			239				14,117	66.9%
金城	8 久佐	8	20 久佐地区まちづくり振興会	8	平成23年11月1日	平成23年度	147	100.0%
	9 今福	9	21 今福地区まちづくり委員会	9	平成23年7月12日	平成23年度	225	100.0%
	10 美又	8	22 美又湯気の里づくり委員会	8	平成23年6月21日	平成23年度	143	100.0%
	11 雲城	23	23 雲城まちづくり委員会	23	平成23年6月23日	平成23年度	1,059	100.0%
	12 波佐	16	24 波佐まちづくり委員会	16	令和3年4月13日	令和3年度	222	100.0%
	13 小国	6	25 小国まちづくり委員会	6	令和3年4月25日	令和3年度	88	100.0%
70 まちづくりセンター 6地区 地区まちづくり推進委員会 6団体			70				1,884	100.0%
旭	14 今市	24	26 今市地区まちづくり推進委員会	24	平成21年7月3日	平成21年度	680	100.0%
	15 木田	10	27 木田まち自治会	10	平成22年8月26日	平成22年度	124	100.0%
	16 和田	10	28 和田地区まちづくり推進委員会	10	平成22年4月25日	平成22年度	240	100.0%
	17 都川	4	29 都川地区まちづくり推進委員会	4	平成23年5月30日	平成23年度	122	100.0%
	18 市木	7	30 市木地区まちづくり推進委員会	7	平成23年3月26日	平成22年度	131	100.0%
55 まちづくりセンター 5地区 地区まちづくり推進委員会 5団体			55				1,297	100.0%
弥栄	19 安城	32	31 弥栄のみらい創造会議	32	令和3年4月16日	令和3年度	662	100.0%
	20 杵束		32 まちづくりセンター 2地区 地区まちづくり推進委員会 1団体	32			662	100.0%
三隅	21 岡見	20	32 岡見地区まちづくり推進委員会	20	平成21年3月22日	平成20年度	597	100.0%
	22 三保	15	33 三保地区まちづくり推進委員会	15	平成22年2月24日	平成21年度	798	100.0%
	23 白砂	4	34 白砂まちづくり委員会	4	平成22年4月4日	平成22年度	118	100.0%
	24 三隅	21	35 三隅地区まちづくり推進協議会	21	平成22年3月29日	平成21年度	853	100.0%
	25 黒沢	11	36 黒沢まちづくり委員会	11	平成21年2月15日	平成20年度	120	100.0%
	26 井野	18	37 まちづくり推進委員会INO	18	平成21年4月28日	平成21年度	333	100.0%
89 まちづくりセンター 6地区 地区まちづくり推進委員会 6団体			89				2,819	100.0%
合 計 603 まちづくりセンター 26地区 地区まちづくり推進委員会 37団体			485				20,779	80.4%

※世帯数は、令和3年2月1日時点

NPO法人（特定非営利活動法人）一覧

令和4年2月1日現在

(設立順に掲載)

		条例で定めた活動	連絡・助言・援助	消費者の保護	職業能力・雇用機会	経済活動の活性化	科学技術の振興	情報化社会	子どもの健全育成	男女共同参画社会	人権・平和	国際協力	環境の保全	災害救援	農山漁村・中山間地域	観光	まちづくり	社会教育	保健・医療・福祉
1	NPO法人浜田おやこ劇場	○	○	○				○											○
2	特定非営利活動法人弥栄発生活リハビリネット	○	○	○															○
3	特定非営利活動法人あいの会	○		○														○	○
4	特定非営利活動法人はとぽっぽ	○		○				○											○
5	特定非営利活動法人らんぐ・ざーむ	○		○													○	○	○
6	特定非営利活動法人りべろ	○		○				○											○
7	特定非営利活動法人しまねの風							○										○	○
8	特定非営利活動法人わきあいあい	○	○	○		○		○									○	○	○
9	特定非営利活動法人創作てんからっと	○	○					○	○			○	○	○	○		○		○
10	特定非営利活動法人浜っ子作業所	○																○	○
11	特定非営利活動法人 JAPAN 子宝 MONDE	○	○	○				○								○	○		○
12	特定非営利活動法人B e i n g	○																○	○
13	NPO法人やさか風の里	○		○				○				○							
14	特定非営利活動法人えにしの里	○	○	○				○	○	○	○					○	○	○	○
15	特定非営利活動法人浜田フットサルクラブ	○	○					○	○										○
16	特定非営利活動法人ホースセラピー・サーブ	○	○	○				○											
17	特定非営利活動法人海	○	○	○				○	○	○	○					○	○	○	○
18	特定非営利活動法人浜田ライフセービングクラブ	○	○	○				○	○	○	○					○		○	○
19	特定非営利活動法人かなぎの里山	○	○	○					○							○			
20	特定非営利活動法人浜田自立支援センターウェルチャーム	○	○	○														○	○
21	特定非営利活動法人浜田芸術文化のまちづくり推進協会			○				○											
22	NPO法人美又ゆめエイト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○
23	特定非営利活動法人T e a m R e d . A C	○						○	○		○					○			○
24	NPO法人かなぎアスレチックきんた	○	○					○	○							○			○
25	特定非営利活動法人石州きずなの里	○	○	○					○							○		○	○
26	NPO法人あったかいいねっと	○	○	○				○							○		○	○	○
27	特定非営利活動法人いわみ活性化ネット	○	○					○								○	○	○	○
28	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター	○	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
29	特定非営利活動法人 Green-Light																○	○	

市民等及び市職員の意識調査 結果報告書

令和4年2月

浜田市

1 目次

1	目次	31 頁
2	市民意識調査	32 頁
(1)	調査概要	32 頁
(2)	集計上の留意点	33 頁
(3)	クロスさせる属性別回答者数	33 頁
3	市民意識調査 集計結果	34 頁
(1)	単純集計結果	34 頁
(2)	クロス集計結果	51 頁
ア	居住地域×市民意識調査結果	51 頁
イ	性別×市民意識調査結果	88 頁
4	団体意識調査 集計結果	120 頁
(1)	地区まちづくり推進委員会	120 頁
(2)	町内会・自治会	129 頁
(3)	NPO 法人（特定非営利活動法人）	137 頁
(4)	事業者	148 頁
(5)	高等教育機関	152 頁
5	市職員意識調査 集計結果	155 頁
(1)	調査概要	155 頁
(2)	正規職員	156 頁
(3)	まちづくりセンター職員	166 頁

2 市民等意識調査

(1) 調査概要

市民、各種団体の協働に対する認識、まちづくり活動や社会貢献活動の現状・課題等を把握し、推進計画に反映させることを目的として意識調査を実施しました。

ア 市民意識調査

調査対象者	満15歳以上の市民
調査数	1,500人（住民基本台帳から年代別に無作為抽出）
調査方法	郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答
調査時期	令和3年（2021年）10月4日～10月19日
調査票回収数	547人（回収率36.5%）

イ 団体意識調査

■地区まちづくり推進委員会

調査対象者	地区まちづくり推進委員会
調査数	36団体
調査方法	郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答
調査時期	令和3年（2021年）10月15日～10月27日
調査票回収数	30団体（回収率83.3%）

■町内会・自治会

調査対象者	地区まちづくり推進委員会の構成団体以外の自治会、町内会
調査数	88団体
調査方法	郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答
調査時期	令和3年（2021年）10月15日～10月27日
調査票回収数	69団体（回収率78.4%）

■NPO法人（特定非営利活動法人）

調査対象者	市内に主たる事務所を有するNPO法人（特定非営利活動法人）
調査数	27法人
調査方法	郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答
調査時期	令和3年（2021年）10月15日～10月27日
調査票回収数	17法人（回収率63.0%）

■事業者

調査対象者	・浜田商工会議所 ・JAしまね浜田支店 ・JFしまね浜田支所
調査数	4事業者
調査方法	メールにより調査票を送付 ⇒ オンラインで回答
調査時期	令和3年（2021年）10月15日～10月27日
調査票回収数	3事業者（回収率75.0%）

■高等教育機関

調査対象者	・島根県立大学 ・リハビリテーションカレッジ島根 ・浜田ビューティーカレッジ ・浜田医療センター附属看護学校 ・浜田准看護学校
調査数	5校
調査方法	メールにより調査票を送付 ⇒ オンラインで回答
調査時期	令和3年（2021年）10月15日～10月27日
調査票回収数	5校（回収率100%）

(2) 集計上の留意点

集計に際しての留意点は次のとおりです。

- ア 回答率（割合（%））は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを表記している。このため、合計が 100 にならない場合がある。
- イ 回答者を制限した条件付きの設問について、条件を満たさない者が回答した場合、その回答は無効として取り扱った。
- ウ 複数回答方式の設問における回答率（割合（%））は有効回答者数（無効回答者を除したもの）に対する回答数の割合としている。したがって、回答率の合計は 100 にならない。また、回答数の合計は有効回答者数と一致しない。
- エ クロス集計において、クロスさせる属性が未回答だったものについては、集計していない。

(3) クロスさせる属性別回答者数

市民意識調査について、居住地域別及び男性別によるクロス集計を行いました。クロスさせる属性については次のとおりです。

- ア 居住地域（問 4）

地域	浜田地域	金城地域	旭地域	弥栄地域	三隅地域	(未回答)	合計
回答者数 (人)	408	40	32	11	53	3	547

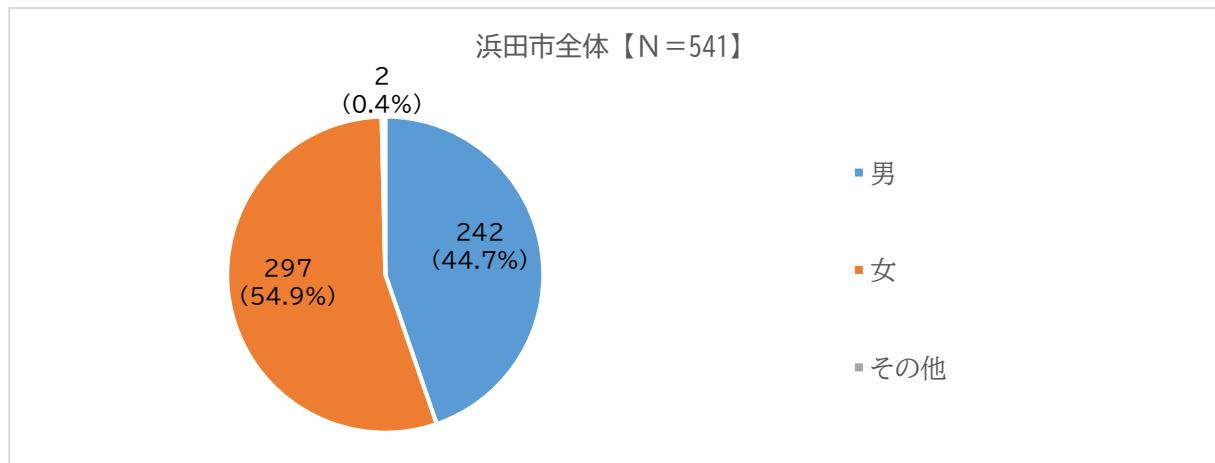
- イ 性別（問 1）

性別	男	女	その他	(未回答)	合計
回答者数 (人)	242	297	2	6	547

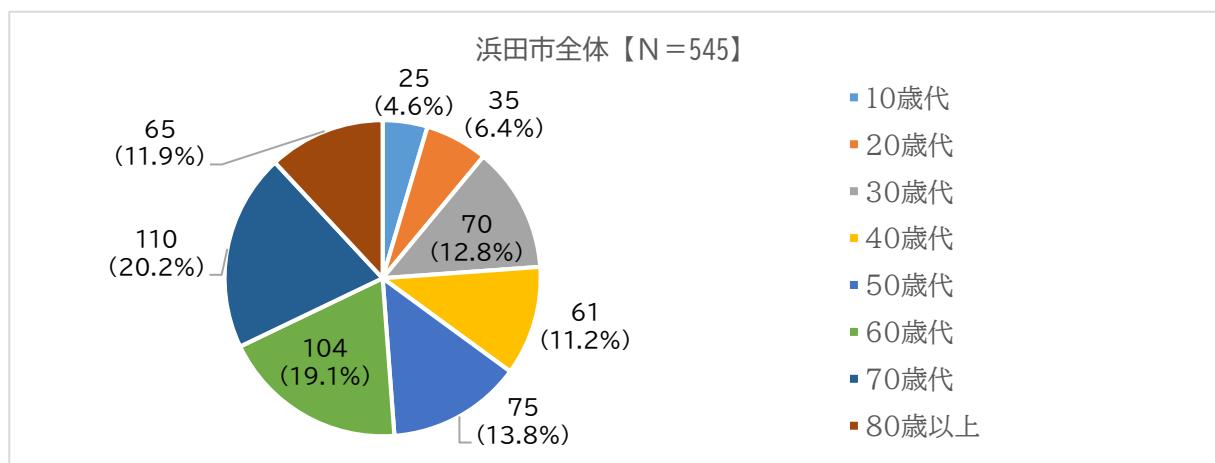
3 市民意識調査 集計結果

(1) 単純集計結果

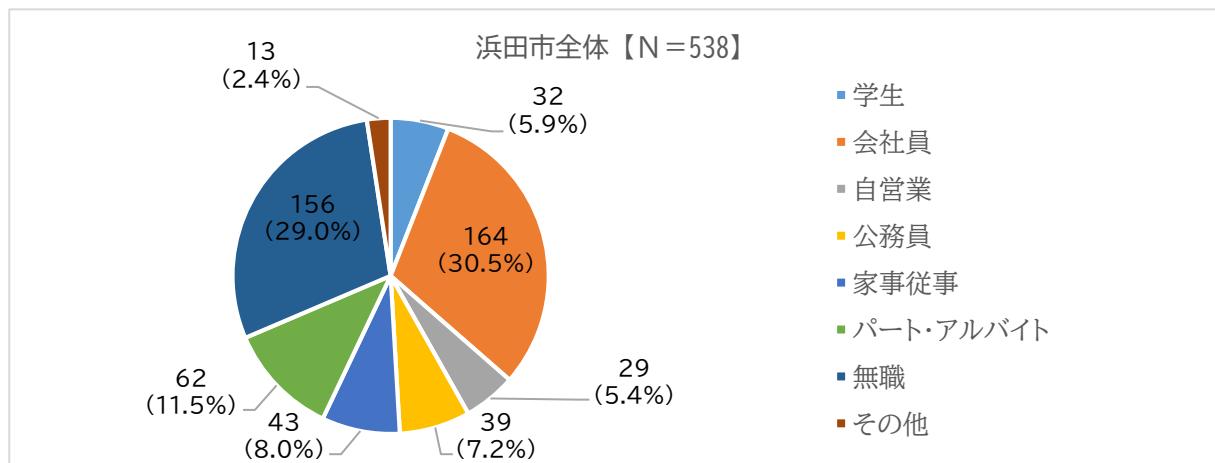
問1 性別を教えてください。(○は1つ)



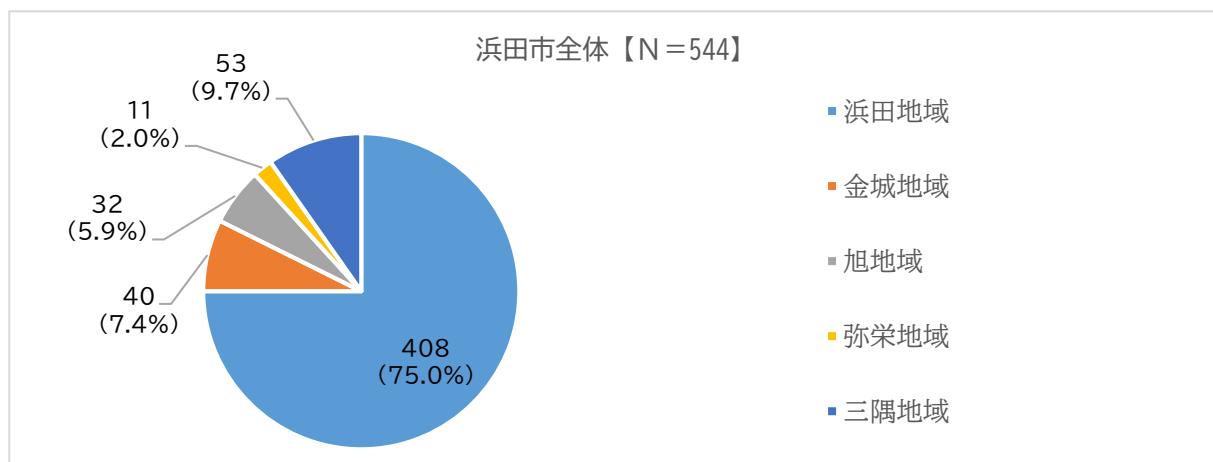
問2 年齢を教えてください。(○は1つ)



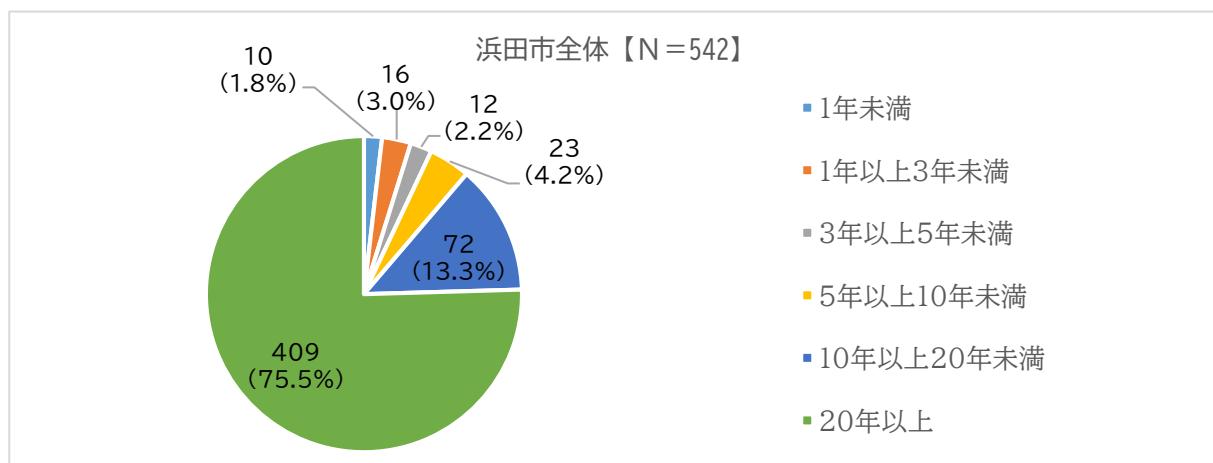
問3 主な職業について教えてください。(○は1つ)



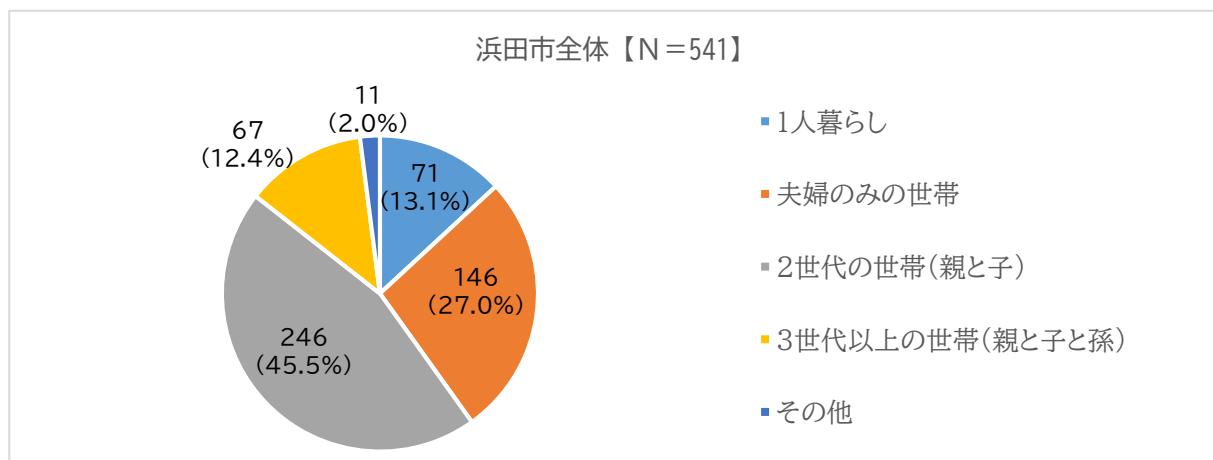
問4 お住まいの地域を教えてください。(○は1つ)



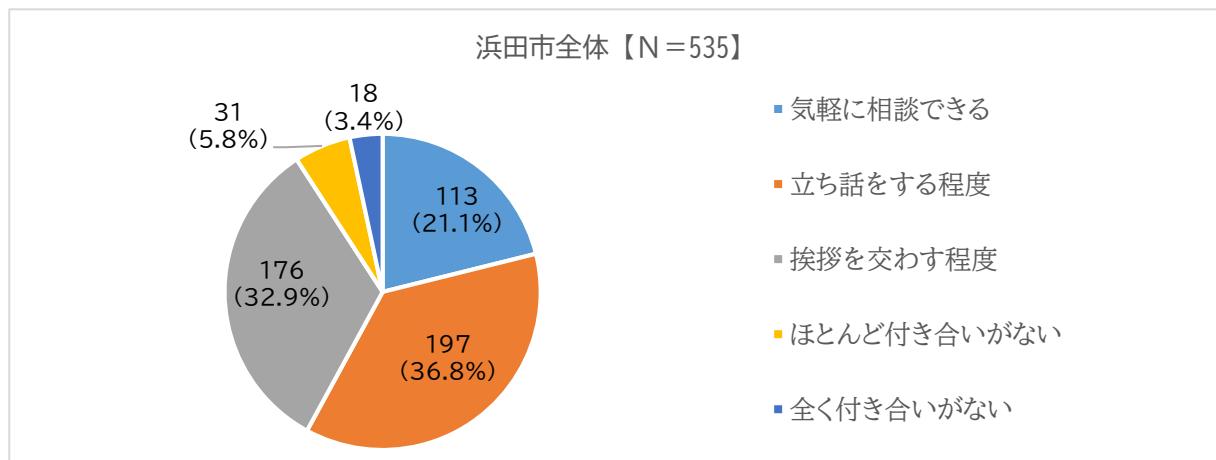
問5 浜田市での居住年数について教えてください。(○は1つ)



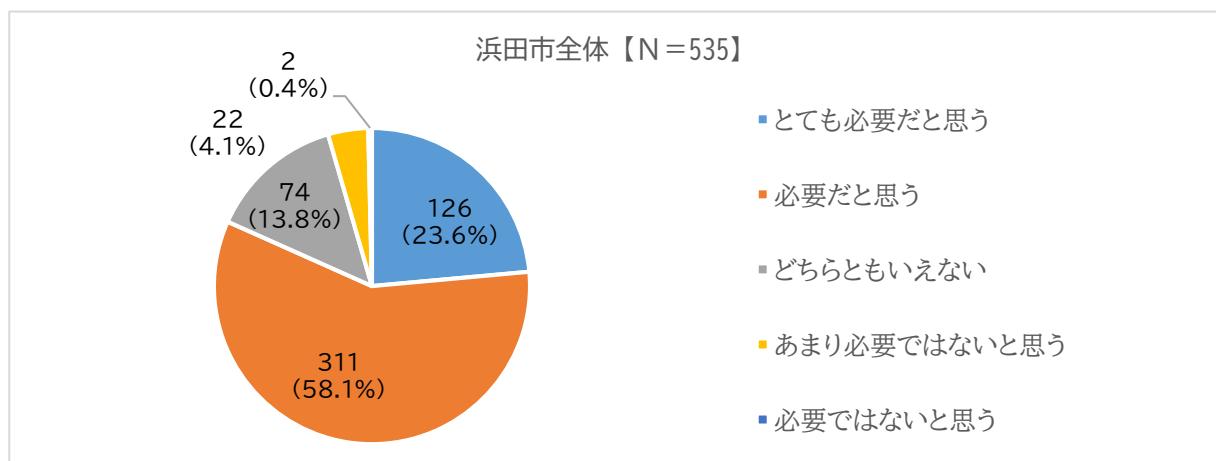
問6 家族構成を教えてください。(○は1つ)



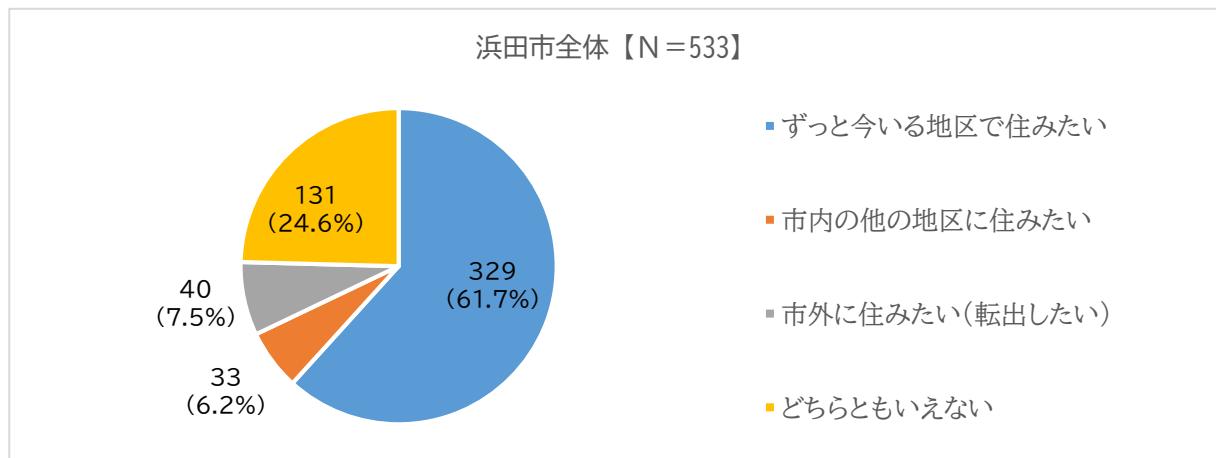
問7 どの程度、ご近所の人とお付き合いがありますか。(○は1つ)



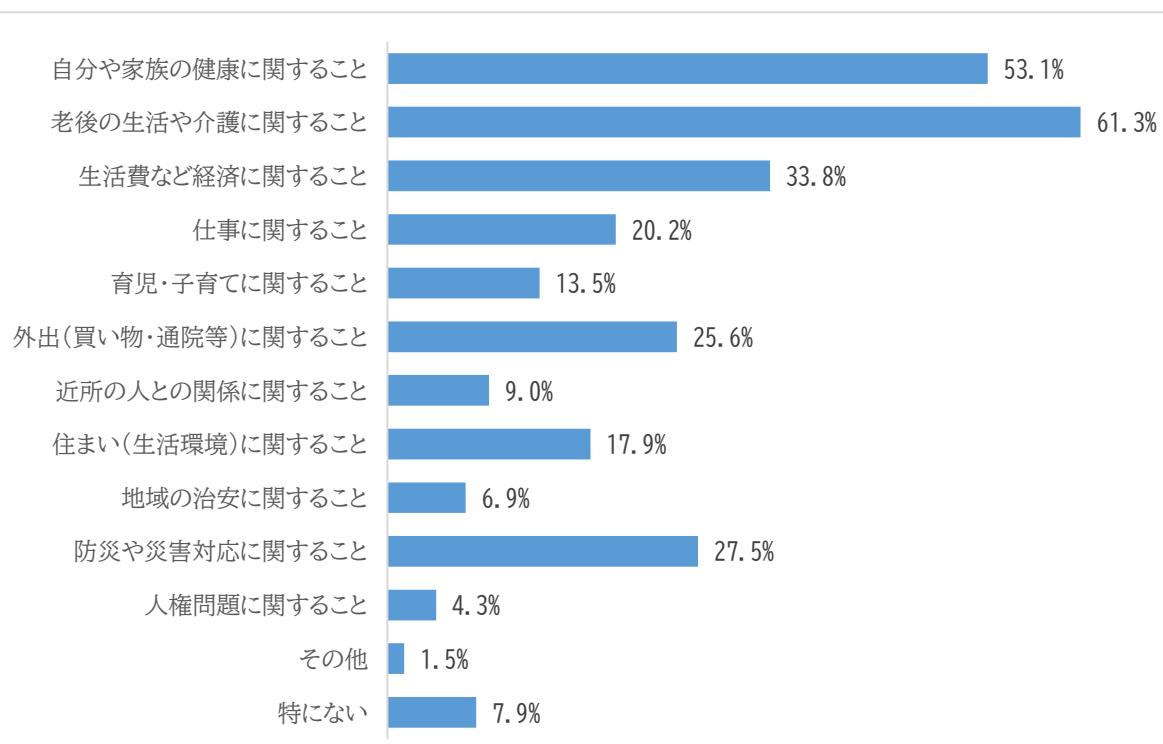
問8 ご近所での「支え合い・助け合い」は日常生活において必要だと思いますか。(○は1つ)



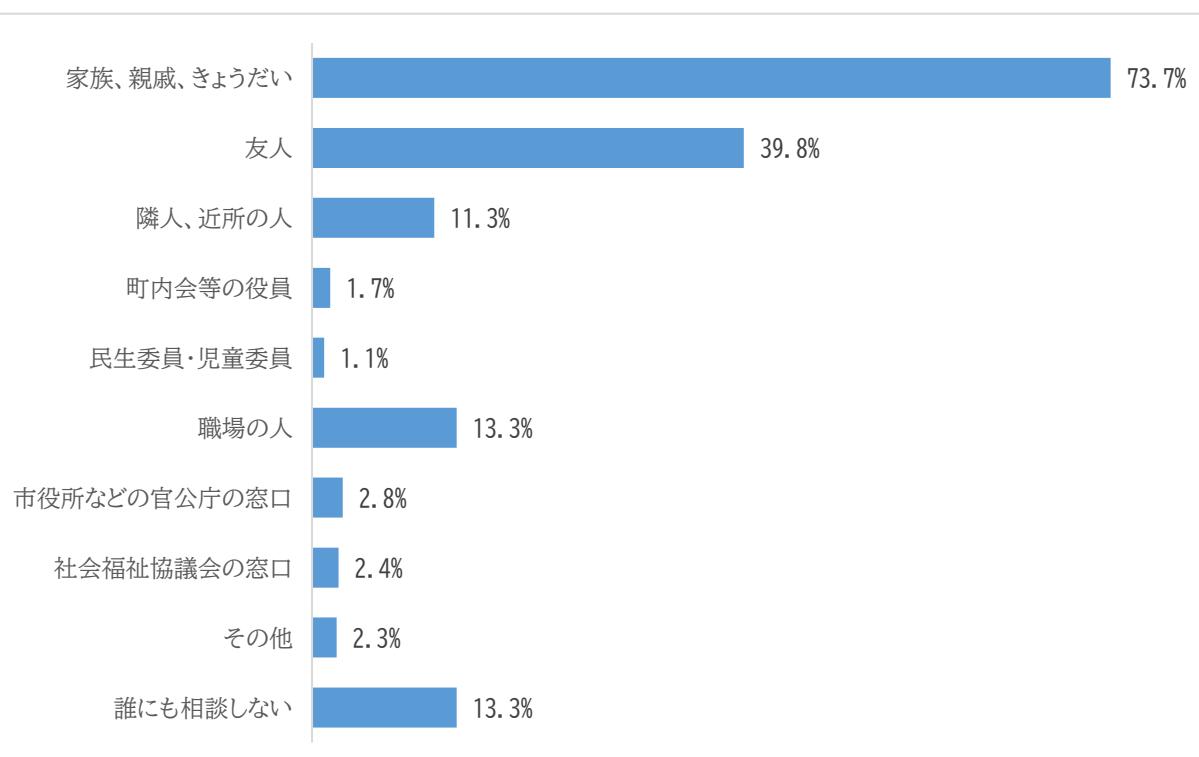
問9 現在お住いの地区に今後も住み続けたいと思いますか。(○は1つ)



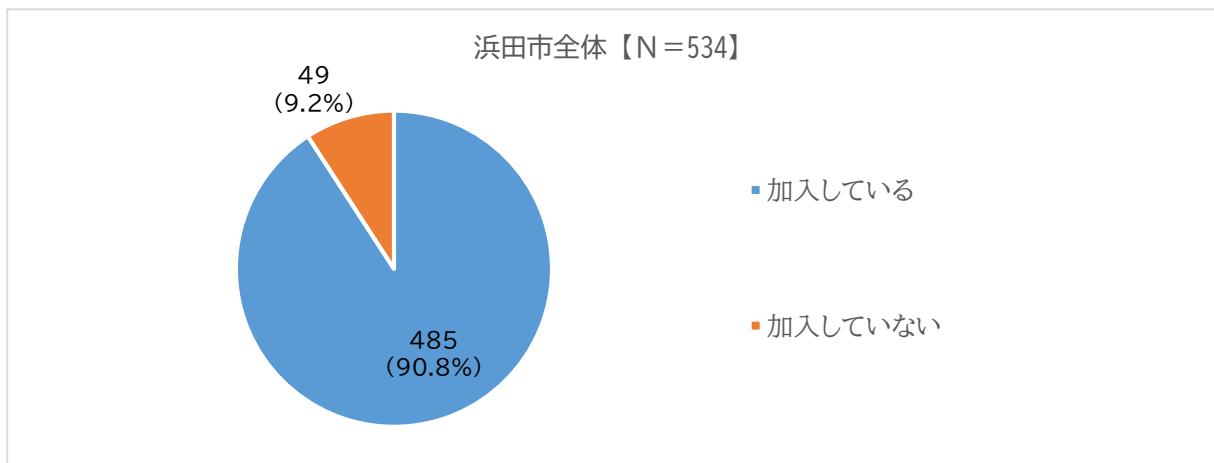
問10 日常生活の中で日頃不安に思っていることはありますか。(○はいくつでも可)



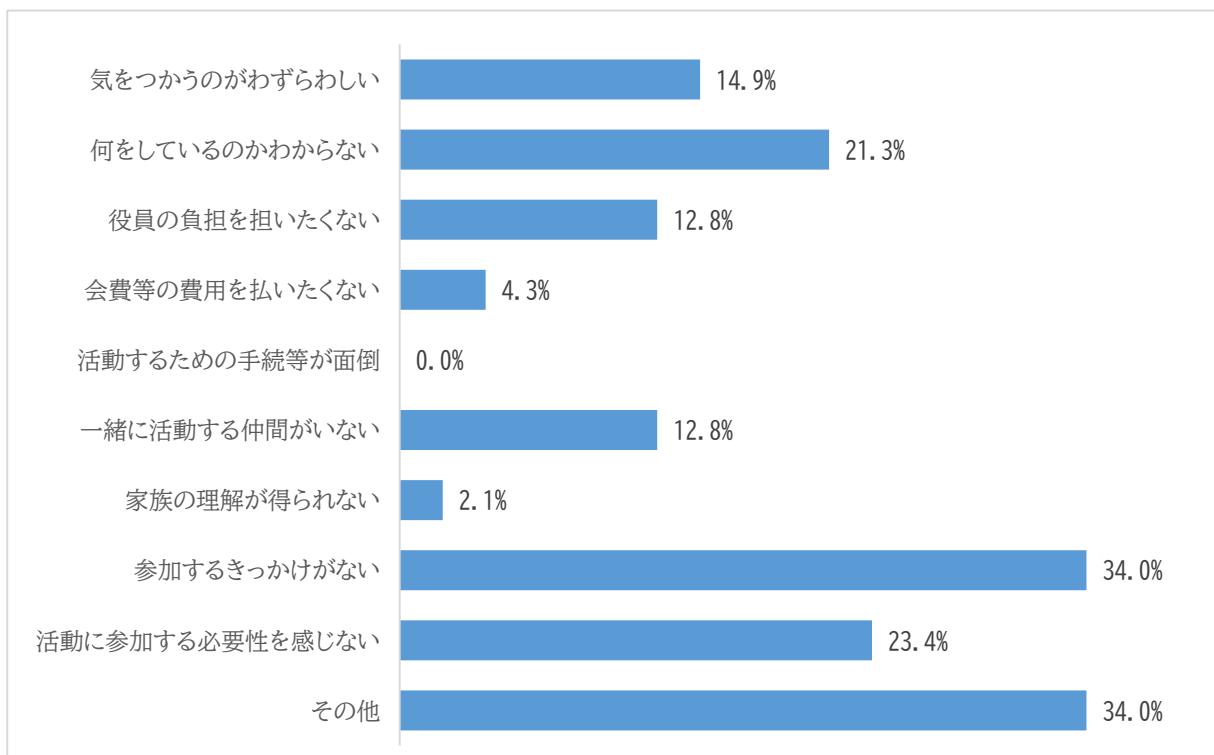
問11 現在、不安や悩みをどなたに、またはどこに相談していますか。(○はいくつでも可)



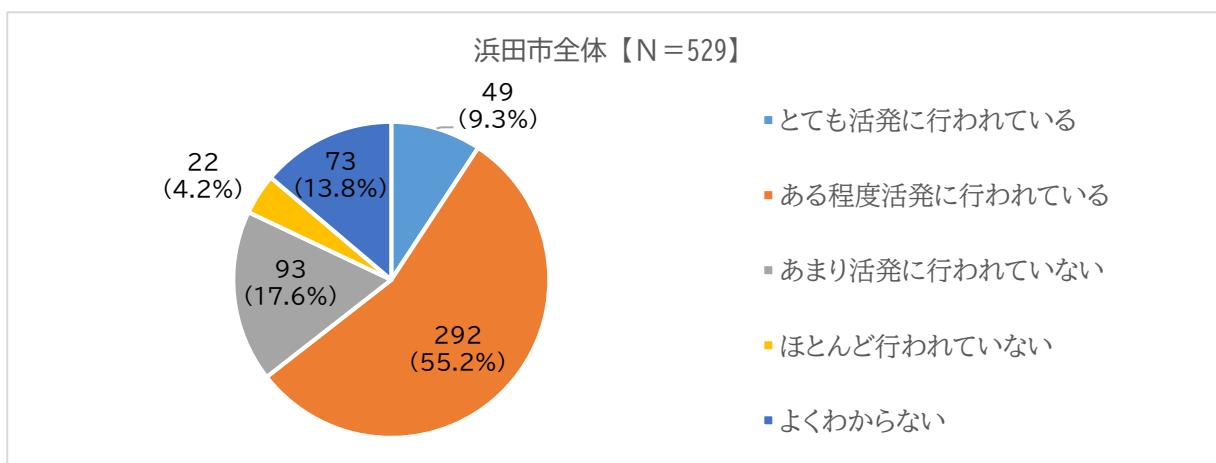
問12 あなた（の世帯）は、町内会等に加入していますか。（○は1つ）



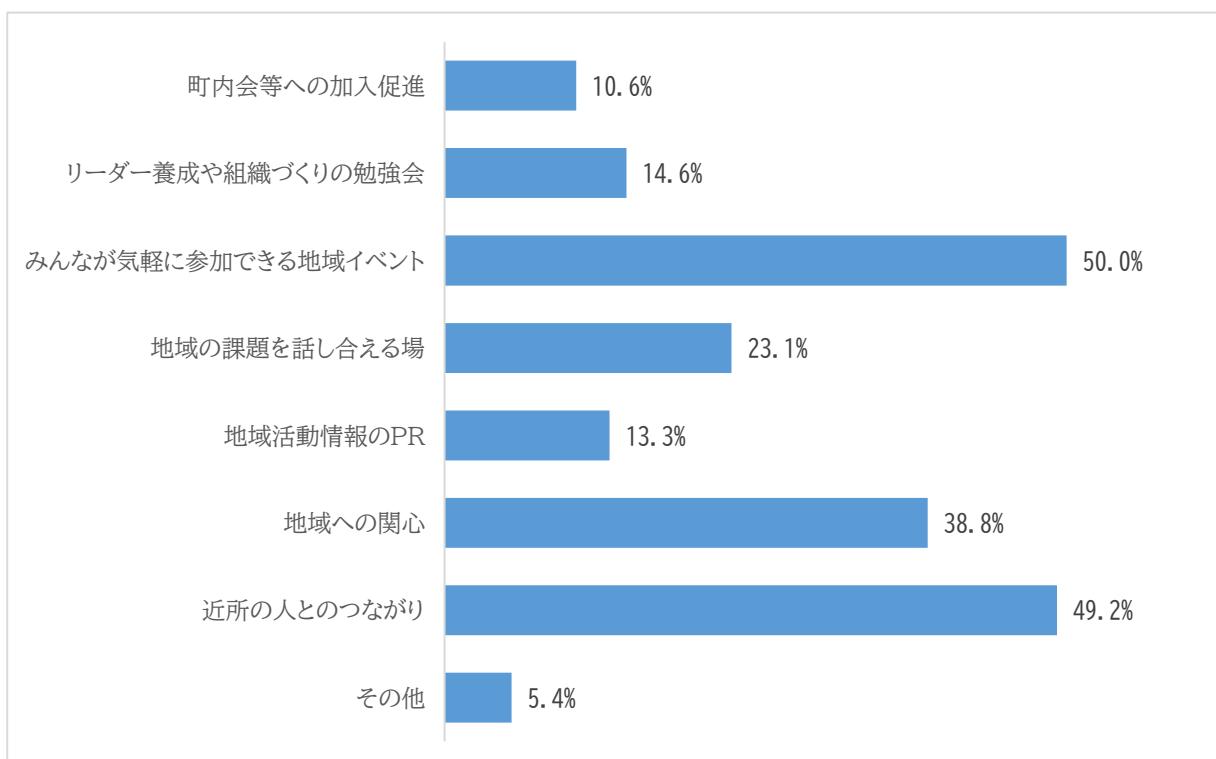
問13 あなた（の世帯）が、町内会等に加入していない理由はどのようなものですか。（○は3つまで）



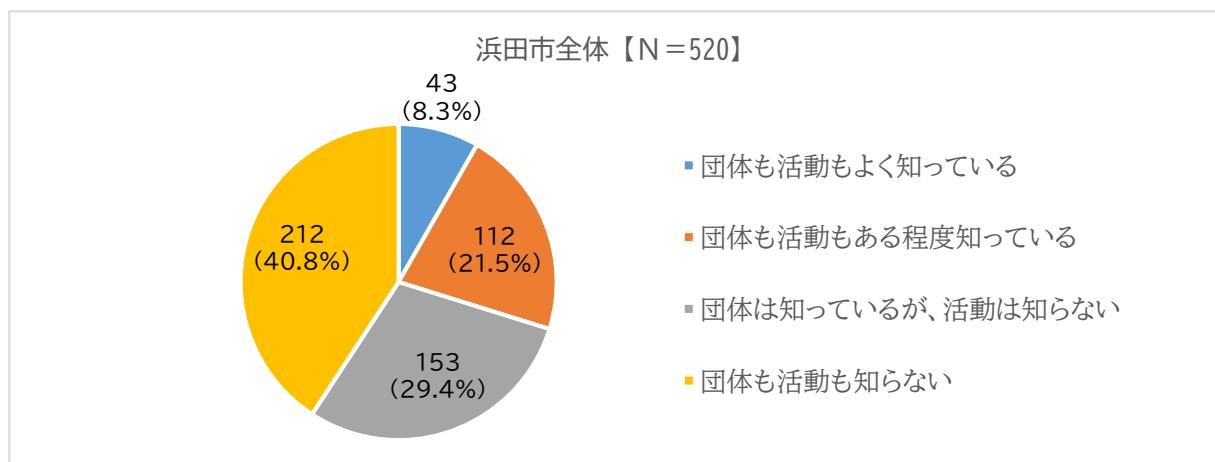
問14 住んでいる地域（問4で選んだ地域）では、地域活動は活発であると思いますか。（○は1つ）



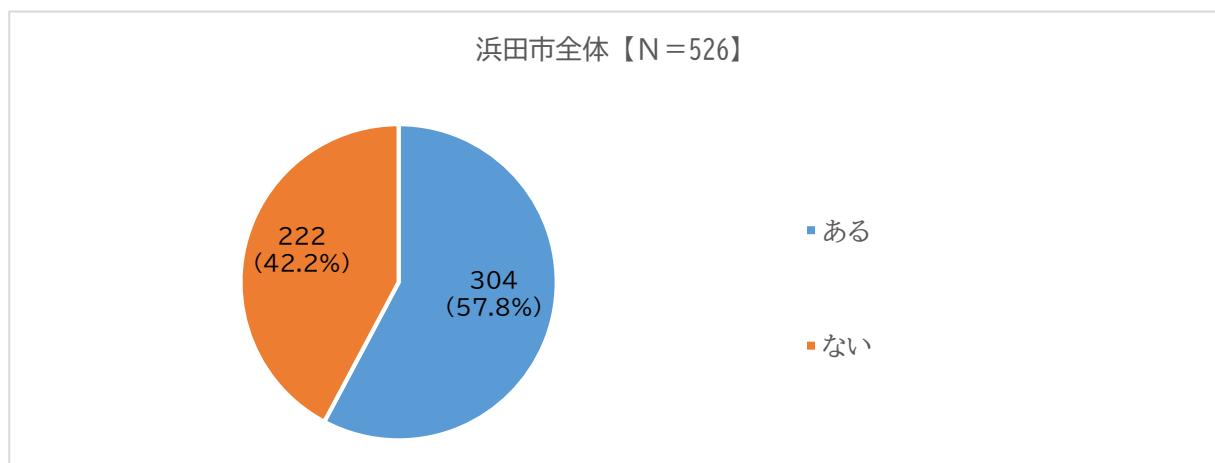
問15 地域活動をより活発にするには、主に何が必要だと思いますか。（○は3つまで）



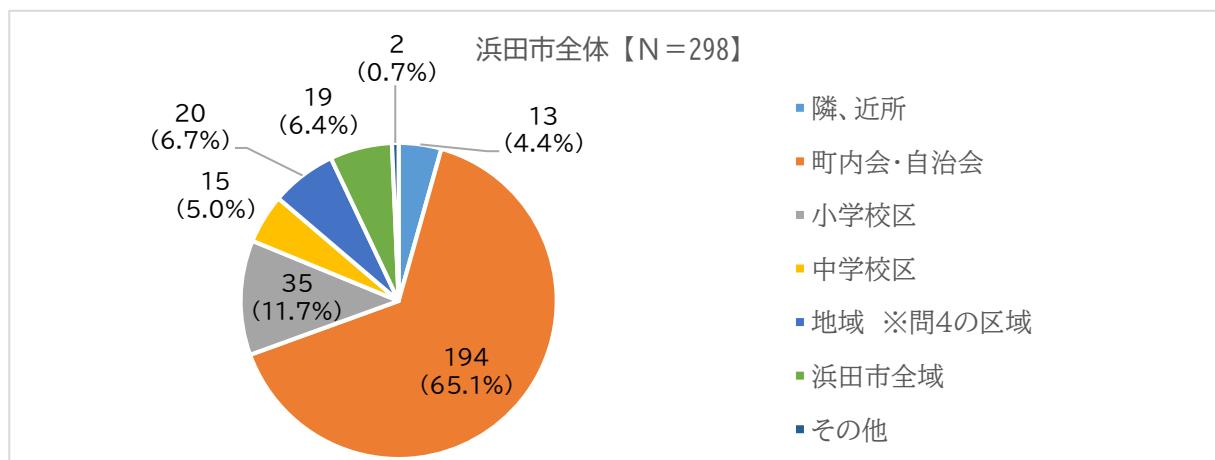
問16 「地区まちづくり推進委員会」という団体とその活動を知っていますか。(○は1つ)



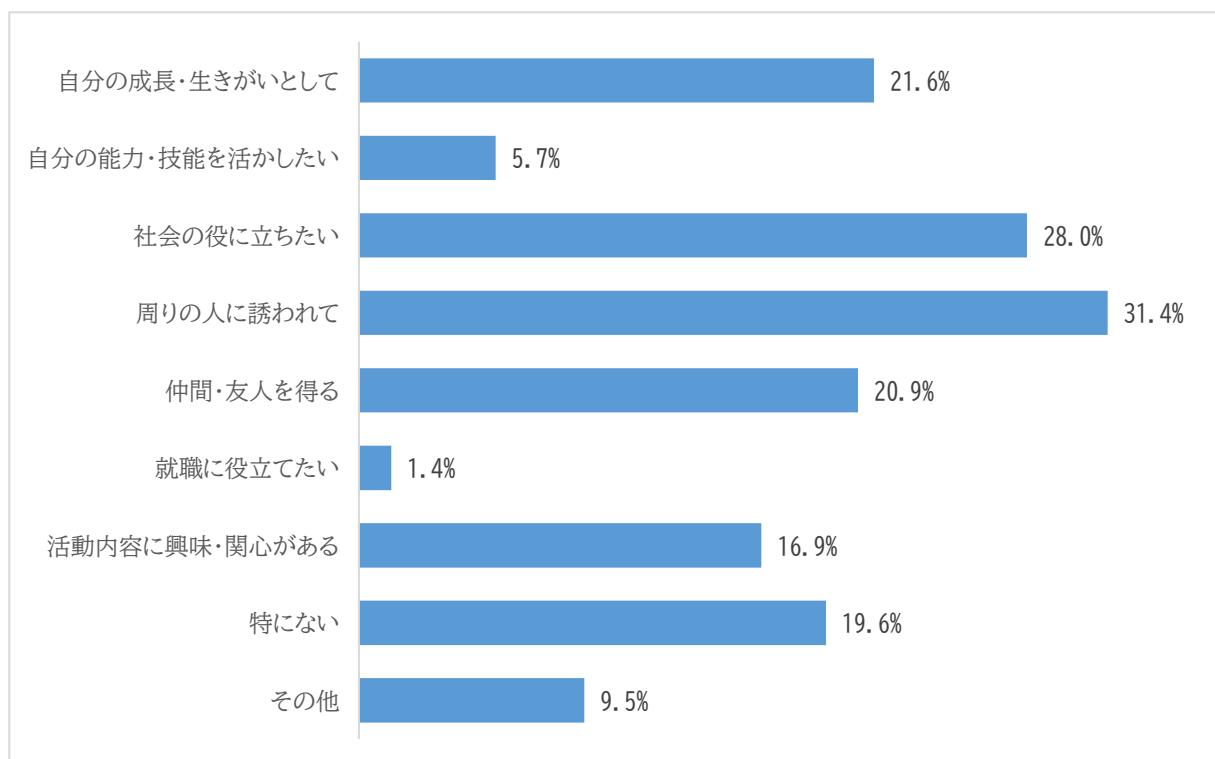
問17 地域活動や市民活動をしたことがありますか。(○は1つ)



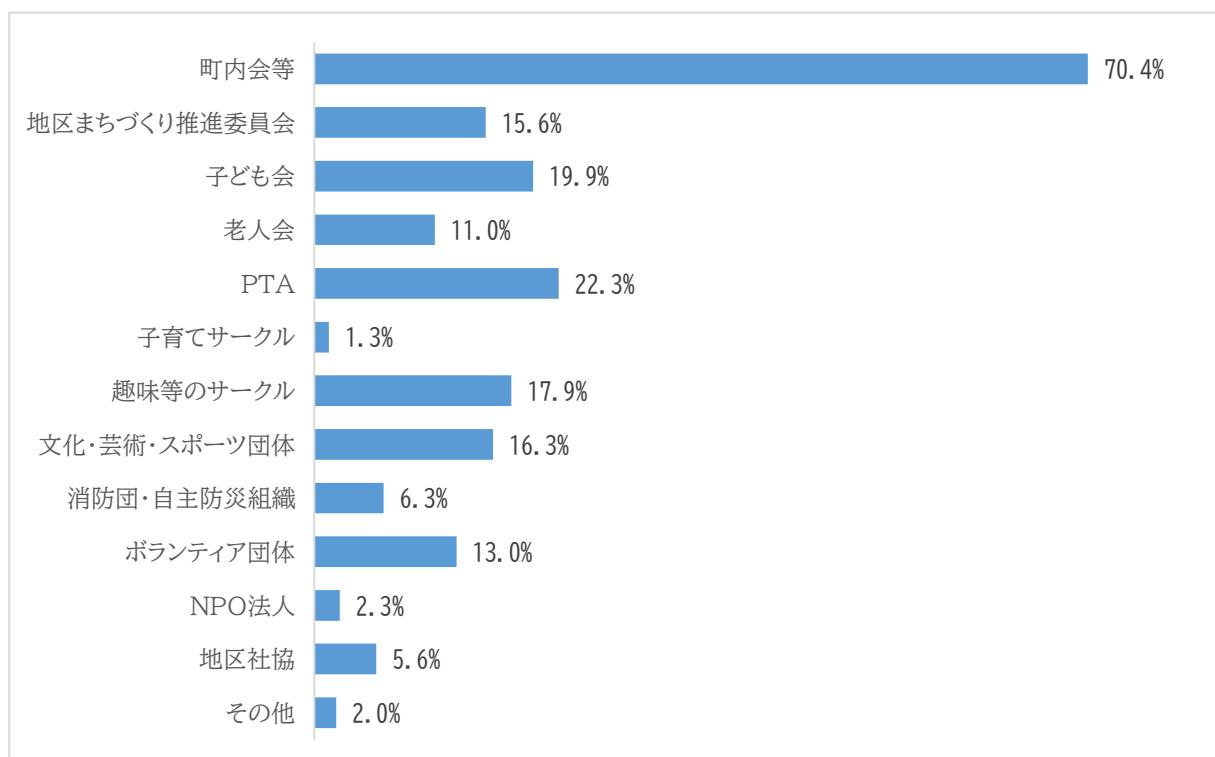
問18 地域活動や市民活動の活動範囲を教えてください。(○は1つ)



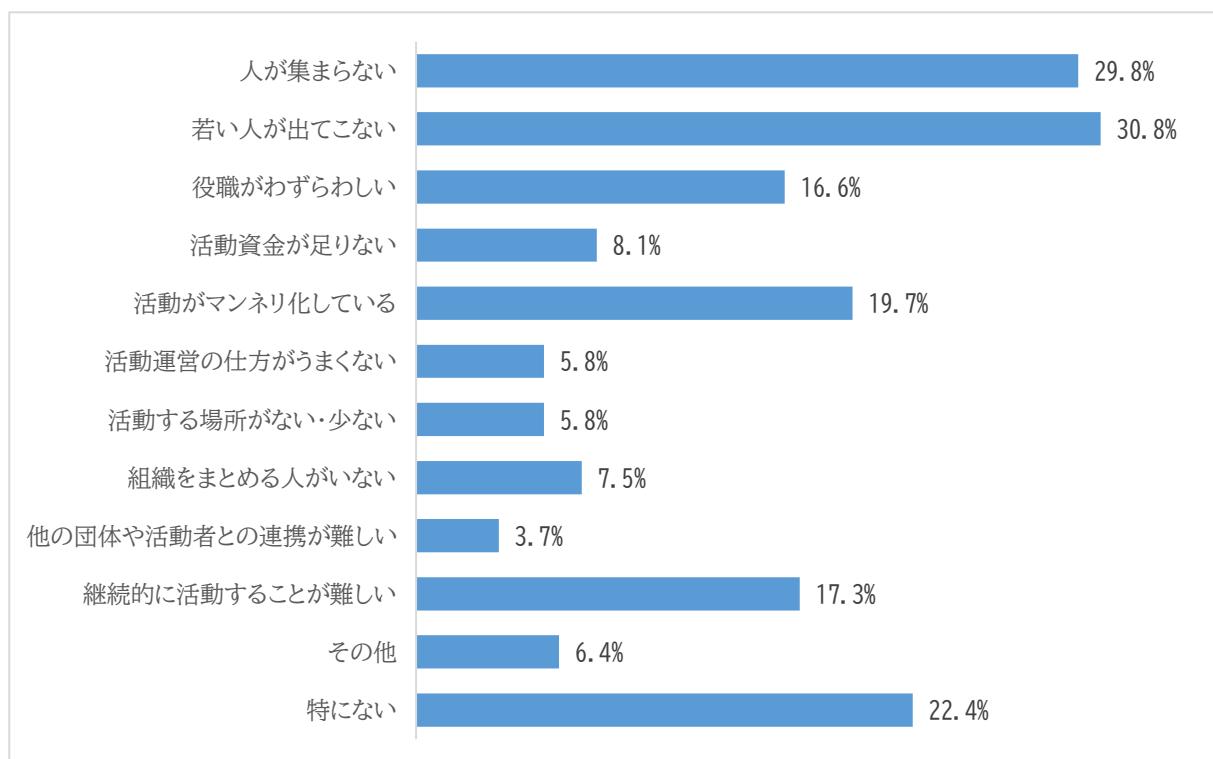
問19 地域活動や市民活動をした（している）動機はどのようなことですか。（○は3つまで）



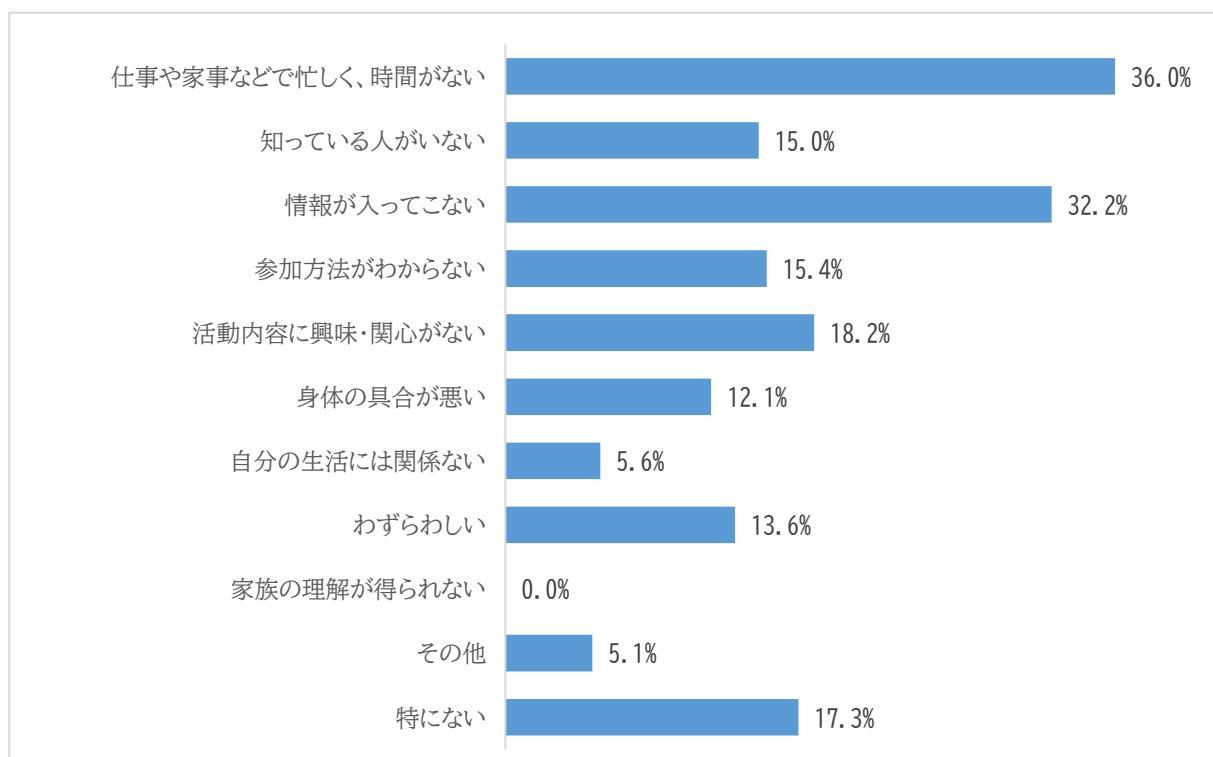
問20 主にどのような活動をしました（しています）か。（○はいくつでも可）



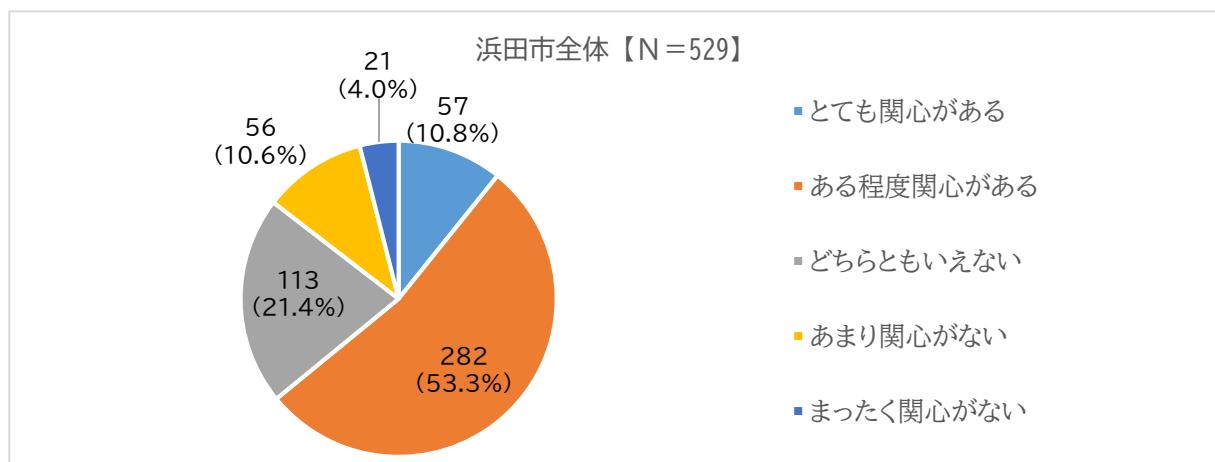
問21 活動の中で特に困ったこと、苦労したことがありますか。(○は3つまで)



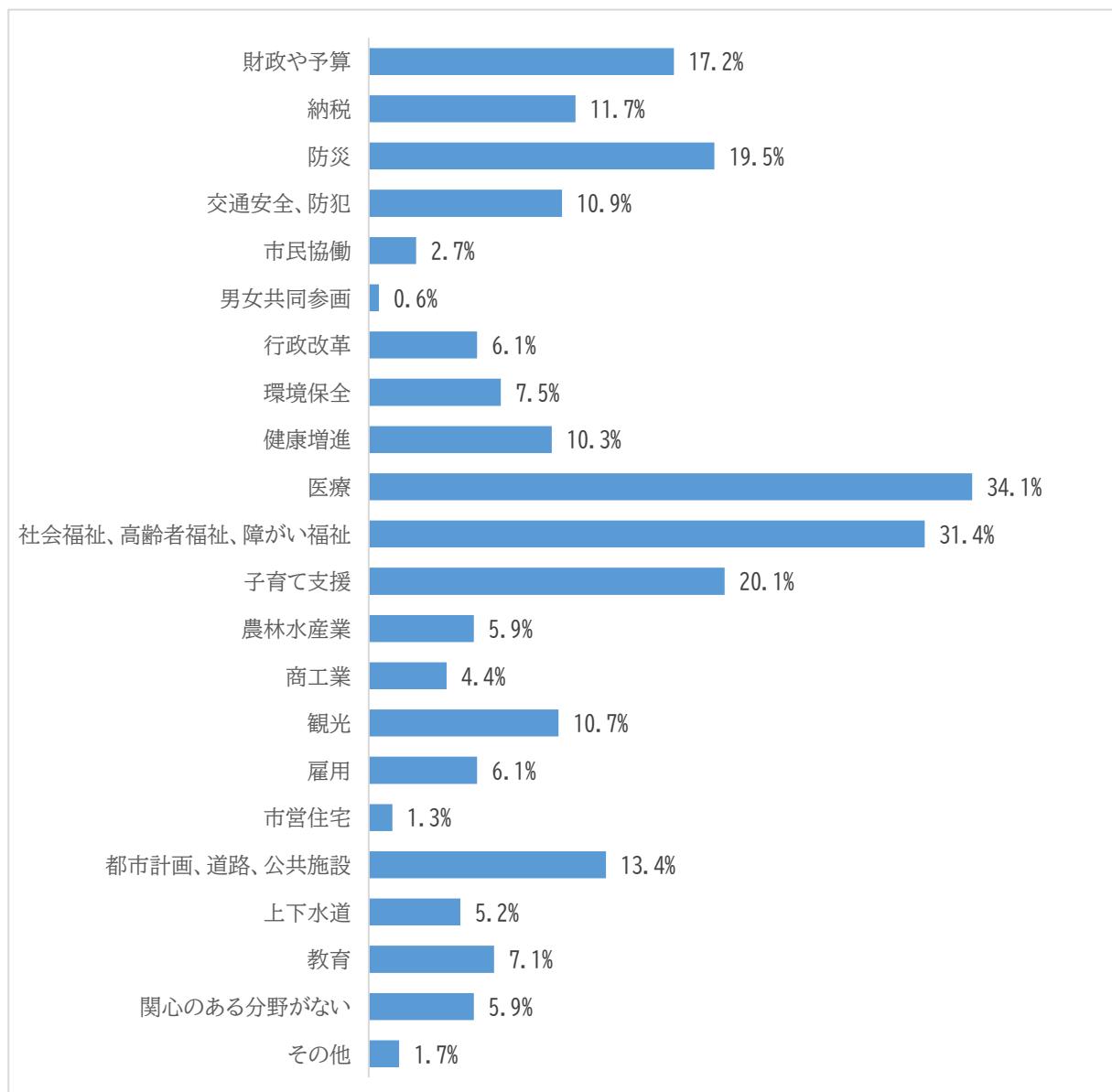
問22 活動したことがない理由は何ですか。(○は3つまで)



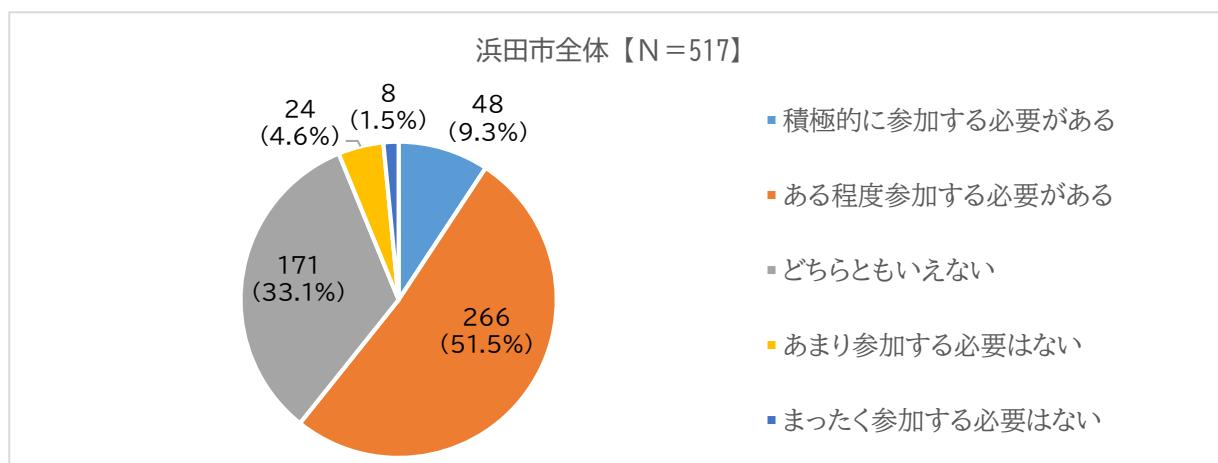
問23 浜田市の市政に関心はありますか。(○は1つ)



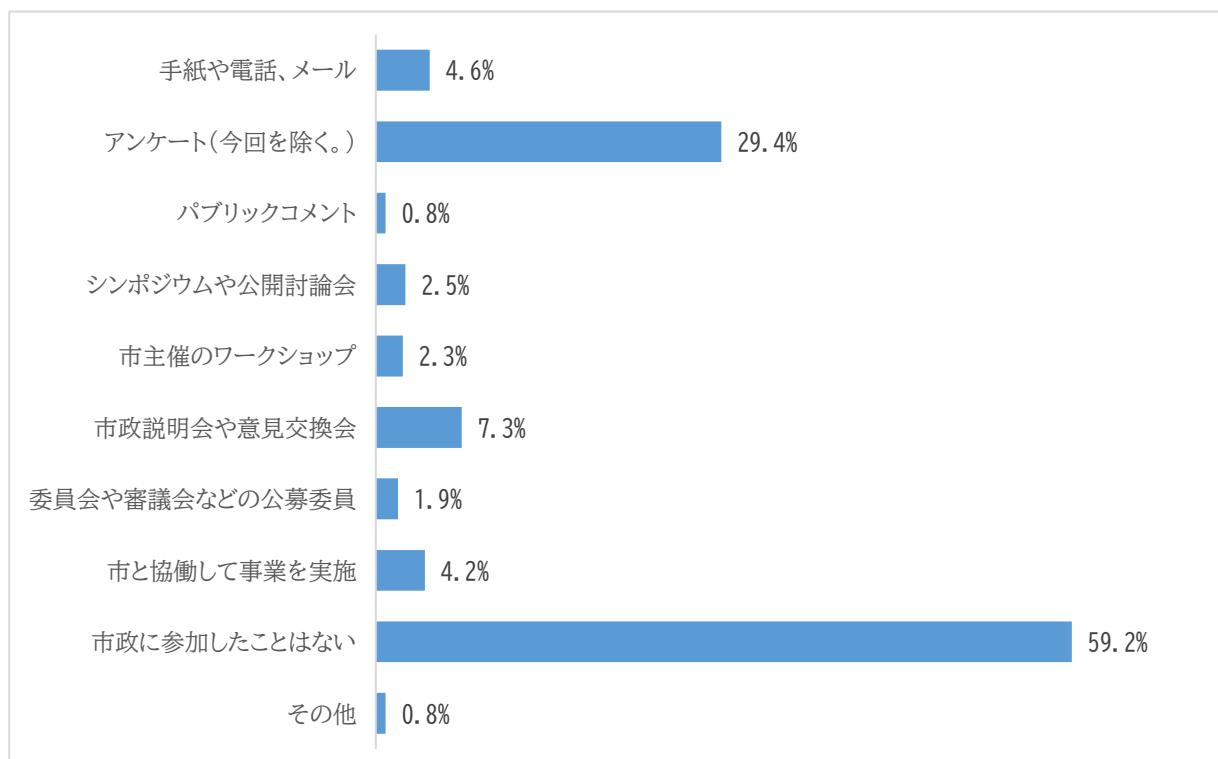
問24 浜田市の市政の中で関心のある分野はどれですか。(○は3つまで)



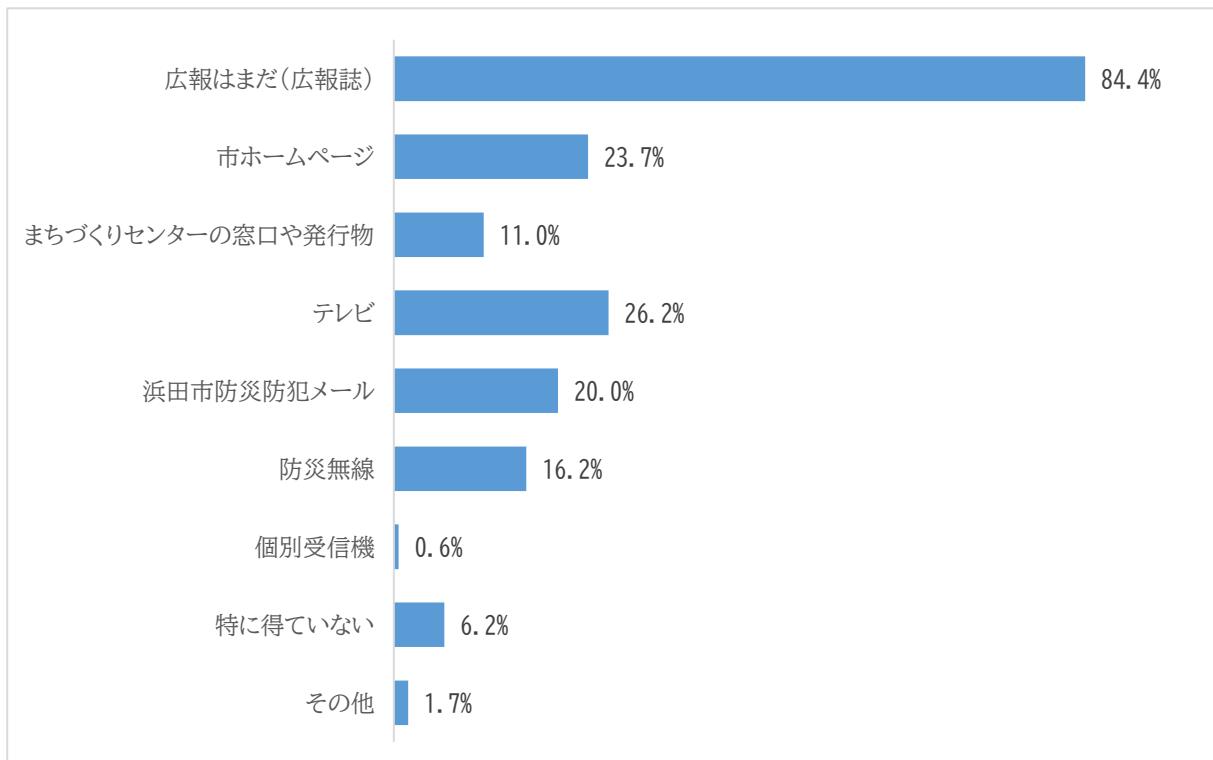
問25 市民が浜田市の政策決定の過程や市が実施する事業・業務（サービス）に参加する必要があると思いますか。（○は1つ）



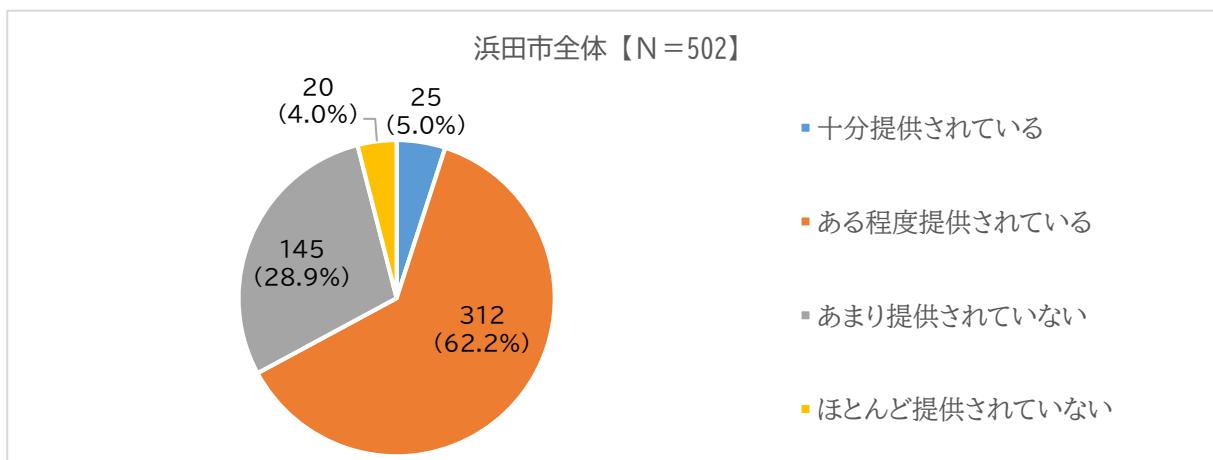
問26 次のうち、これまでに浜田市の市政に参加したことのある方法を教えてください。（○はいくつでも可）



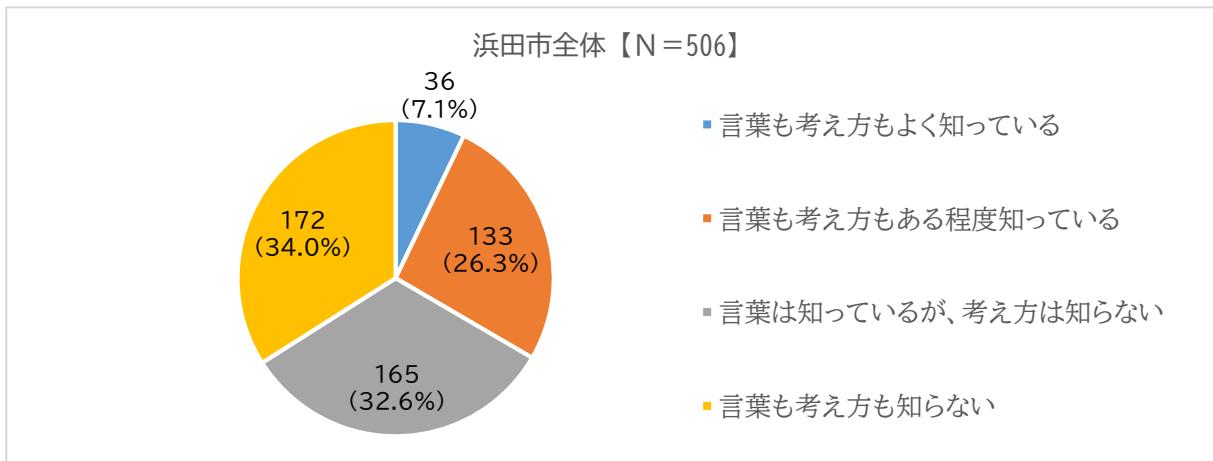
問27 どのような方法で、浜田市からの情報を得ていますか。(○は3つまで)



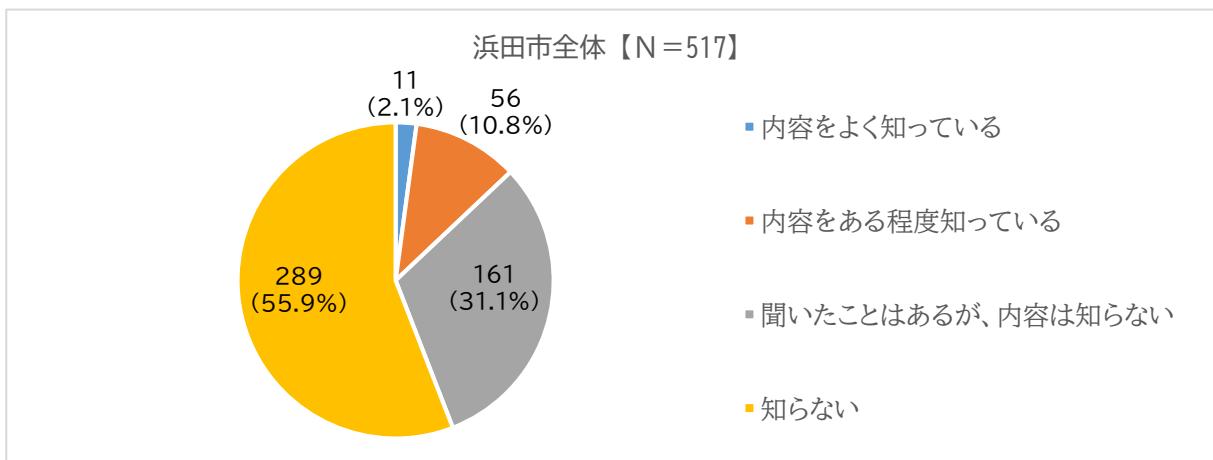
問28 浜田市の市政や市民活動に関する情報について、あなたが欲しい情報、必要とする情報が十分に提供されていると思いますか。(○は1つ)



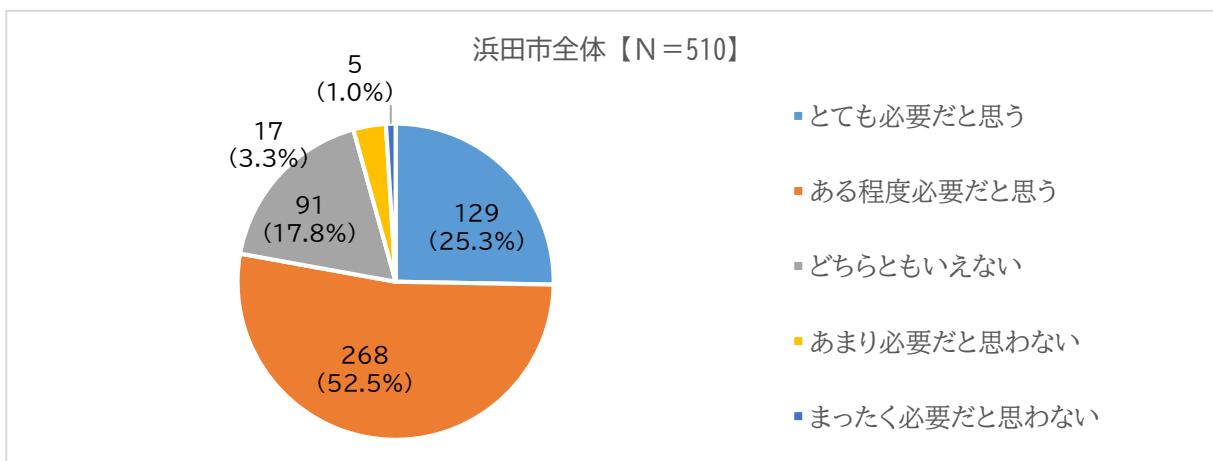
問29 「協働」という言葉や考え方について知っていますか。(○は1つ)



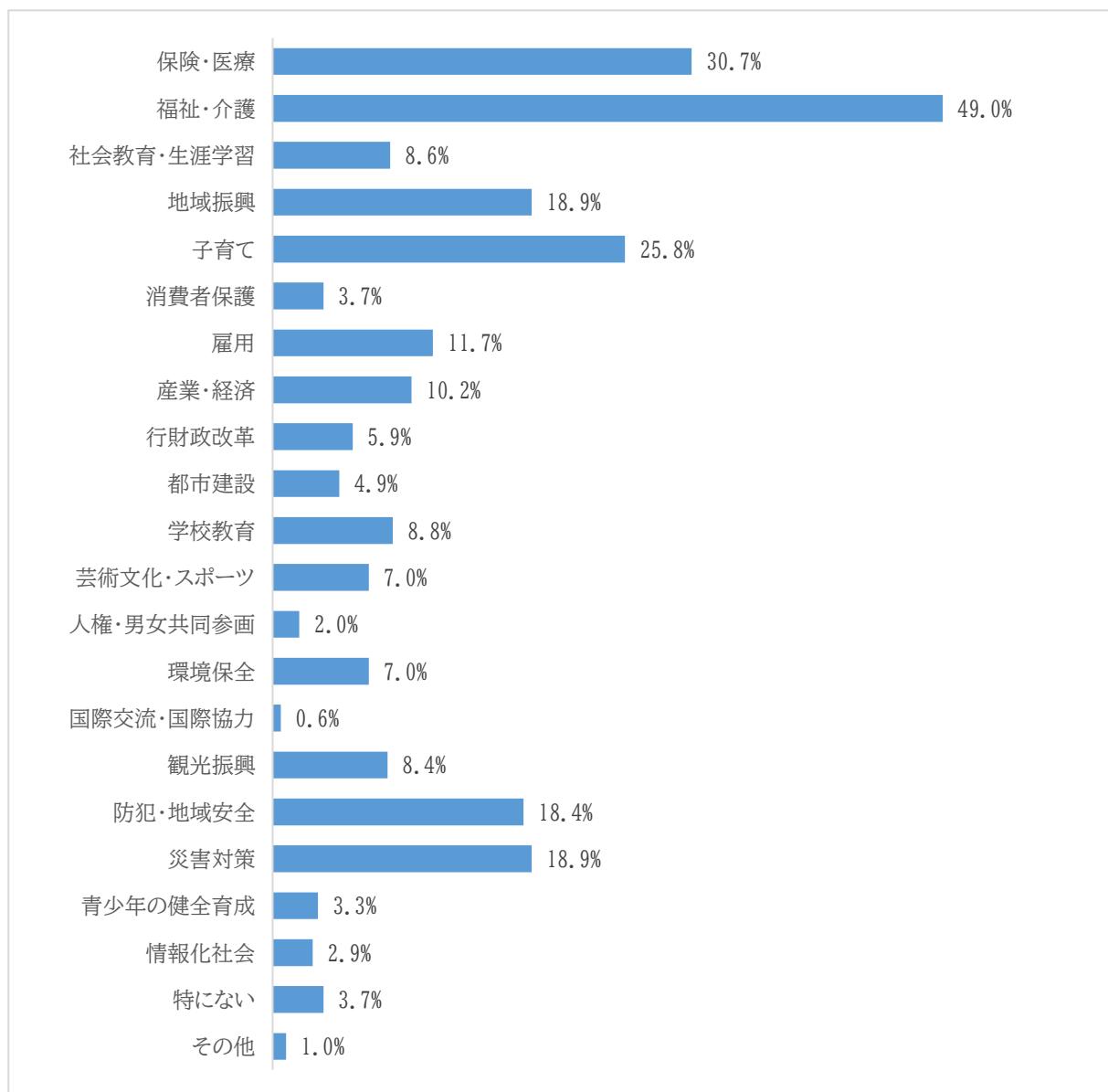
問30 協働のまちづくりの理念や仕組みを定めた「浜田市協働のまちづくり推進条例（令和3年4月1日施行）」について知っていますか。(○は1つ)



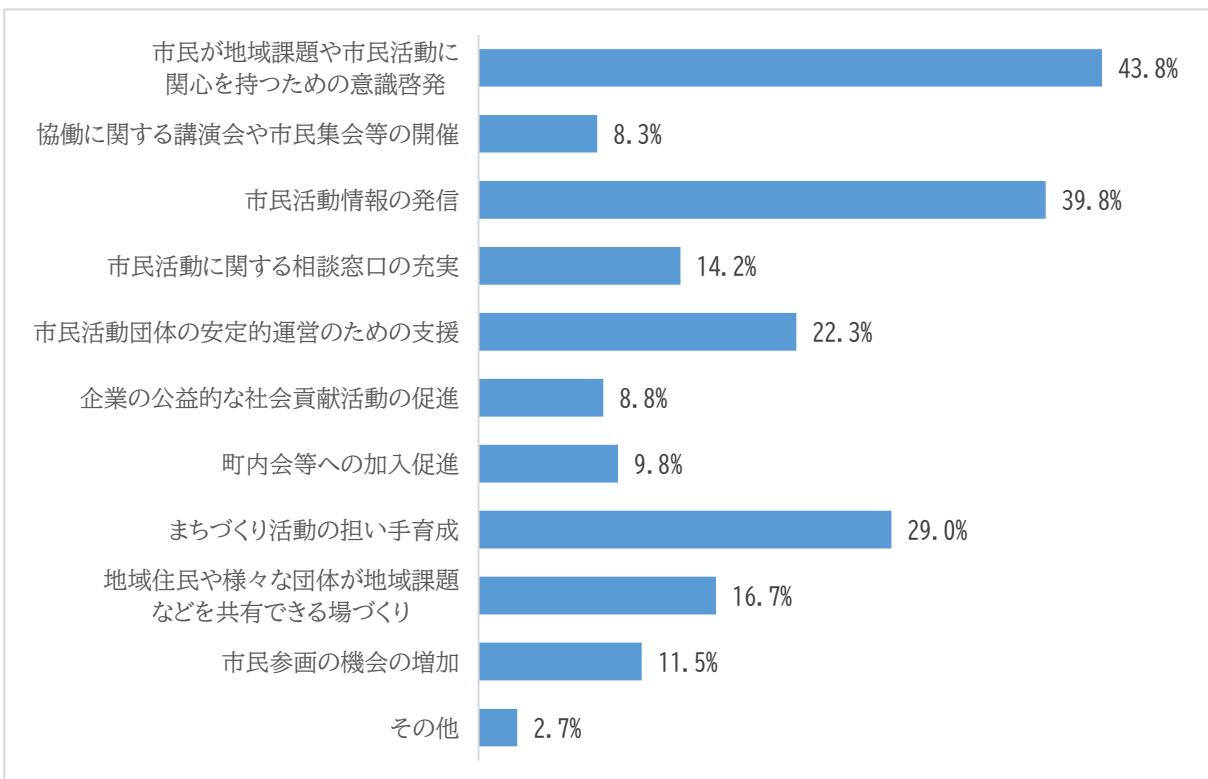
問31 市民と浜田市が「協働のまちづくり」を推進していくことは、必要だと思いますか。(○は1つ)



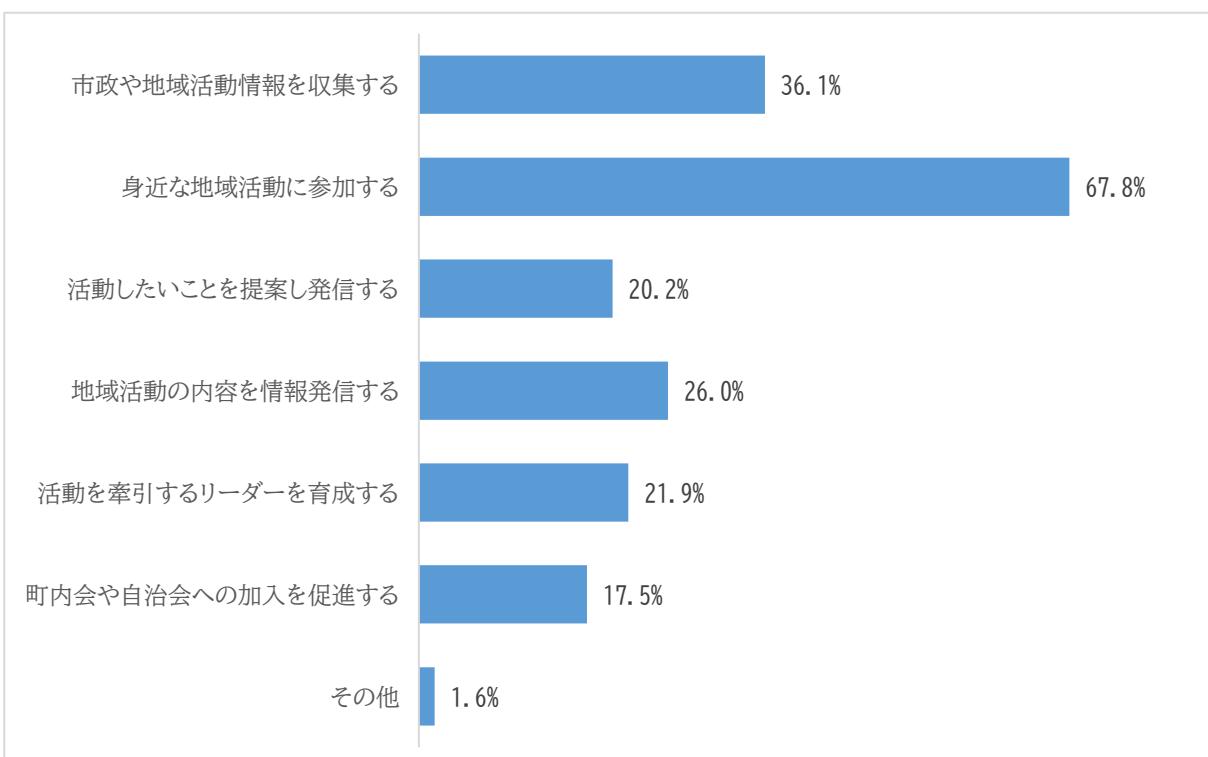
問32 今後、市民と浜田市が「協働」で取り組むことが特に必要（有効）な分野はどのような分野だと思いますか。（○は3つまで）



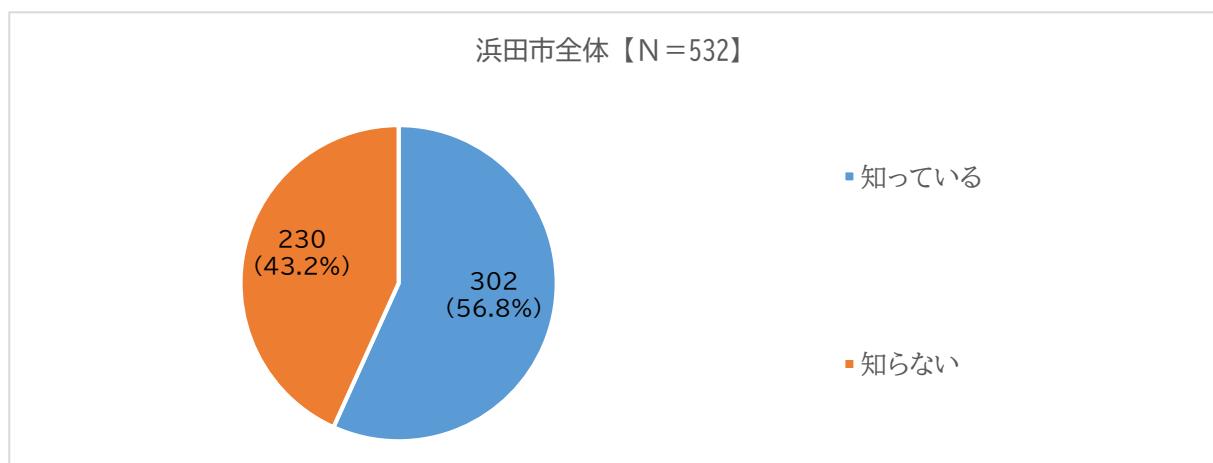
問 33 協働を進めるに当たり、浜田市が優先的にやるべきことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)



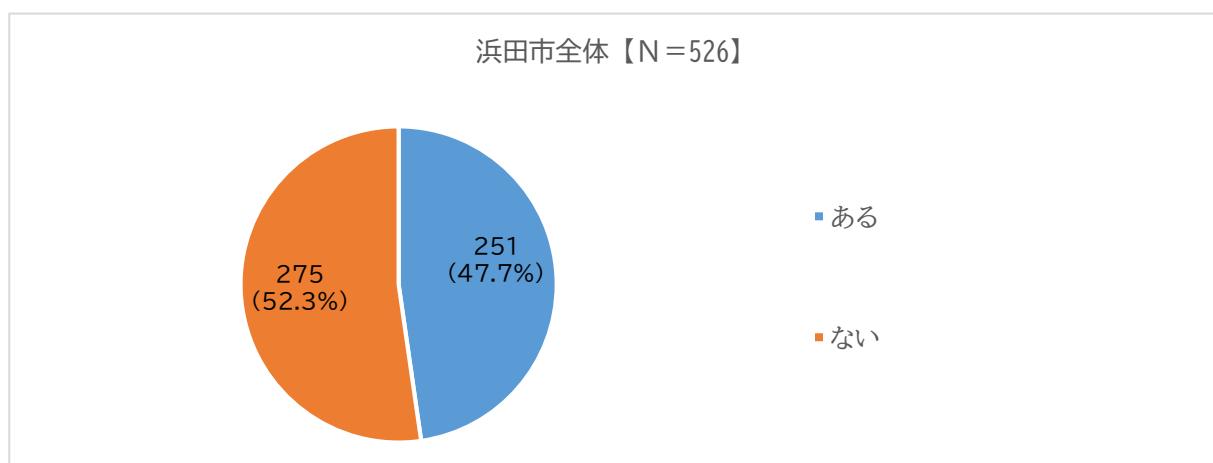
問 34 協働を進めるに当たり、市民ができるることはどのようなことだと思いますか。(○は3つ
まで)



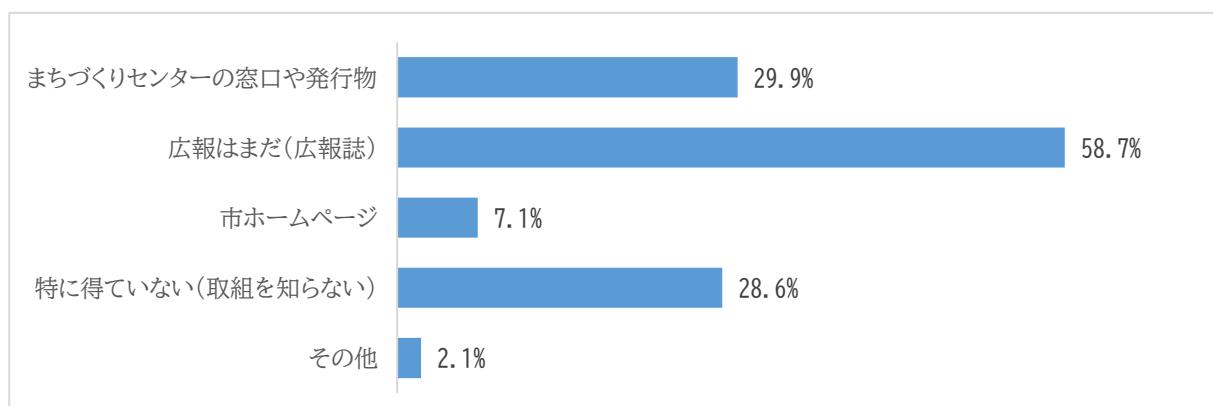
問35 協働のまちづくり推進条例施行に伴い、市内の公民館が「まちづくりセンター」に移行したことを知っていますか。(○は1つ)



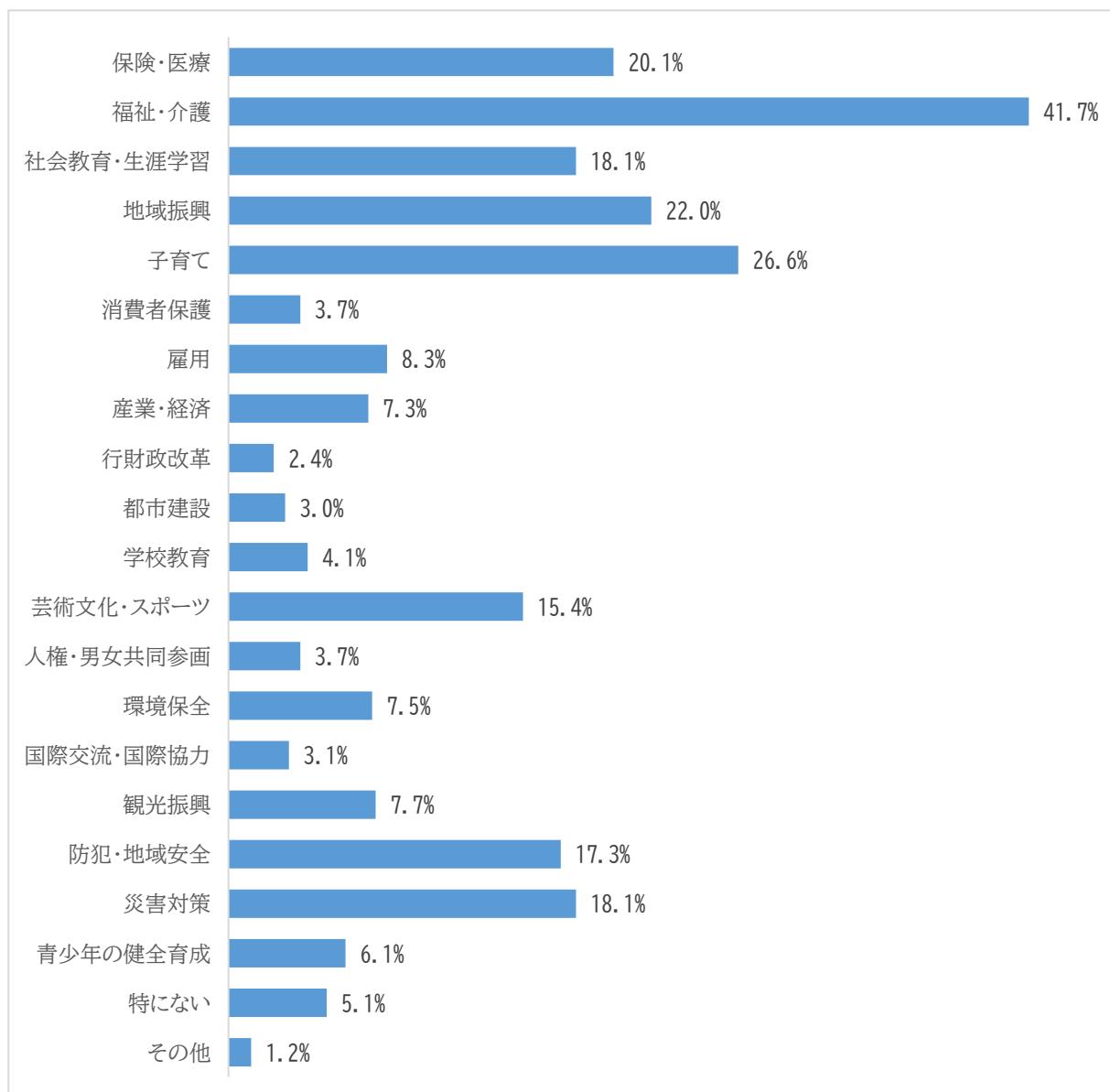
問36 これまでに、公民館やまちづくりセンターを利用、または事業に参加したことがありますか。(○は1つ)



問37 まちづくりセンターの情報（取組）をどのような方法で得ていますか。(○は3つまで)



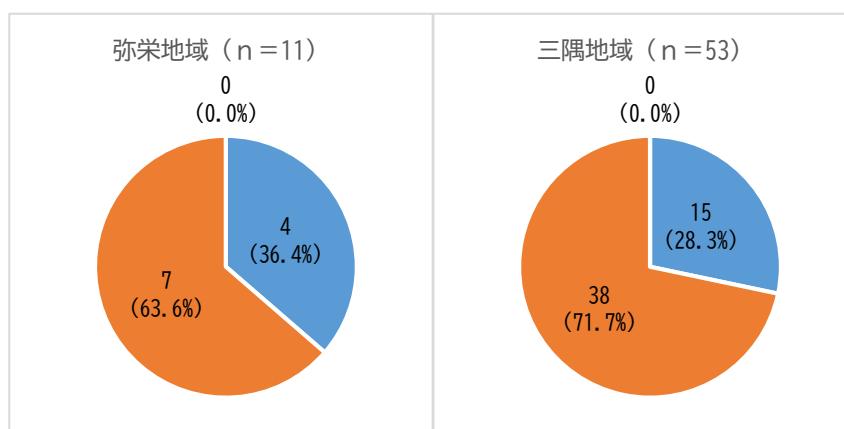
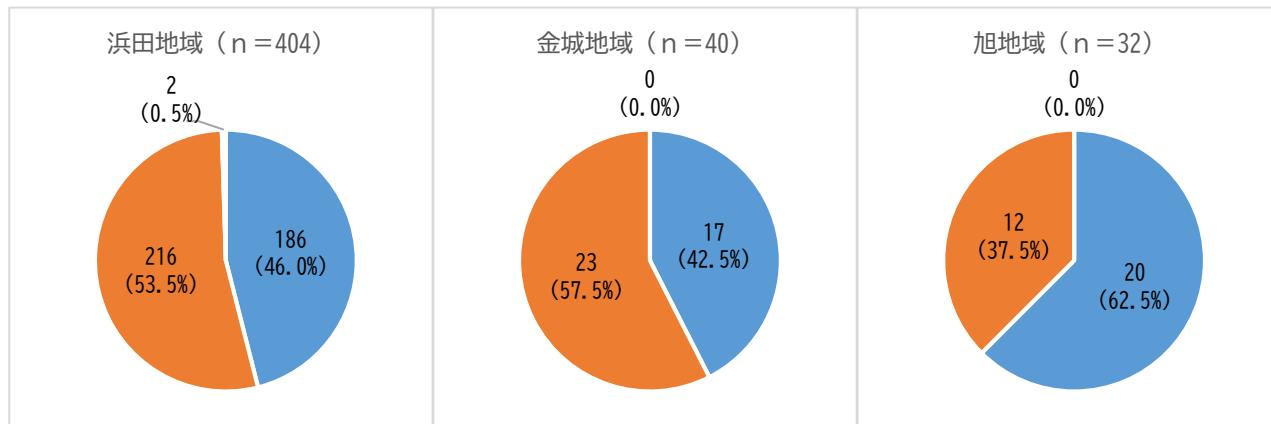
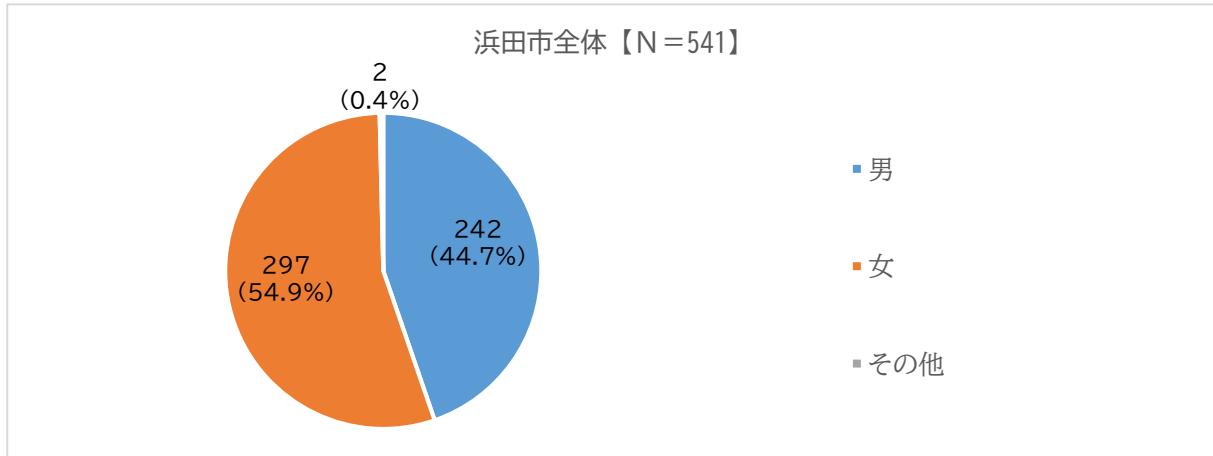
問38 今後、まちづくりセンターで特に取り組むことが必要（有効）な分野は、どのようなことだと思いますか。（○は3つまで）



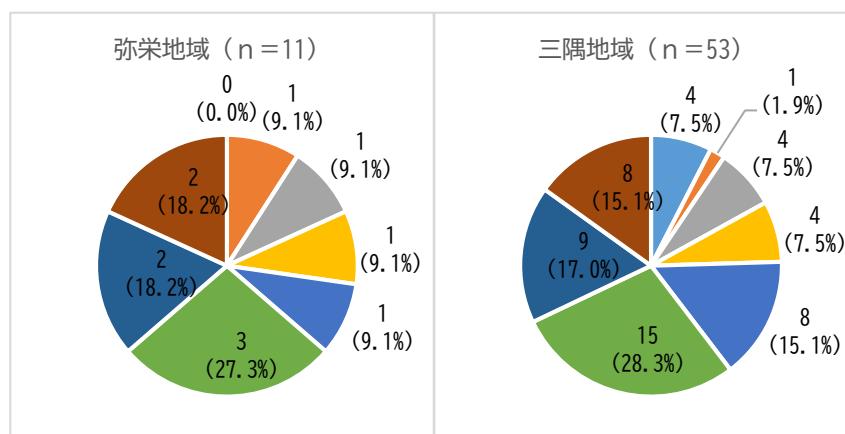
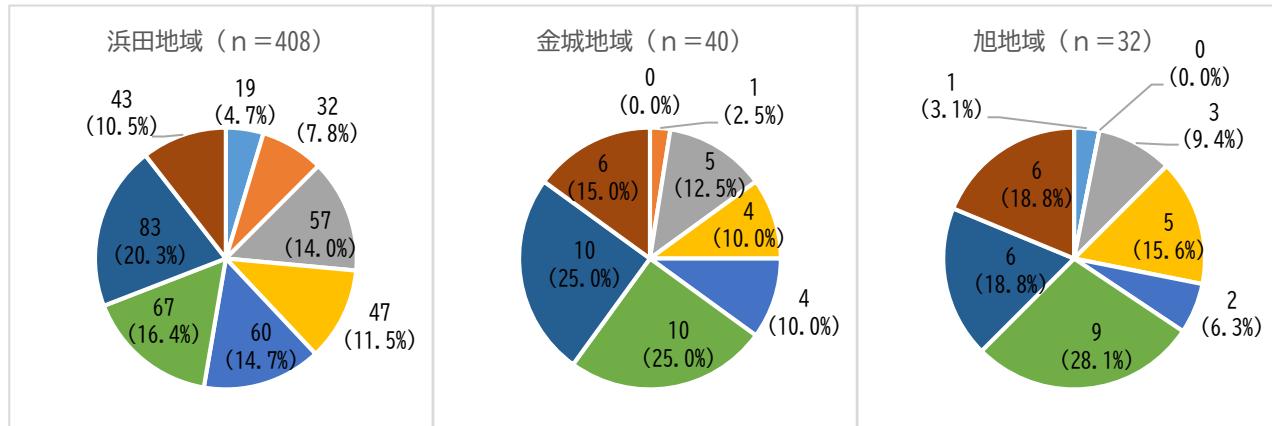
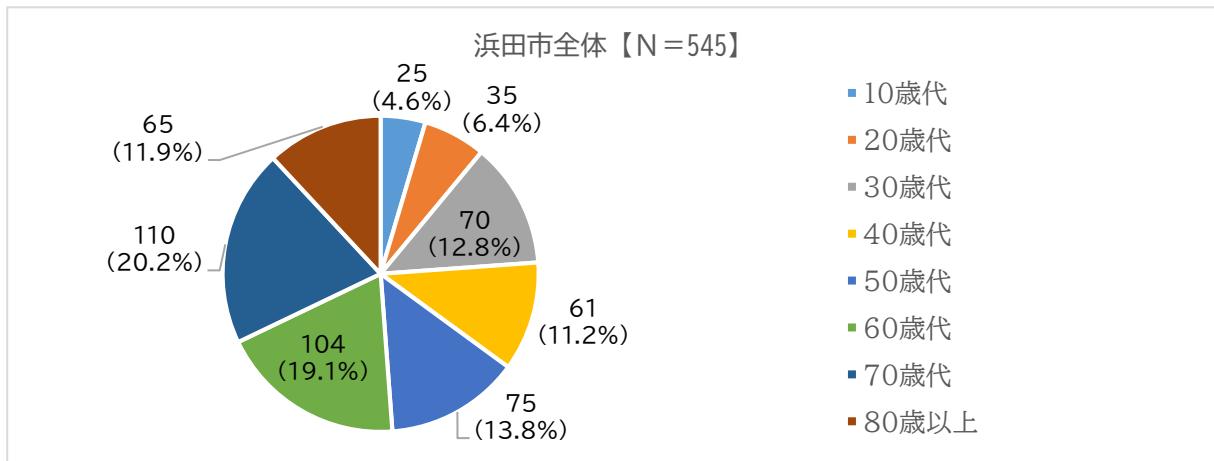
(2) クロス集計結果

ア 居住地域×市民意識調査結果

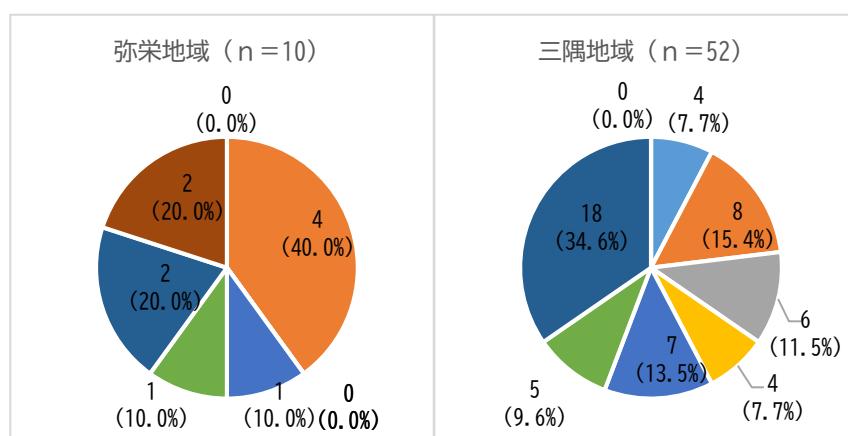
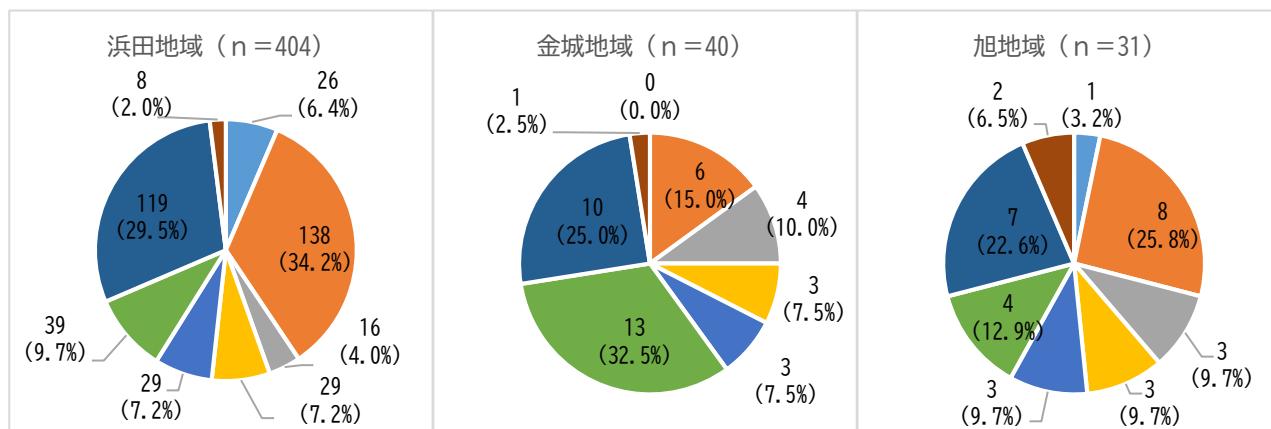
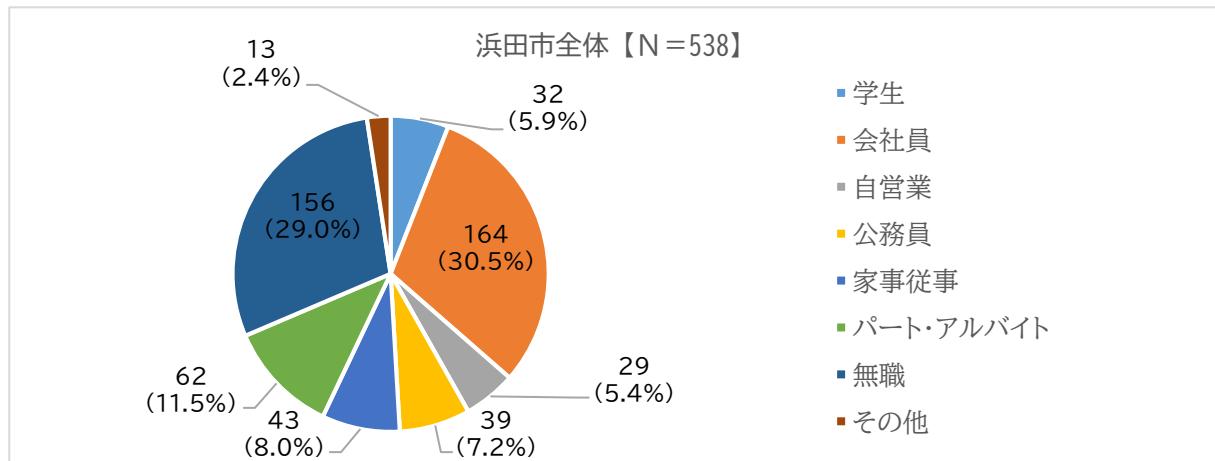
問1 性別を教えてください。(○は1つ)



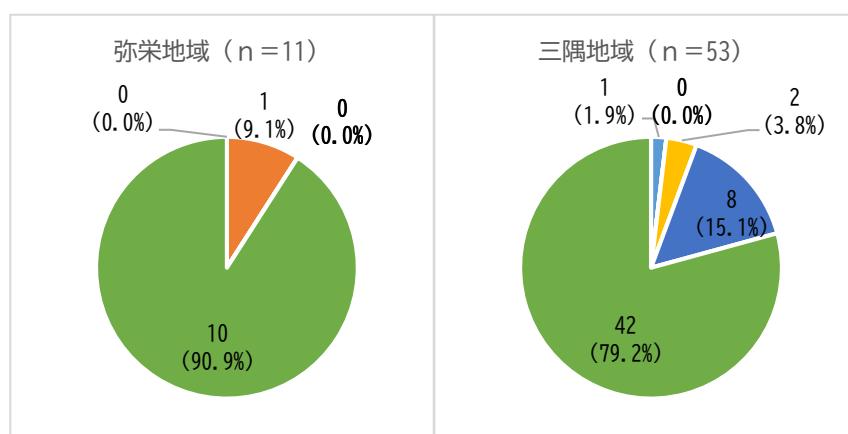
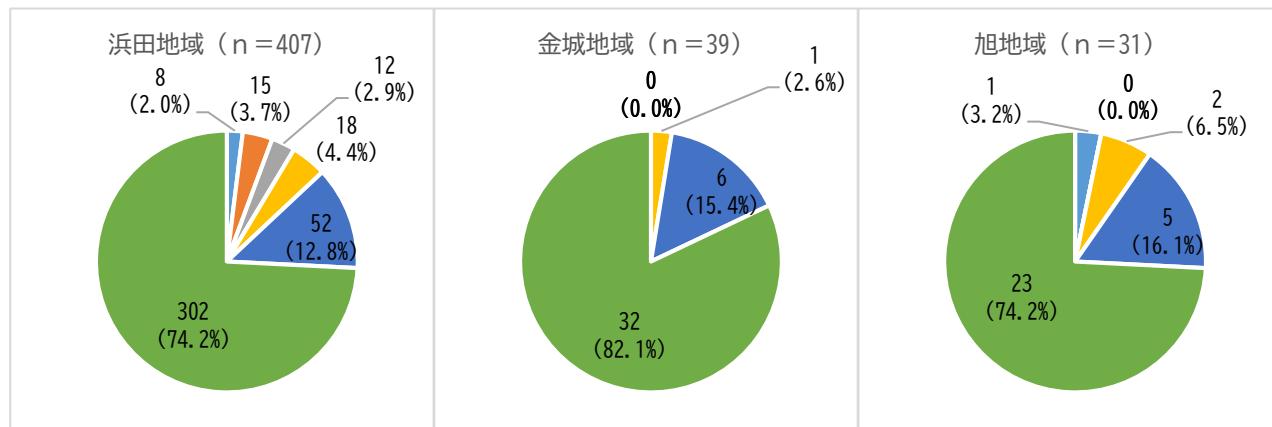
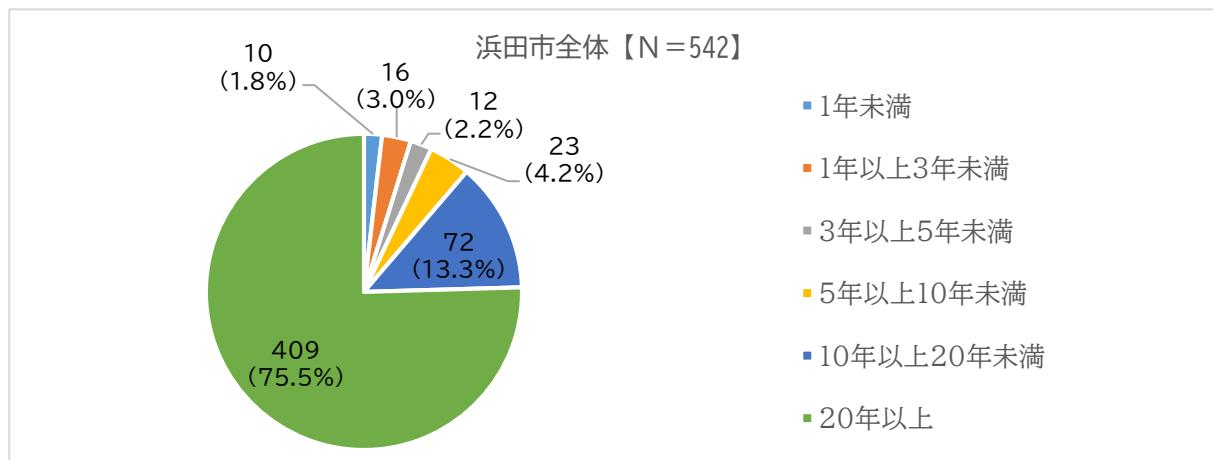
問2 年齢を教えてください。(○は1つ)



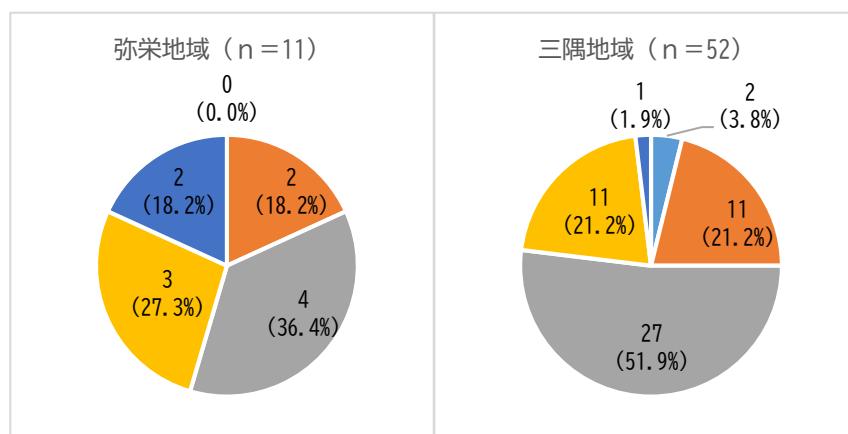
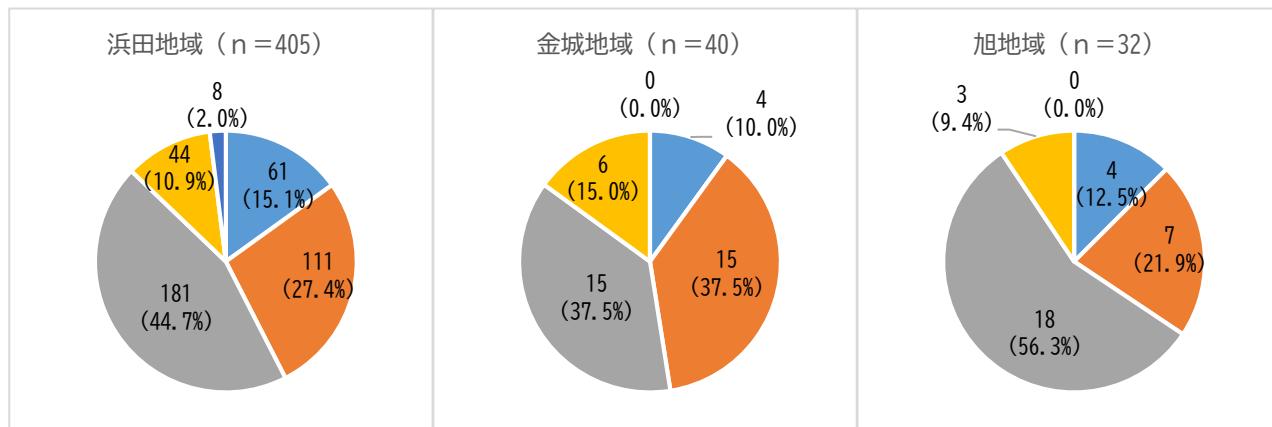
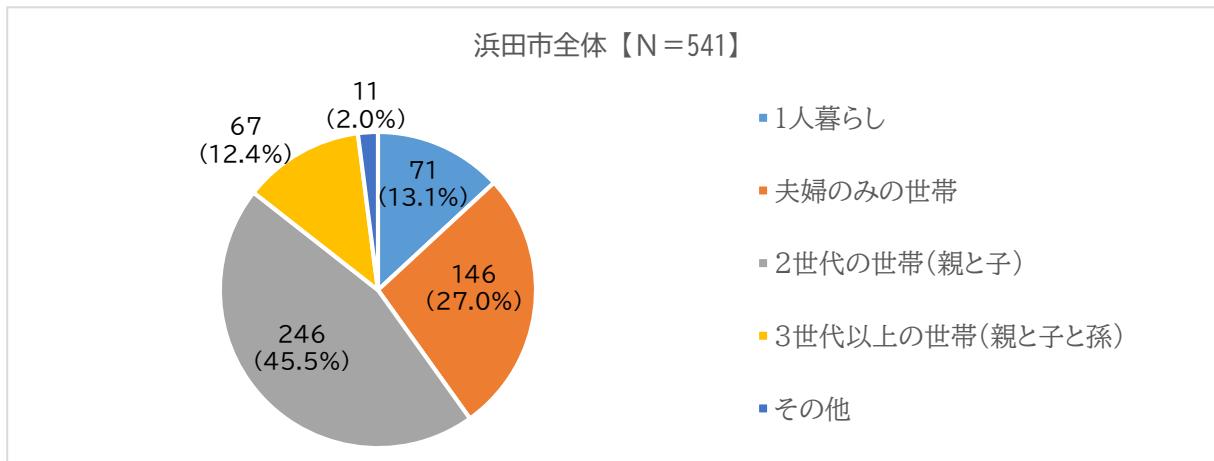
問3 主な職業について教えてください。(○は1つ)



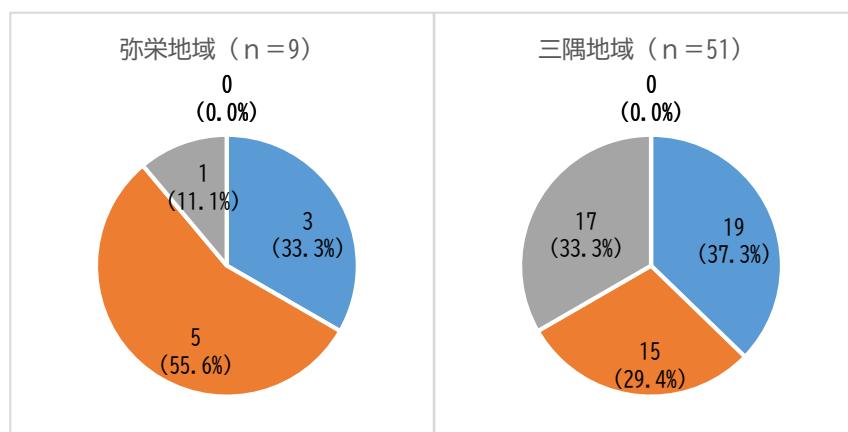
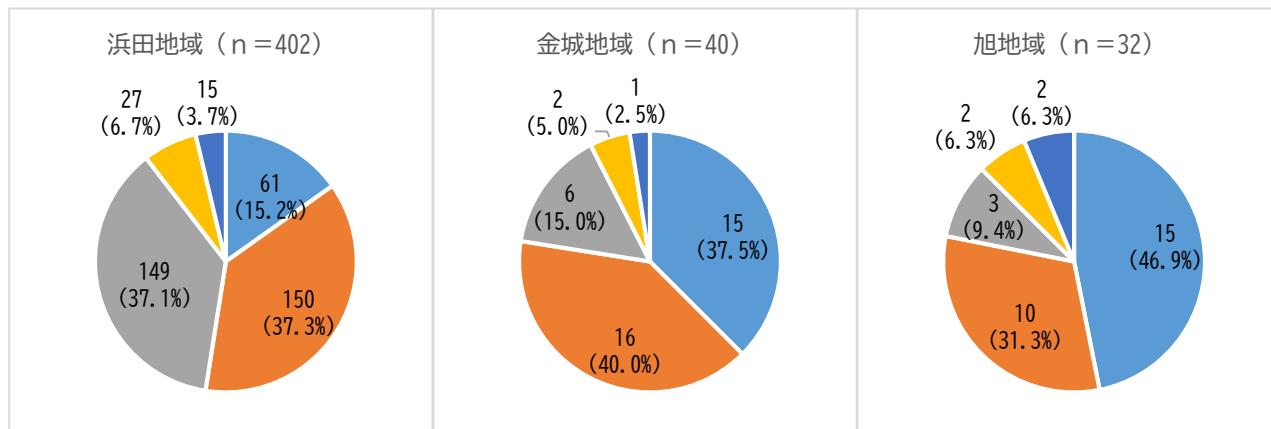
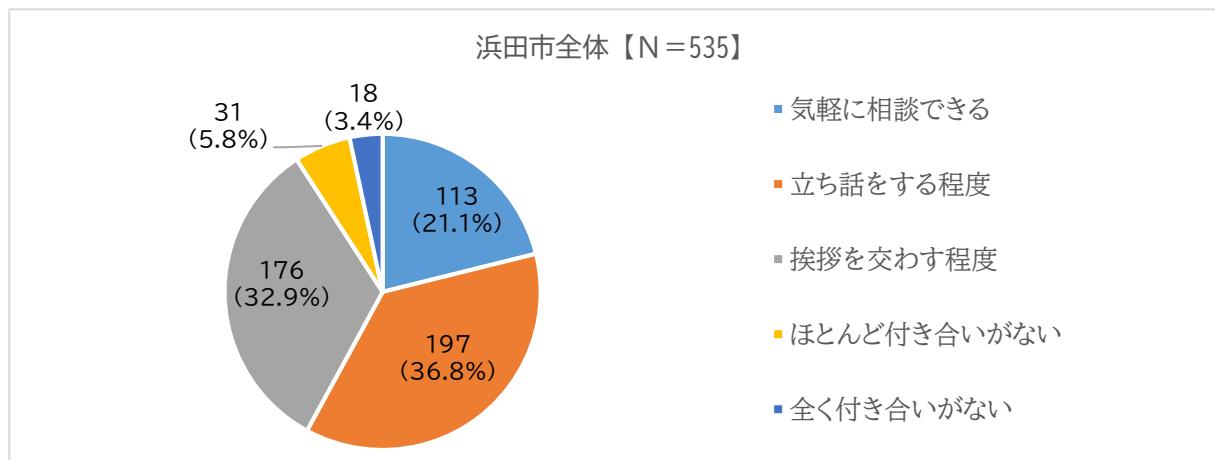
問5 浜田市での居住年数について教えてください。(○は1つ)



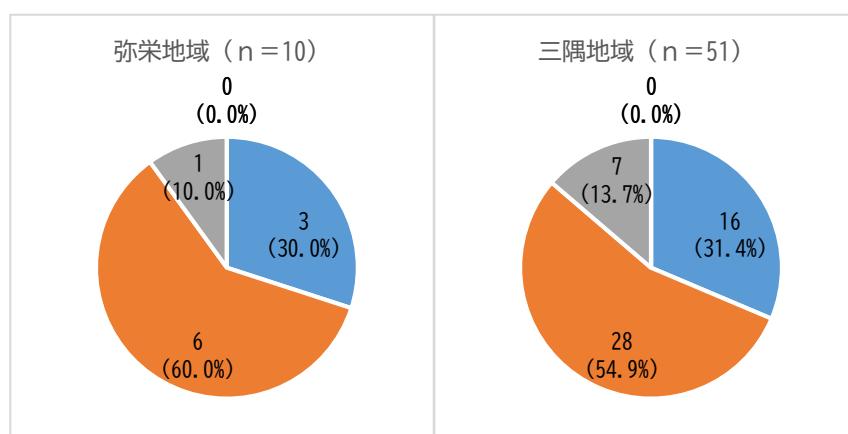
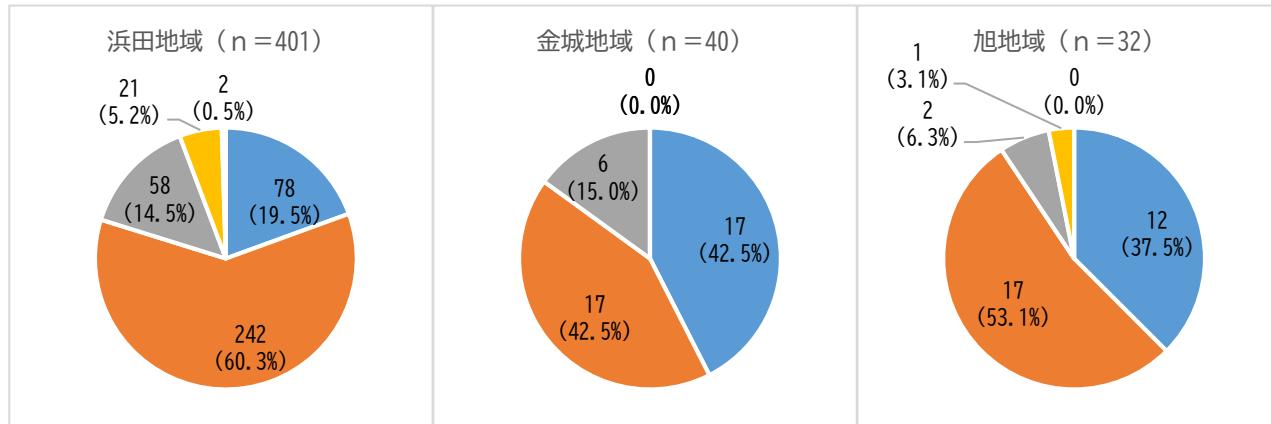
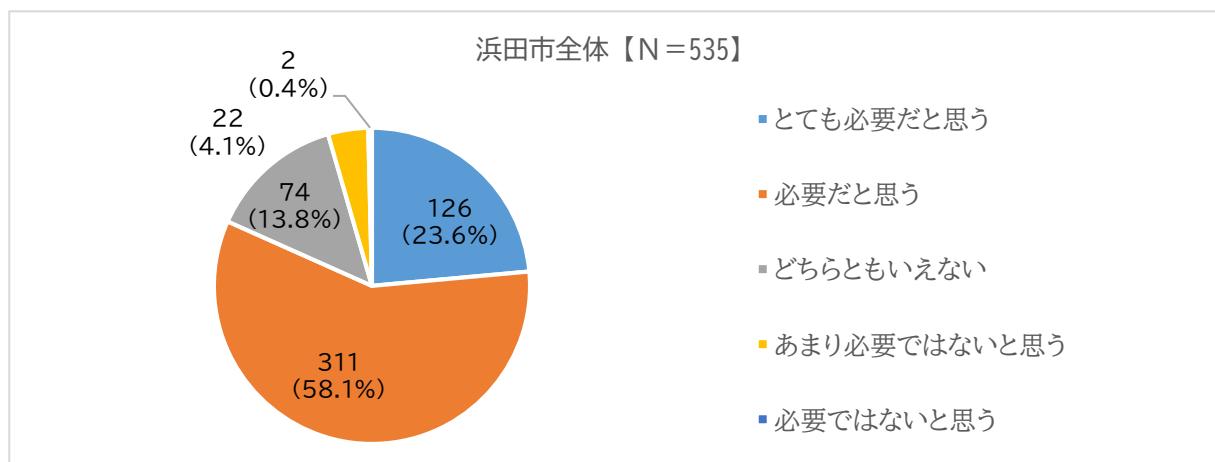
問6 家族構成を教えてください。(○は1つ)



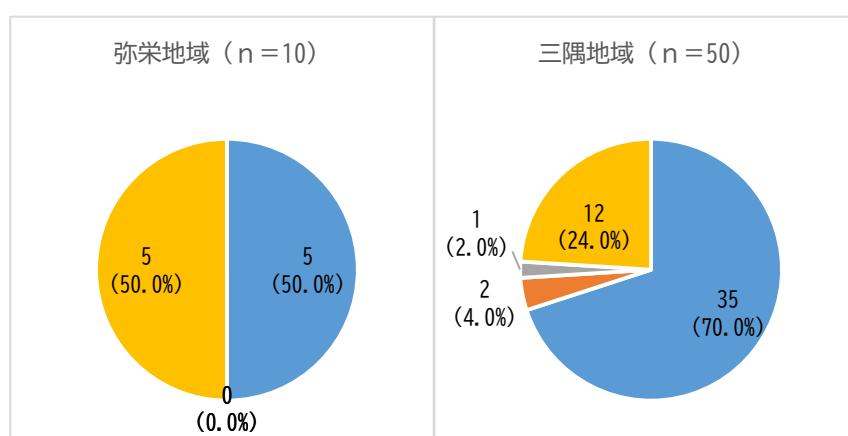
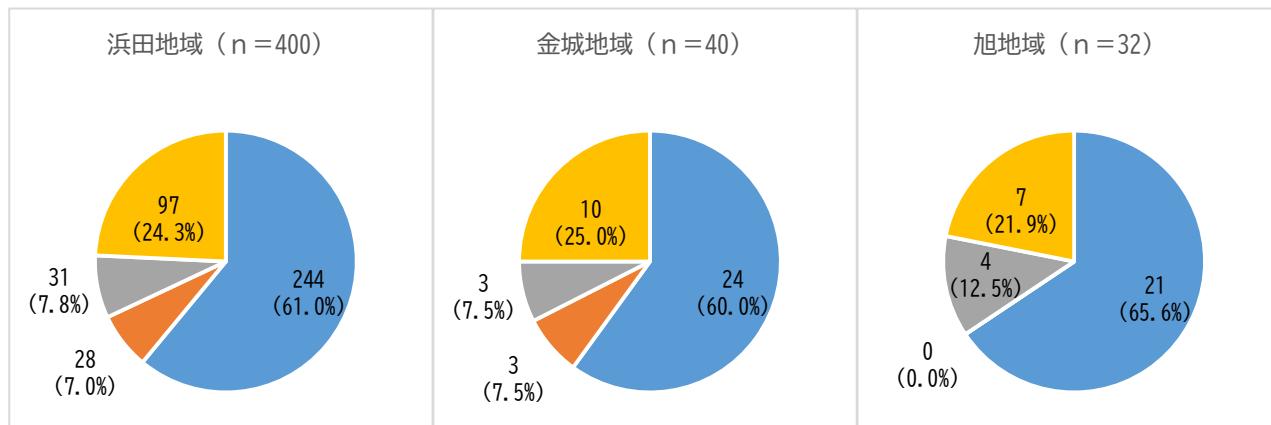
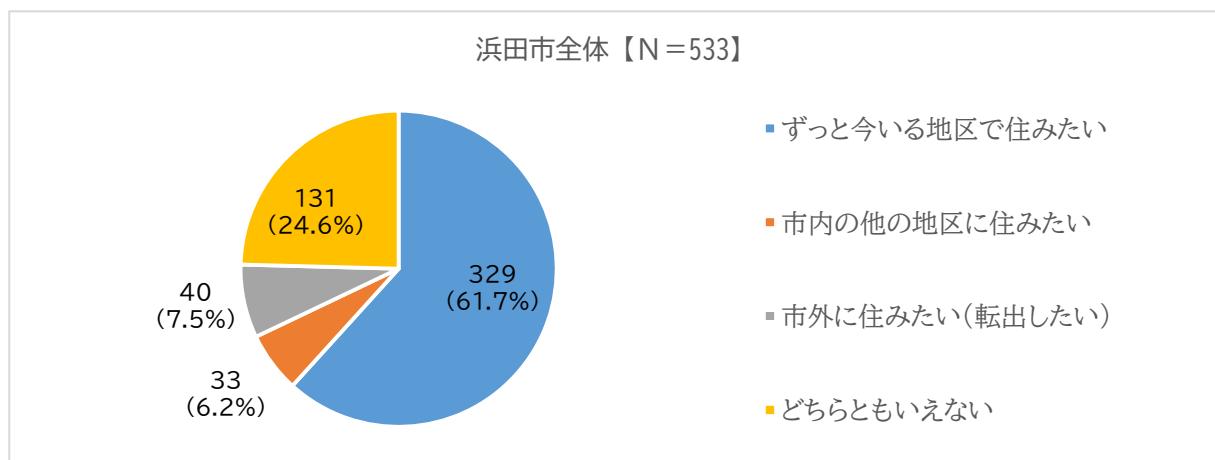
問7 どの程度、ご近所の人とお付き合いがありますか。(○は1つ)



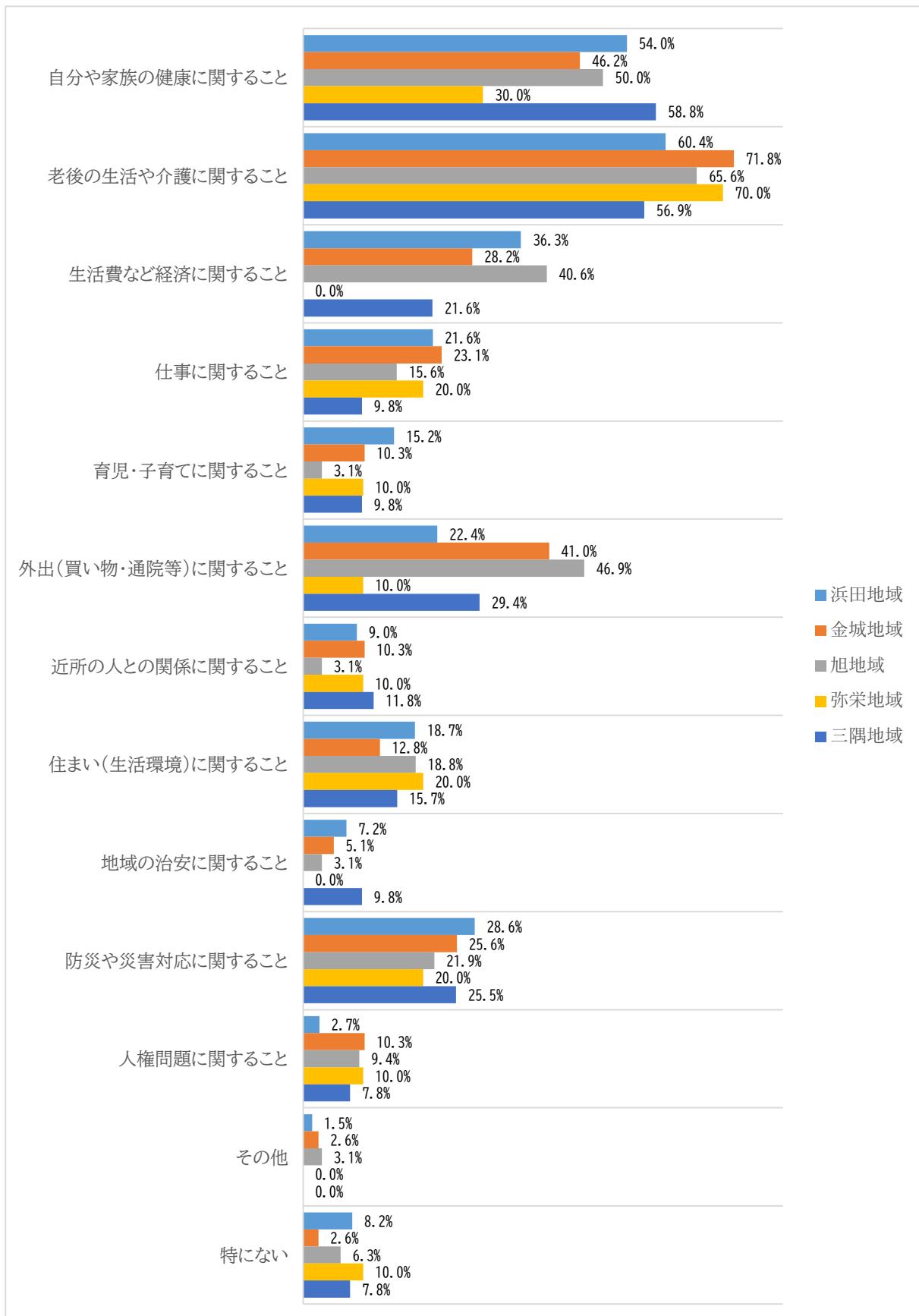
問8 ご近所での「支え合い・助け合い」は日常生活において必要だと思いますか。(○は1つ)



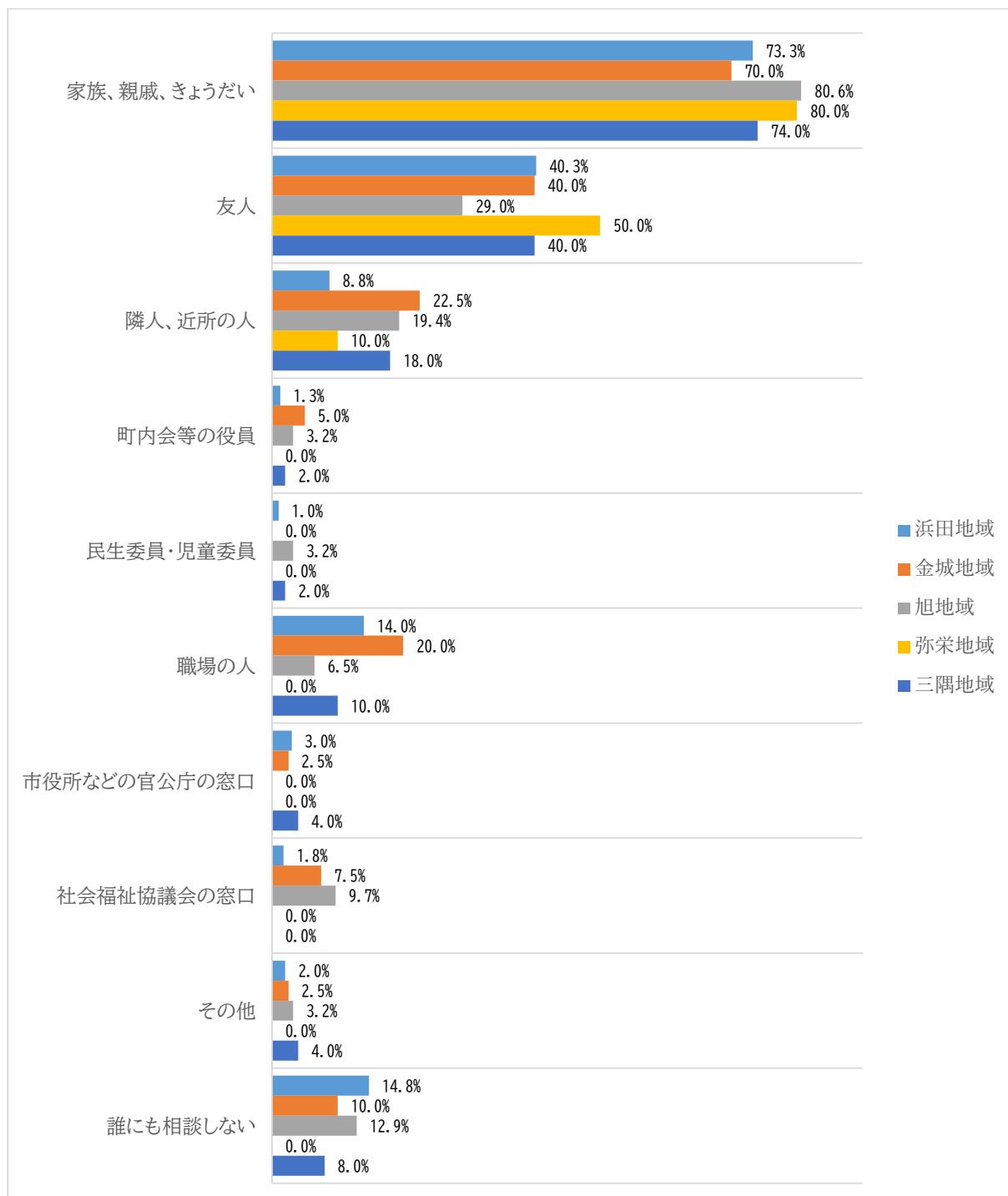
問9 現在お住いの地区に今後も住み続けたいと思いますか。(○は1つ)



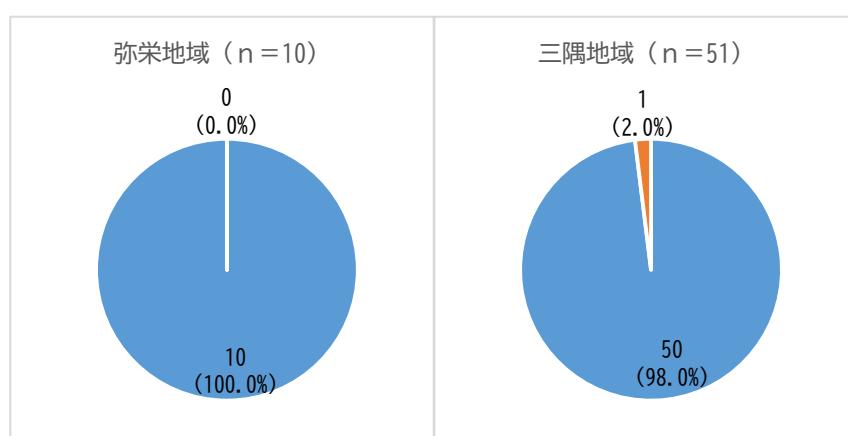
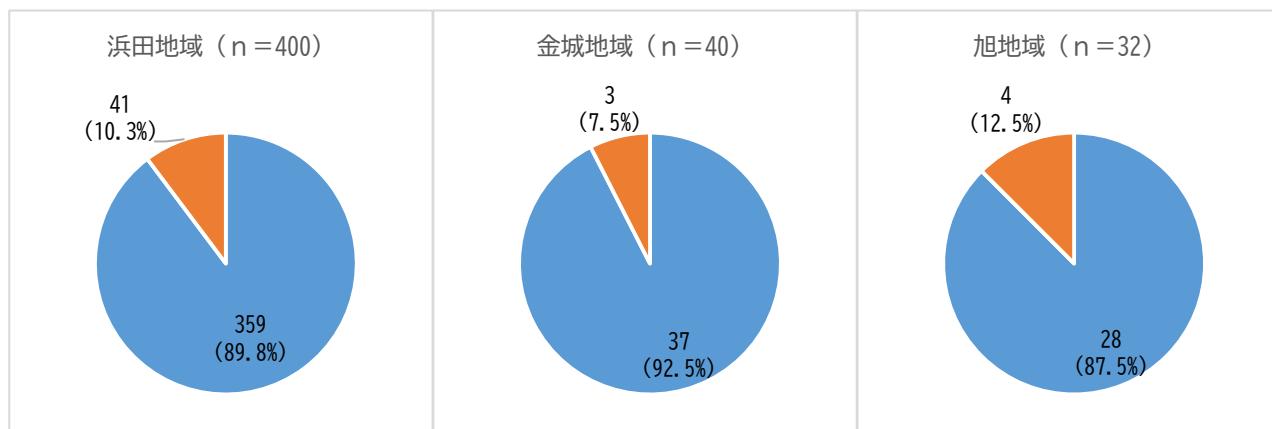
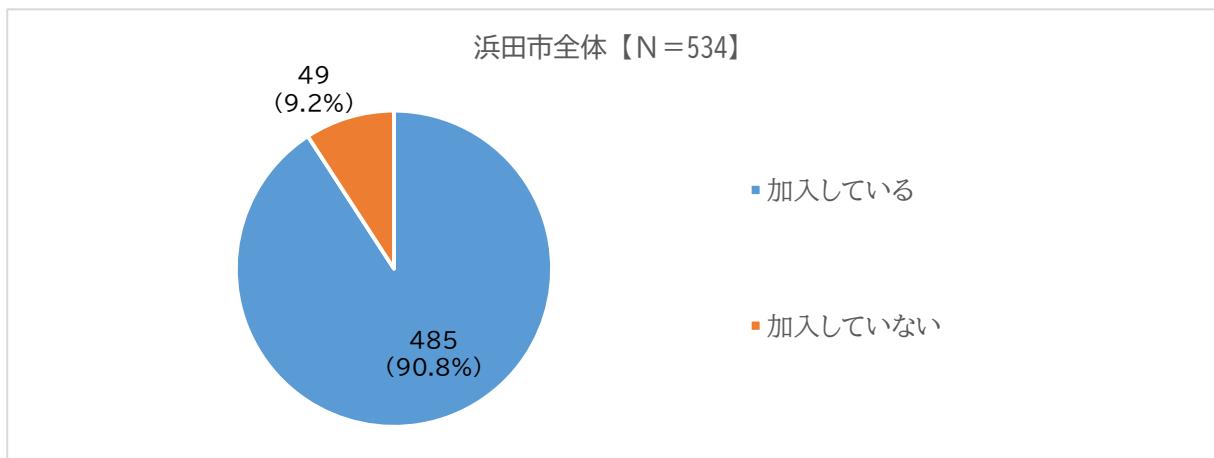
問10 日常生活の中で日頃不安に思っていることはありますか。(○はいくつでも可)



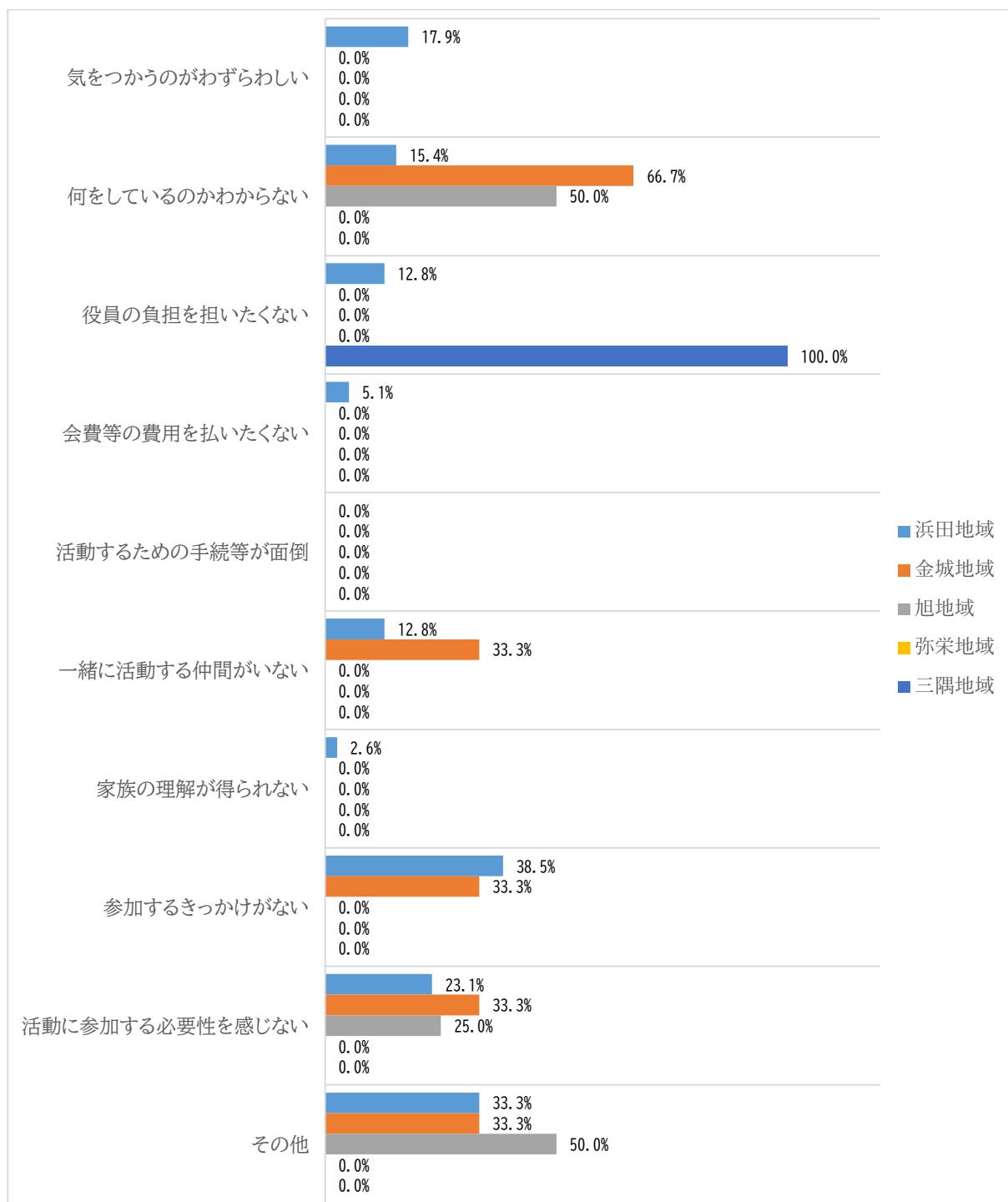
問11 現在、不安や悩みをどなたに、またはどこに相談していますか。(○はいくつでも可)



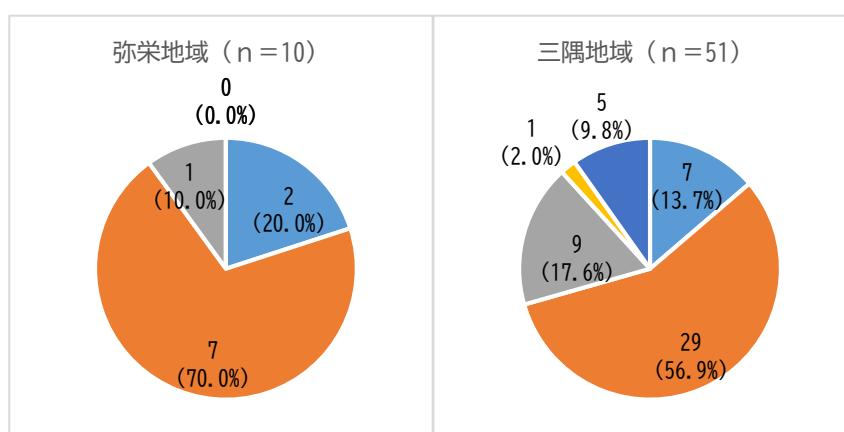
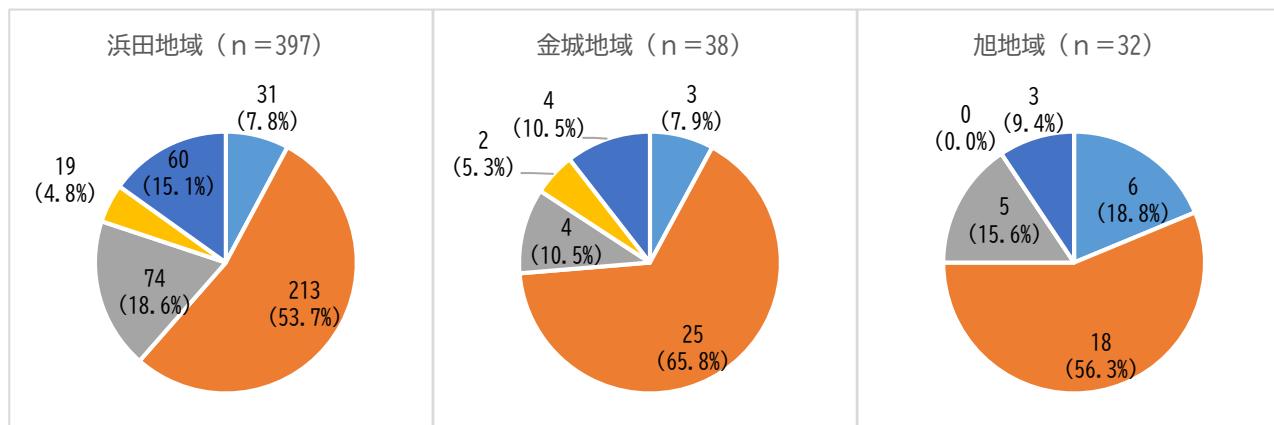
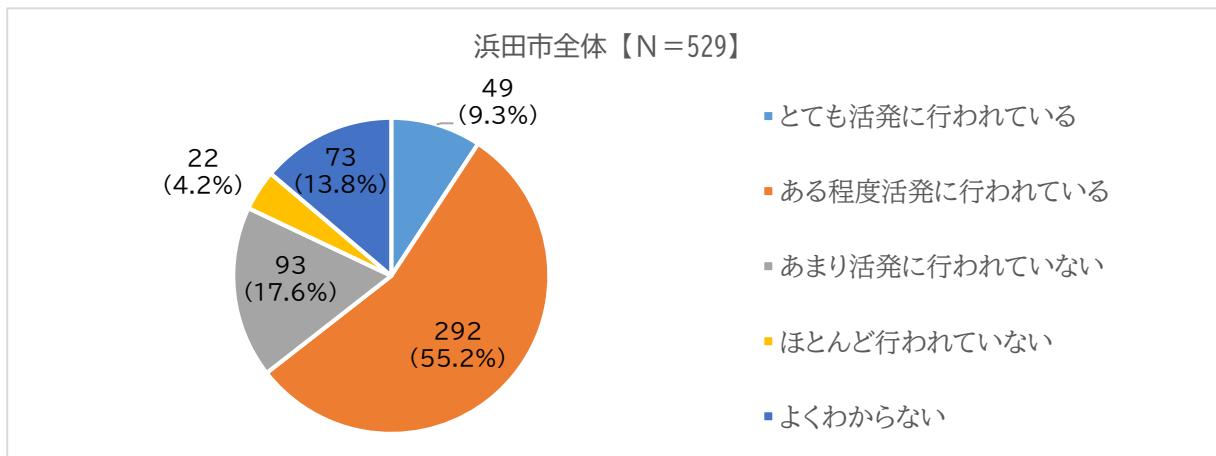
問12 あなた（の世帯）は、町内会等に加入していますか。（○は1つ）



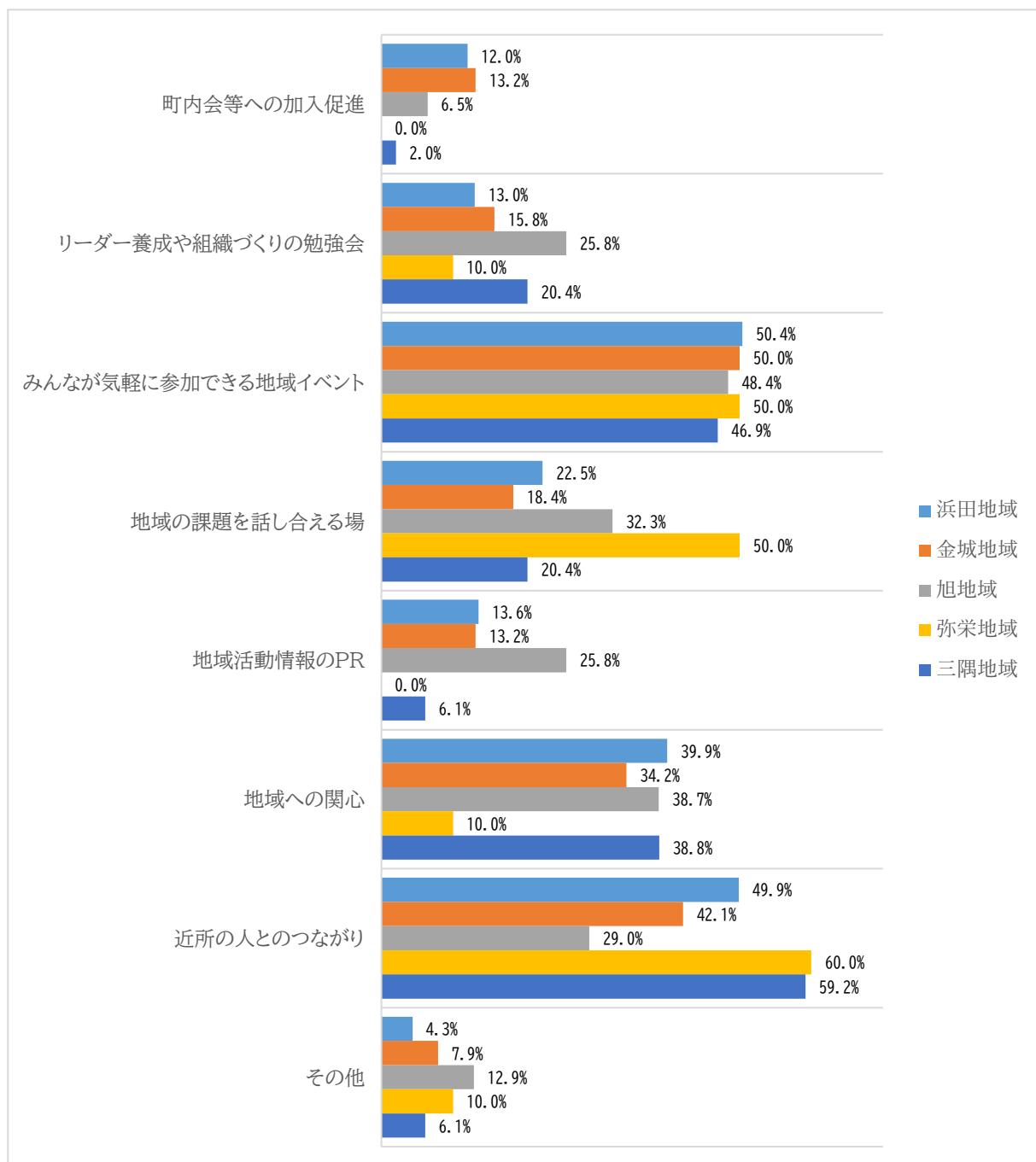
問13 あなた（の世帯）が、町内会等に加入していない理由はどのようなものですか。（○は3つまで）



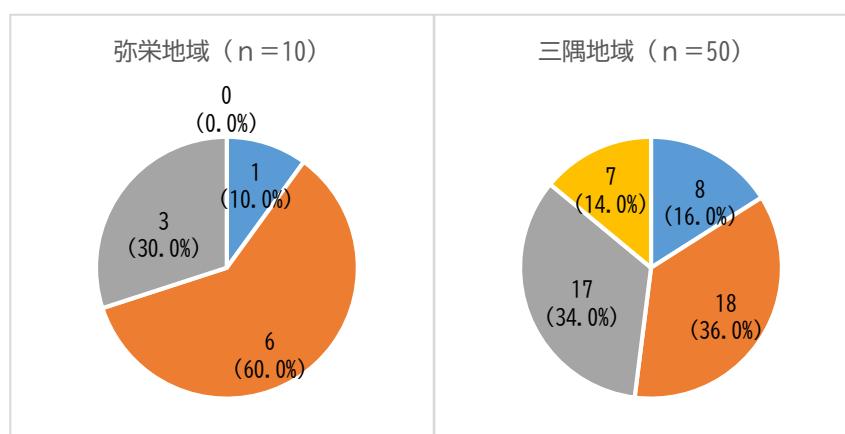
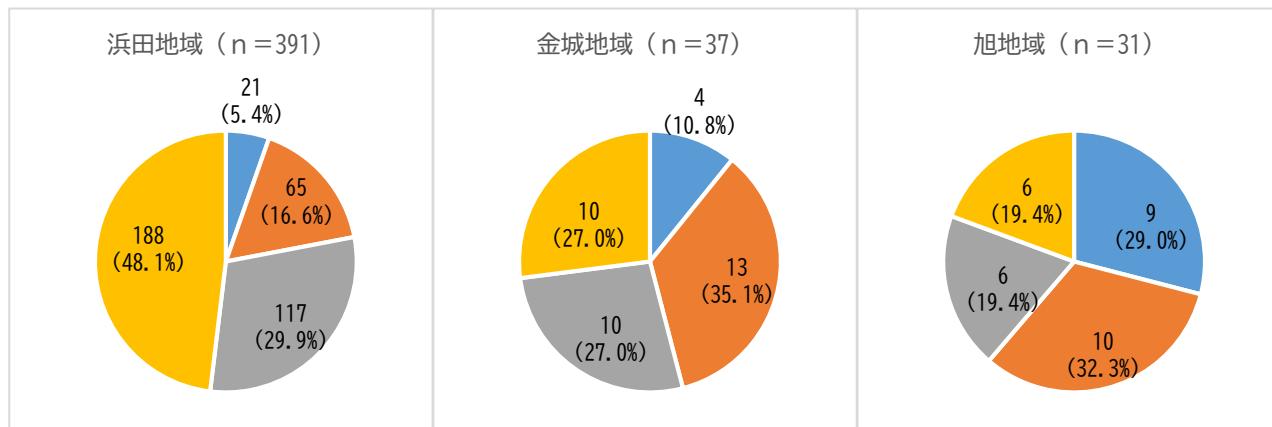
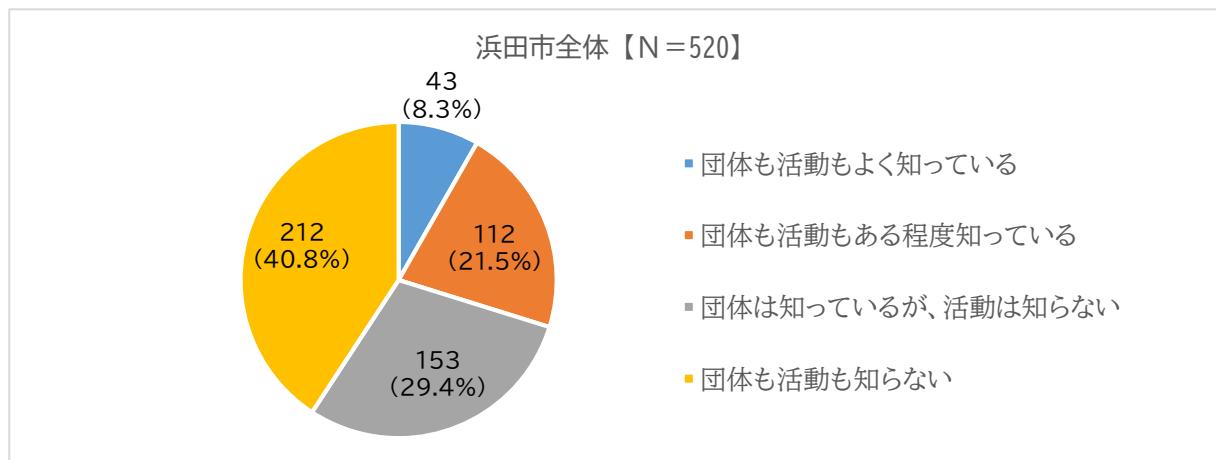
問14 住んでいる地域（問4で選んだ地域）では、地域活動は活発であると思いますか。（○は1つ）



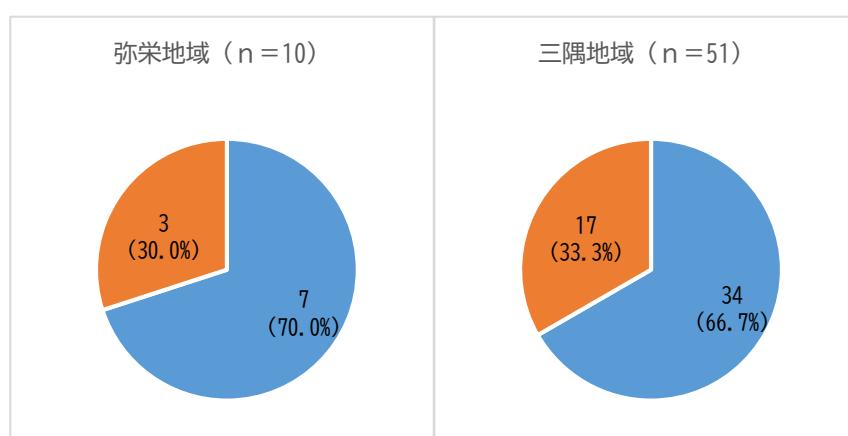
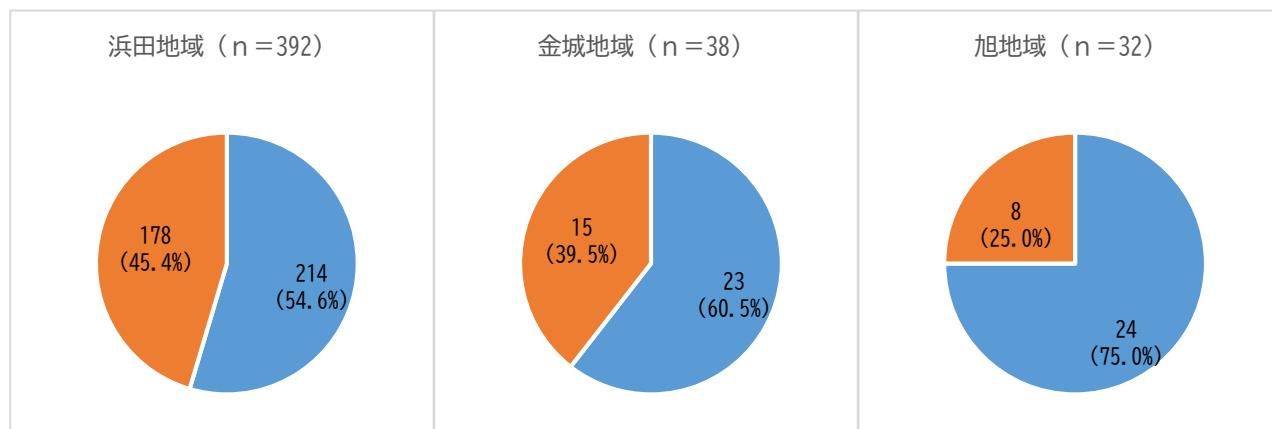
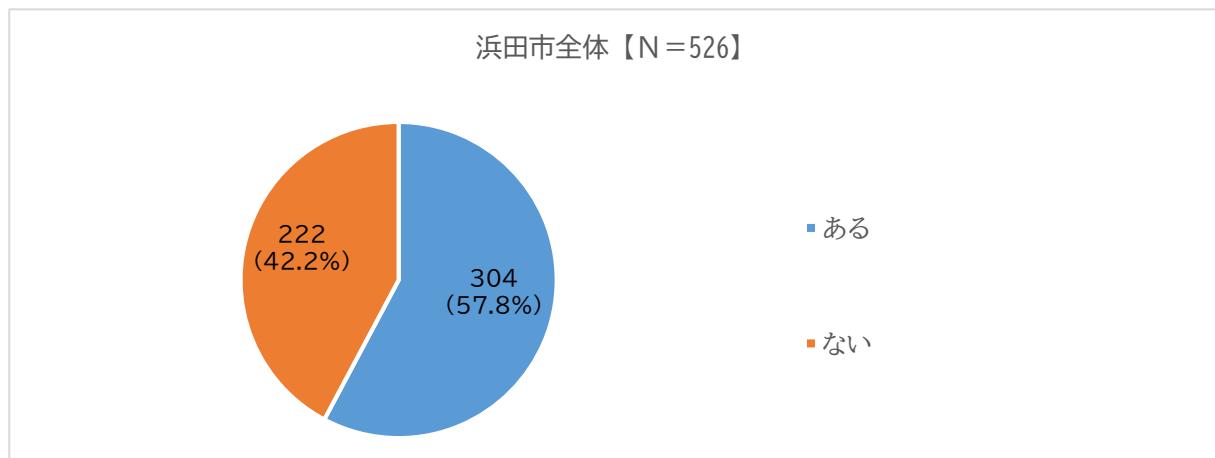
問15 地域活動をより活発にするには、主に何が必要だと思いますか。(○は3つまで)



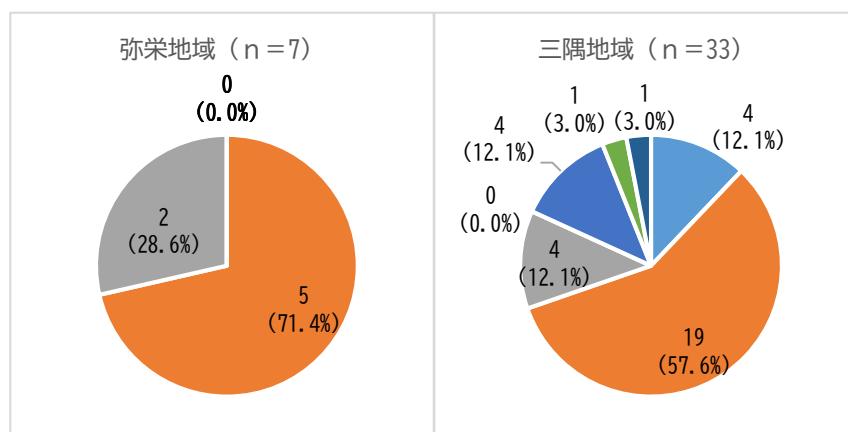
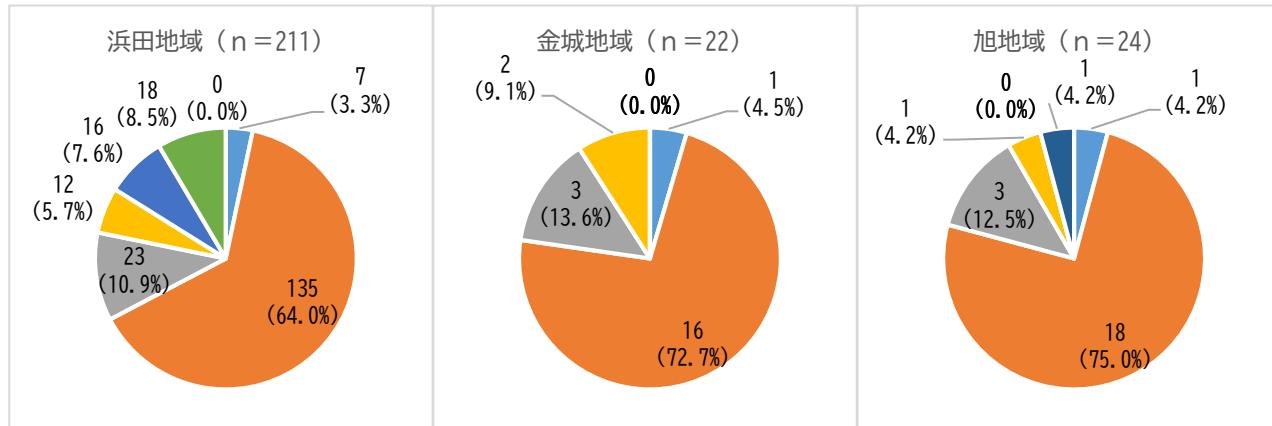
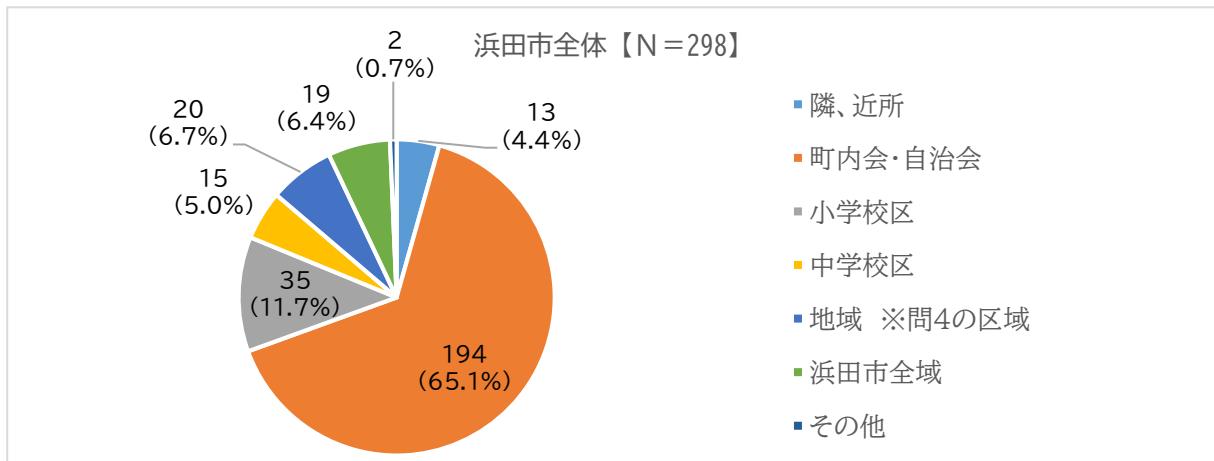
問16 「地区まちづくり推進委員会」という団体とその活動を知っていますか。(○は1つ)



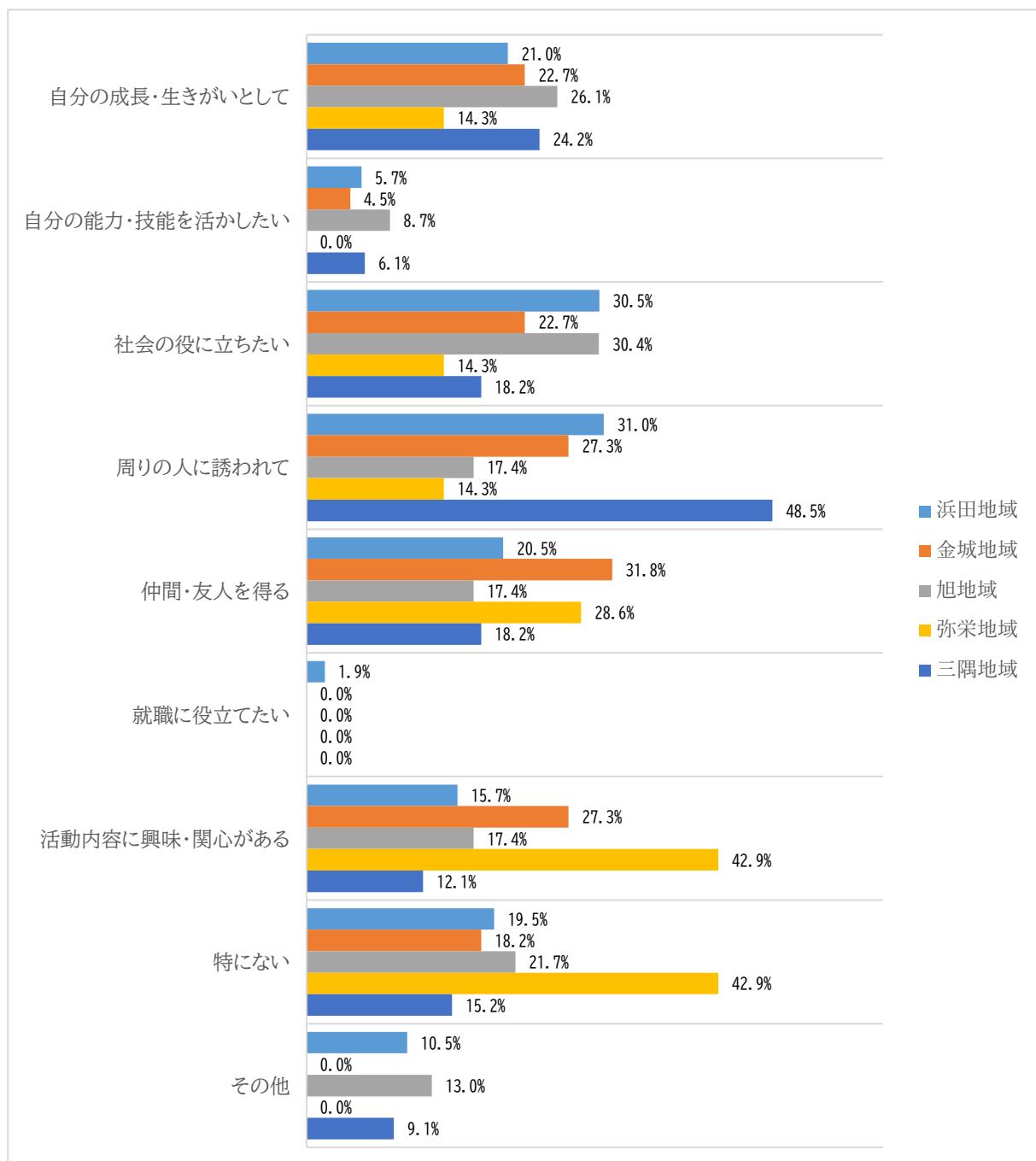
問17 地域活動や市民活動をしたことがありますか。(○は1つ)



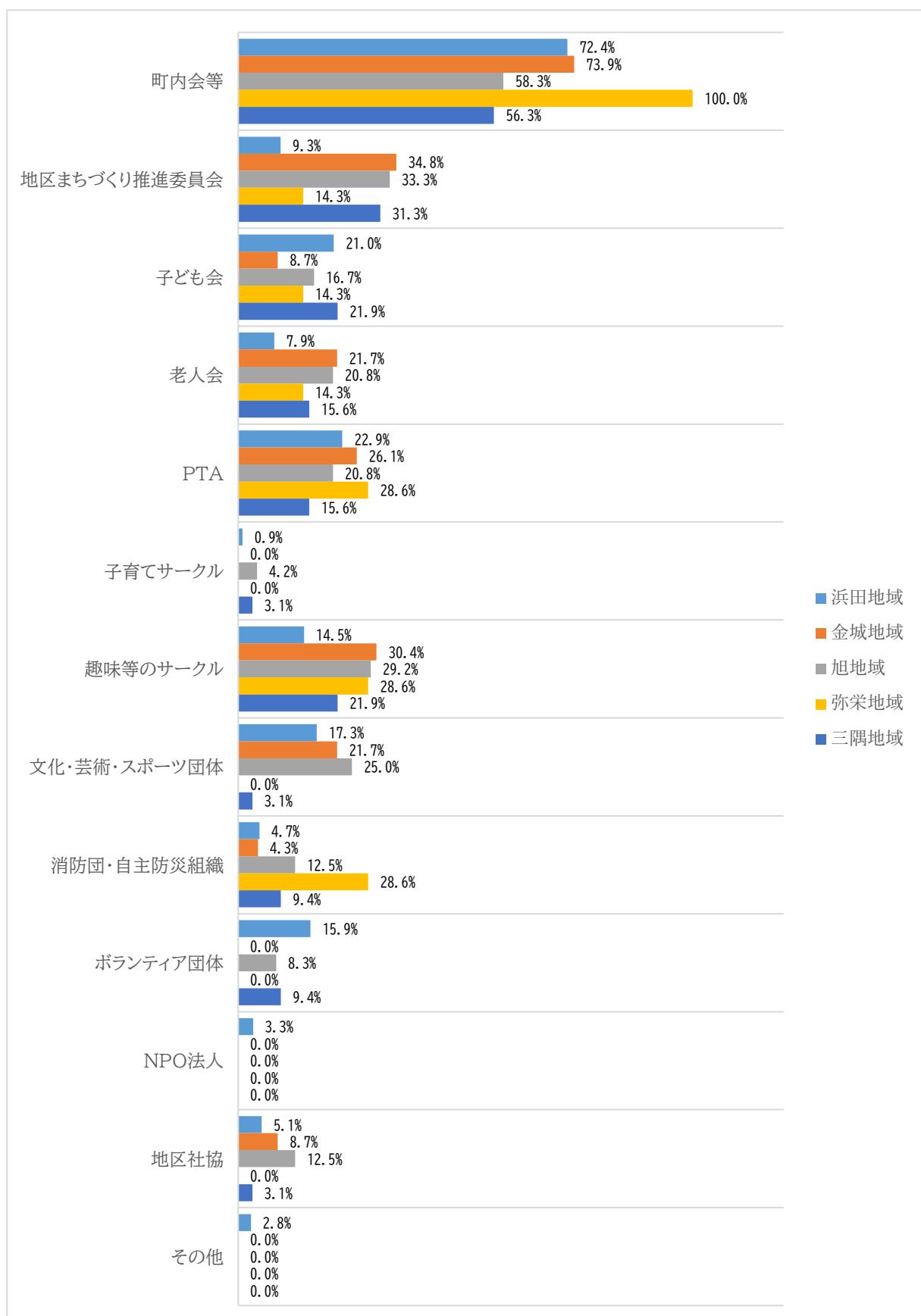
問18 地域活動や市民活動の活動範囲を教えてください。(○は1つ)



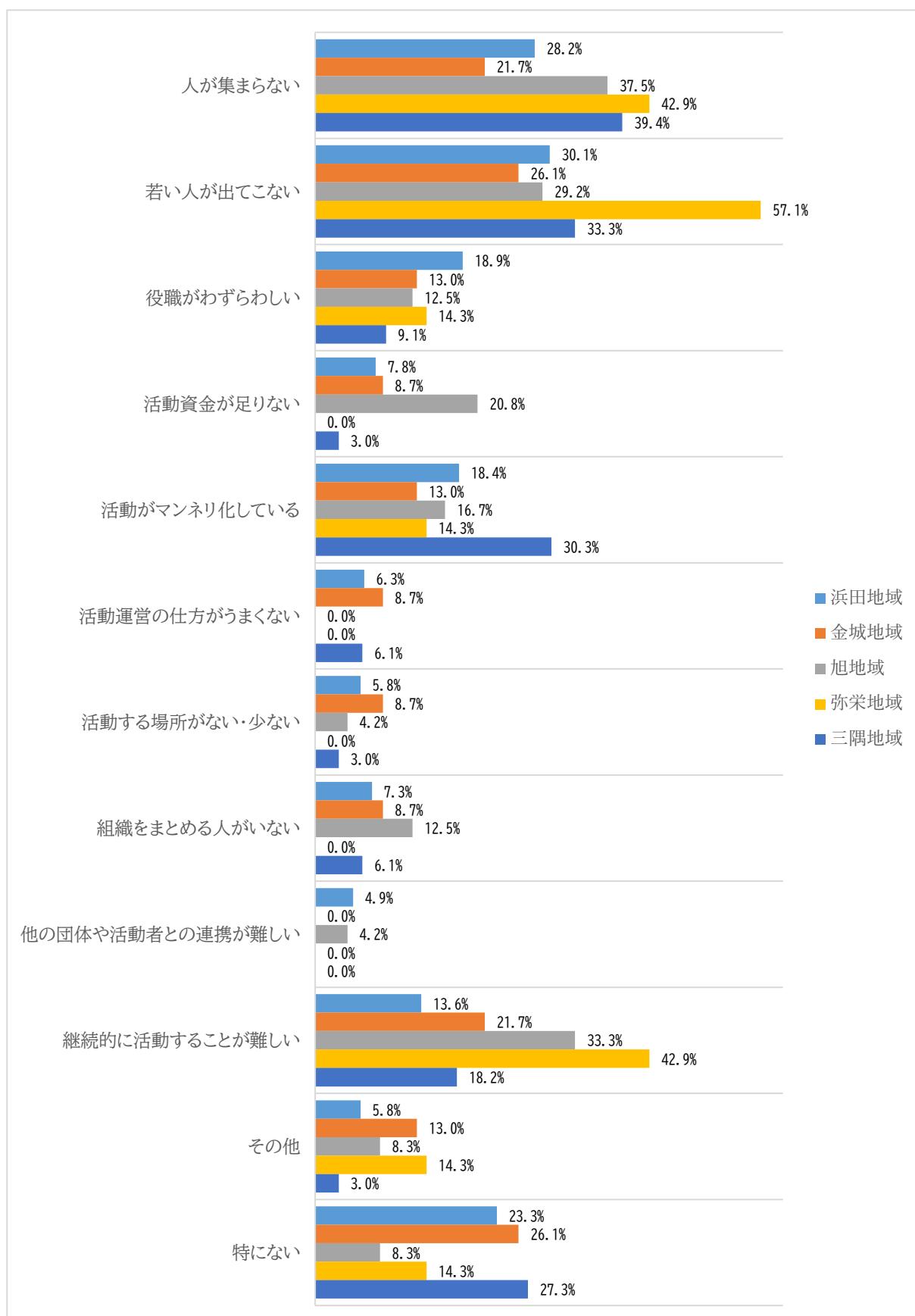
問19 地域活動や市民活動をした（している）動機はどのようなことですか。（○は3つまで）



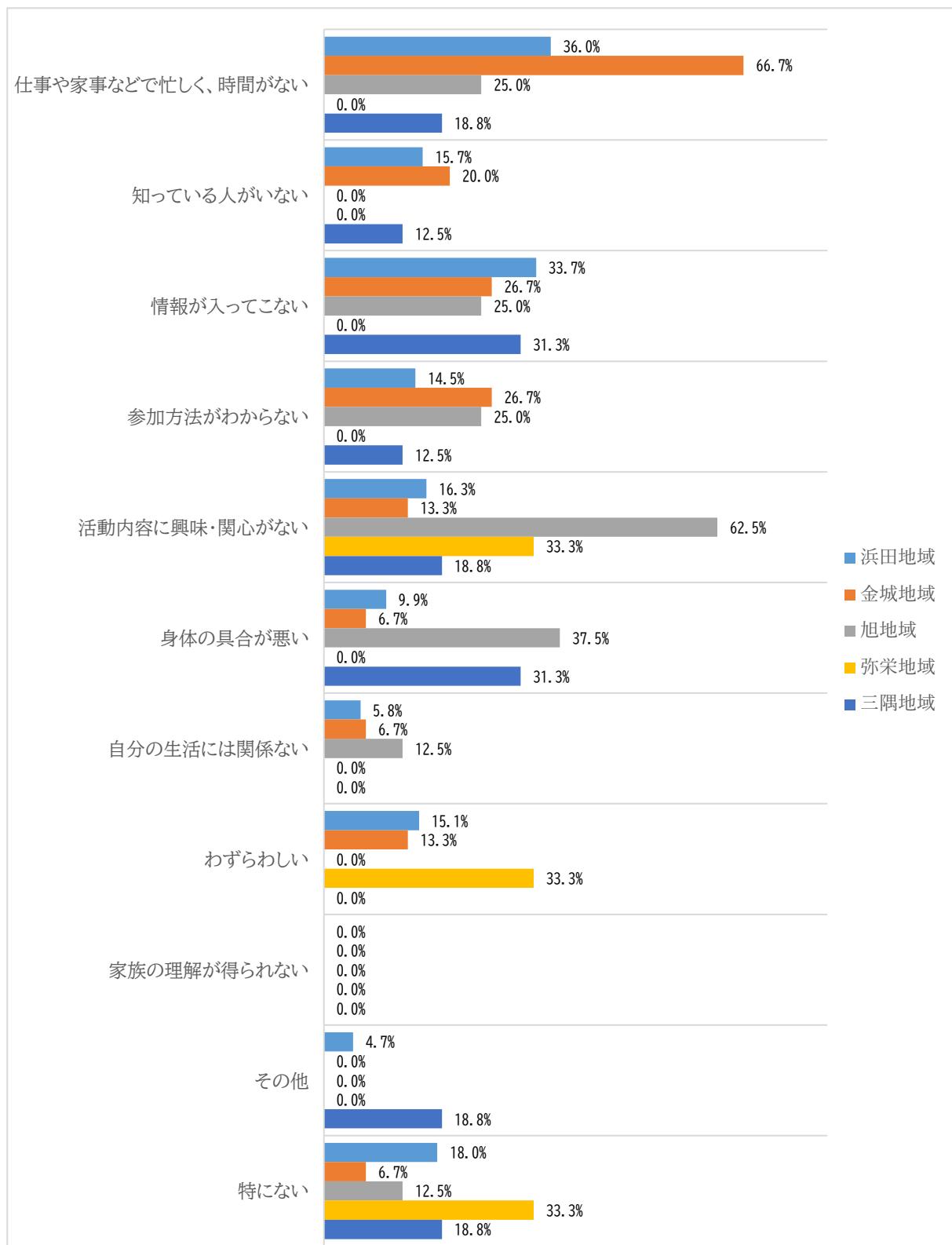
問20 主にどのような活動をしました（しています）か。（○はいくつでも可）



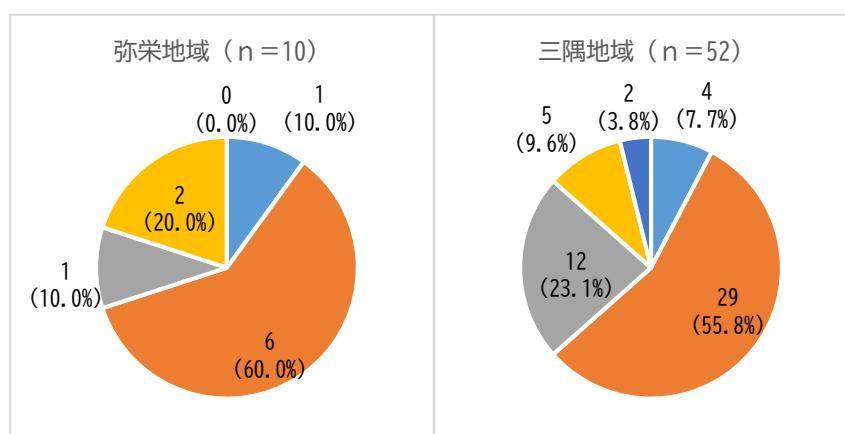
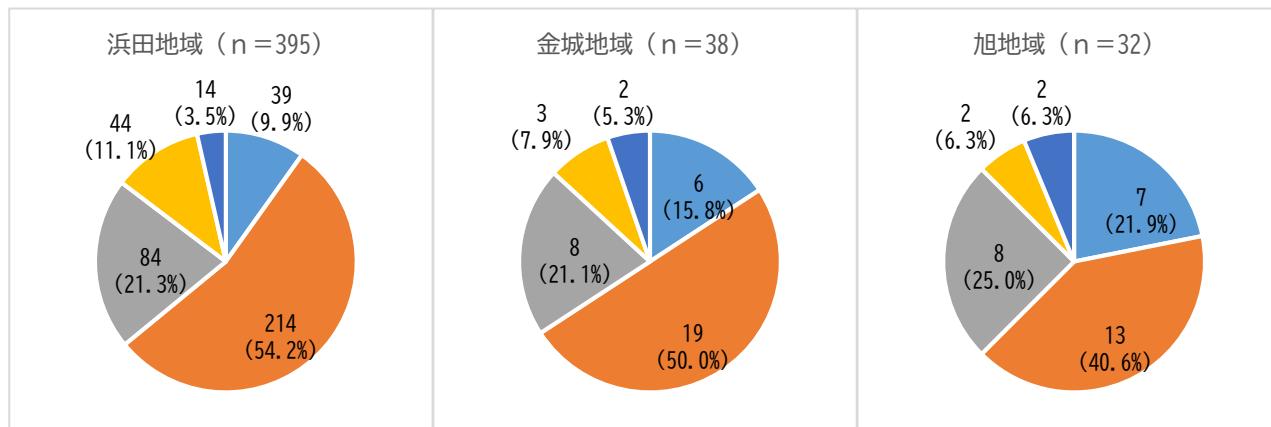
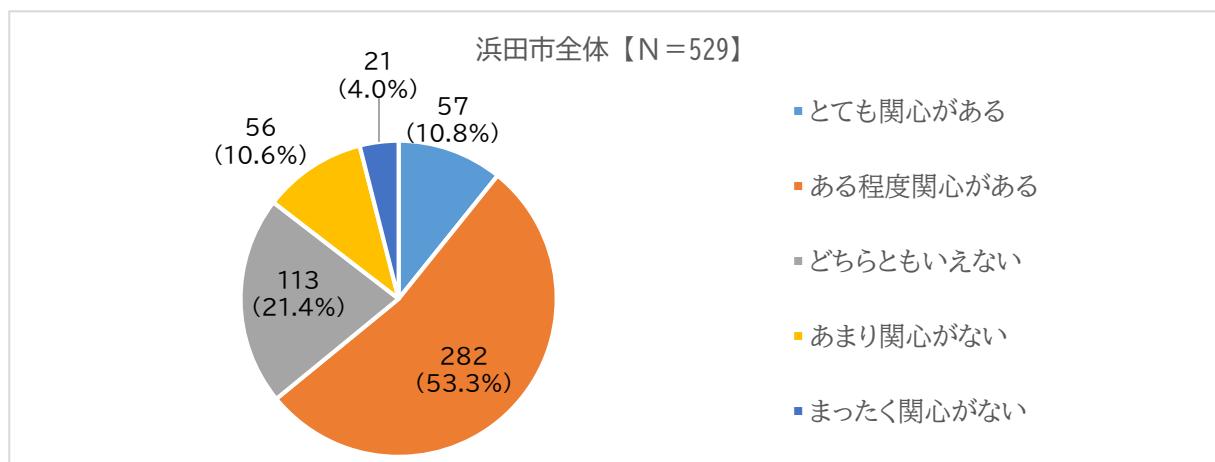
問21 活動の中で特に困ったこと、苦労したことがありますか。(○は3つまで)



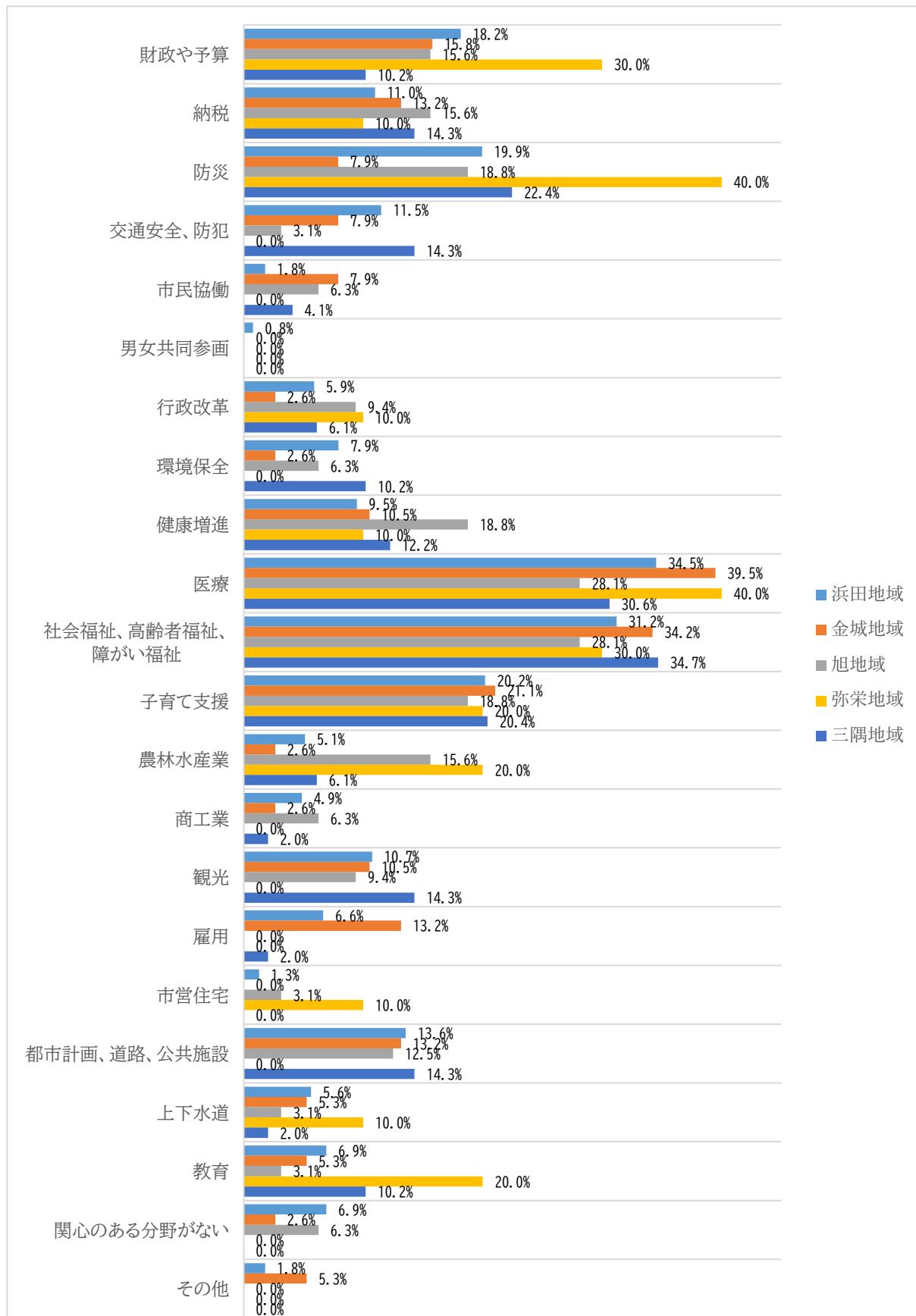
問22 活動したことがない理由は何ですか。(○は3つまで)



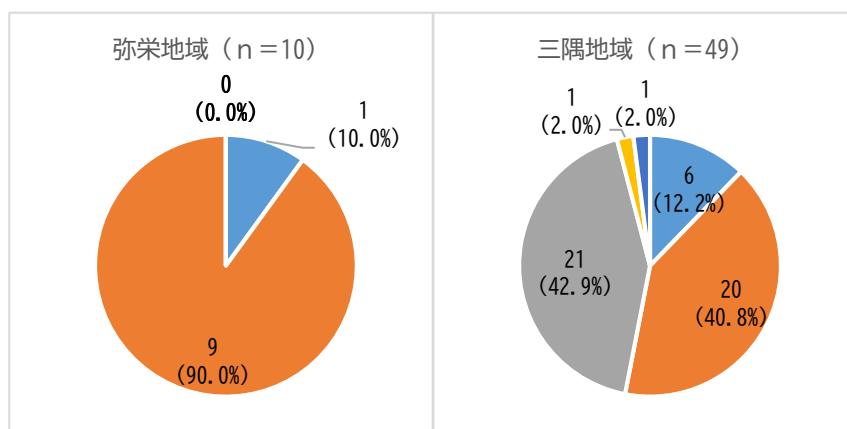
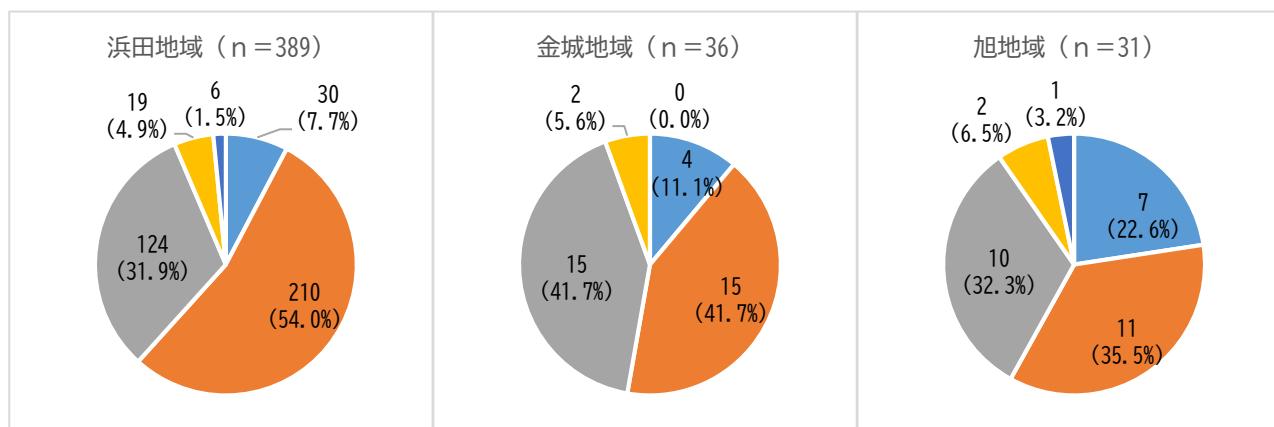
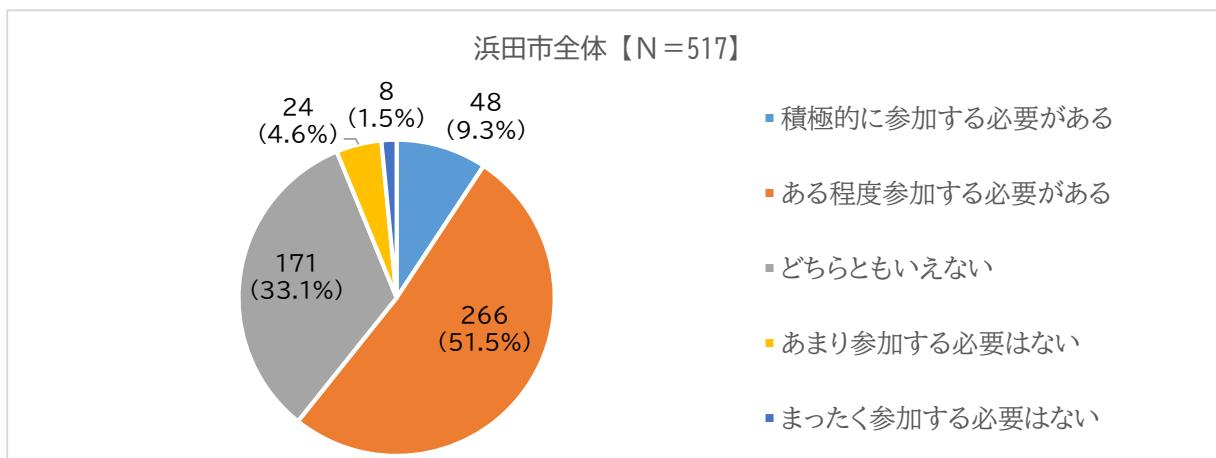
問23 浜田市の市政に関心はありますか。(○は1つ)



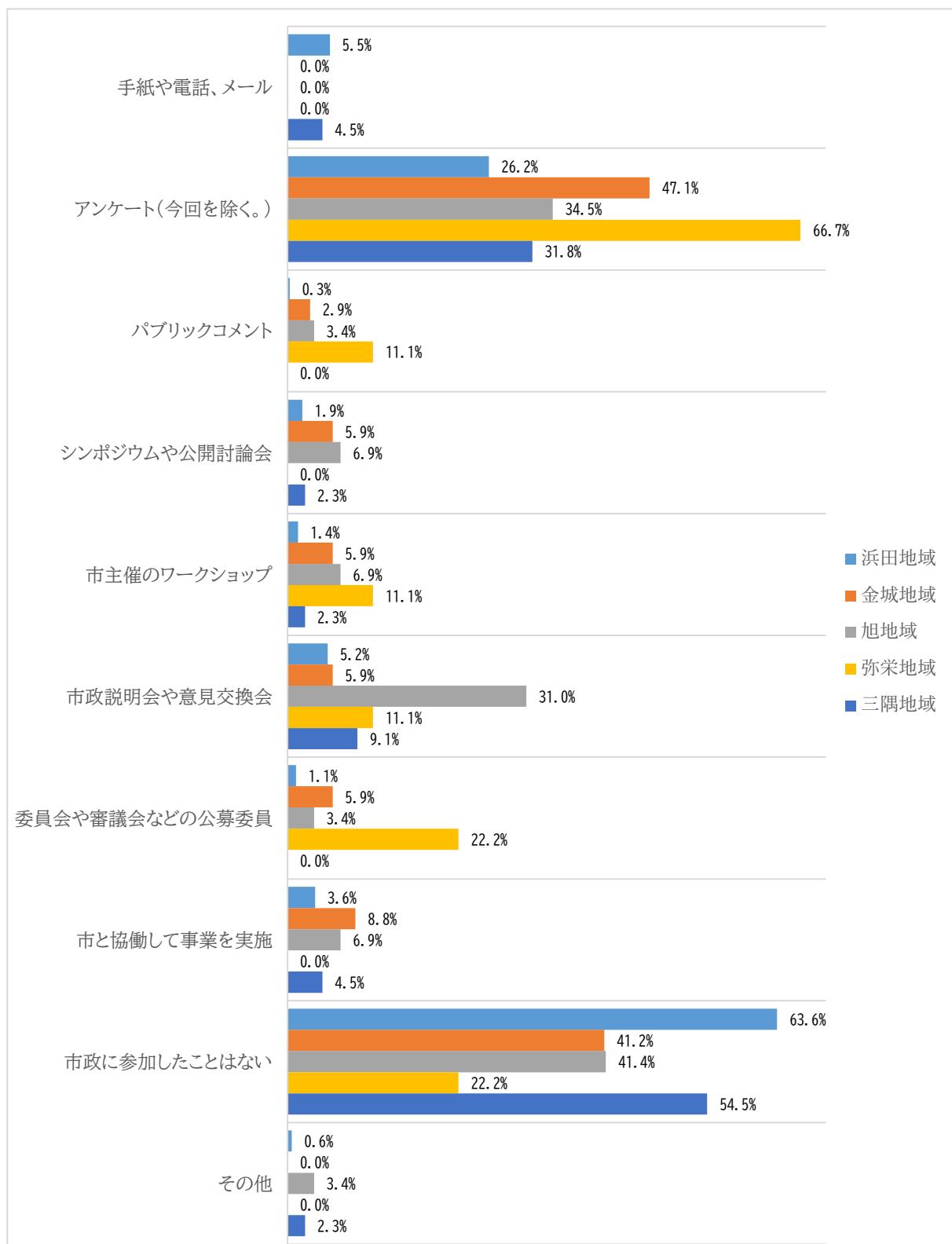
問24 浜田市の市政の中で関心のある分野はどれですか。(○は3つまで)



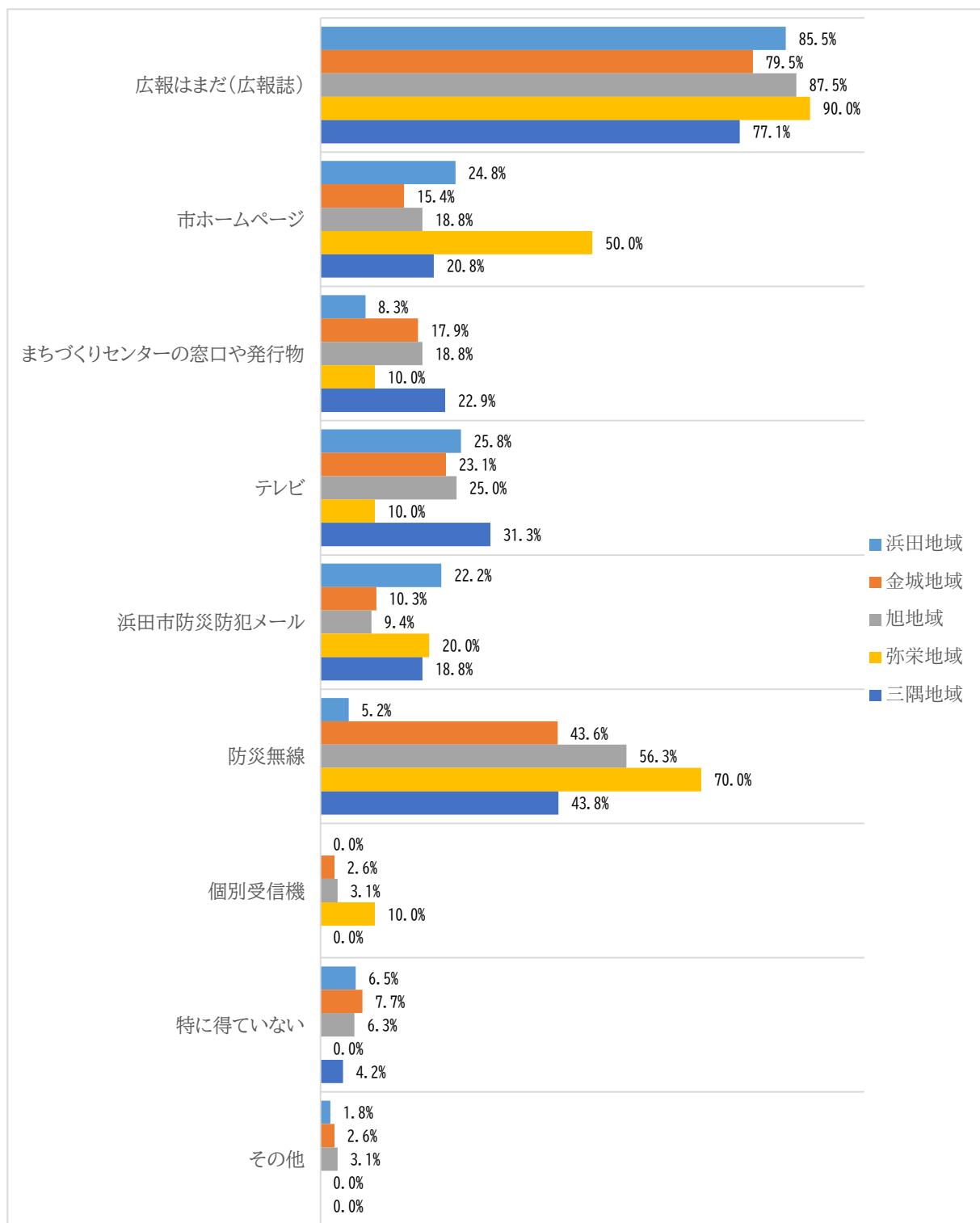
問25 市民が浜田市の政策決定の過程や市が実施する事業・業務（サービス）に参加する必要があると思いますか。（○は1つ）



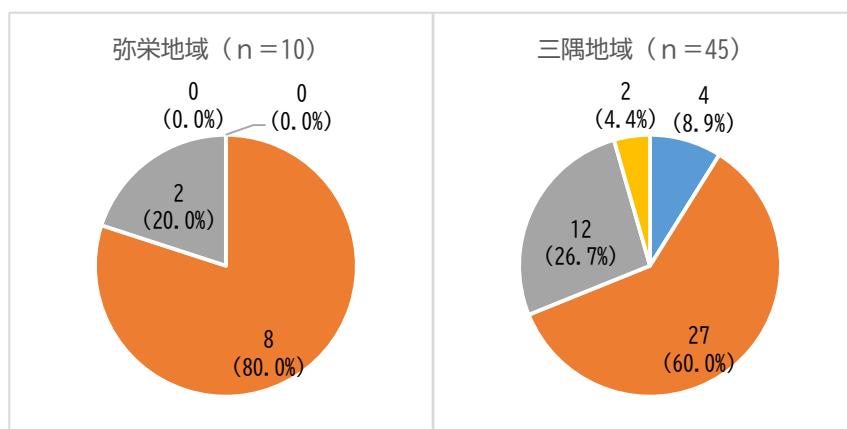
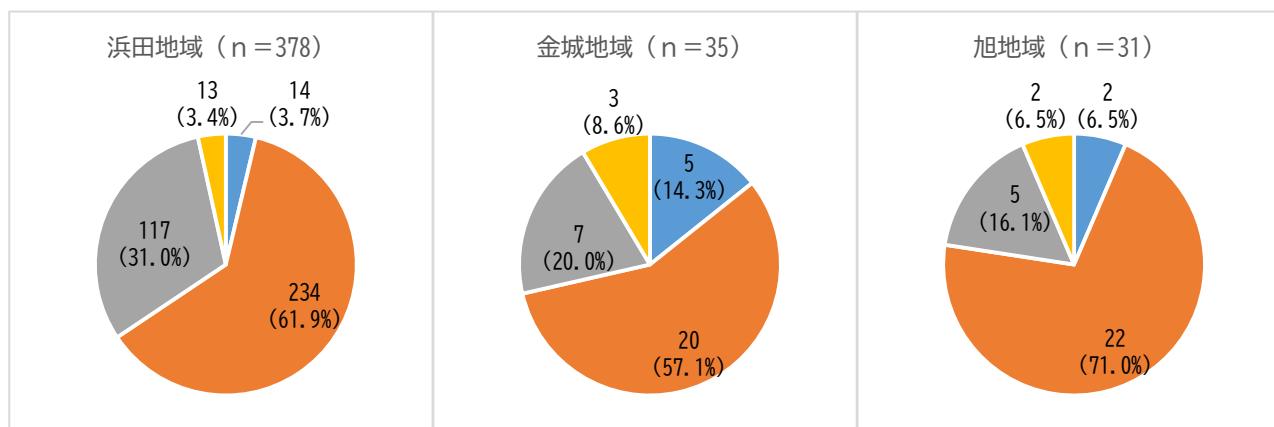
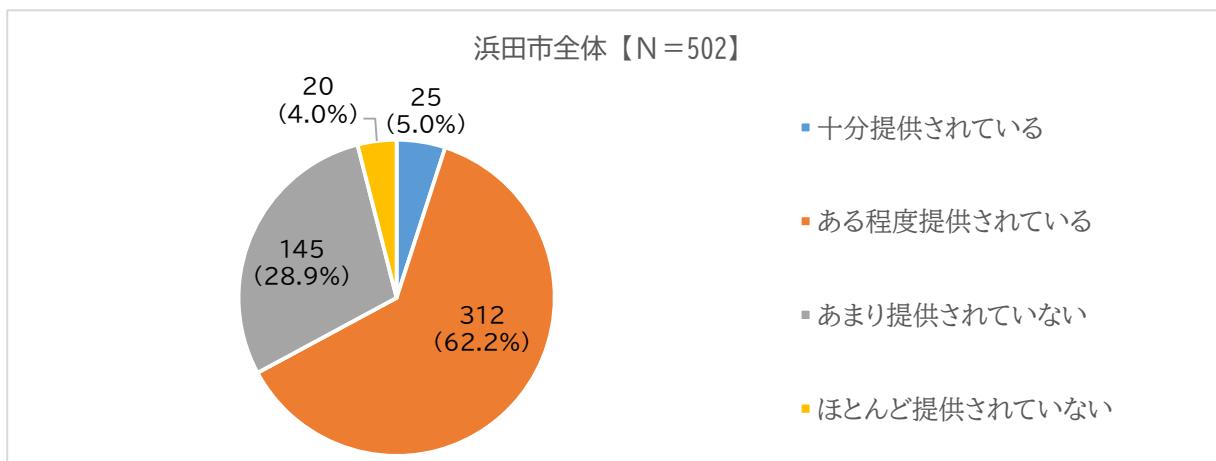
問 26 次のうち、これまでに浜田市の市政に参加したことのある方法を教えてください。（○はいくつでも可）



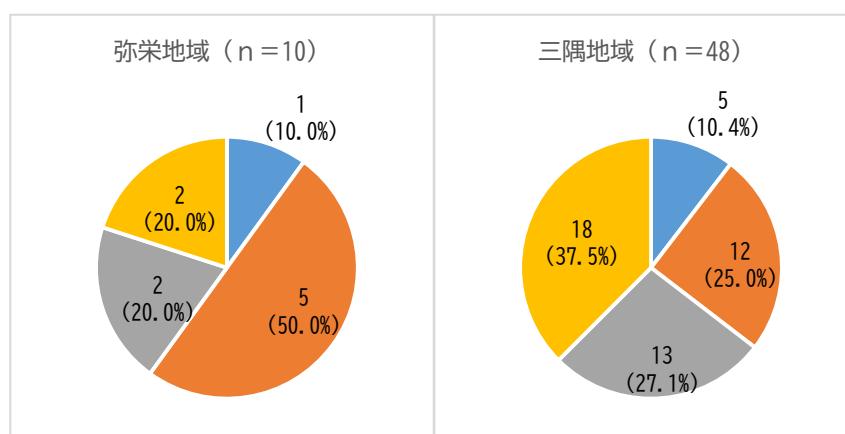
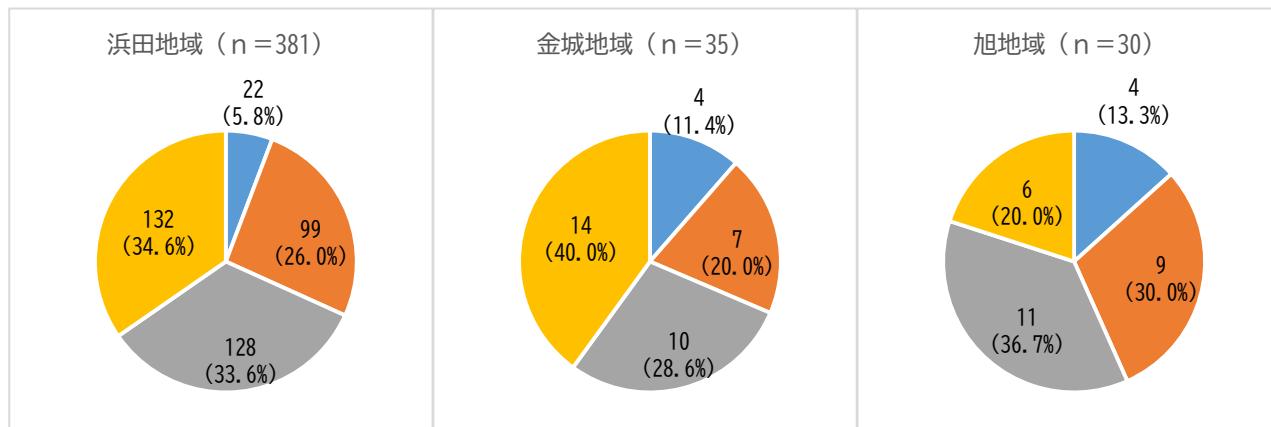
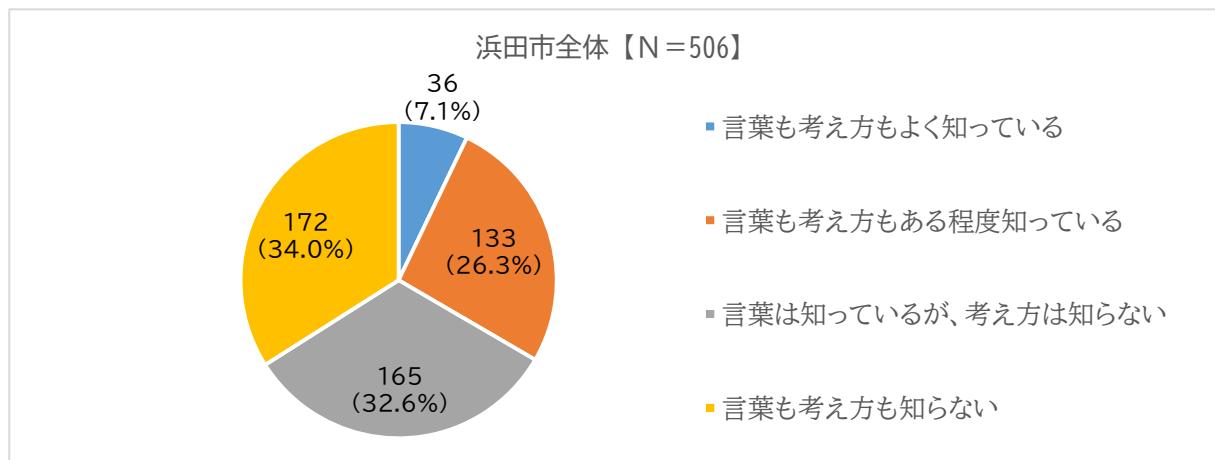
問27 どのような方法で、浜田市からの情報を得ていますか。(○は3つまで)



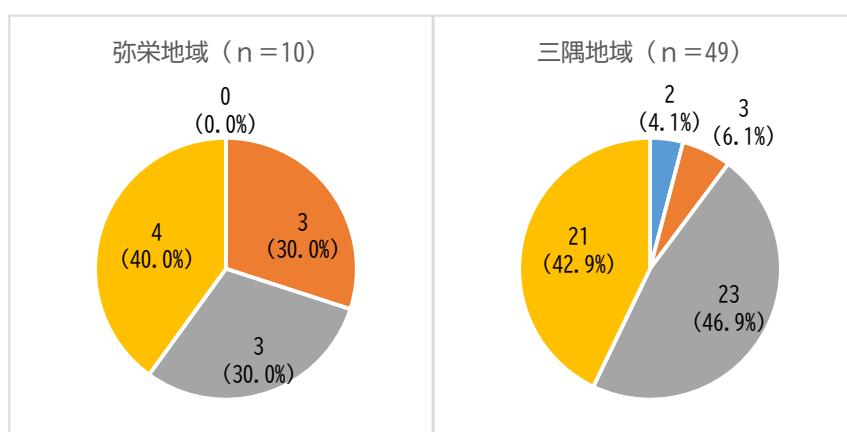
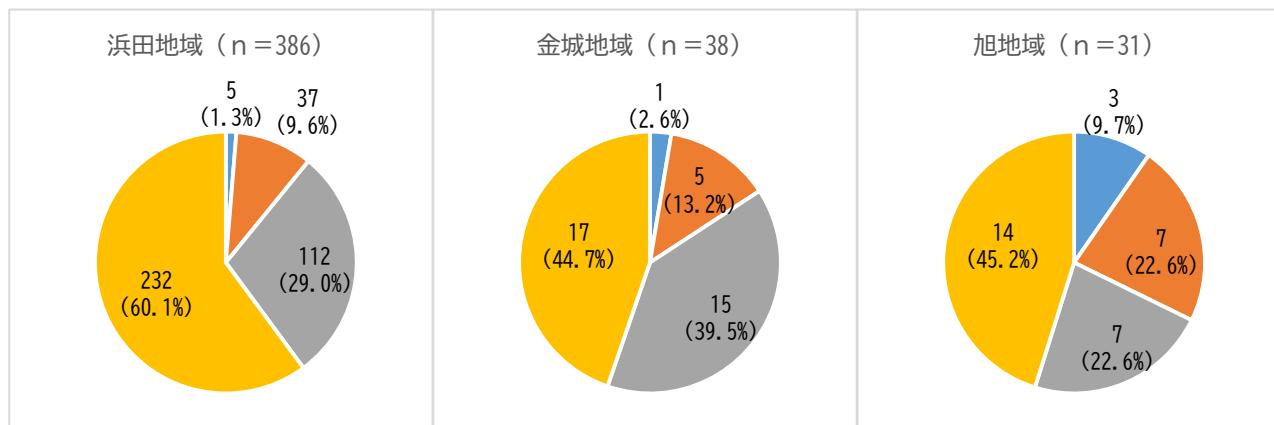
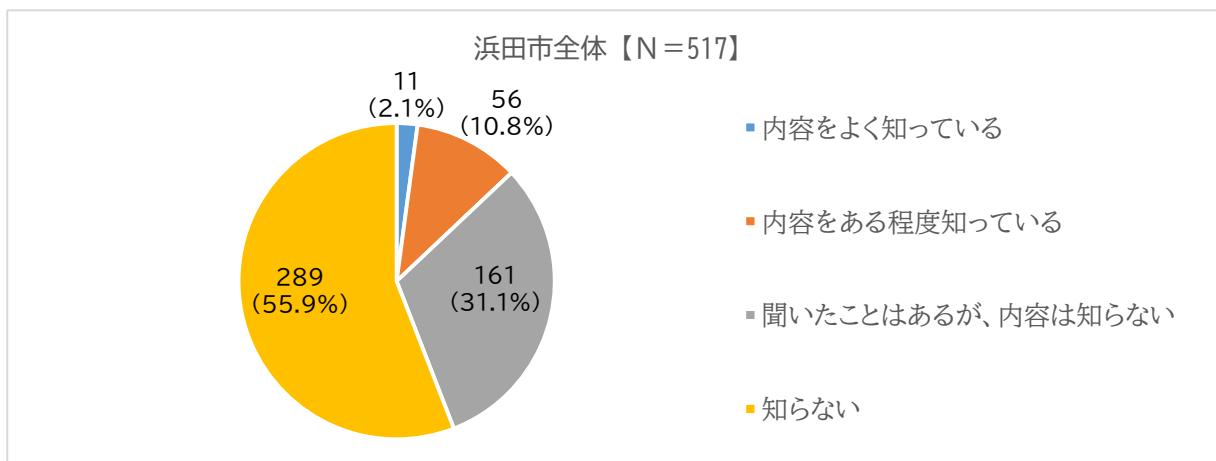
問28 浜田市の市政や市民活動に関する情報について、あなたが欲しい情報、必要とする情報が十分に提供されていると思いますか。(○は1つ)



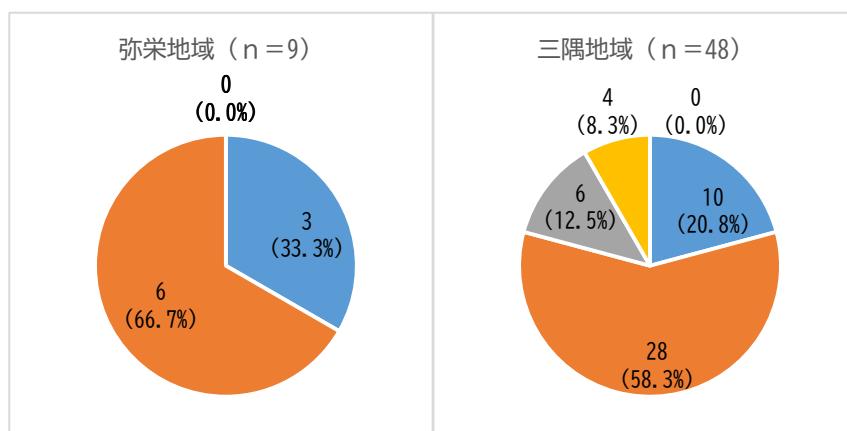
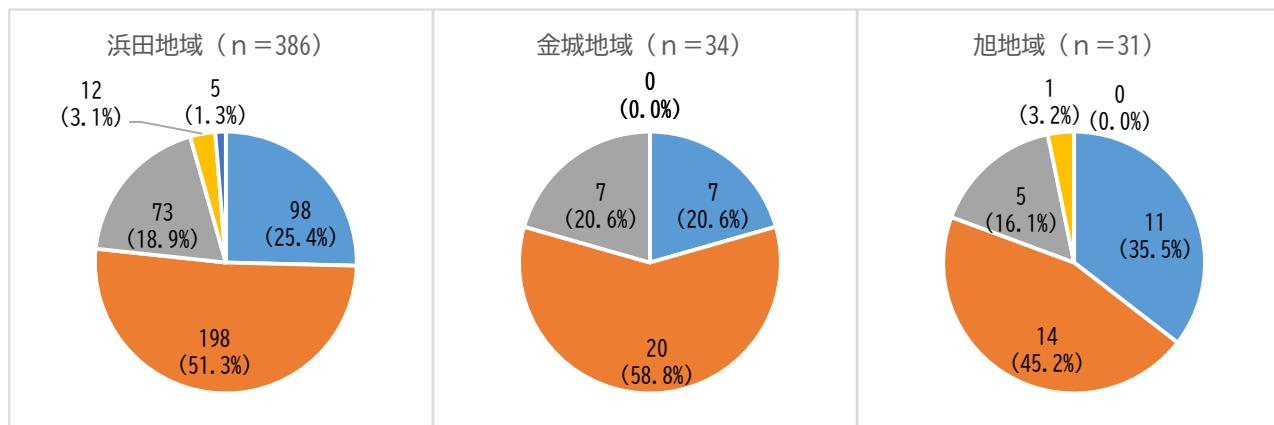
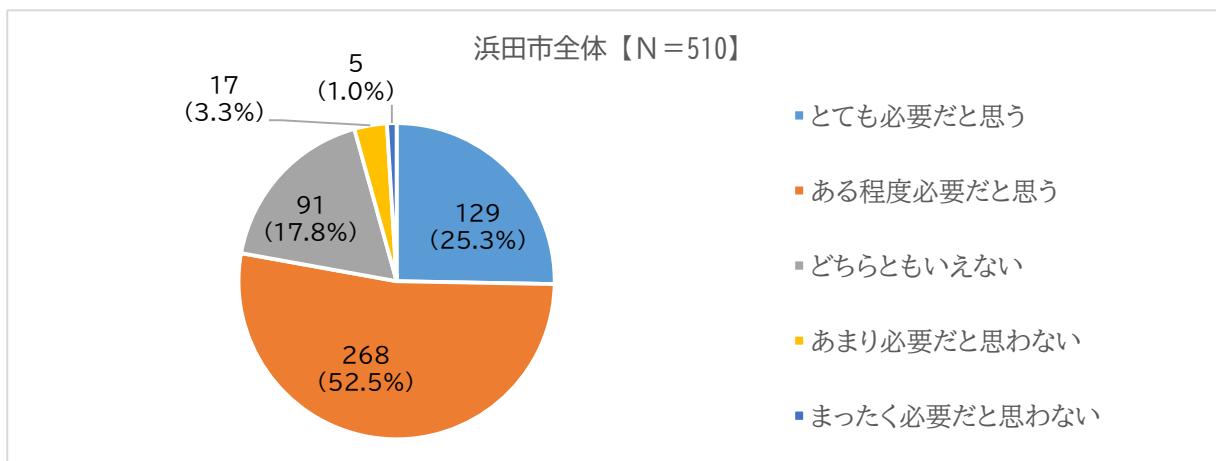
問29 「協働」という言葉や考え方について知っていますか。(○は1つ)



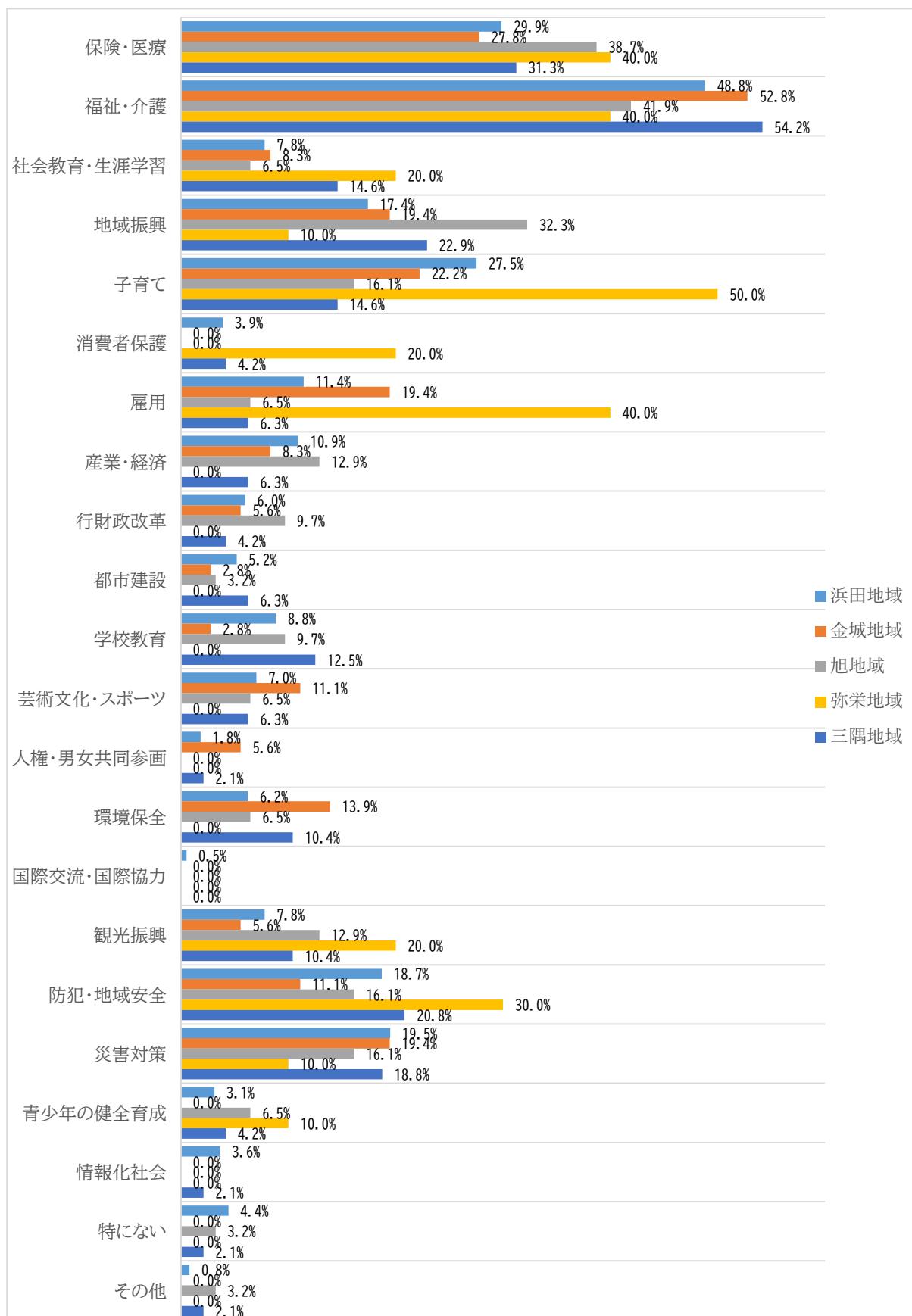
問30 協働のまちづくりの理念や仕組みを定めた「浜田市協働のまちづくり推進条例（令和3年4月1日施行）」について知っていますか。（○は1つ）



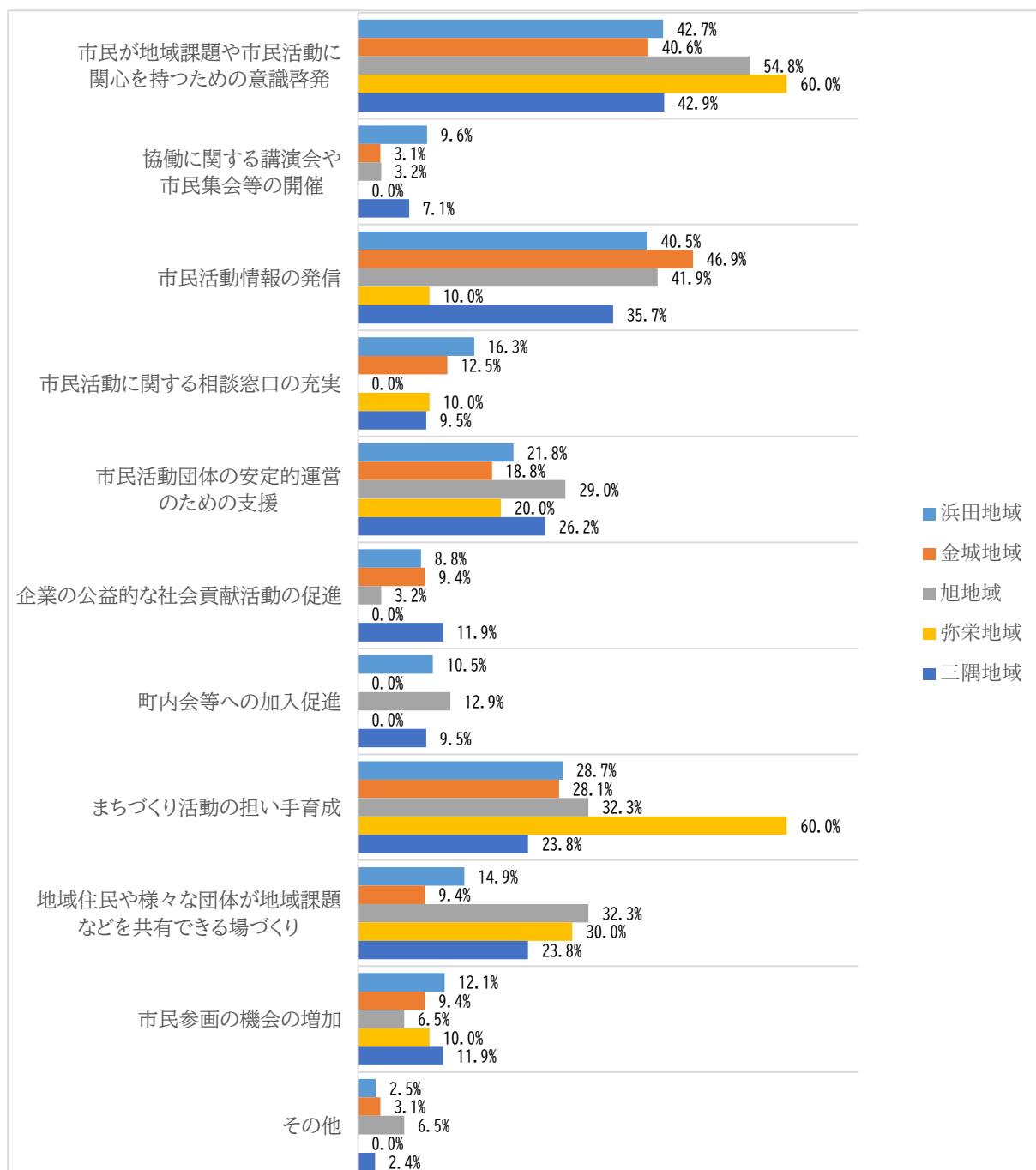
問 31 市民と浜田市が「協働のまちづくり」を推進していくことは、必要だと思いますか。（○は1つ）



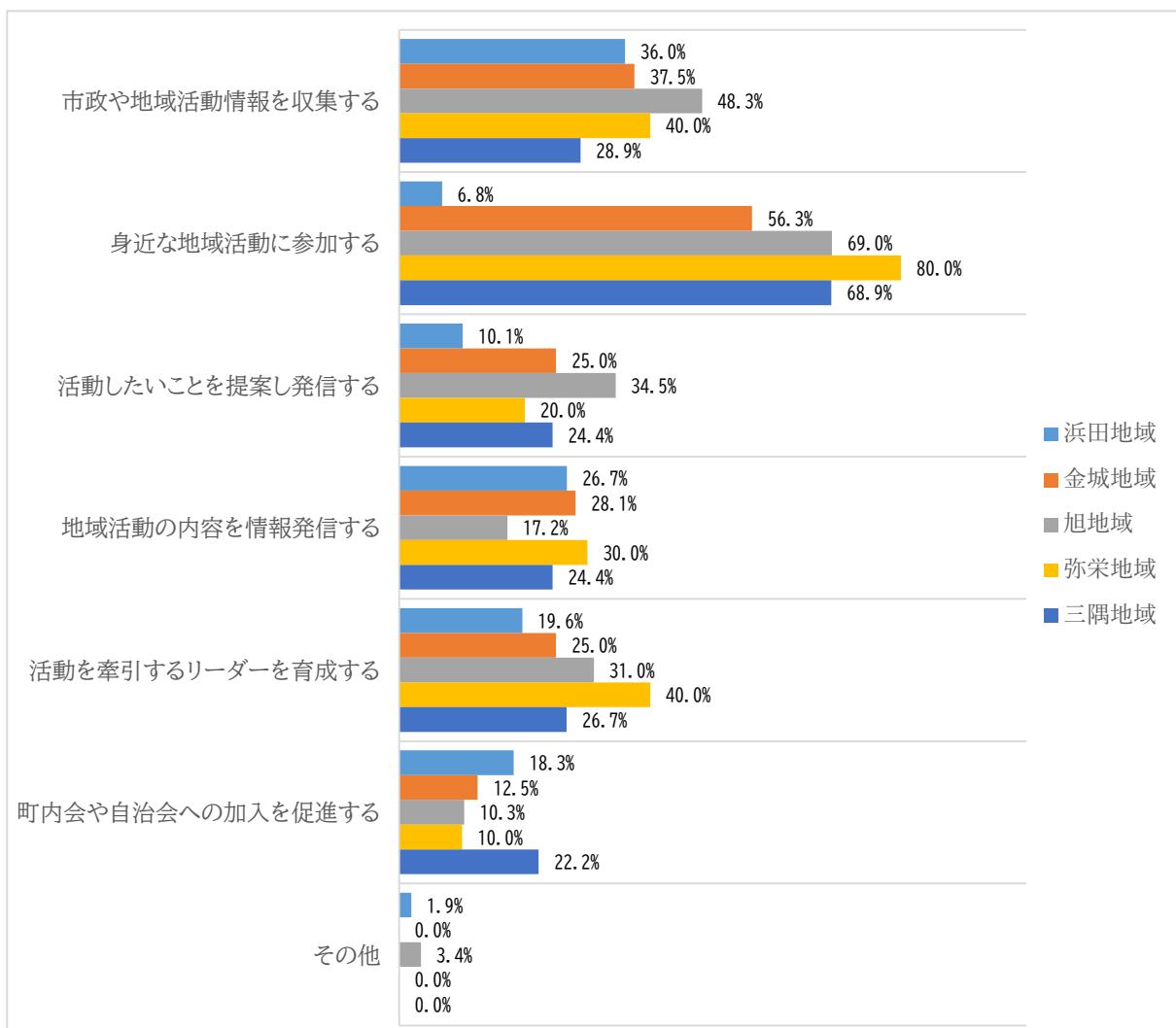
問32 今後、市民と浜田市が「協働」で取り組むことが特に必要（有効）な分野はどのような分野だと思いますか。（○は3つまで）



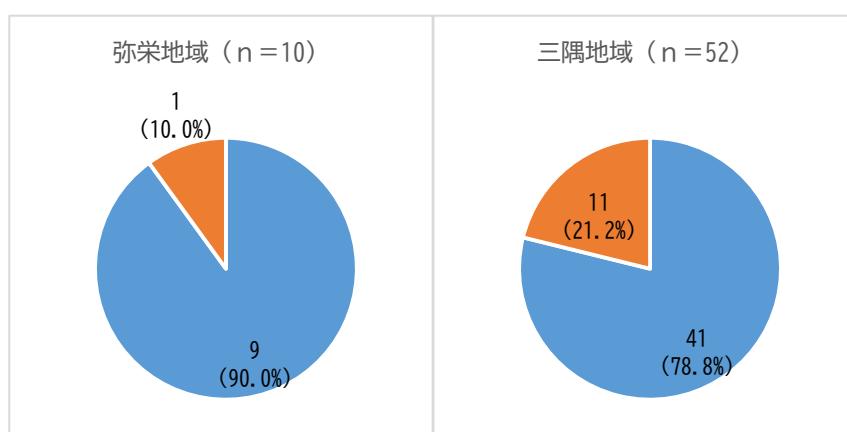
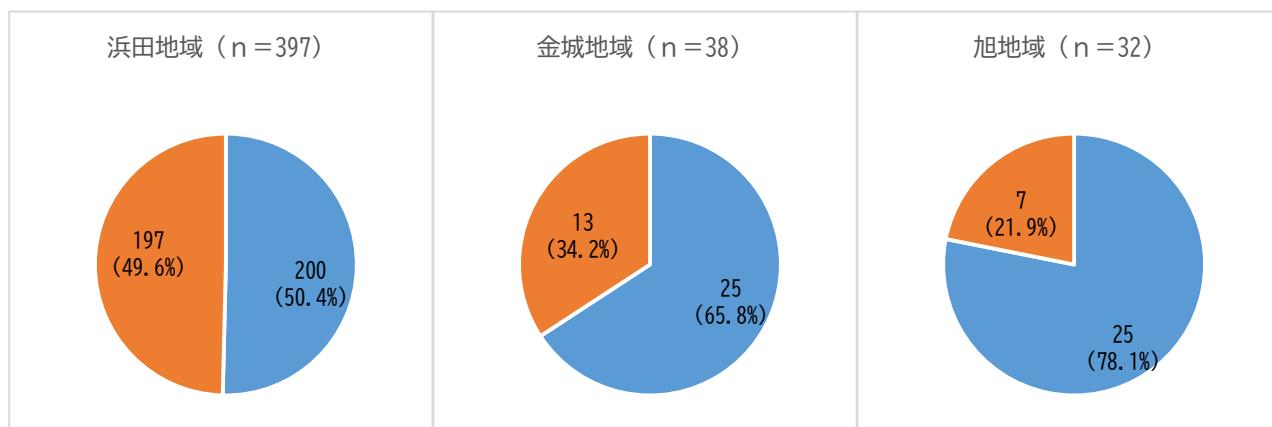
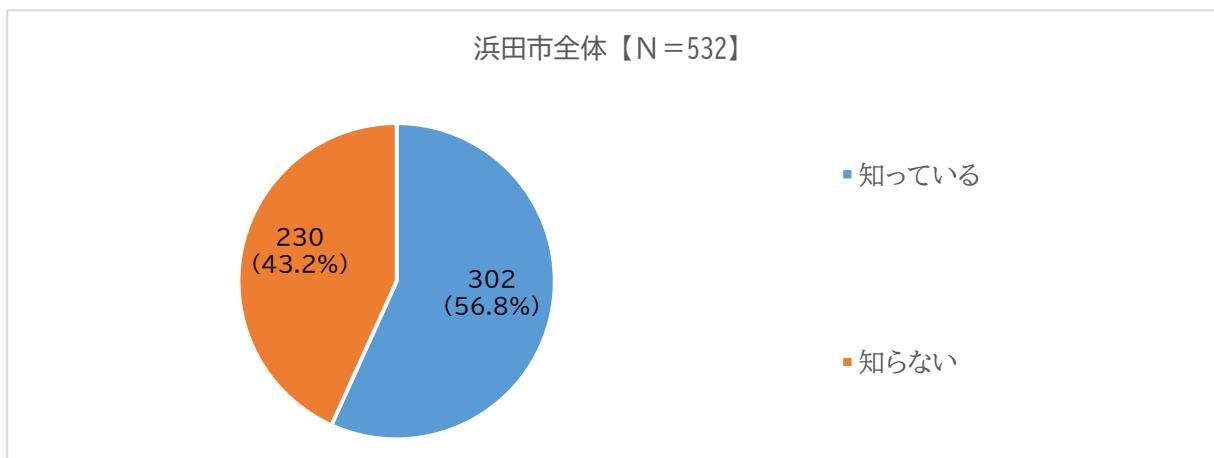
問 33 協働を進めるに当たり、浜田市が優先的にやるべきことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)



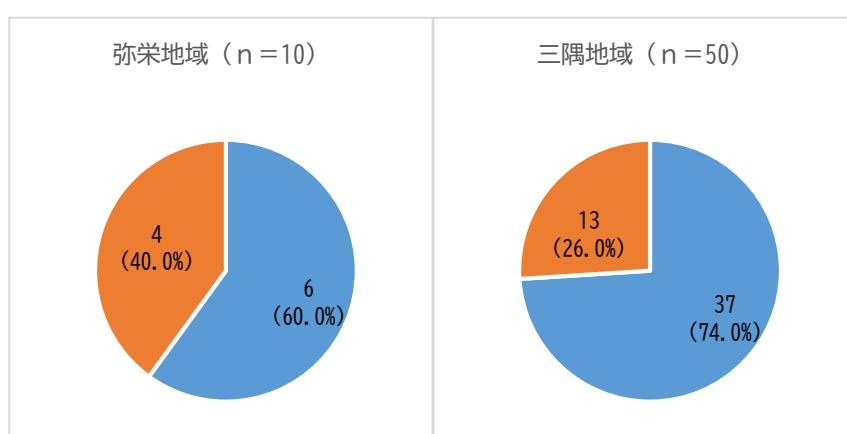
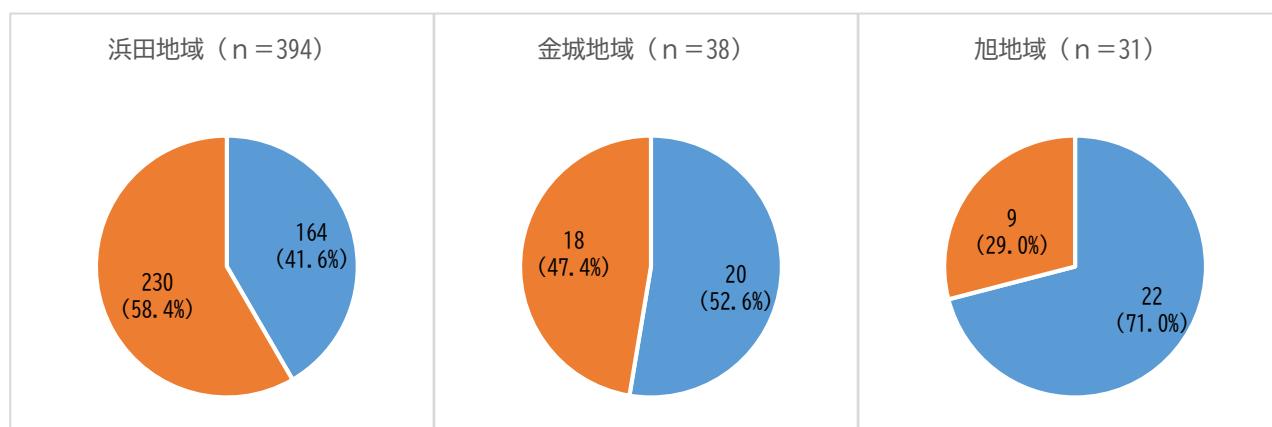
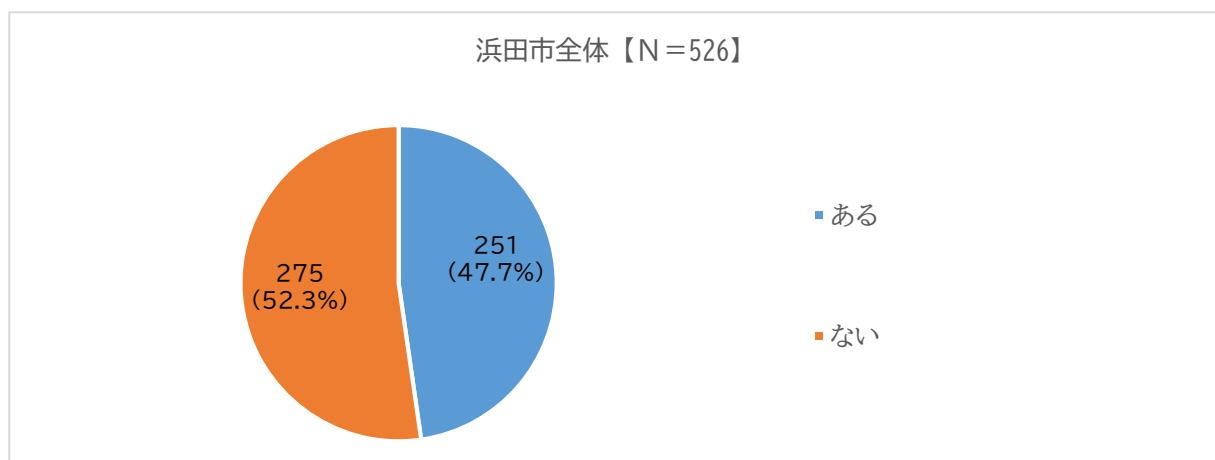
問34 協働を進めるに当たり、市民ができるることはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)



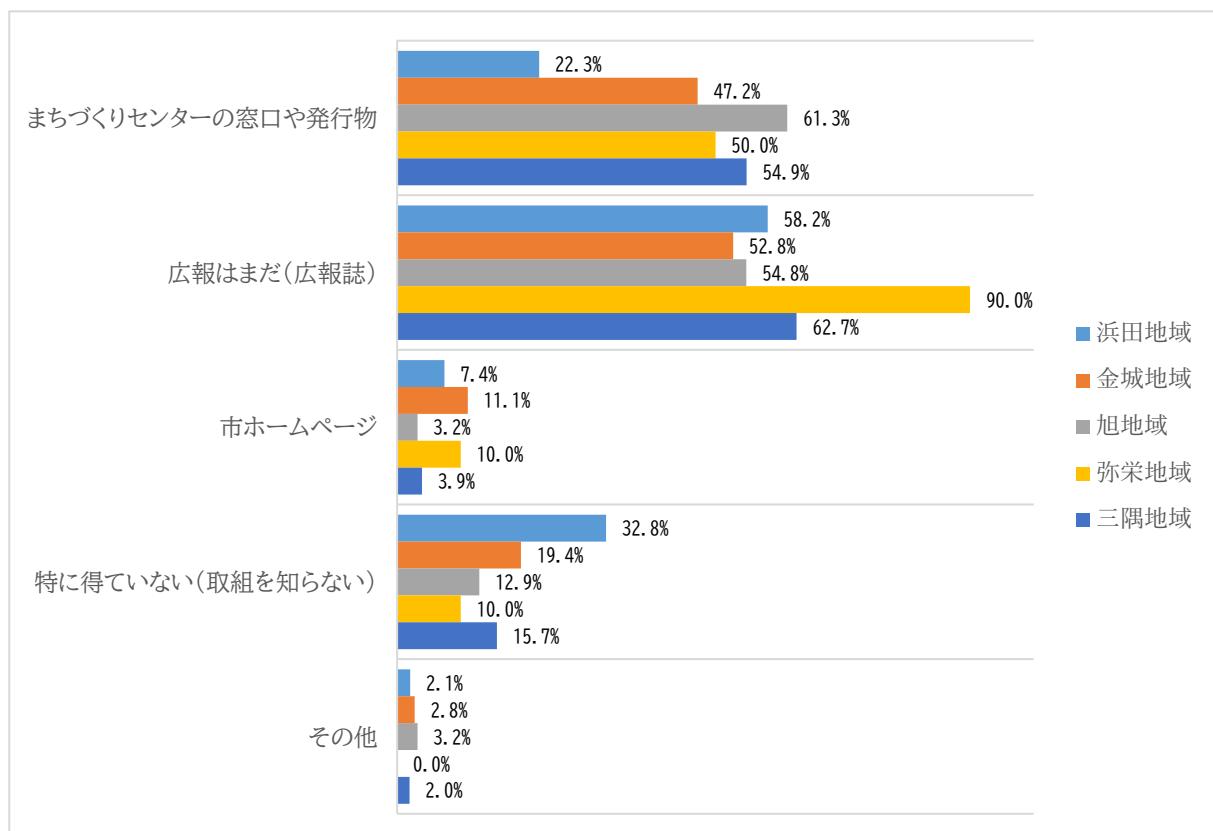
問35 協働のまちづくり推進条例施行に伴い、市内の公民館が「まちづくりセンター」に移行したことを知っていますか。(○は1つ)



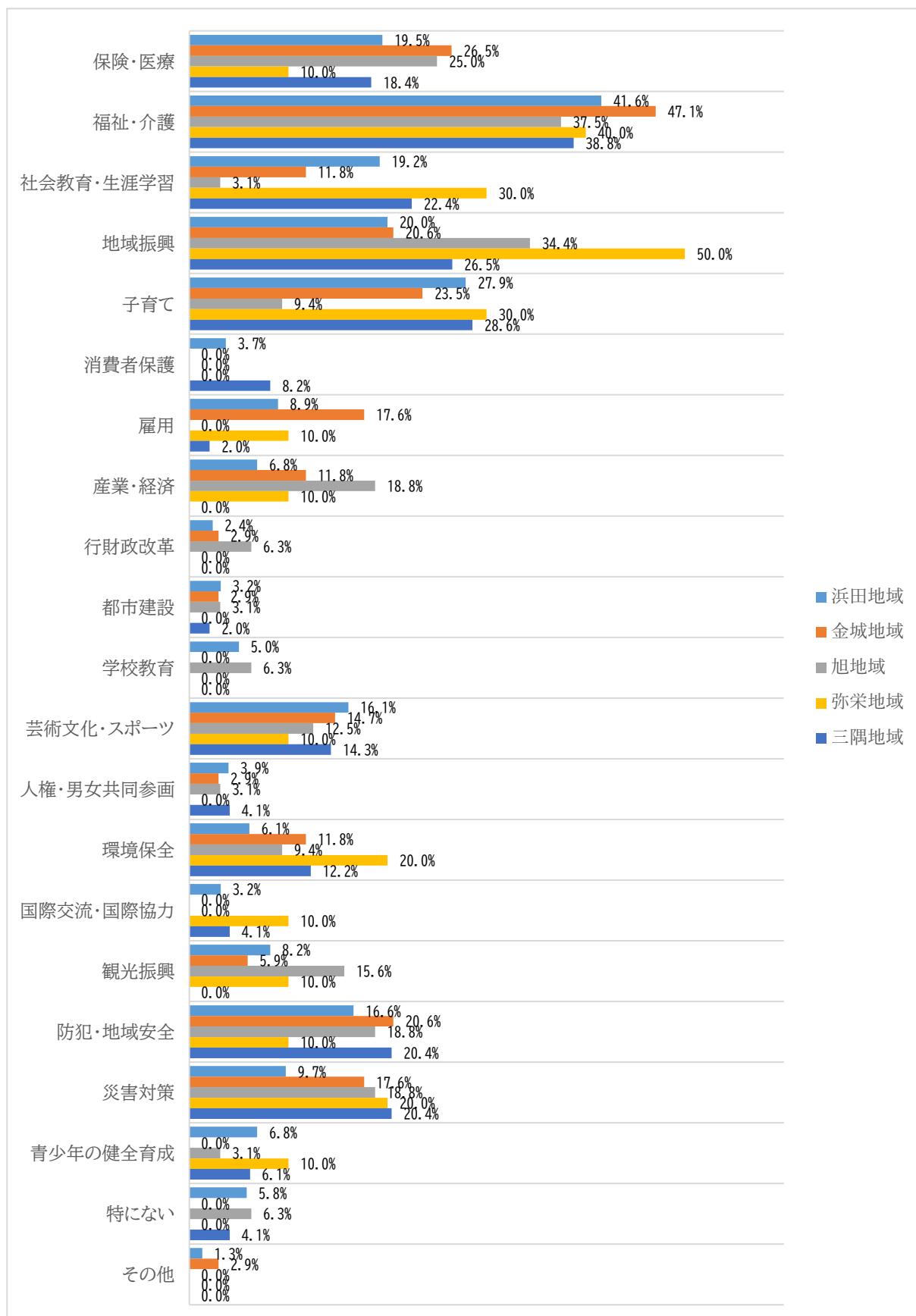
問36 これまでに、公民館やまちづくりセンターを利用、または事業に参加したことがありますか。(○は1つ)



問37 まちづくりセンターの情報（取組）をどのような方法で得ていますか。（○は3つまで）

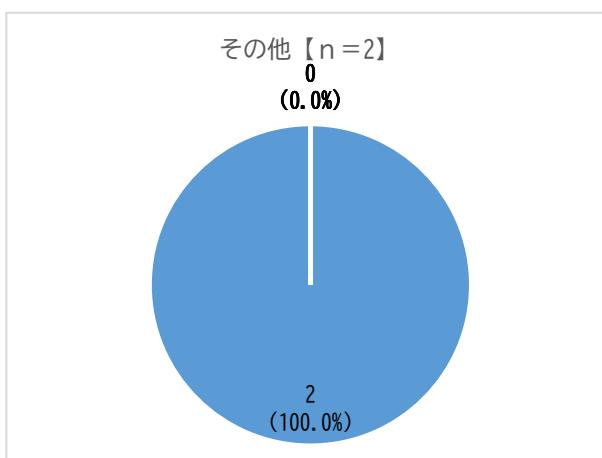
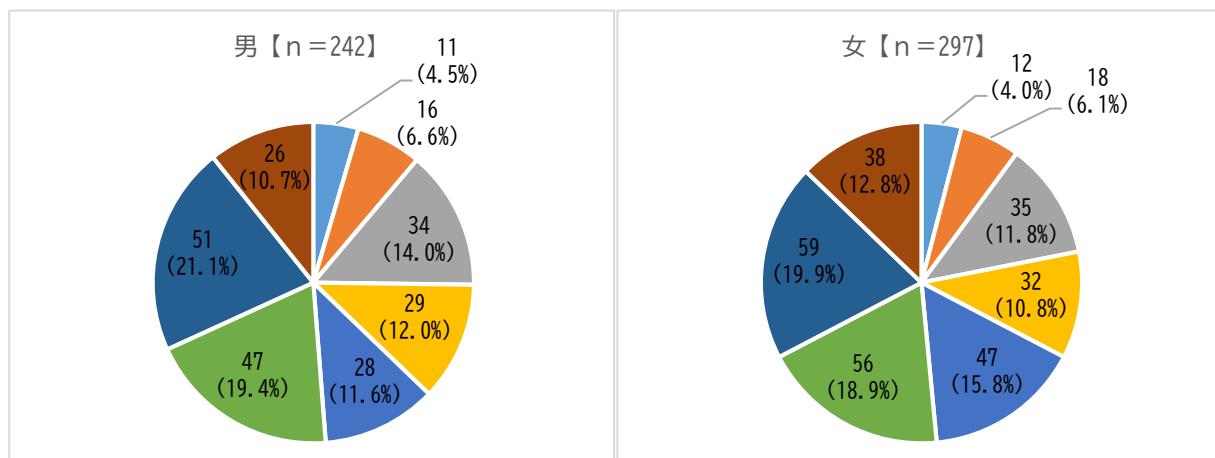
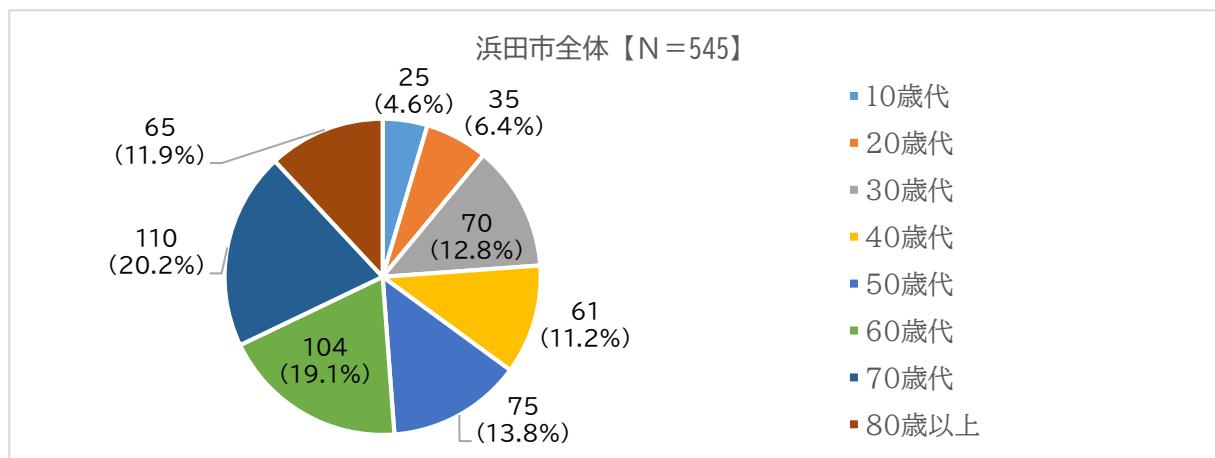


問38 今後、まちづくりセンターで特に取り組むことが必要（有効）な分野は、どのようなことだと思いますか。（○は3つまで）

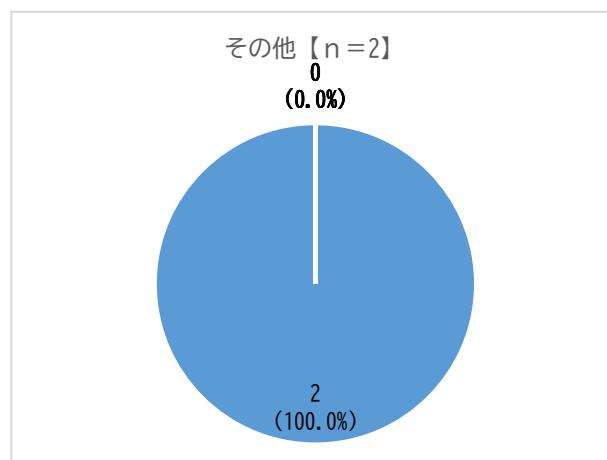
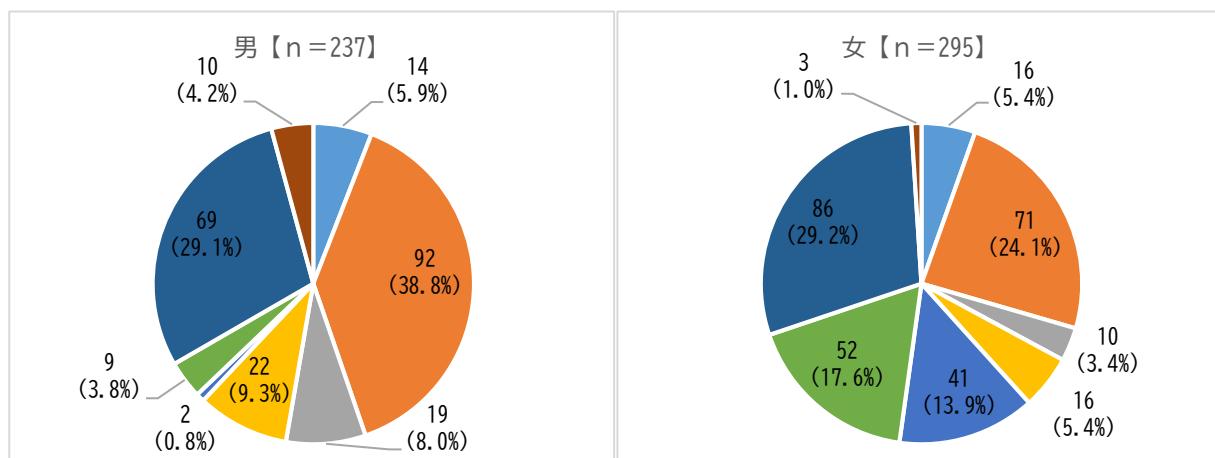
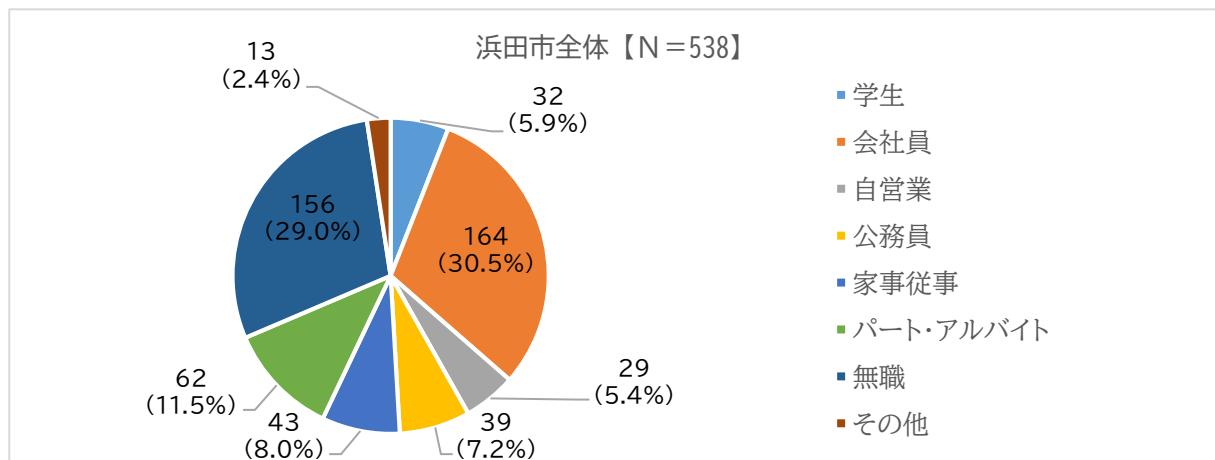


イ 性別×市民意識調査結果

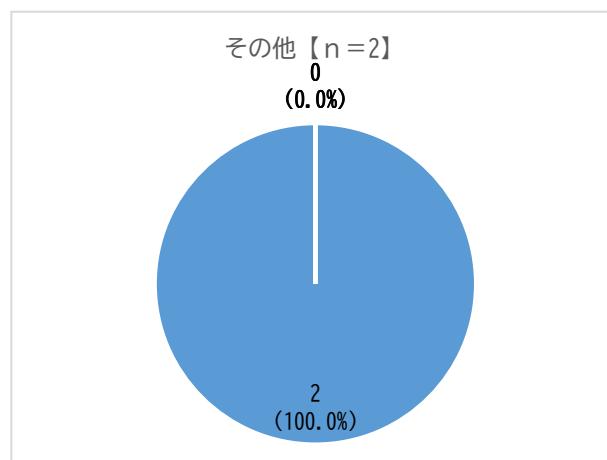
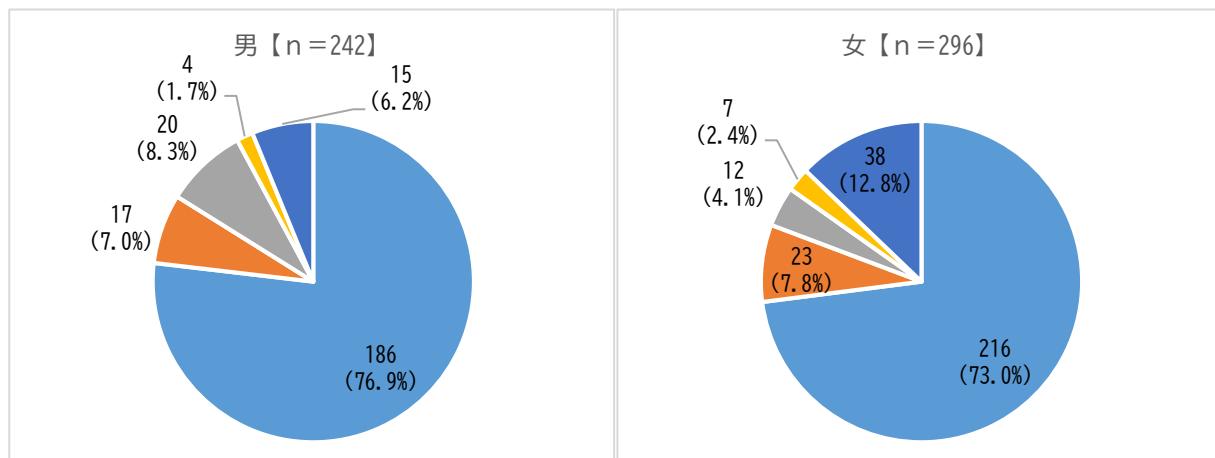
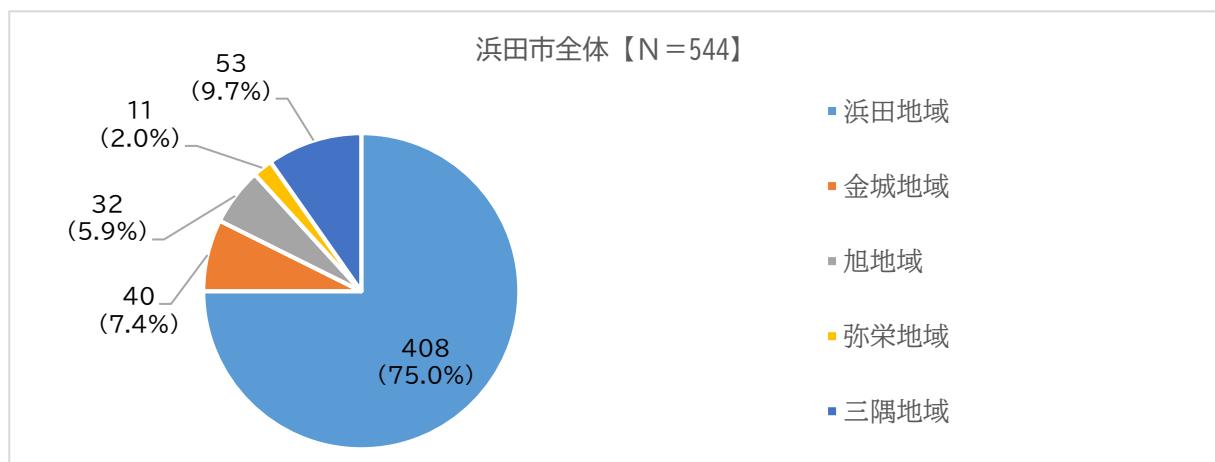
問2 年齢を教えてください。(○は1つ)



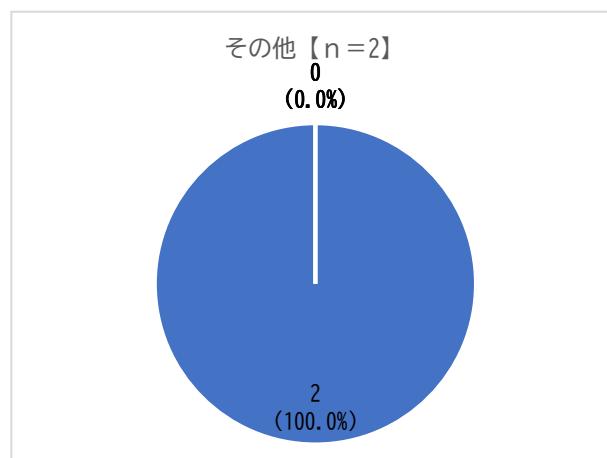
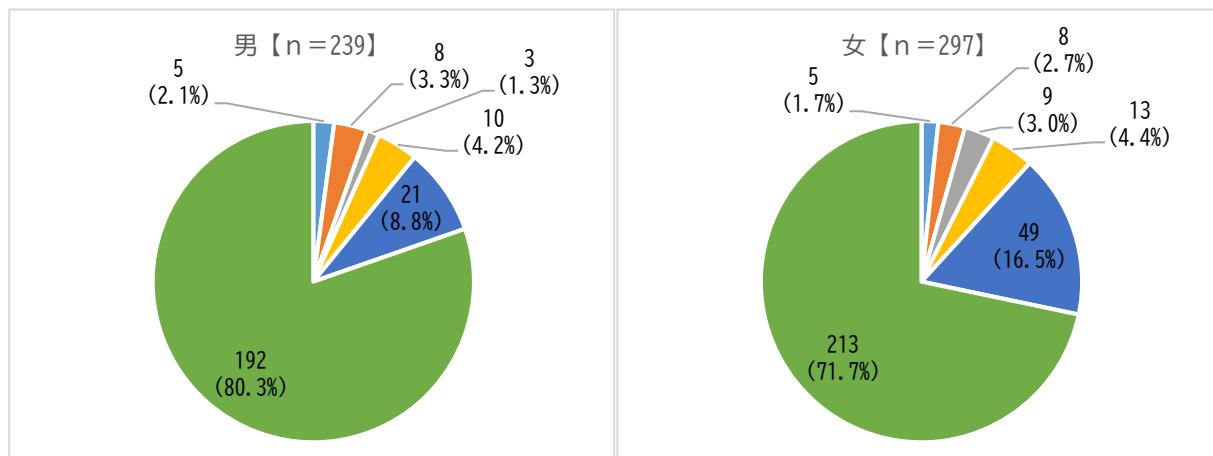
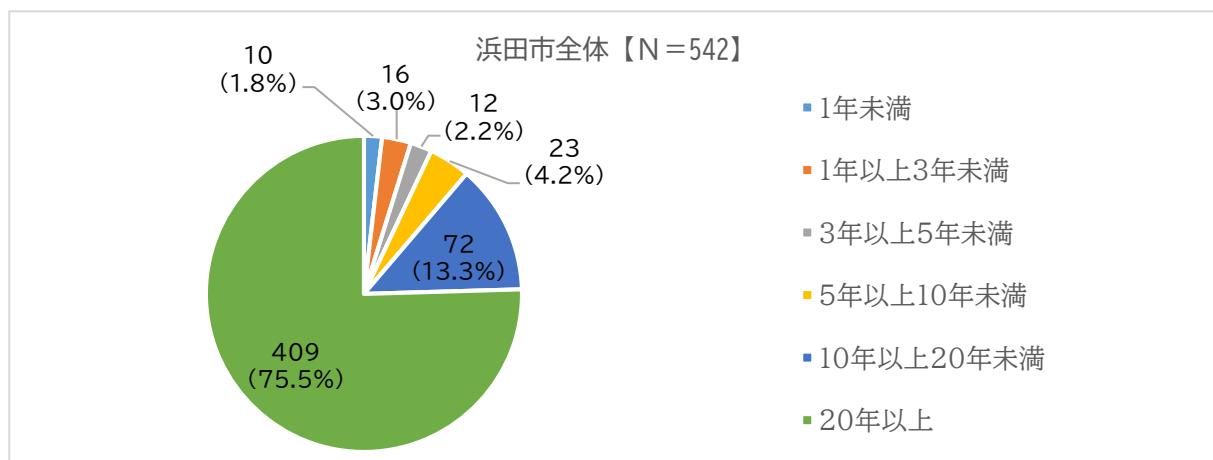
問3 主な職業について教えてください。(○は1つ)



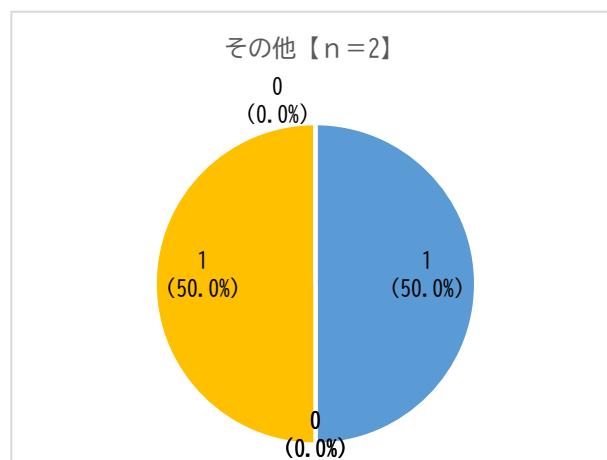
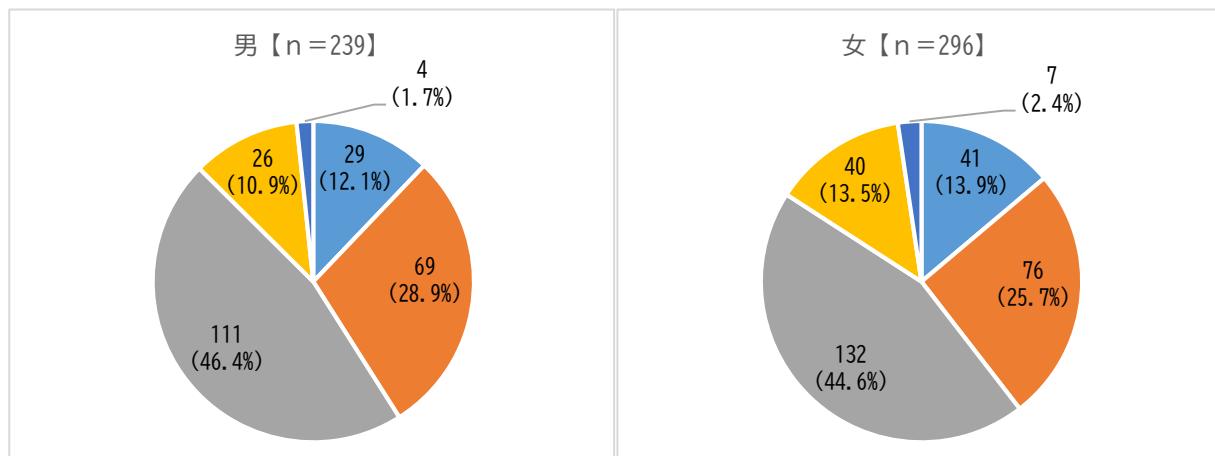
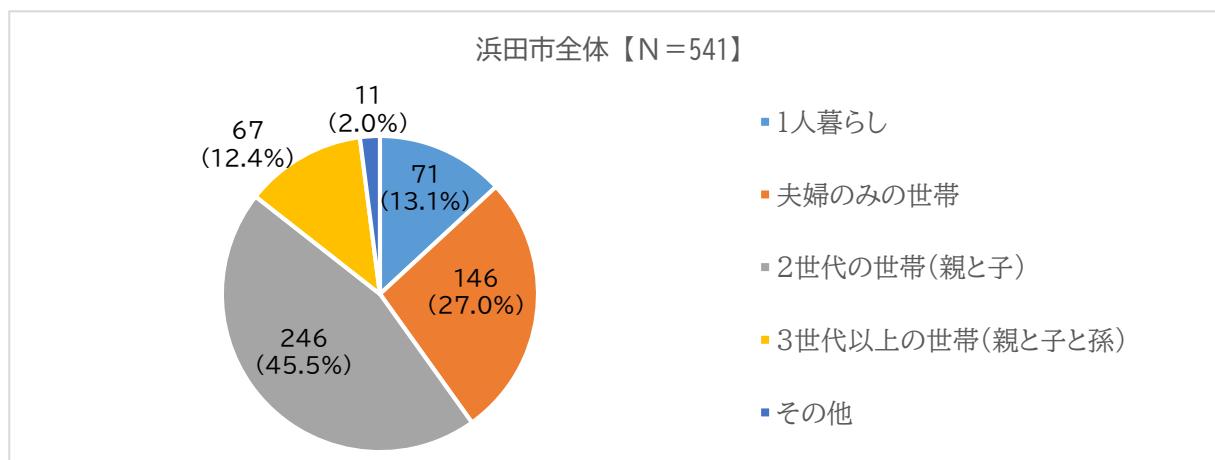
問4 お住まいの地域を教えてください。(○は1つ)



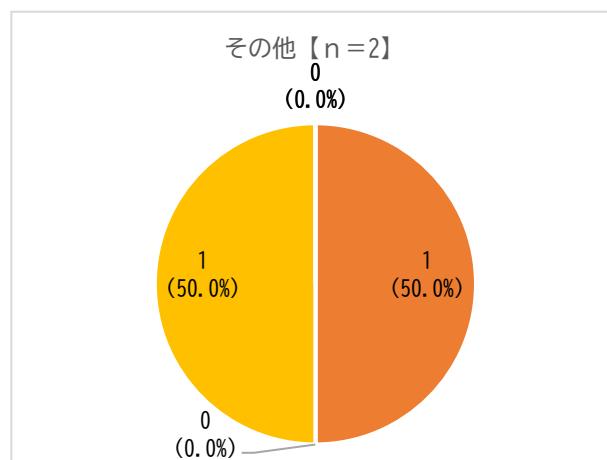
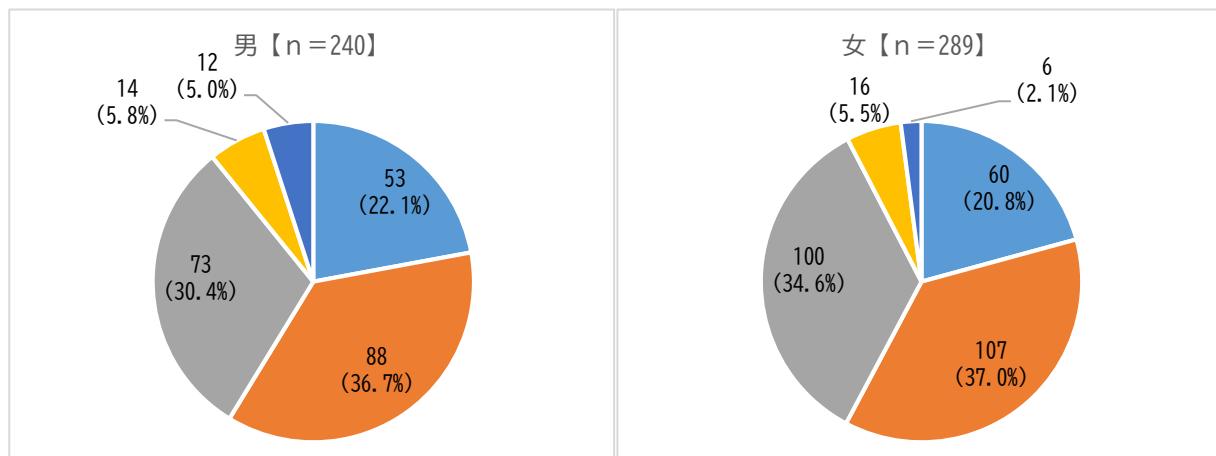
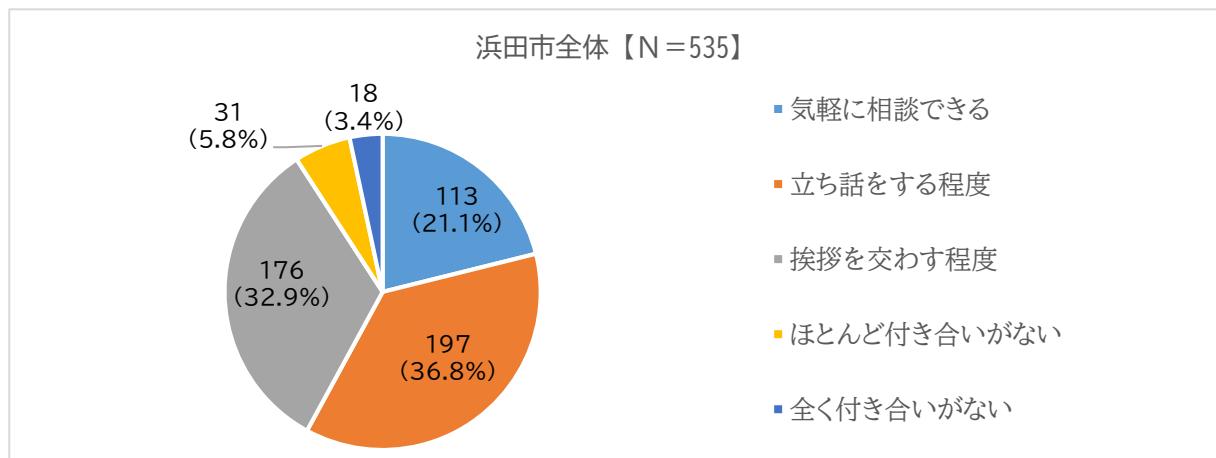
問5 浜田市での居住年数について教えてください。(○は1つ)



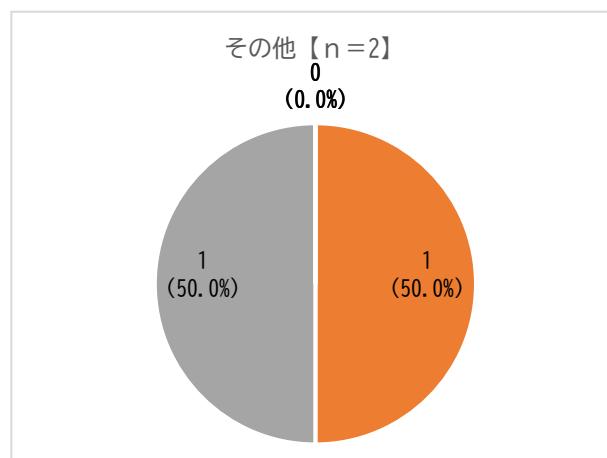
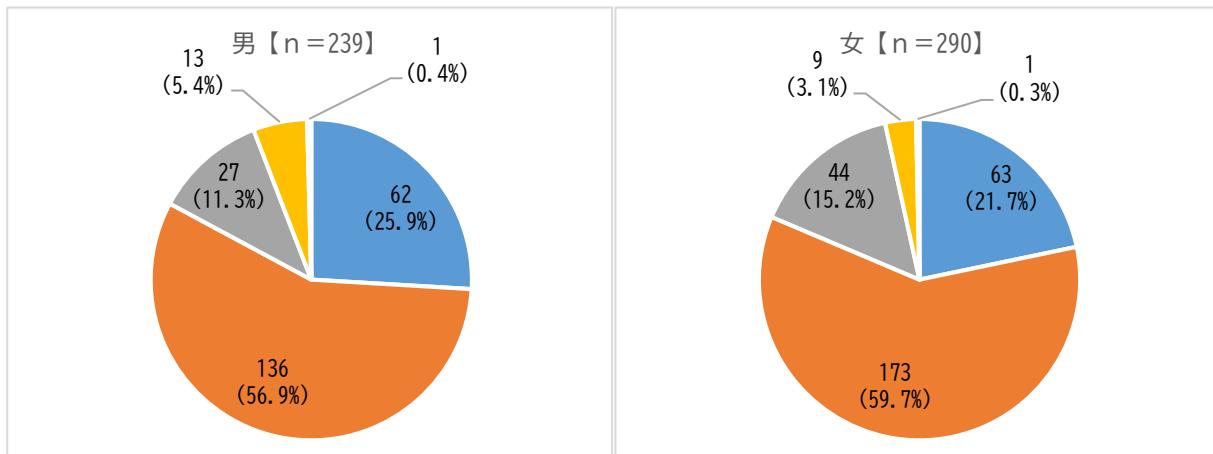
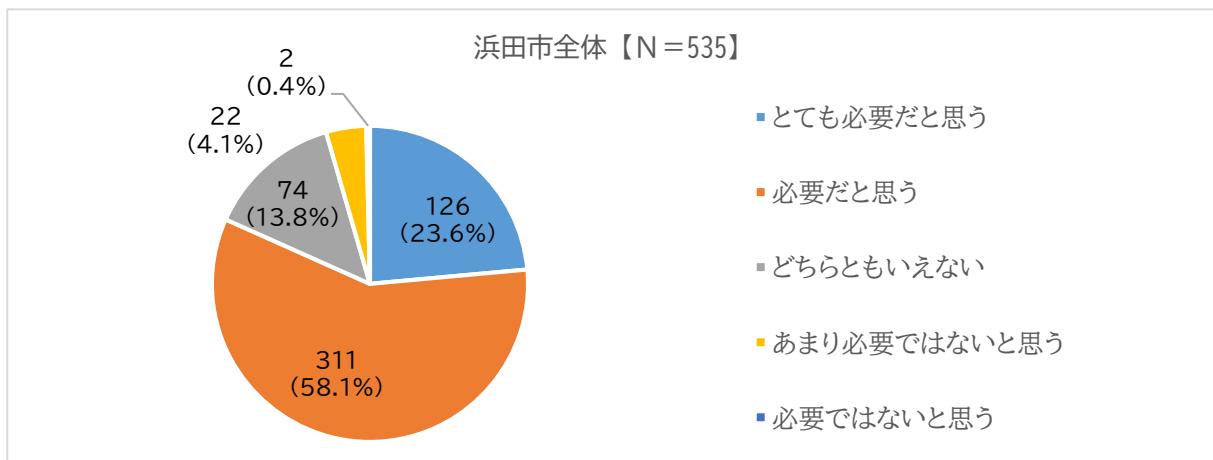
問6 家族構成を教えてください。(○は1つ)



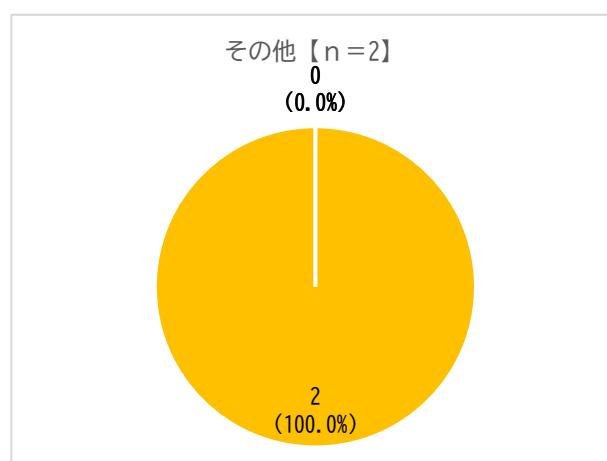
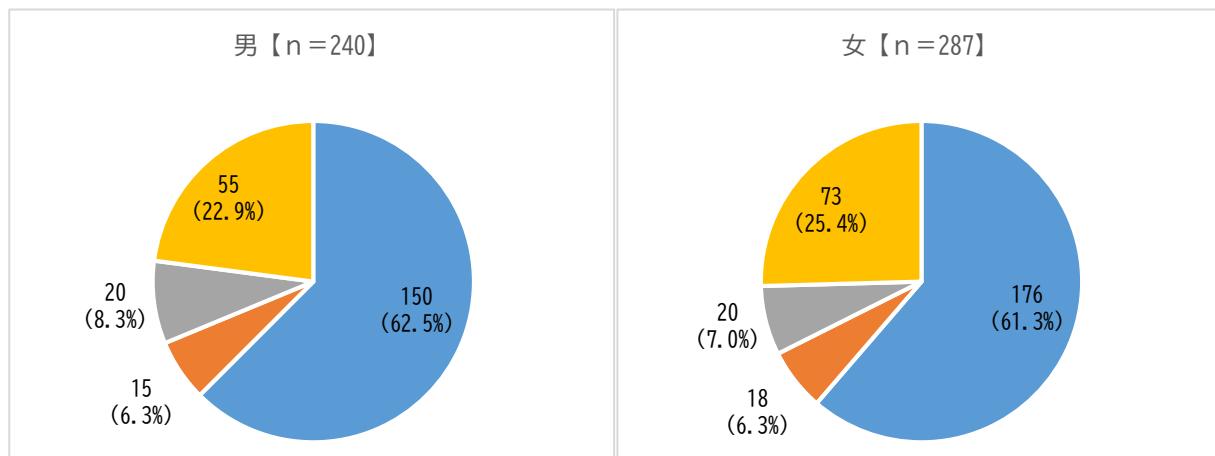
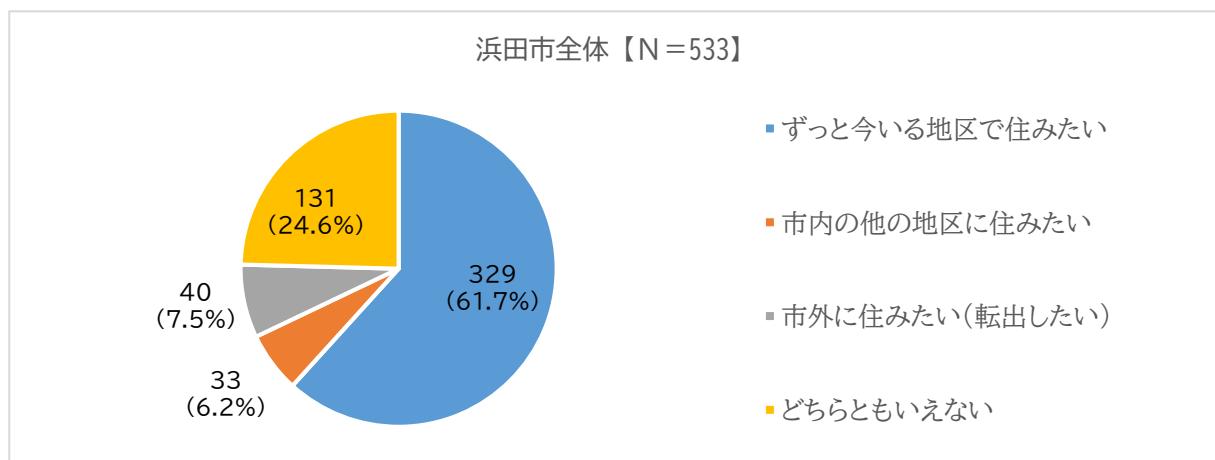
問7 どの程度、ご近所の人とお付き合いがありますか。(○は1つ)



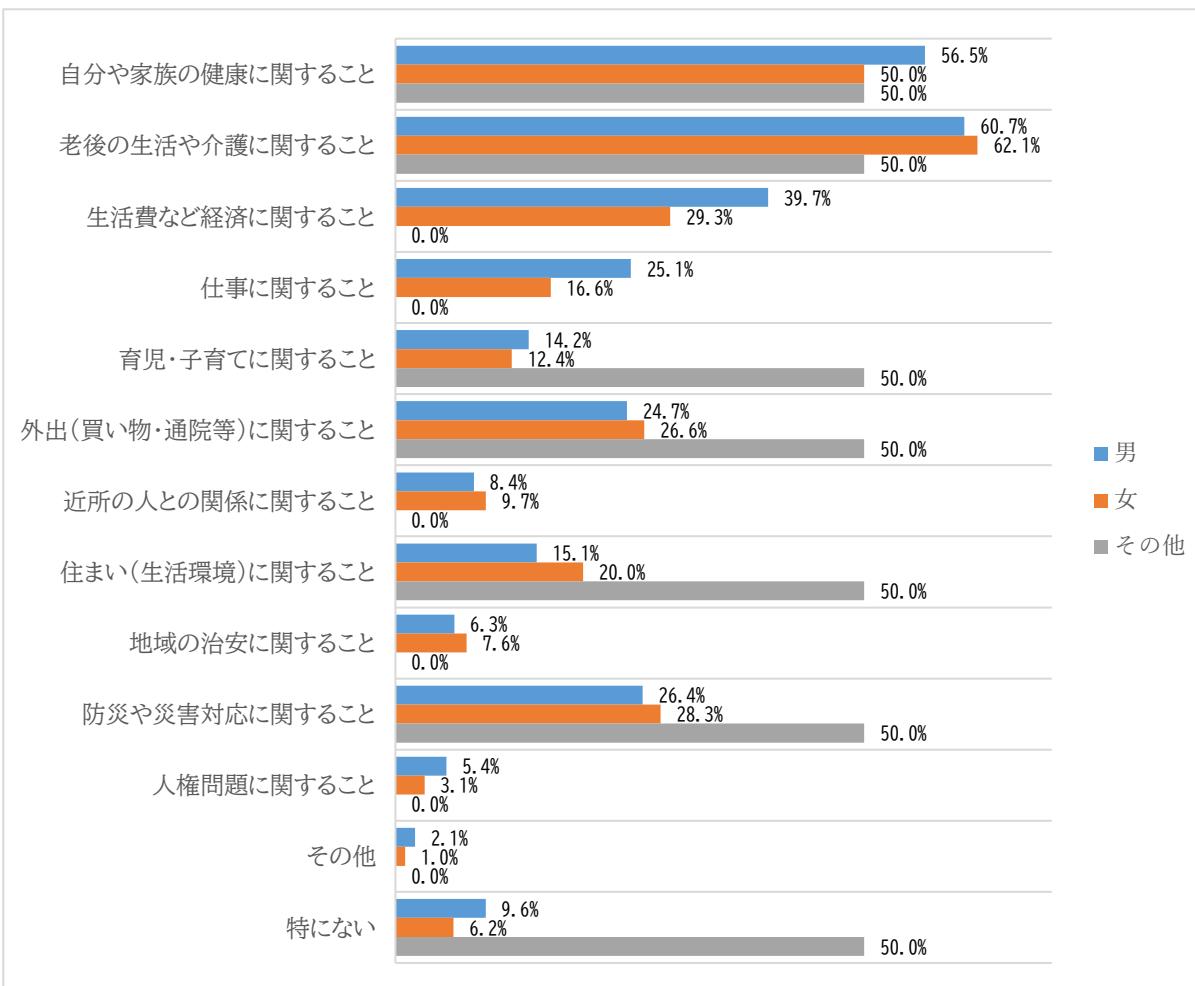
問8 ご近所での「支え合い・助け合い」は日常生活において必要だと思いますか。(○は1つ)



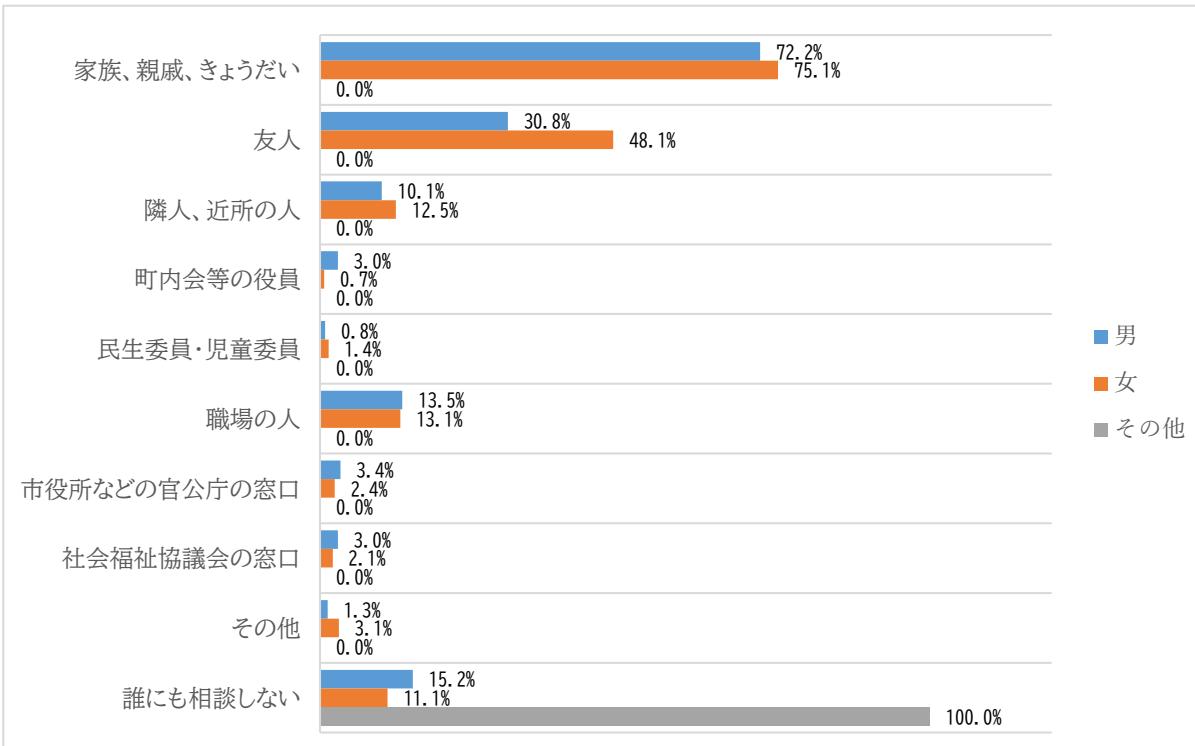
問9 現在お住いの地区に今後も住み続けたいと思いますか。(○は1つ)



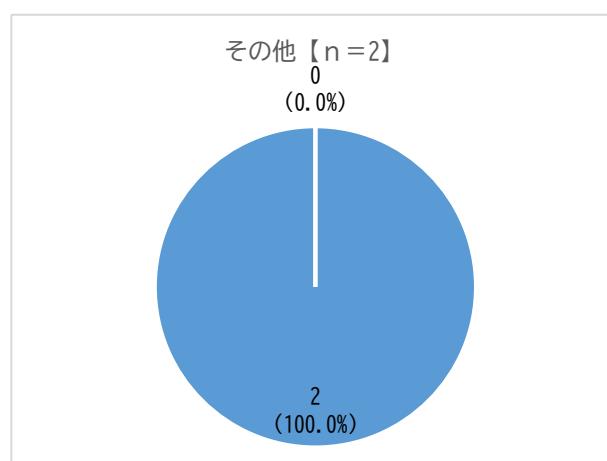
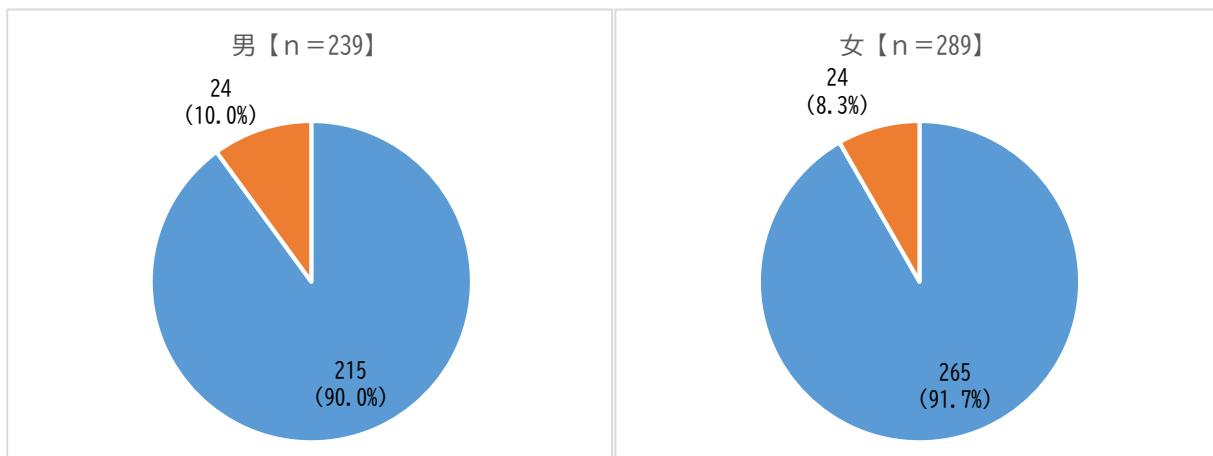
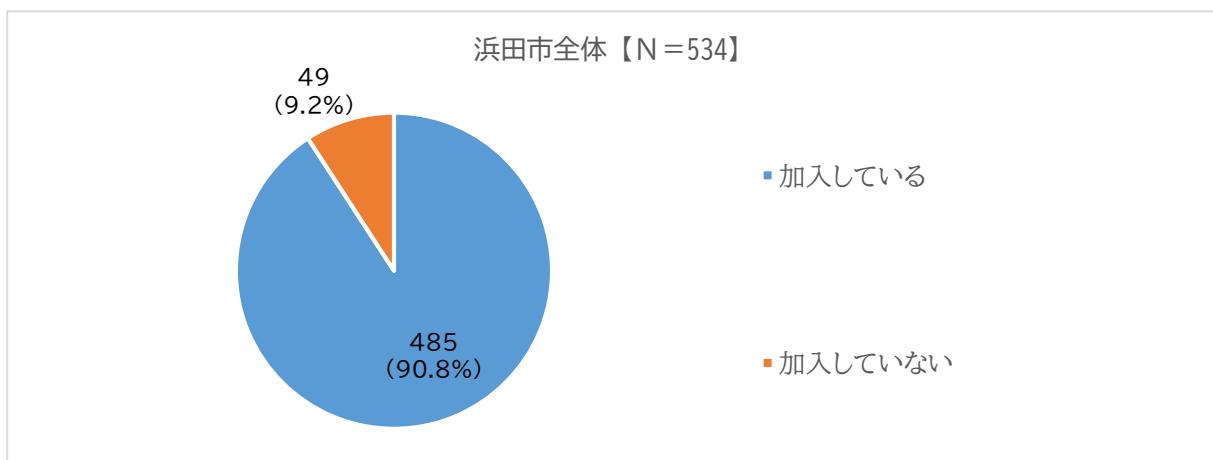
問10 日常生活の中で日頃不安に思っていることはありますか。(○はいくつでも可)



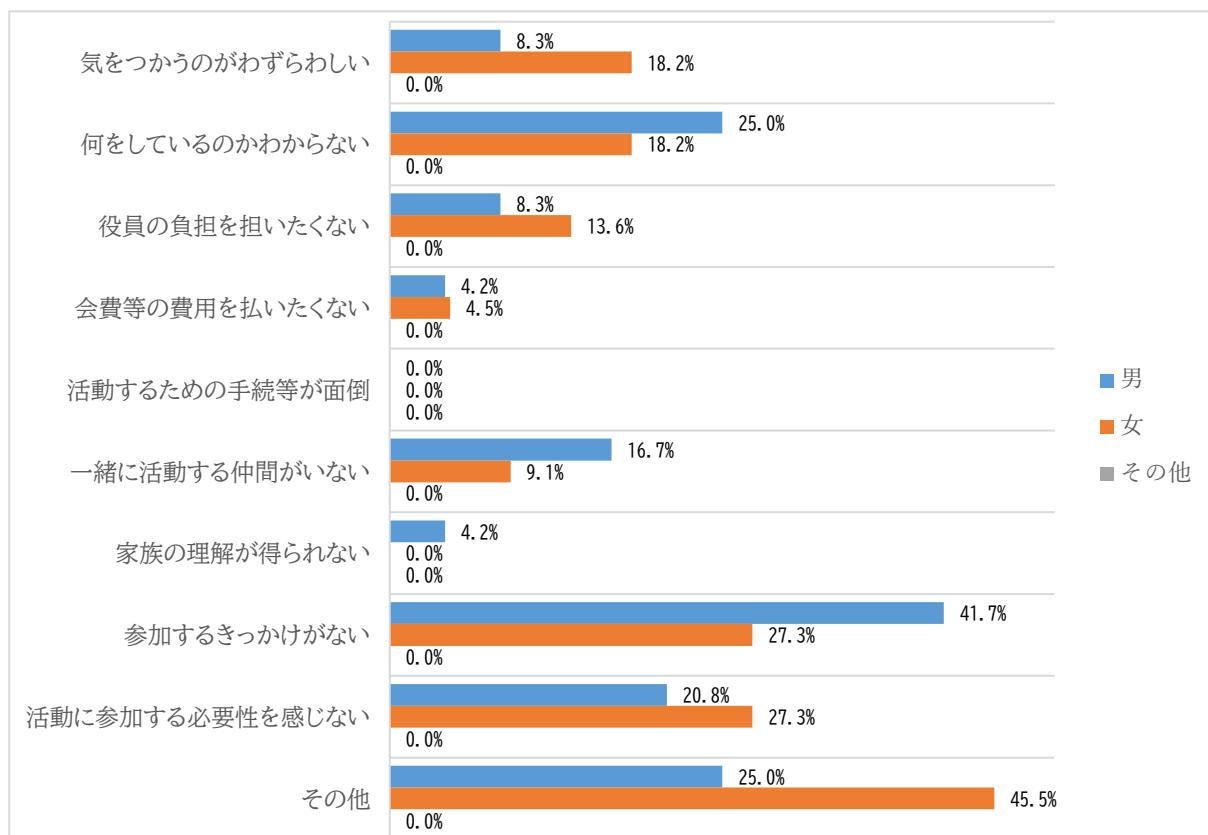
問11 現在、不安や悩みをどなたに、またはどこに相談していますか。(○はいくつでも可)



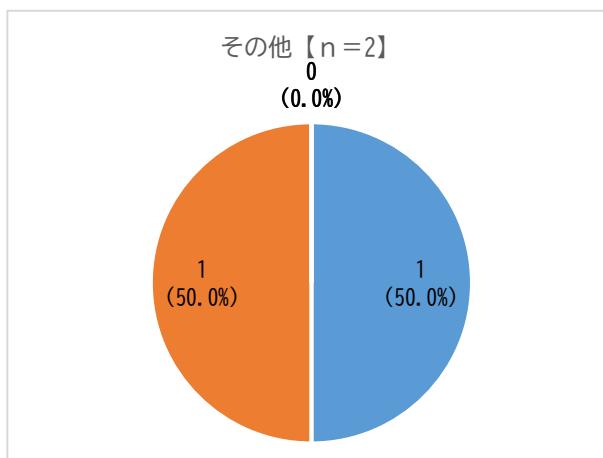
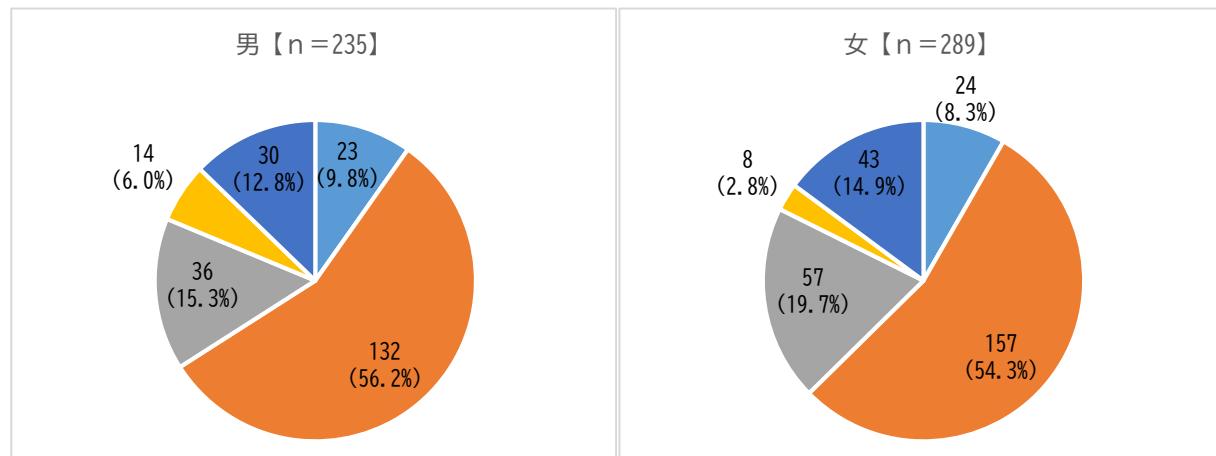
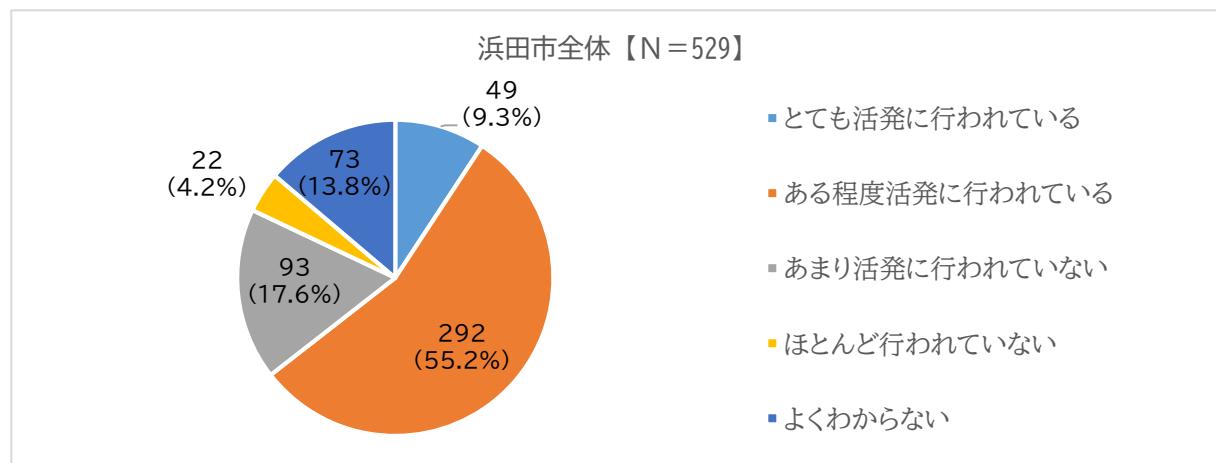
問12 あなた（の世帯）は、町内会等に加入していますか。（○は1つ）



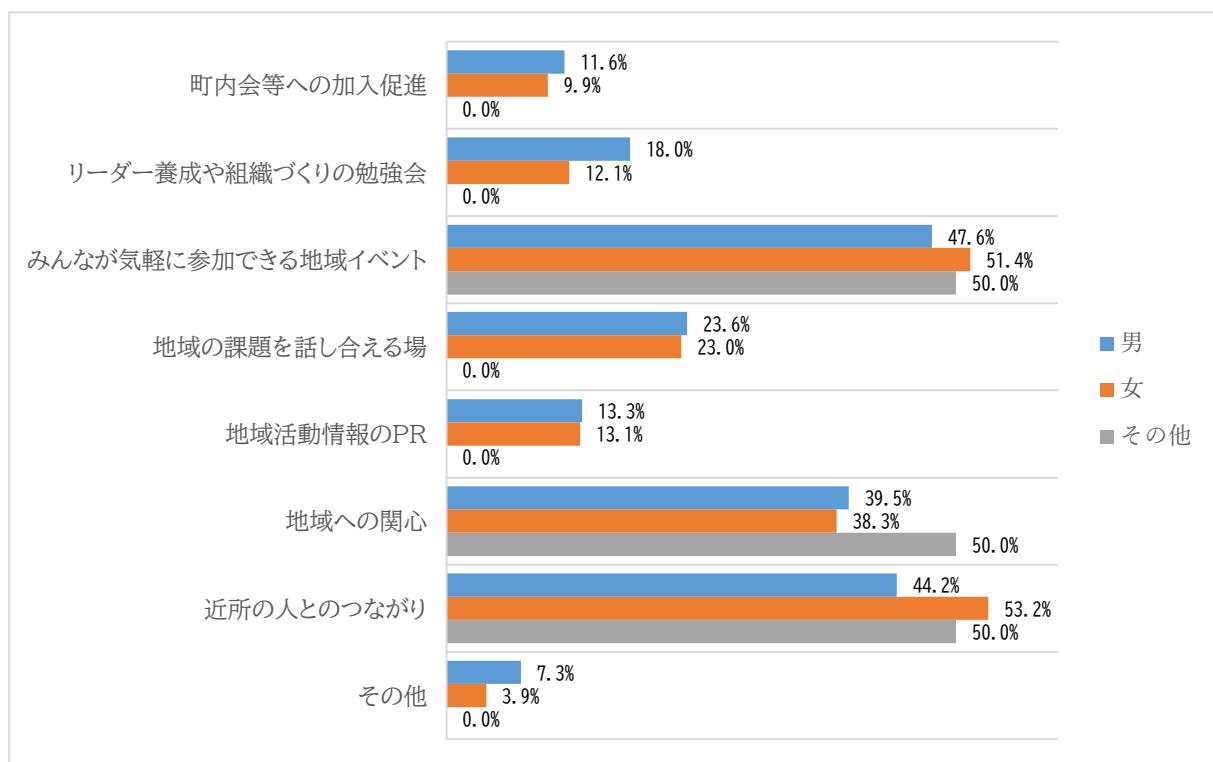
問 13 あなた（の世帯）が、町内会等に加入していない理由はどのようなものですか。（○は3つまで）



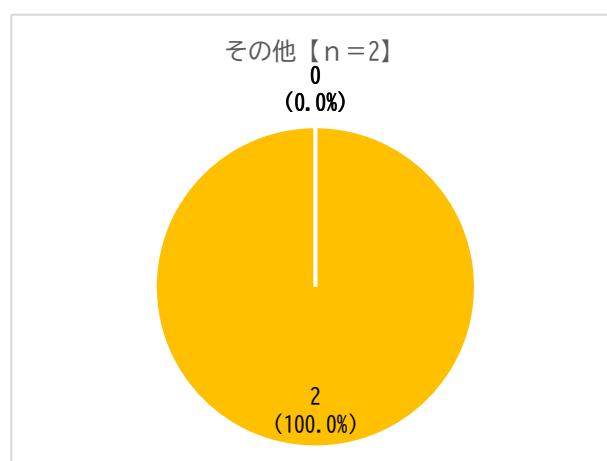
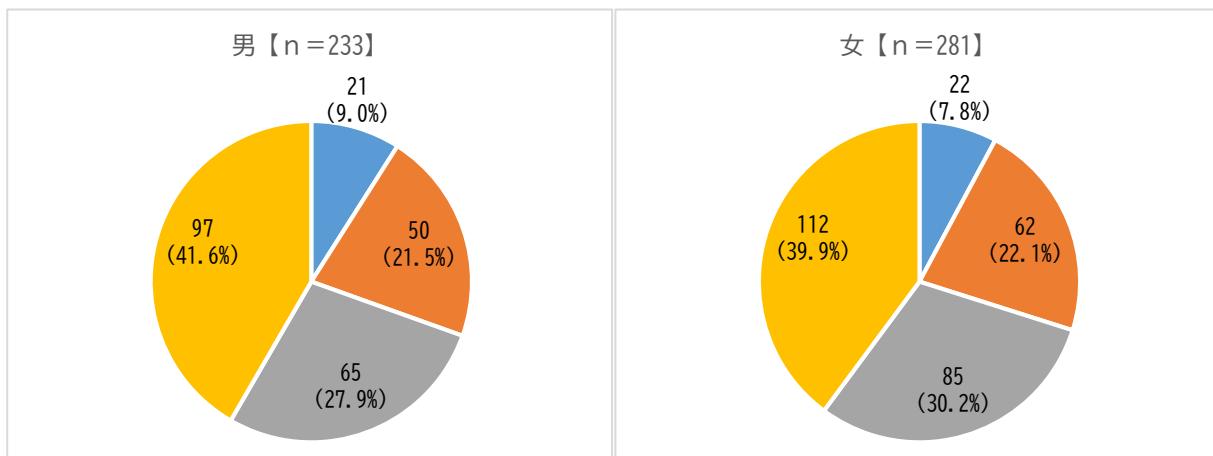
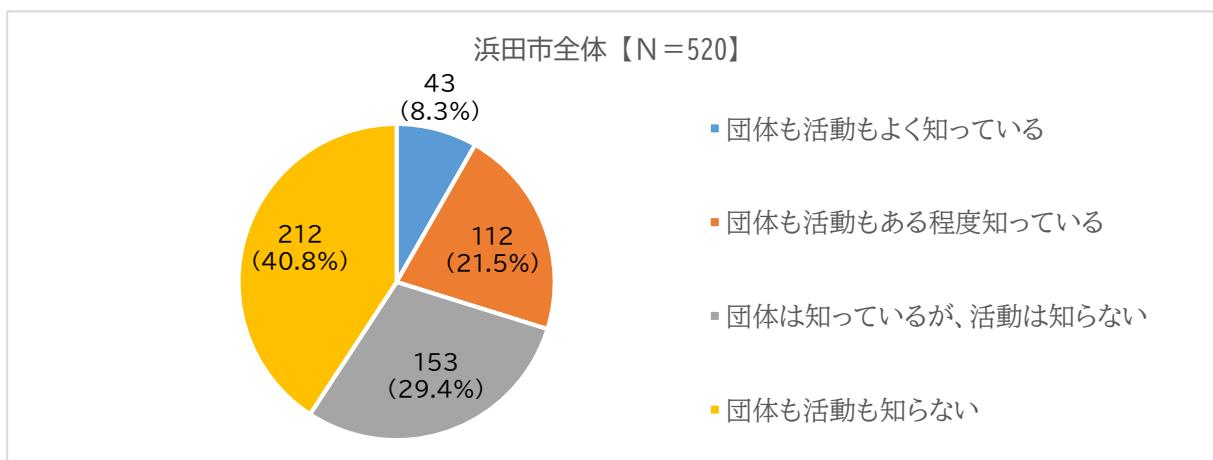
問14 住んでいる地域（問4で選んだ地域）では、地域活動は活発であると思いますか。（○は1つ）



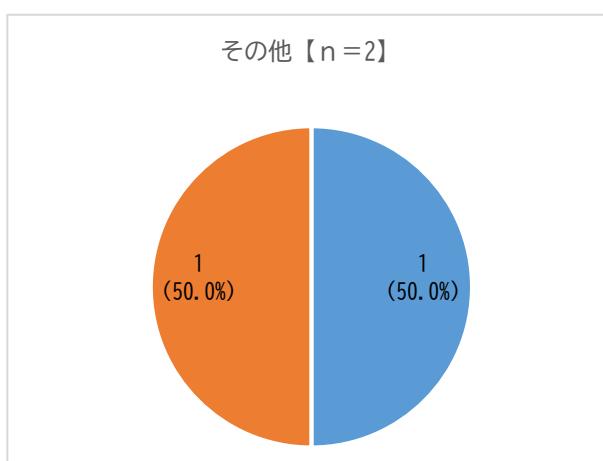
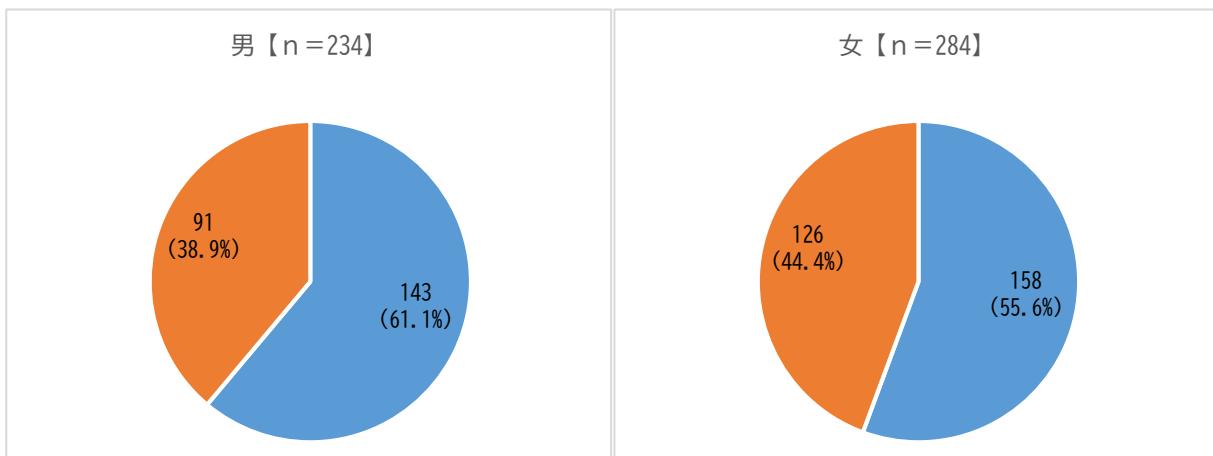
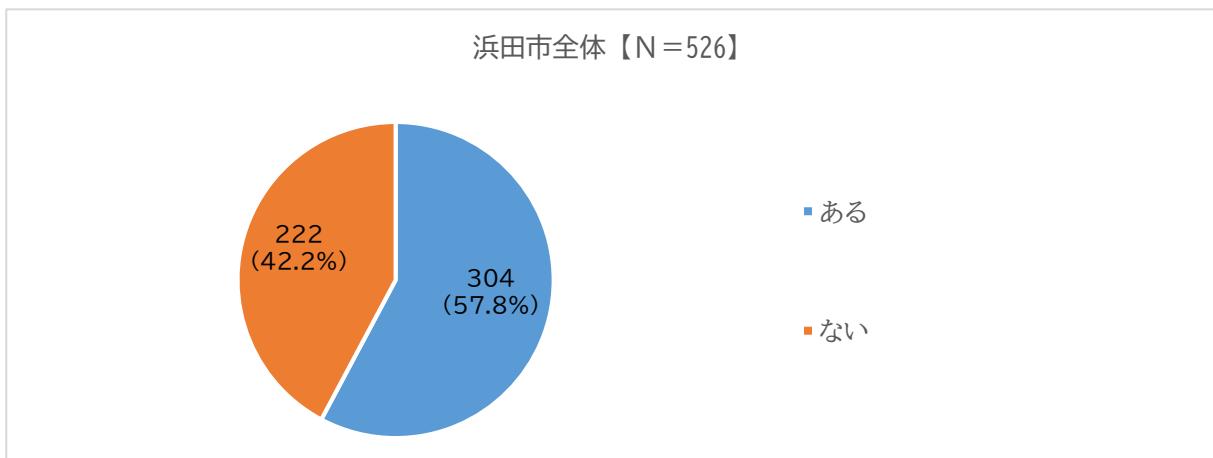
問15 地域活動をより活発にするには、主に何が必要だと思いますか。(○は3つまで)



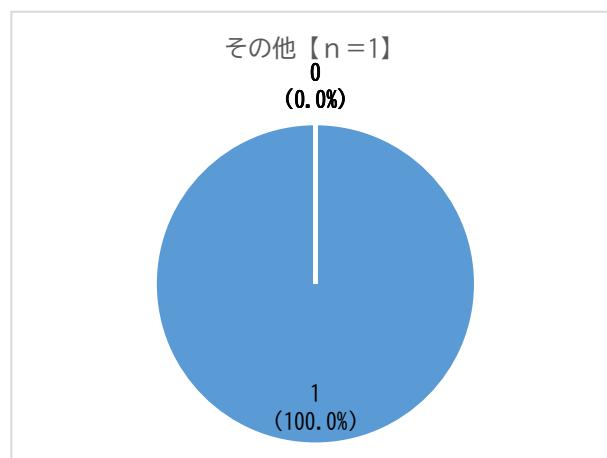
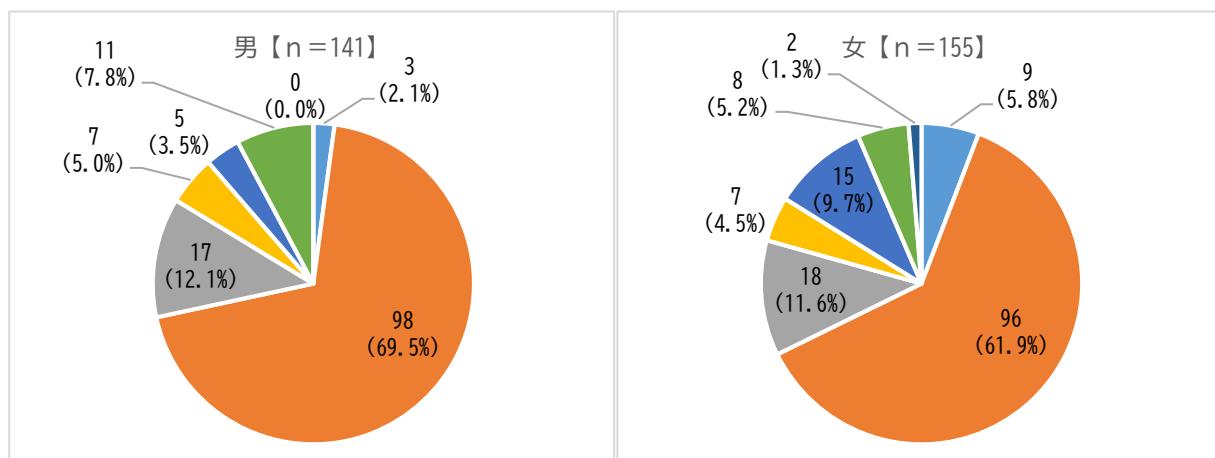
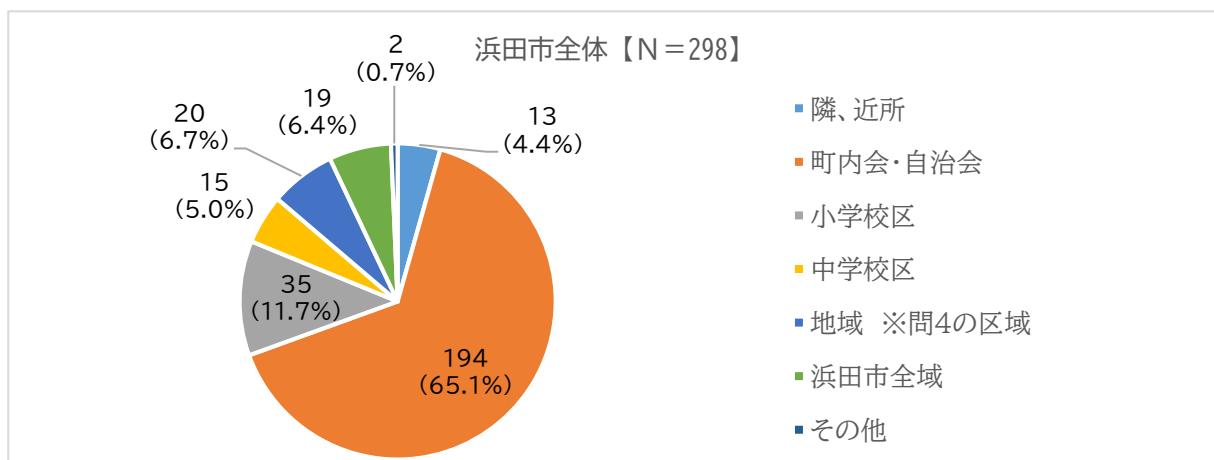
問16 「地区まちづくり推進委員会」という団体とその活動を知っていますか。(○は1つ)



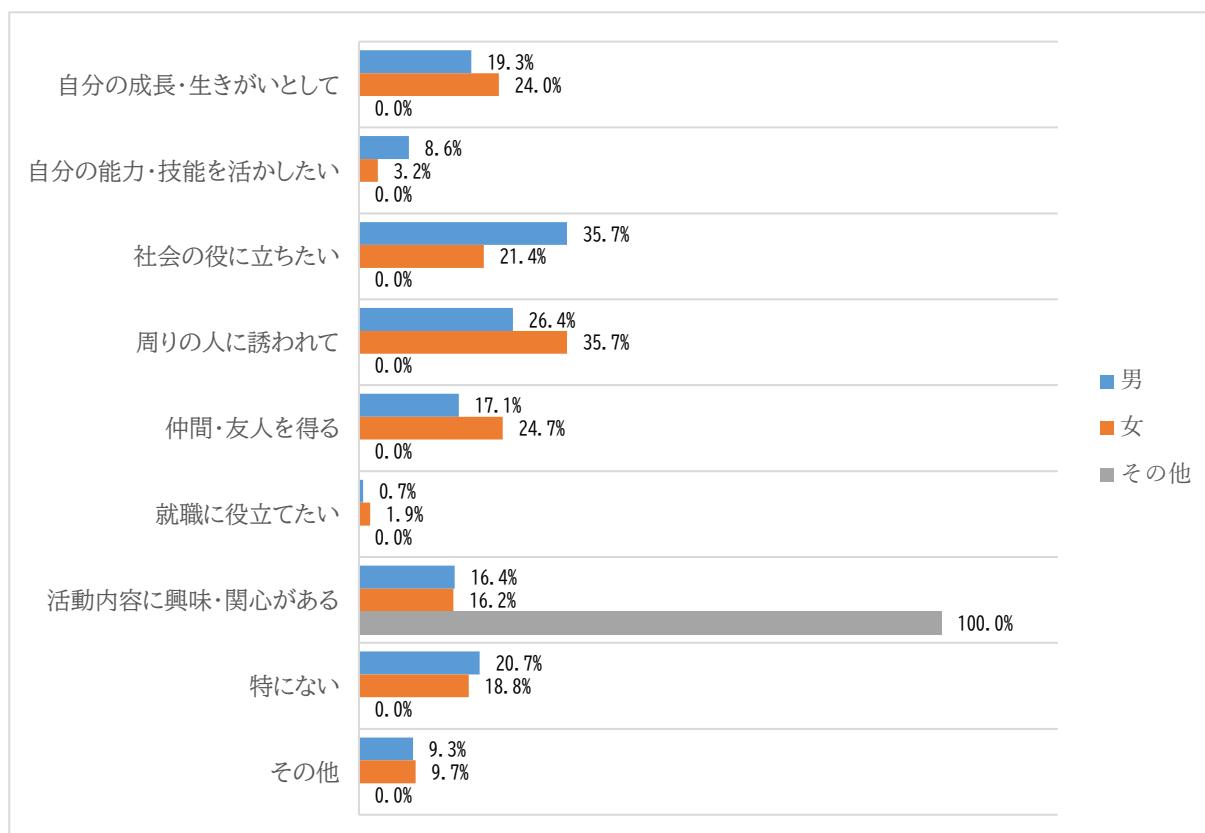
問17 地域活動や市民活動をしたことがありますか。(○は1つ)



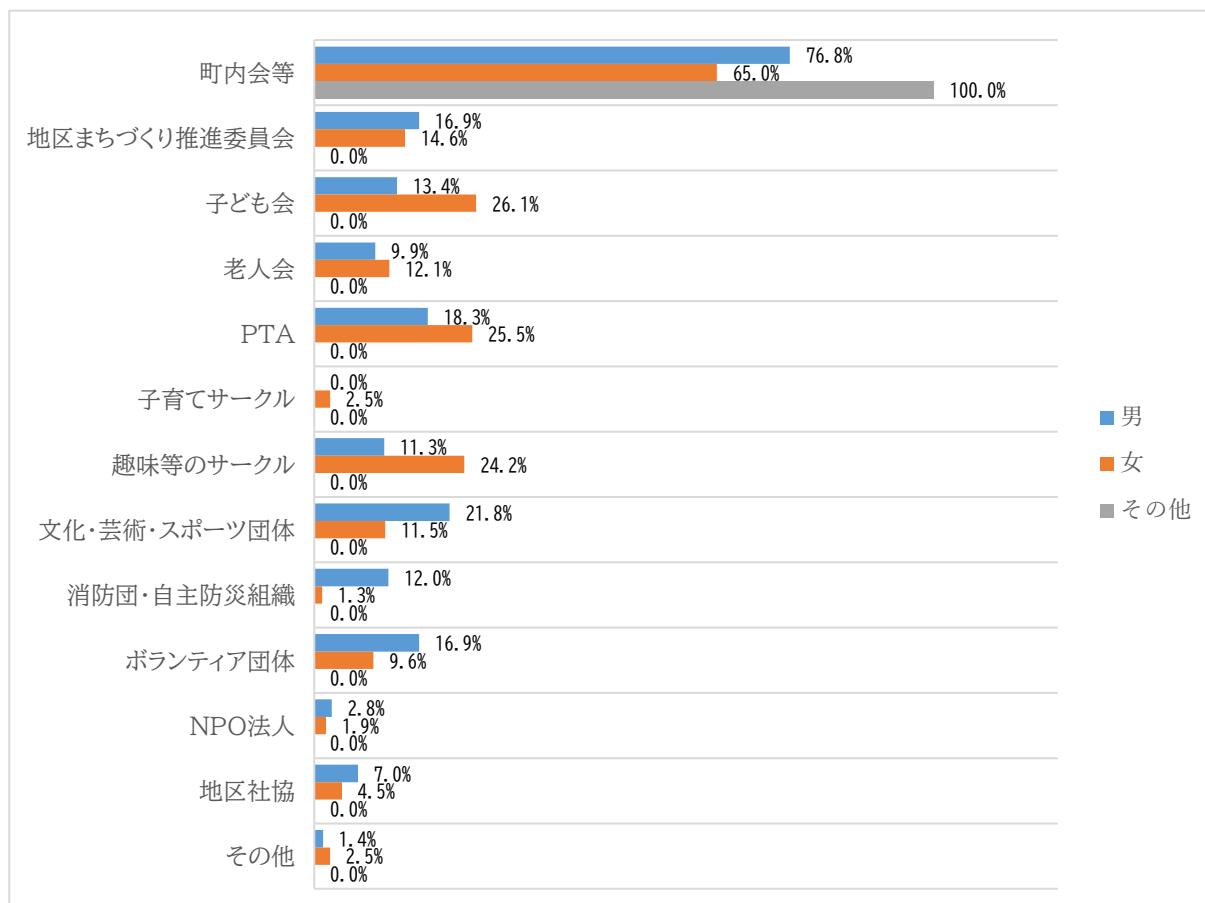
問18 地域活動や市民活動の活動範囲を教えてください。(○は1つ)



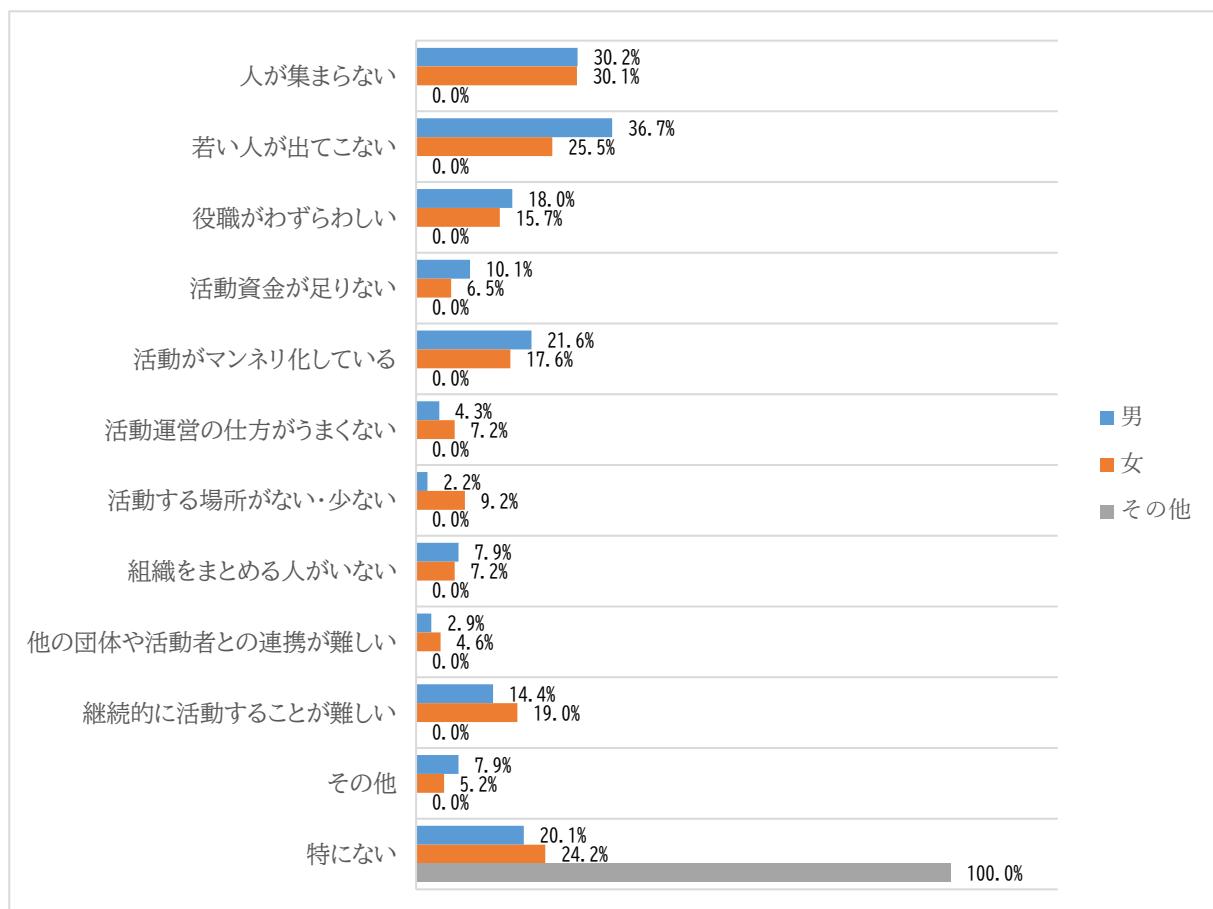
問19 地域活動や市民活動をした（している）動機はどのようなことですか。（○は3つまで）



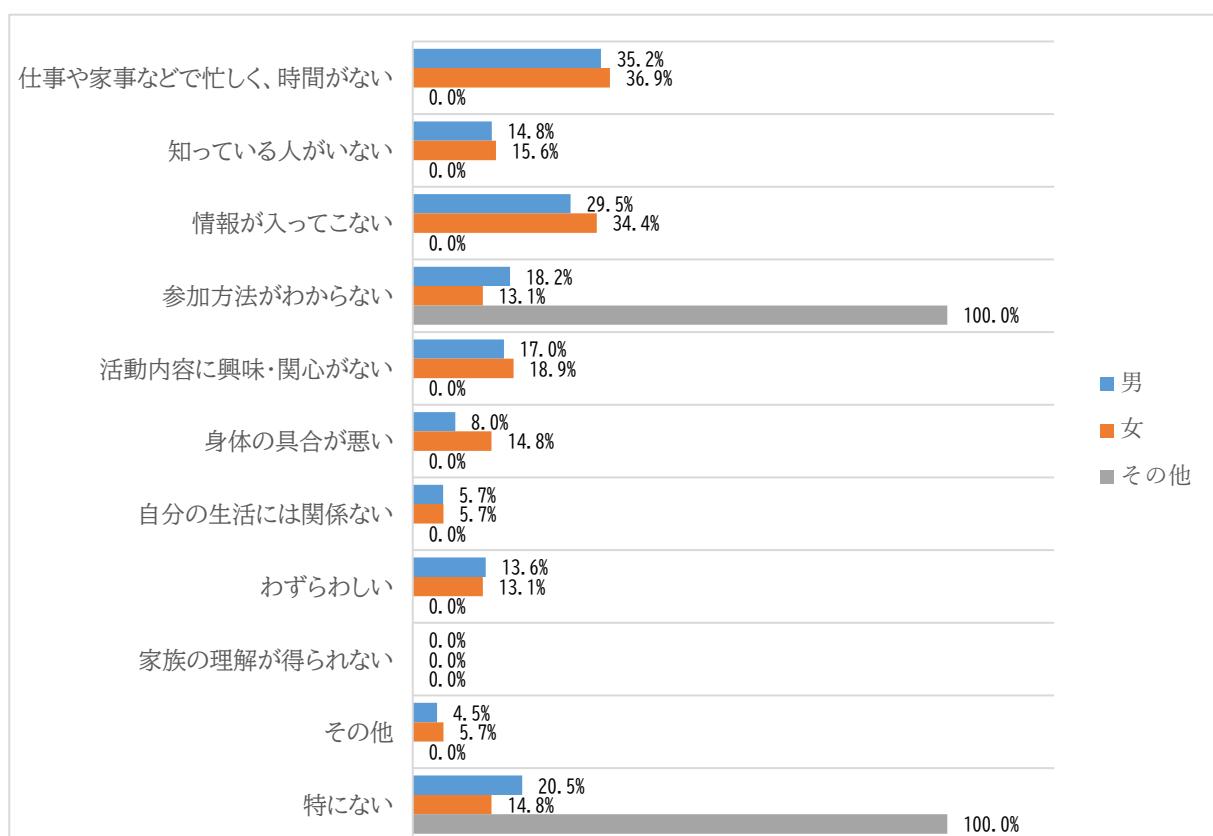
問20 主にどのような活動をしました（しています）か。（○はいくつでも可）



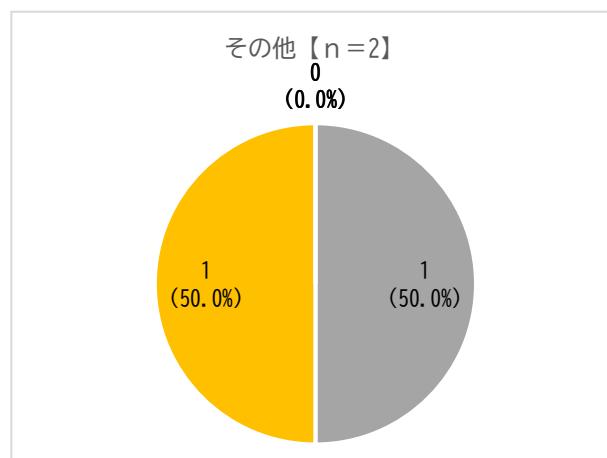
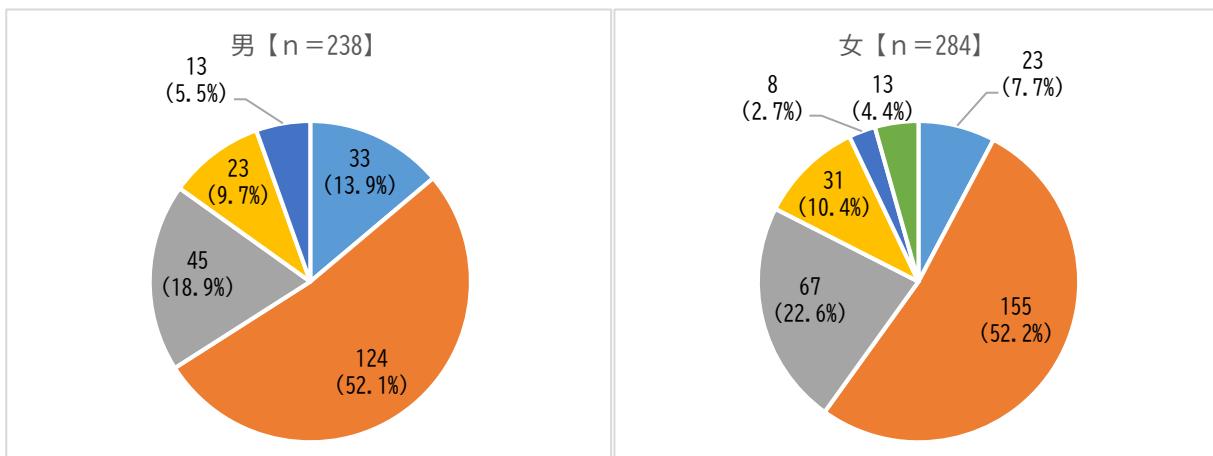
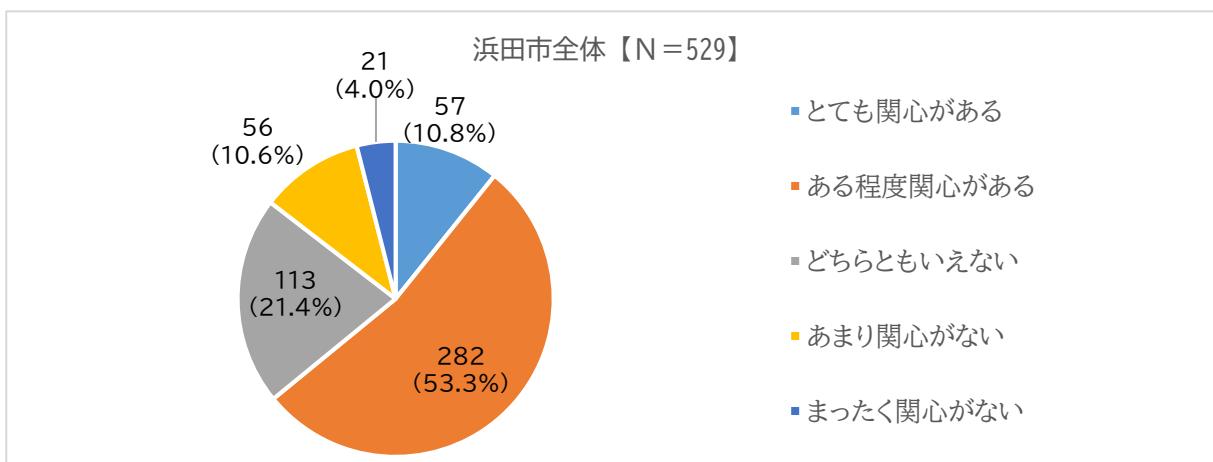
問21 活動の中で特に困ったこと、苦労したことがありますか。(○は3つまで)



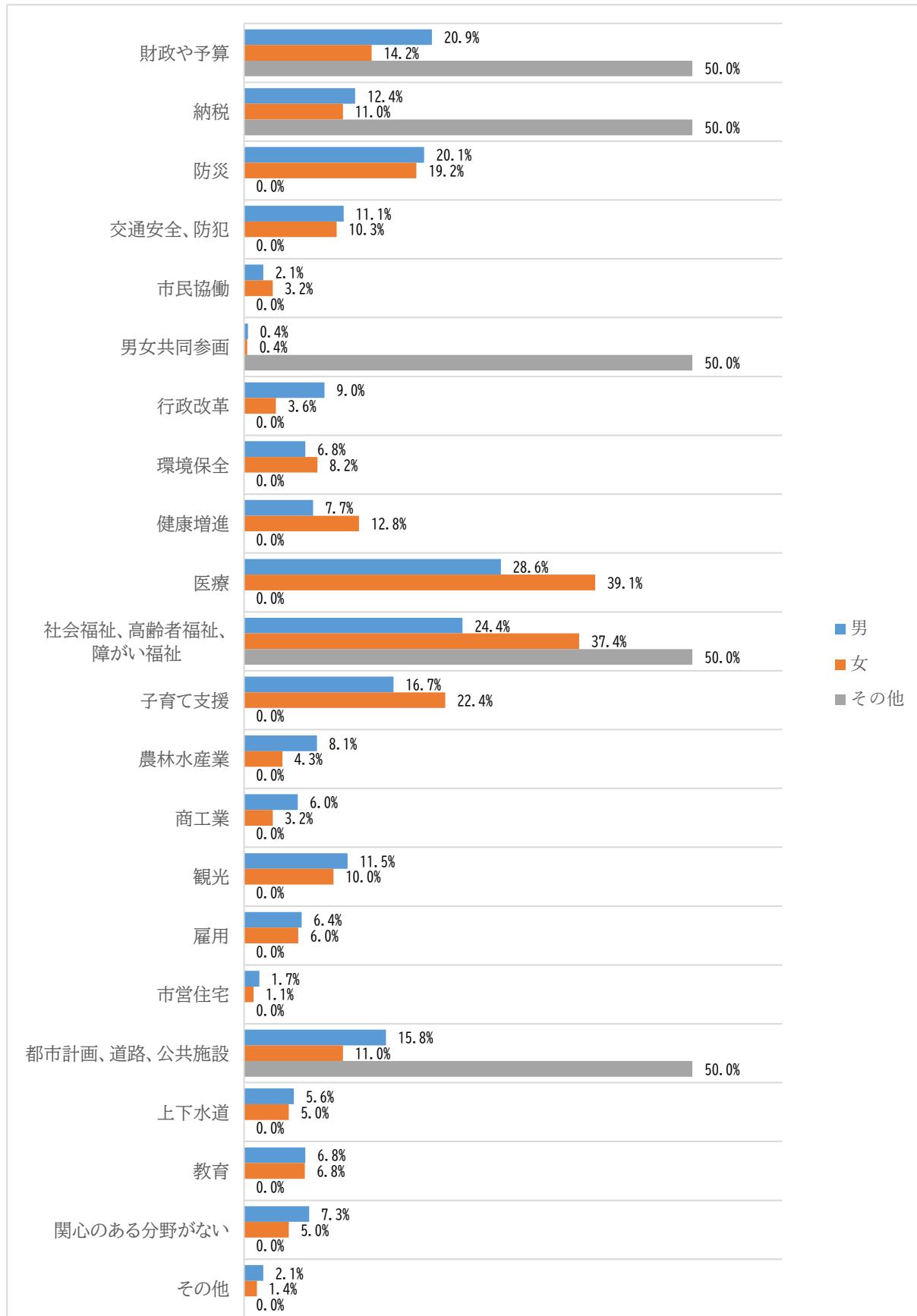
問22 活動したことがない理由は何ですか。(○は3つまで)



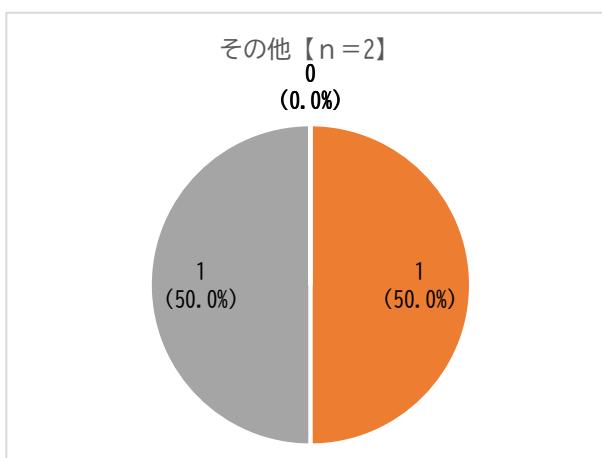
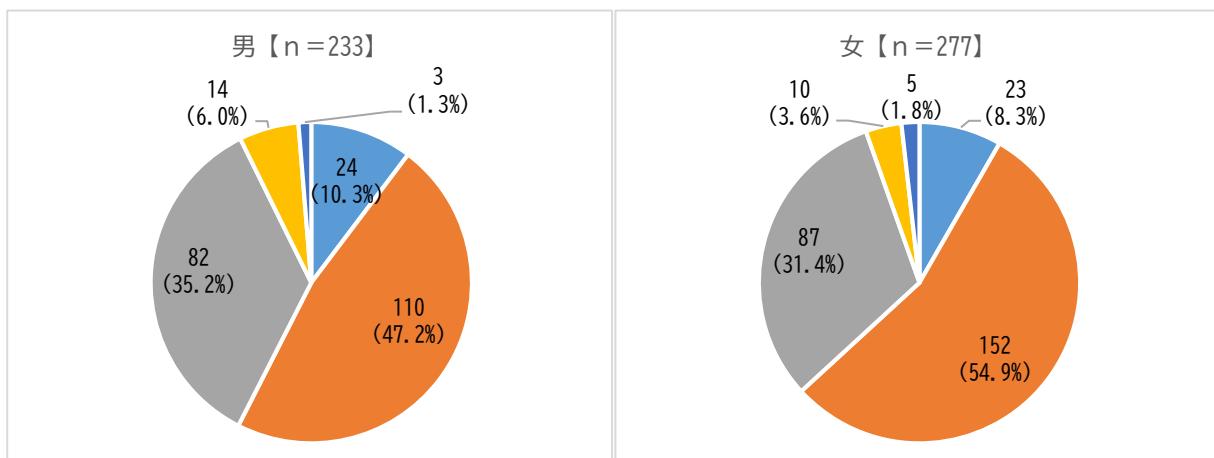
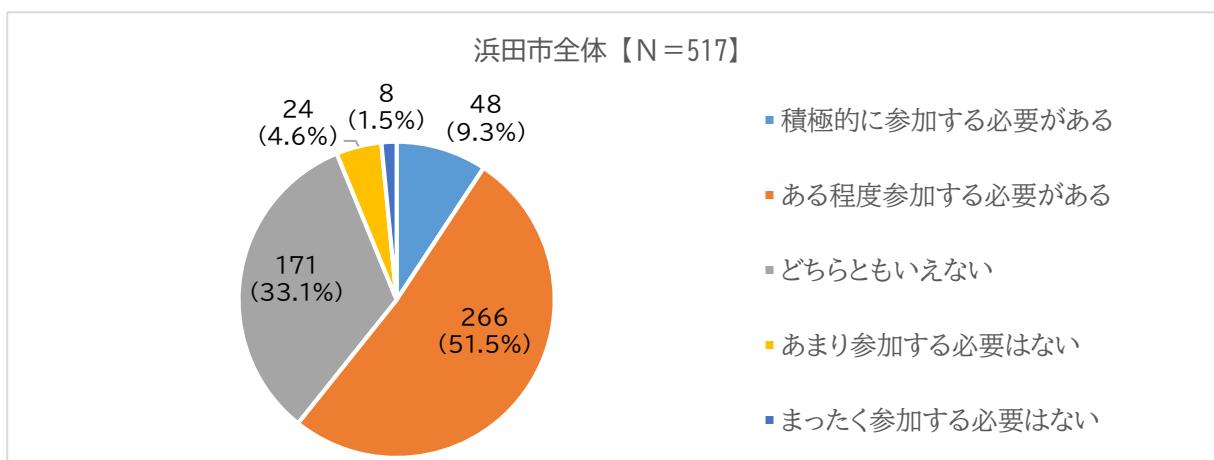
問23 浜田市の市政に関心はありますか。(○は1つ)



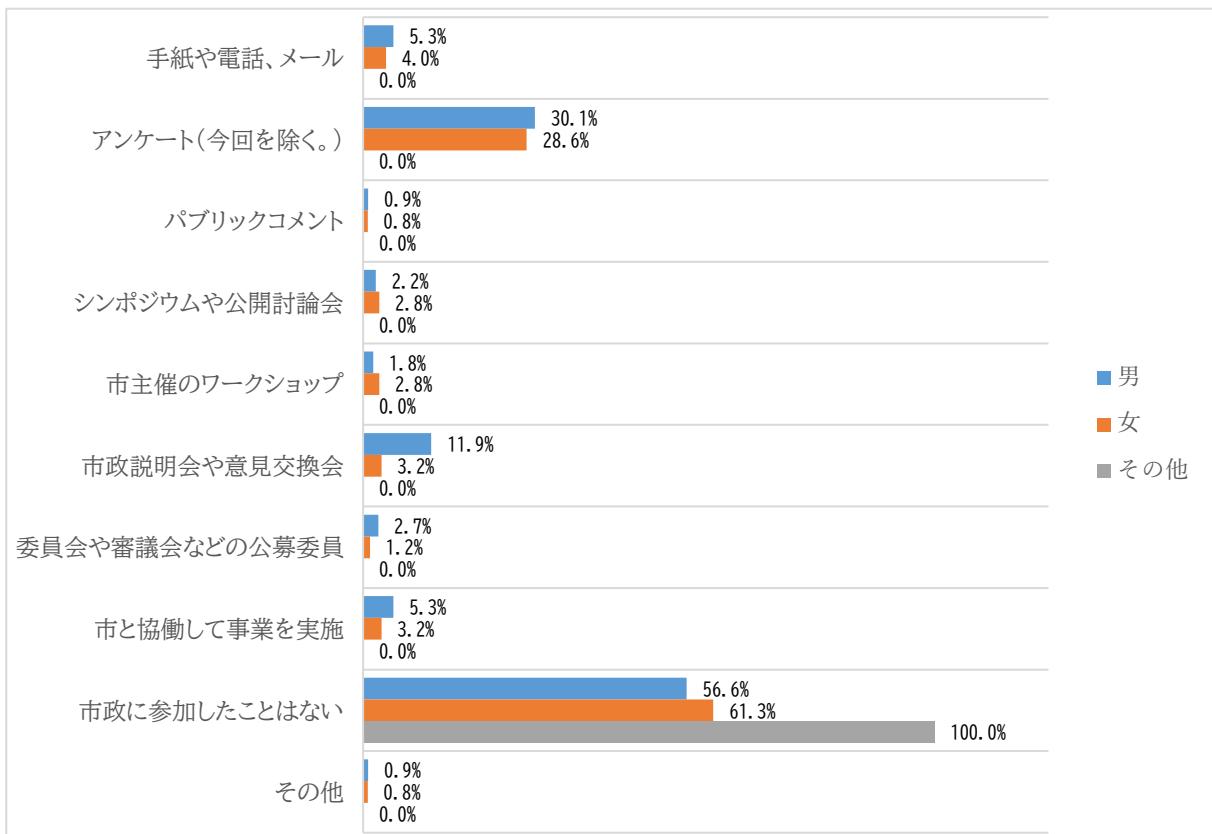
問24 浜田市の市政の中で関心のある分野はどれですか。(○は3つまで)



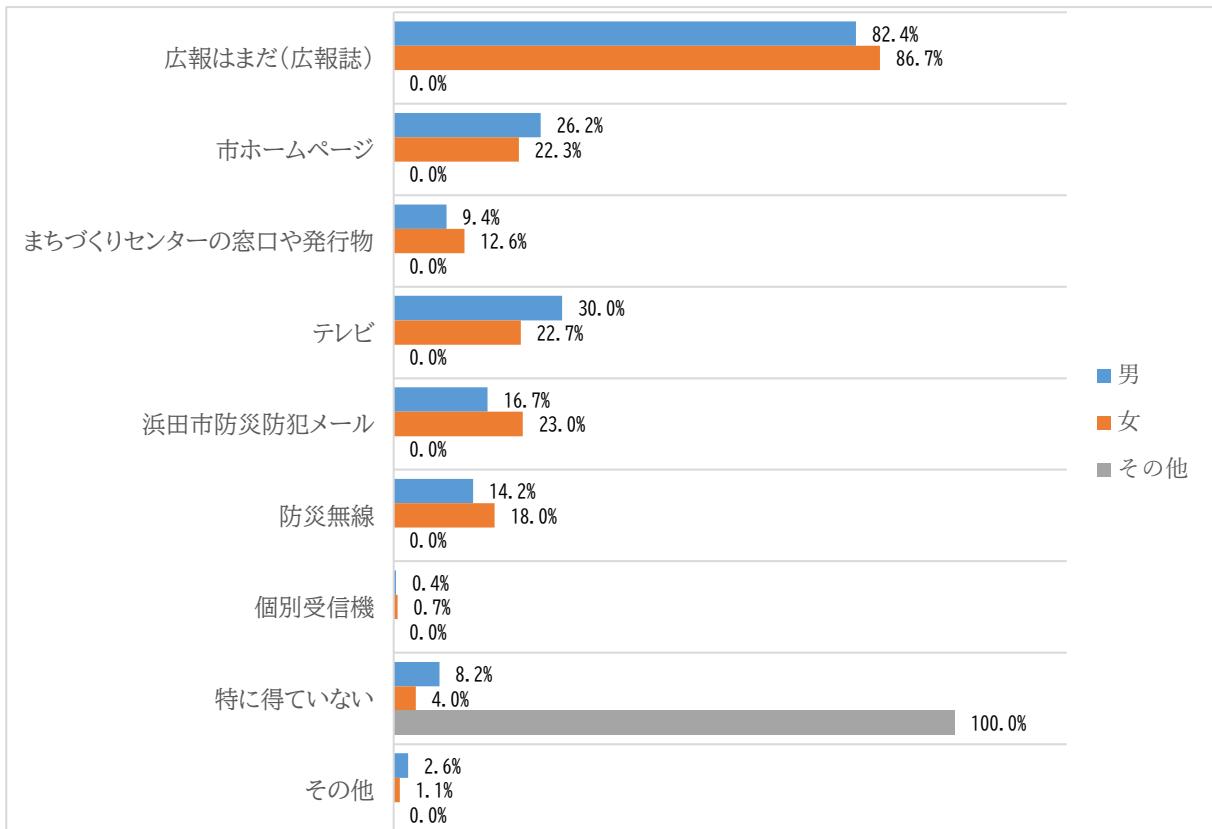
問25 市民が浜田市の政策決定の過程や市が実施する事業・業務（サービス）に参加する必要があると思いますか。（○は1つ）



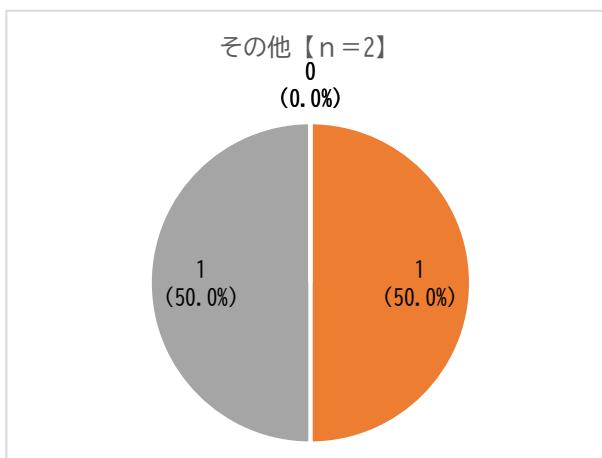
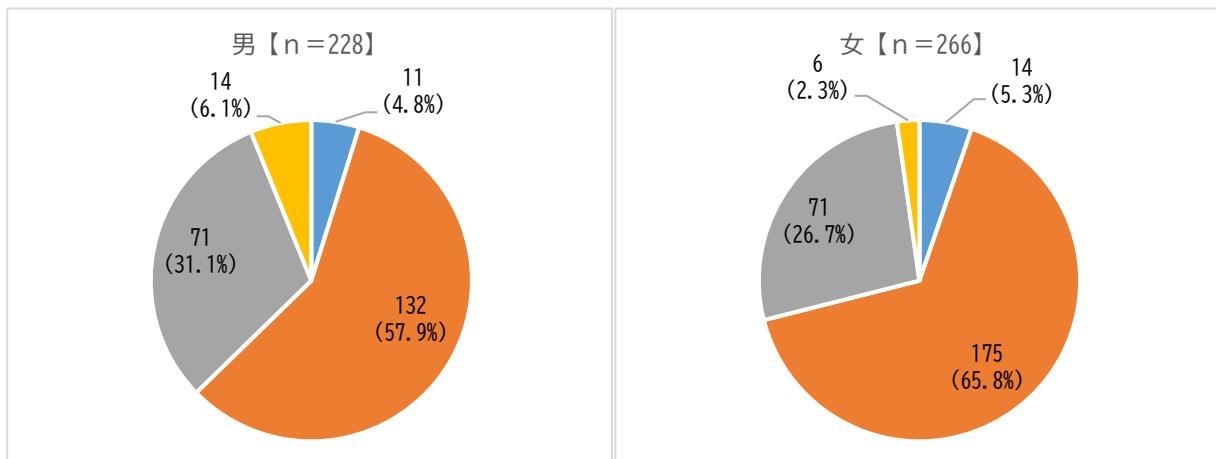
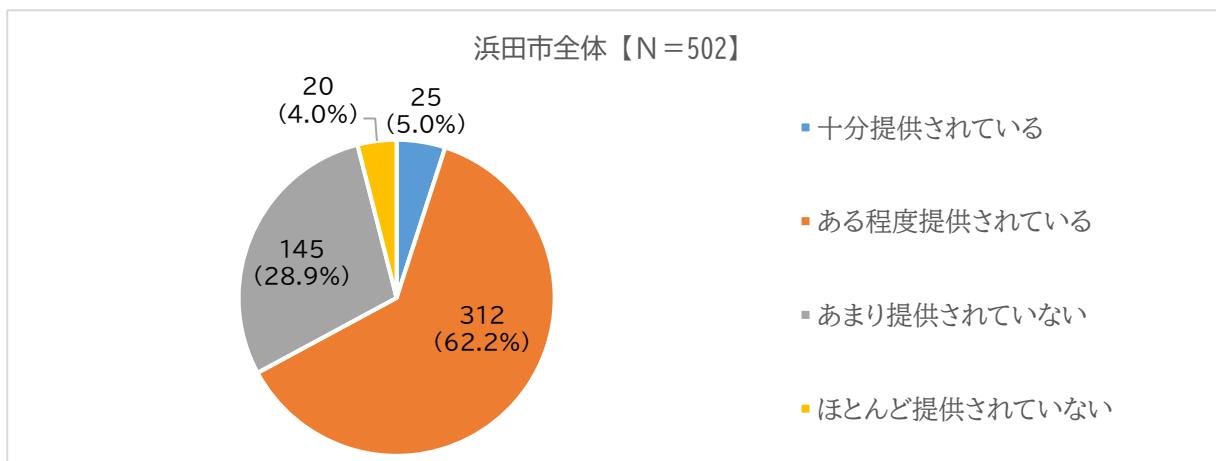
問 26 次のうち、これまでに浜田市の市政に参加したことのある方法を教えてください。(○はいくつでも可)



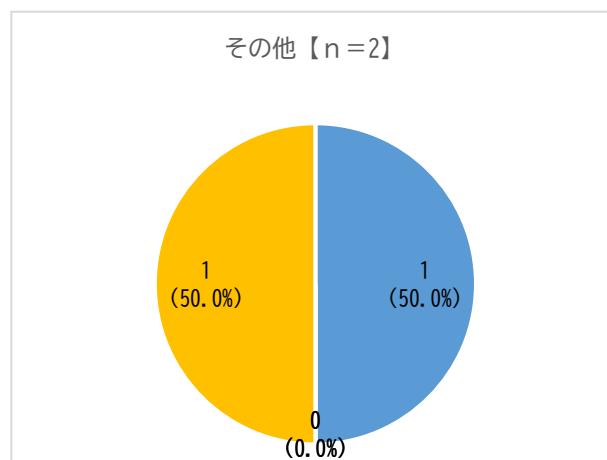
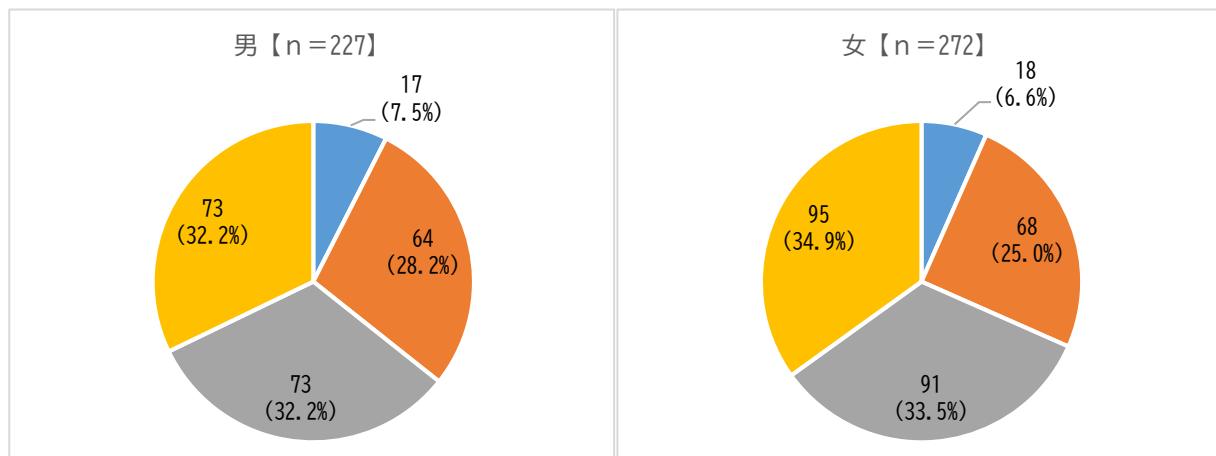
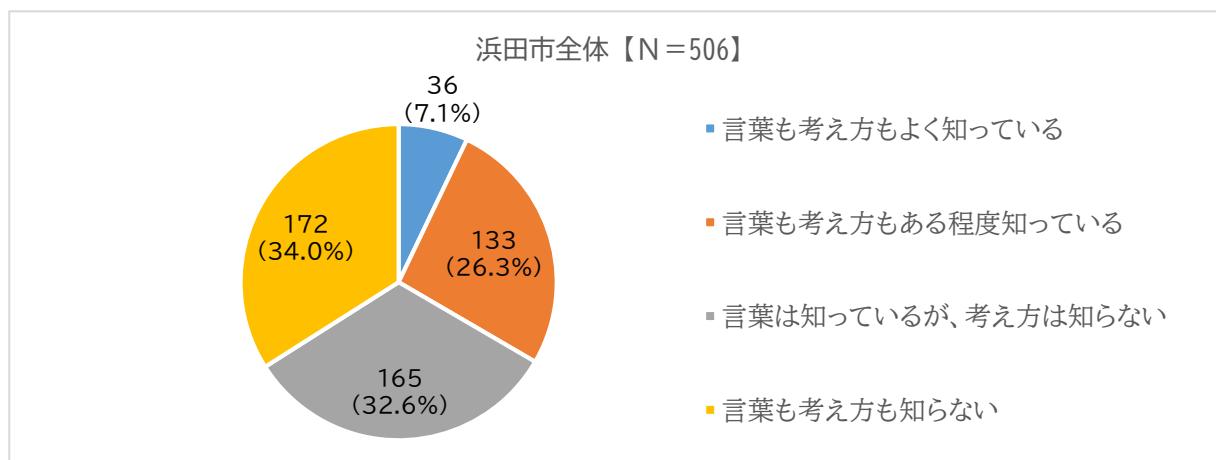
問 27 どのような方法で、浜田市からの情報を得ていますか。(○は3つまで)



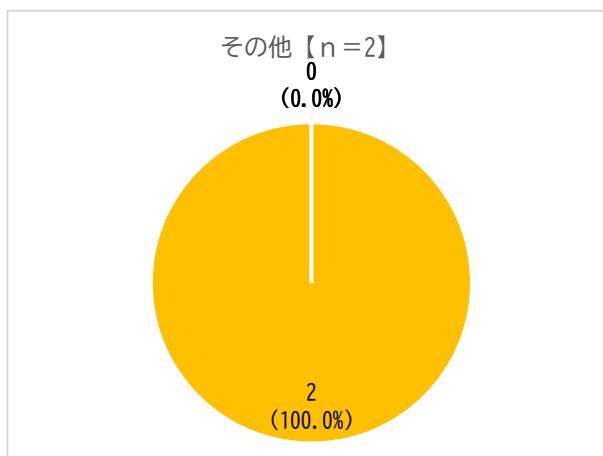
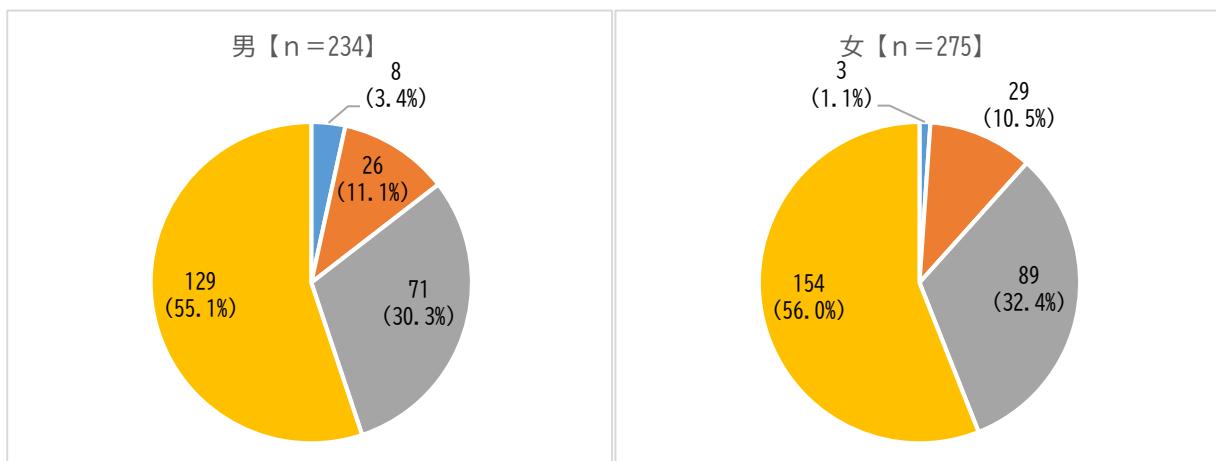
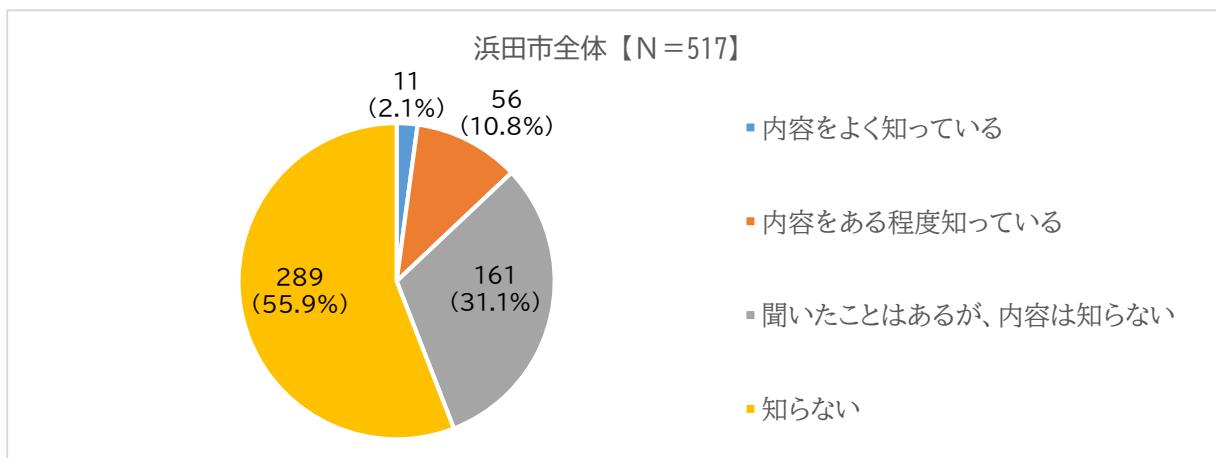
問28 浜田市の市政や市民活動に関する情報について、あなたが欲しい情報、必要とする情報が十分に提供されていると思いますか。(○は1つ)



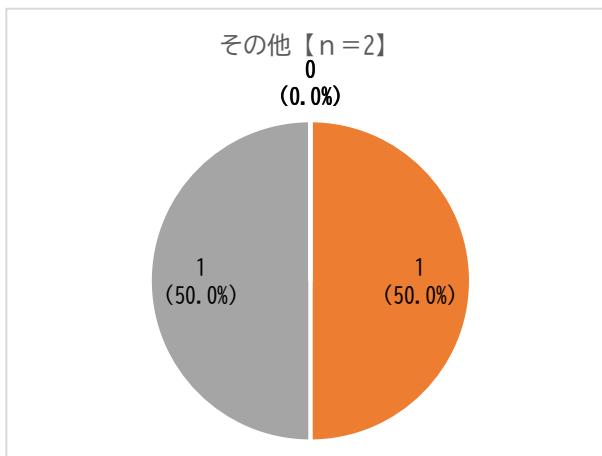
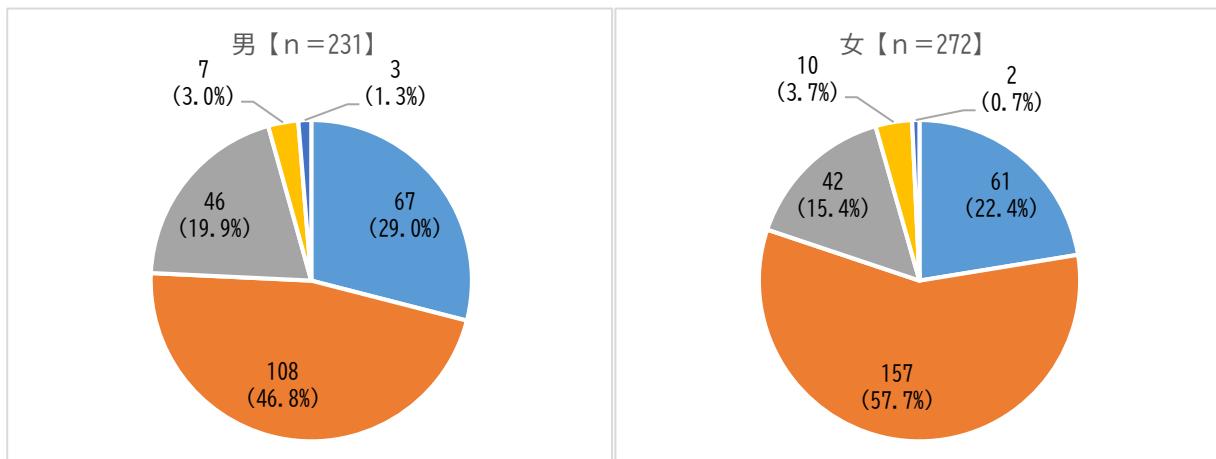
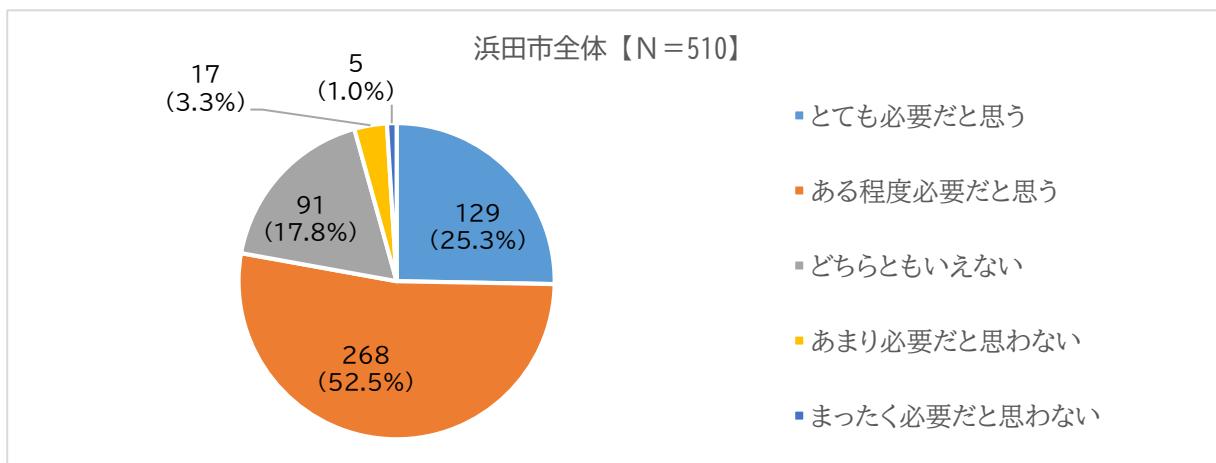
問29 「協働」という言葉や考え方について知っていますか。(○は1つ)



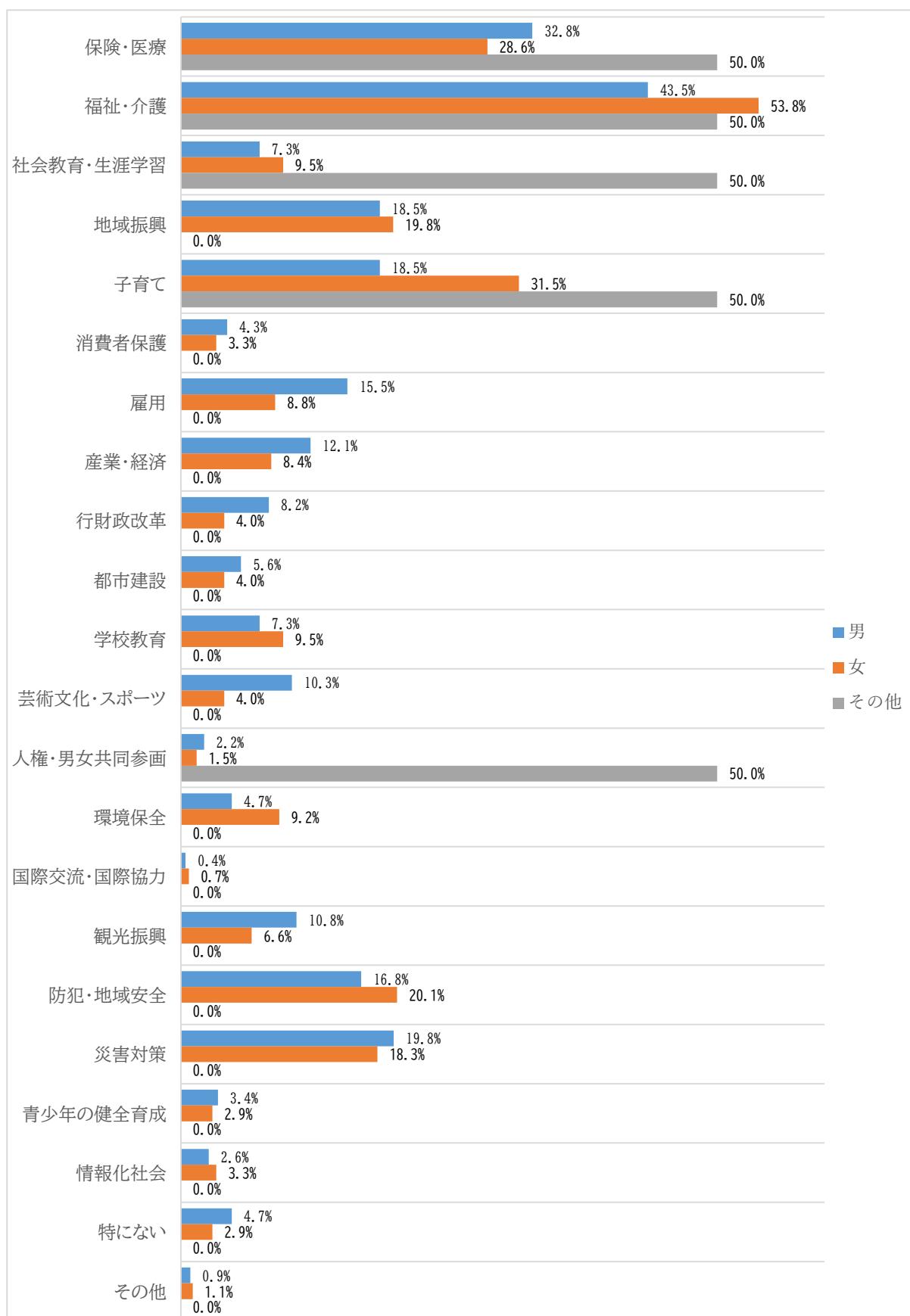
問30 協働のまちづくりの理念や仕組みを定めた「浜田市協働のまちづくり推進条例（令和3年4月1日施行）」について知っていますか。（○は1つ）



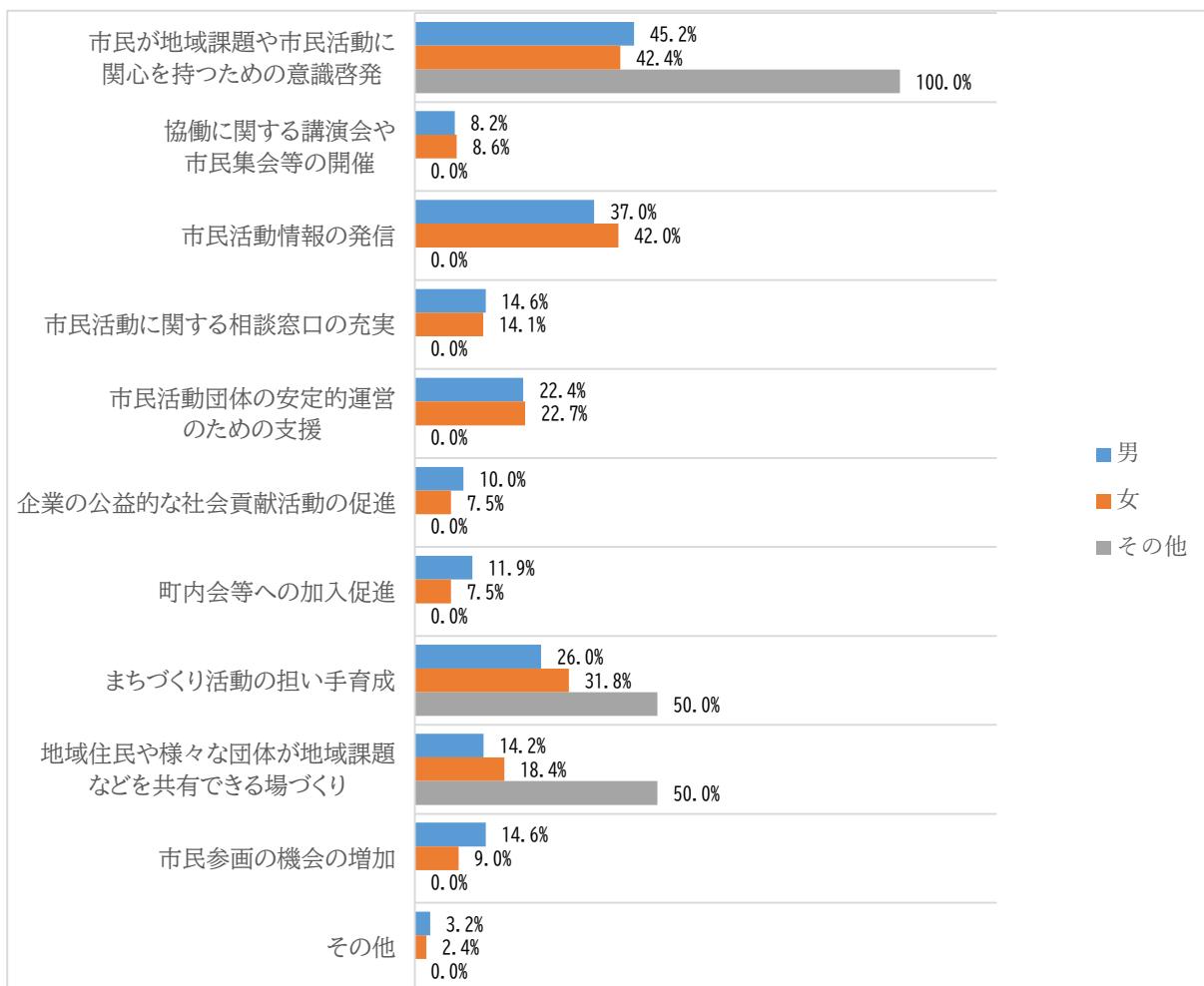
問 31 市民と浜田市が「協働のまちづくり」を推進していくことは、必要だと思いますか。（○は1つ）



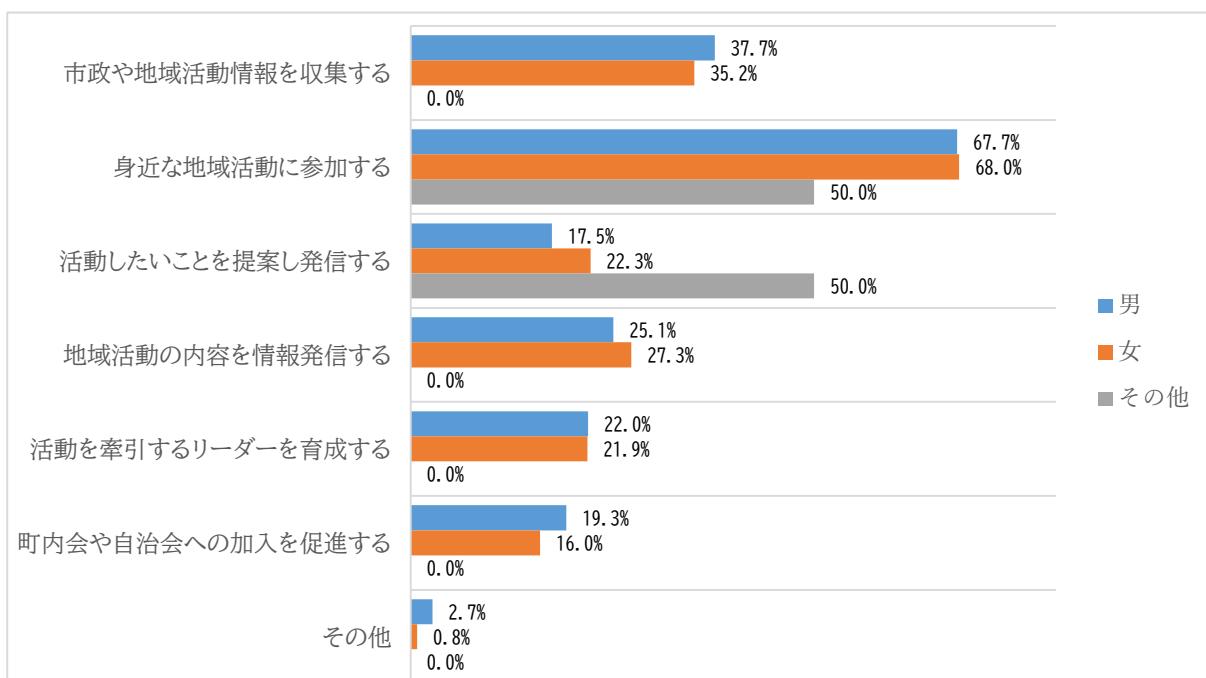
問32 今後、市民と浜田市が「協働」で取り組むことが特に必要（有効）な分野はどのような分野だと思いますか。（○は3つまで）



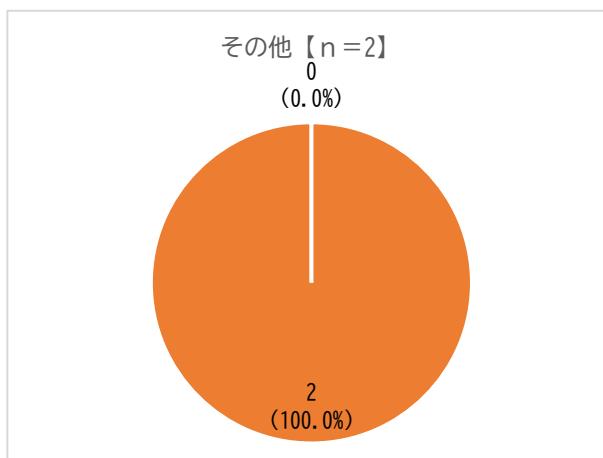
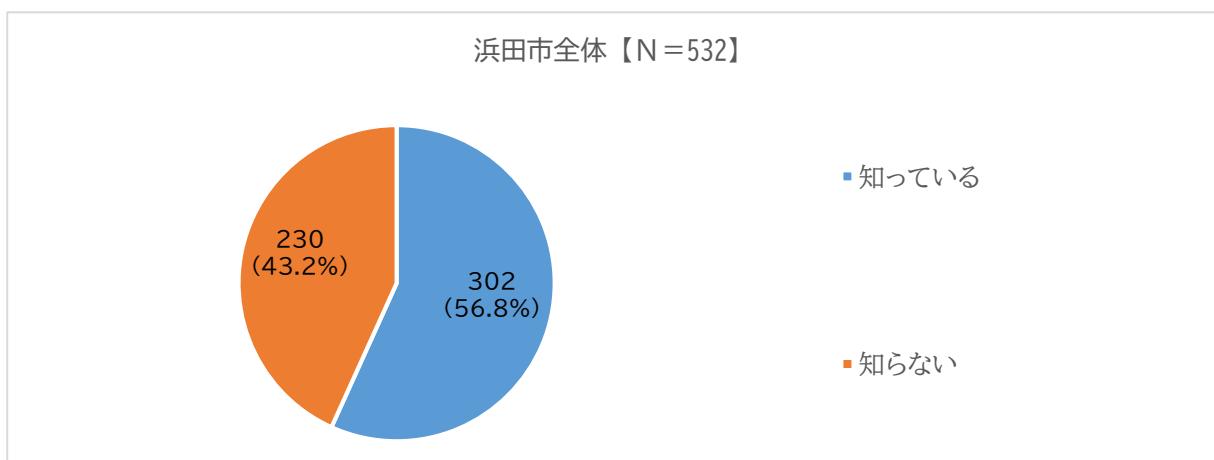
問 33 協働を進めるに当たり、浜田市が優先的にやるべきことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)



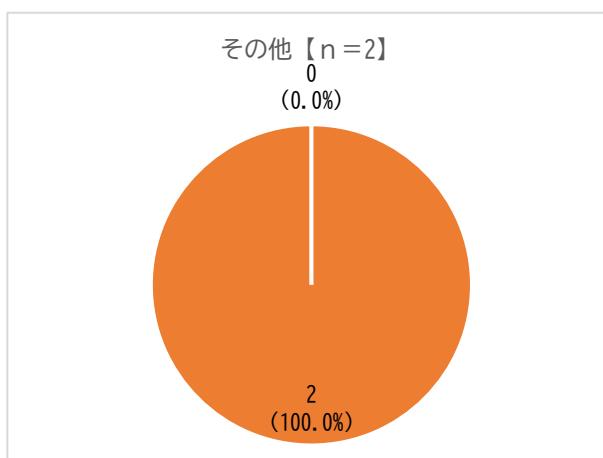
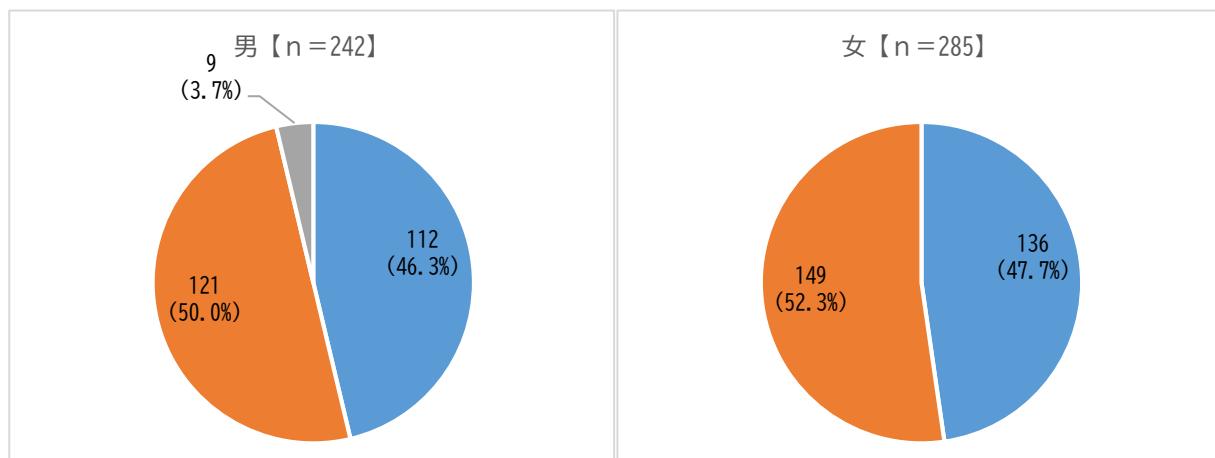
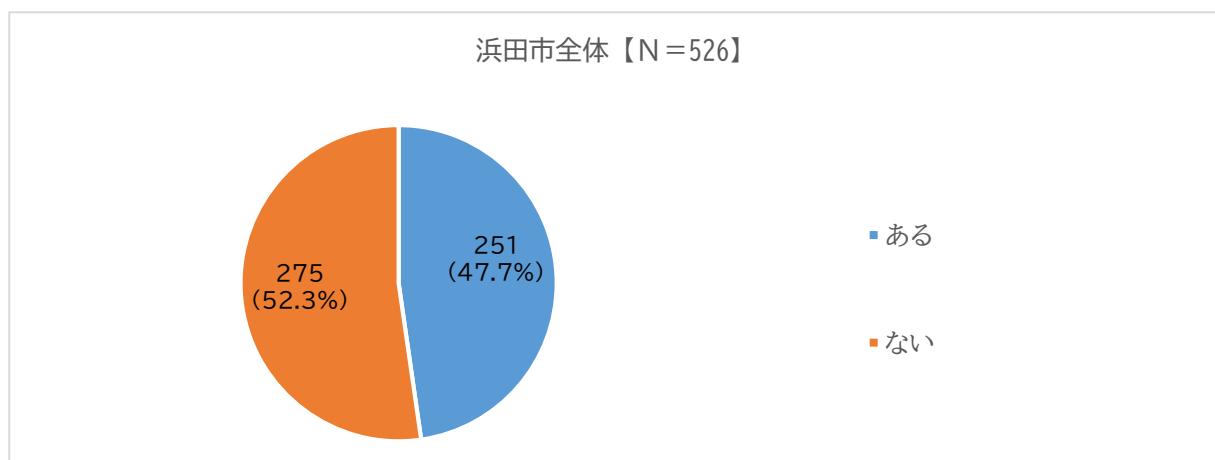
問 34 協働を進めるに当たり、市民ができるることはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)



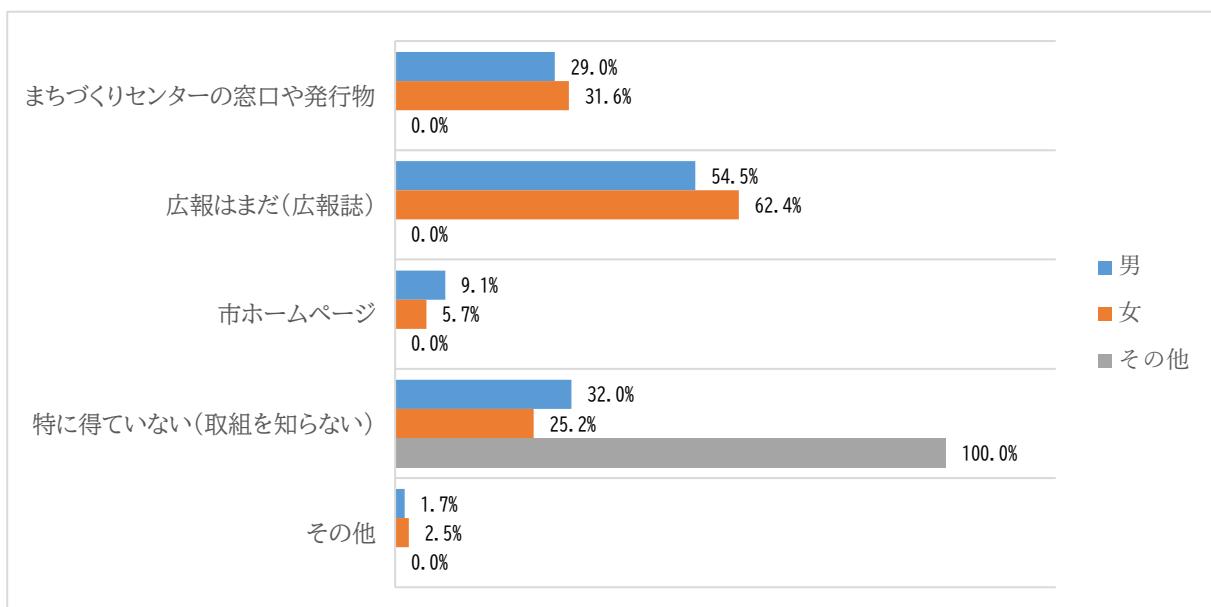
問35 協働のまちづくり推進条例施行に伴い、市内の公民館が「まちづくりセンター」に移行したことを知っていますか。(○は1つ)



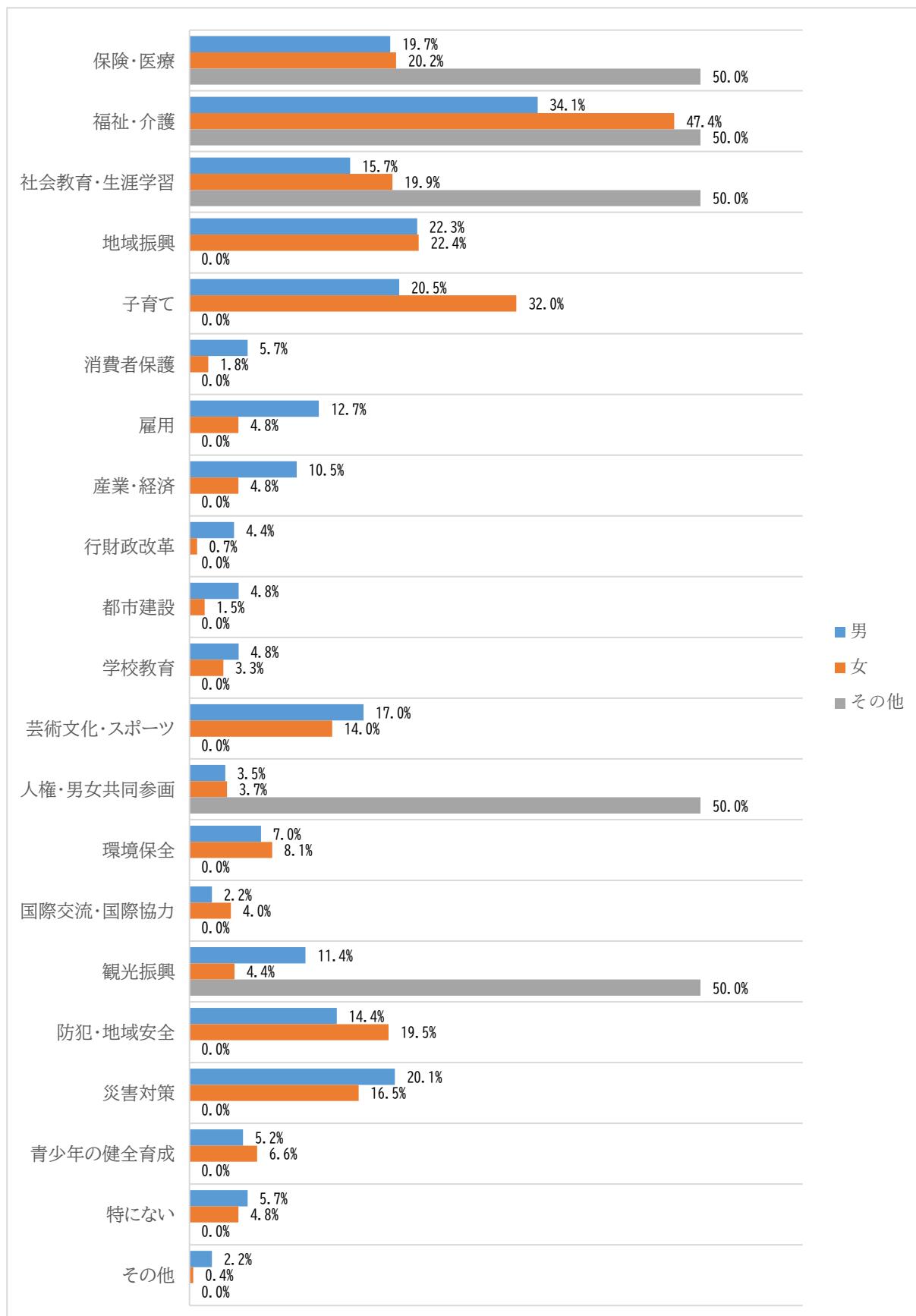
問36 これまでに、公民館やまちづくりセンターを利用、または事業に参加したことがありますか。(○は1つ)



問37 まちづくりセンターの情報（取組）をどのような方法で得ていますか。（○は3つまで）



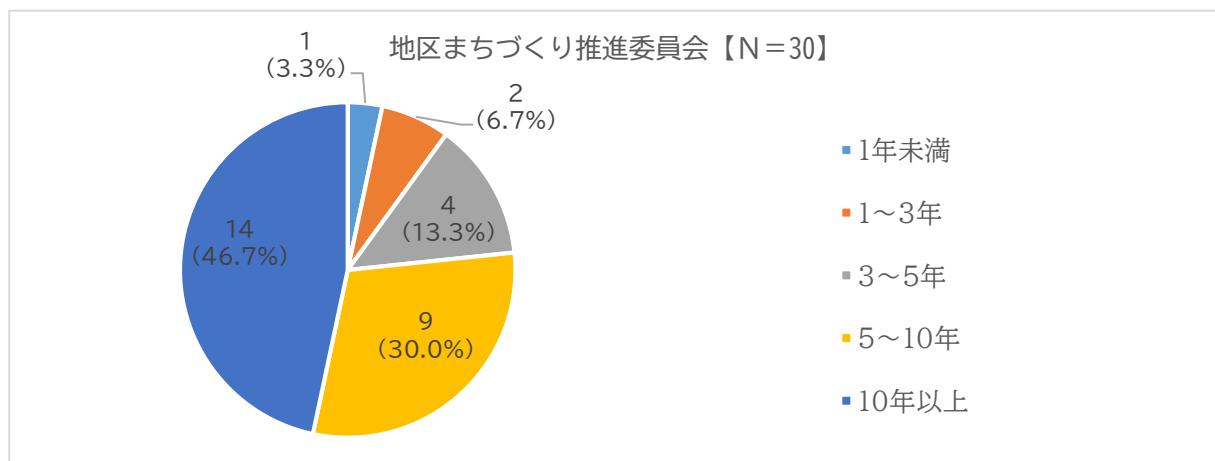
問38 今後、まちづくりセンターで特に取り組むことが必要（有効）な分野は、どのようなことだと思いますか。（○は3つまで）



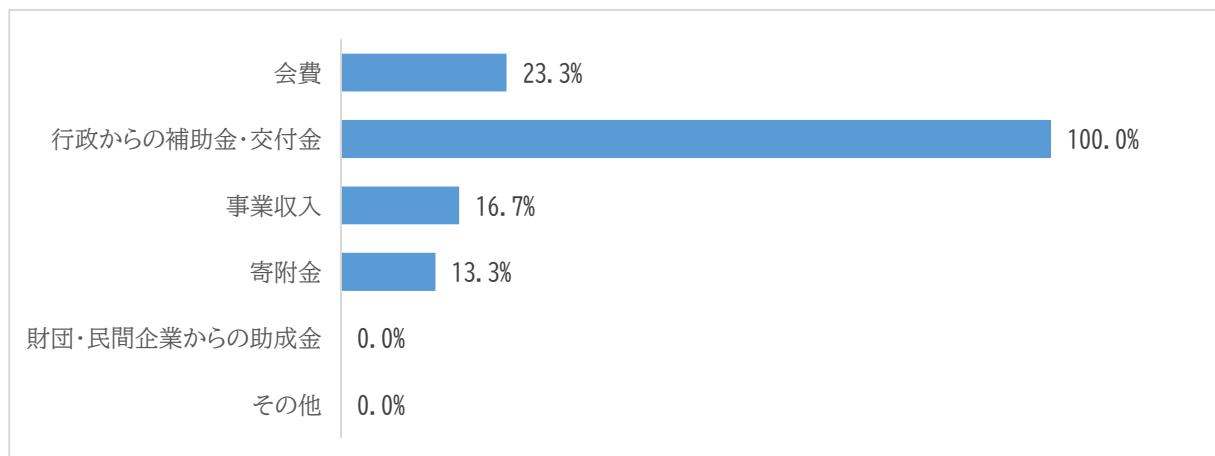
4 団体意識調査 集計結果

(1) 地区まちづくり推進委員会

問1 活動年数はどのくらいですか。(○は1つ)

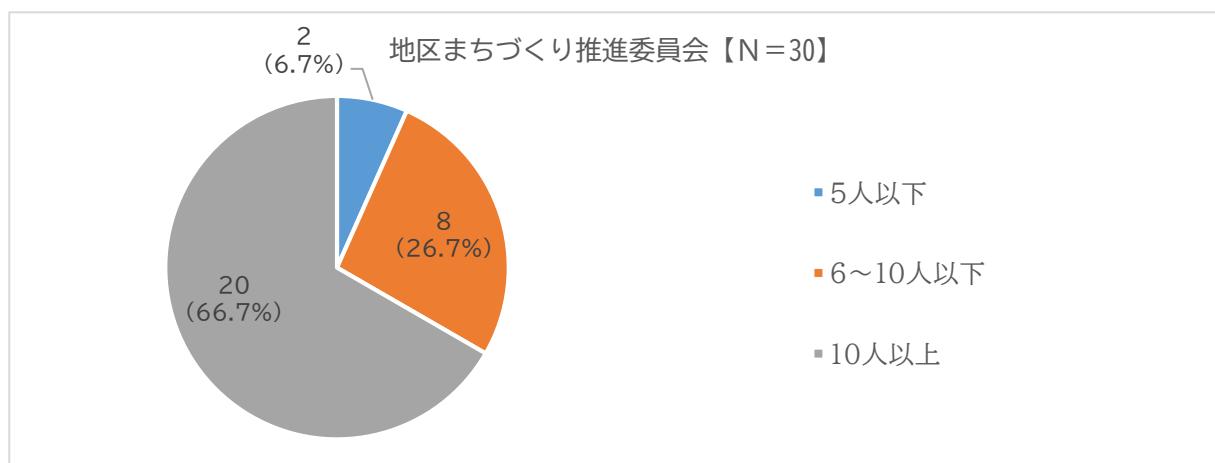


問2 財源はどんなものがありますか。(○はいくつでも可)

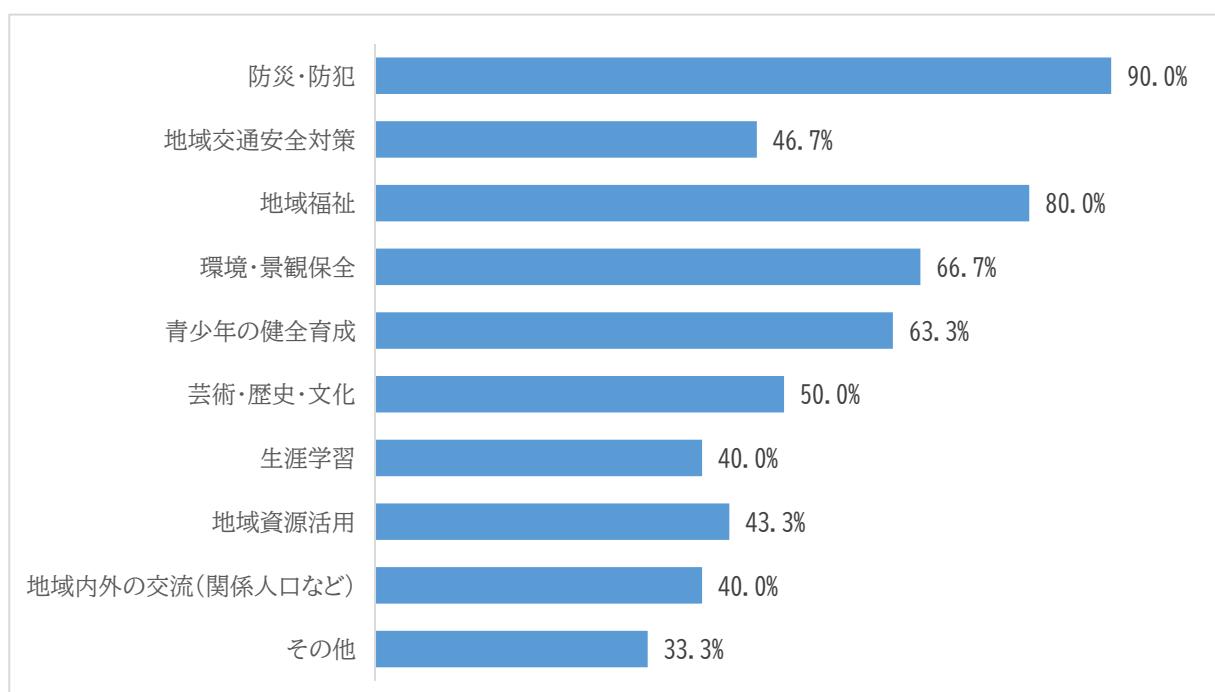


問3 役員の構成人数はどれくらいですか。(○は1つ)

※団体の規約で定める人数

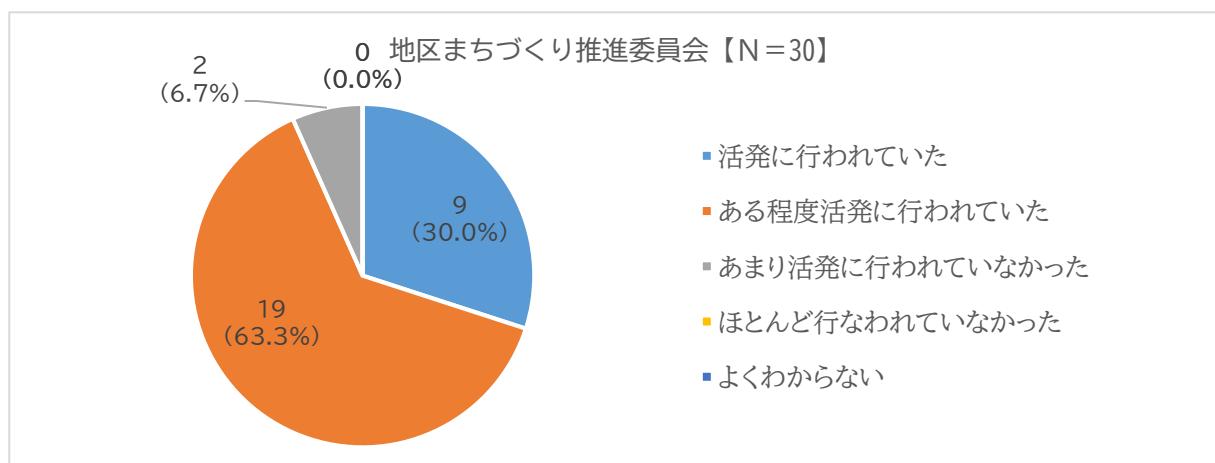


問4 どんな分野に取り組んでいますか。(○はいくつでも可)



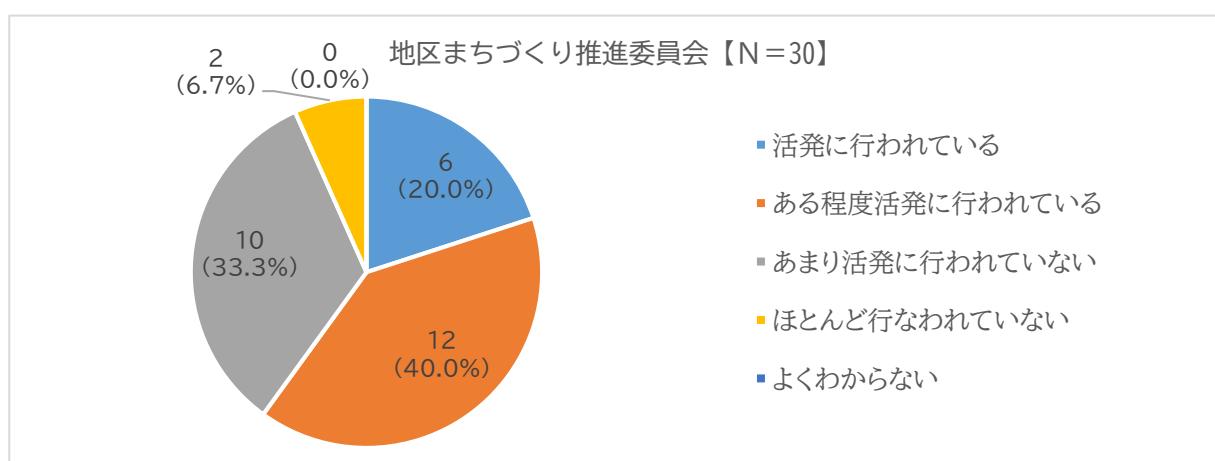
問5 地区まちづくり推進委員会の活動は、活発だったと思いますか。(○は1つ)

※新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の活動状況を教えてください。



問6 地区まちづくり推進委員会の活動は、活発だと思いますか。(○は1つ)

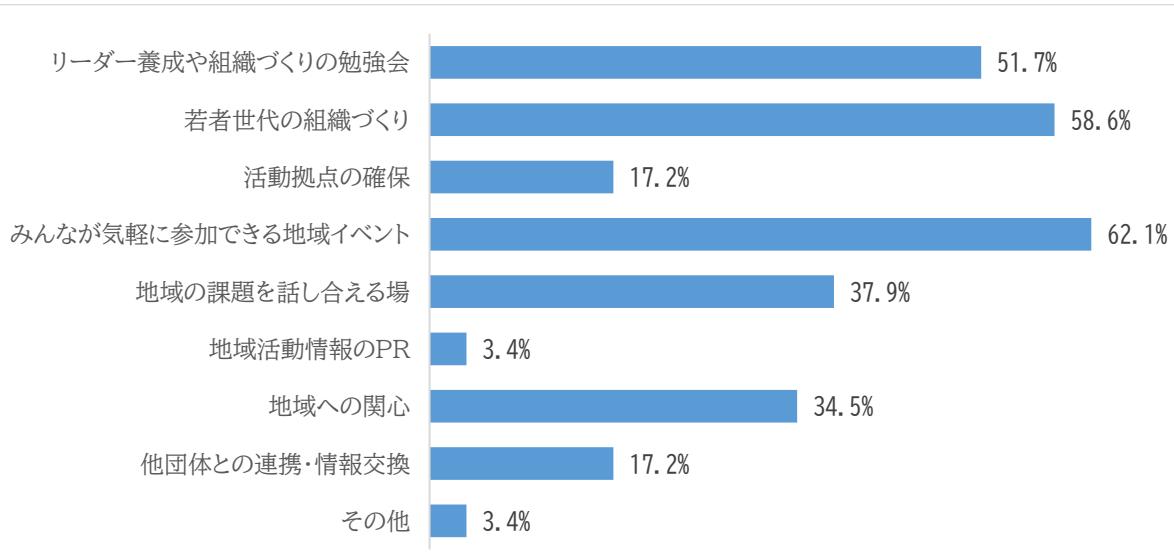
※現在の活動状況を教えてください。



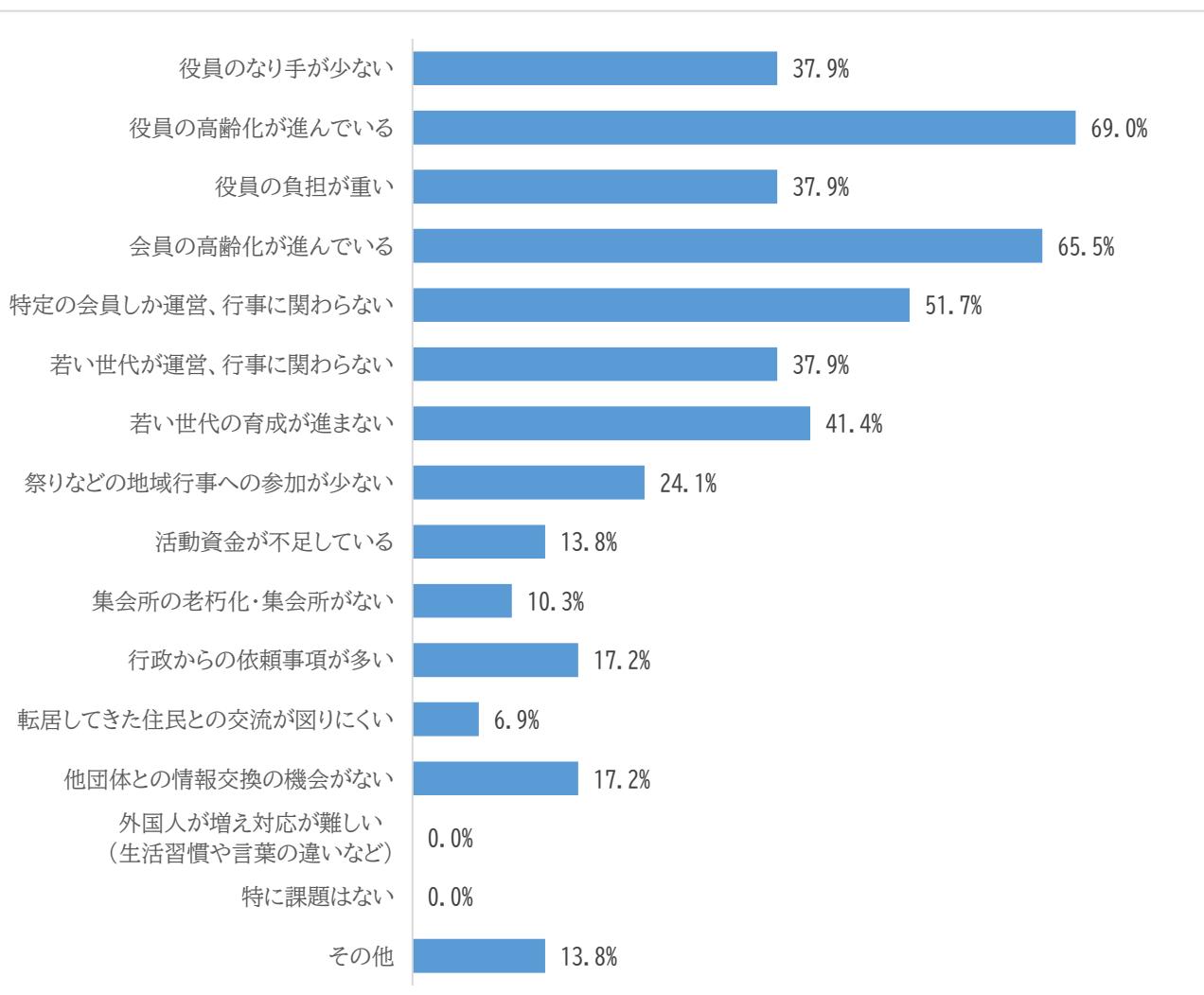
問7 地区まちづくり推進委員会の活動をより活発にするには、主に何が必要だと思いますか。

(○は3つまで)

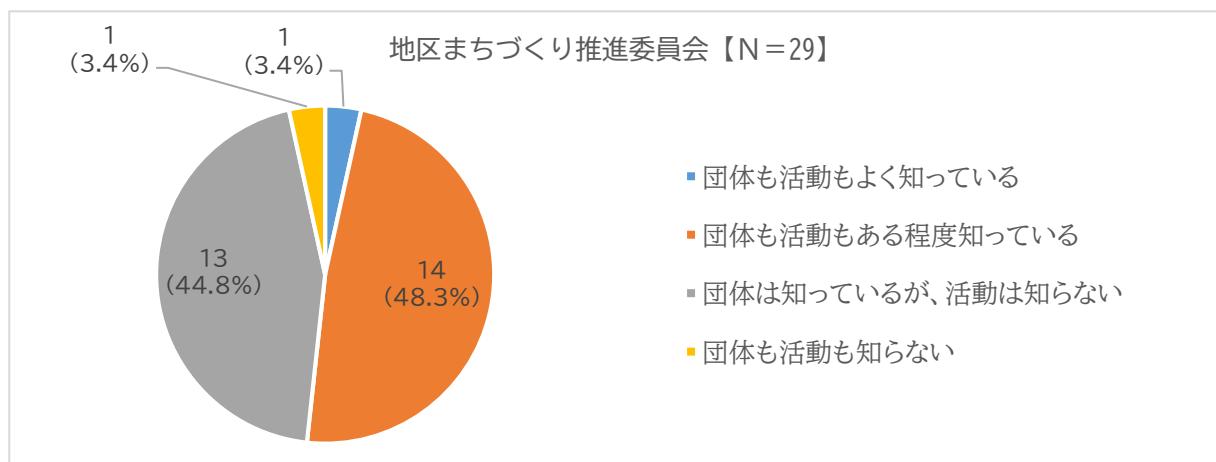
※新型コロナウイルス感染症の要因は除く。



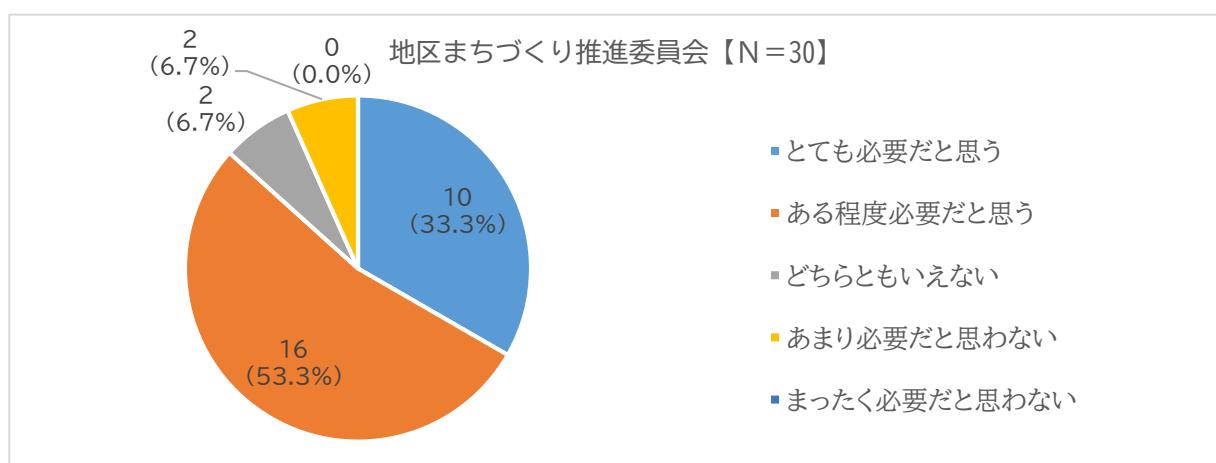
問8 地区まちづくり推進委員会の運営に当たって、課題となっているものは何ですか。(○はいくつでも可)



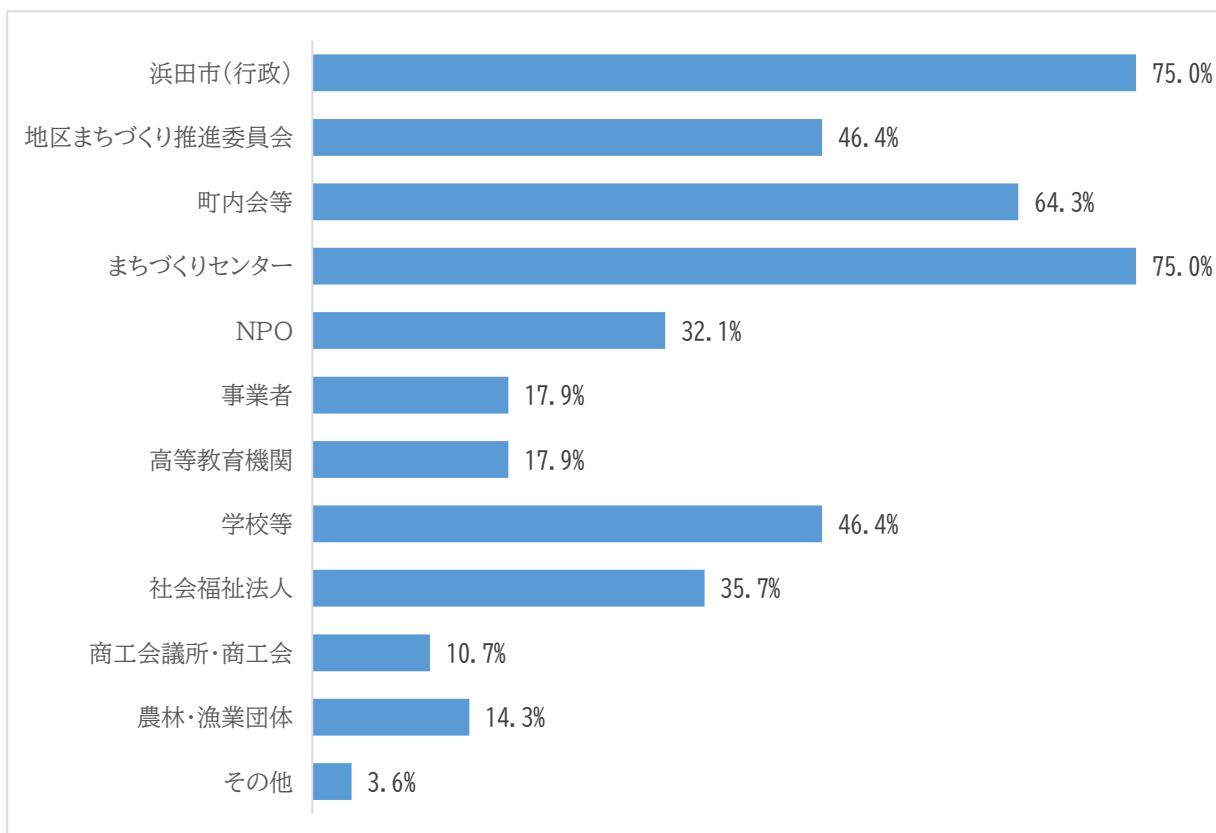
問9 他の地区まちづくり推進委員会とその活動を知っていますか。(○は1つ)



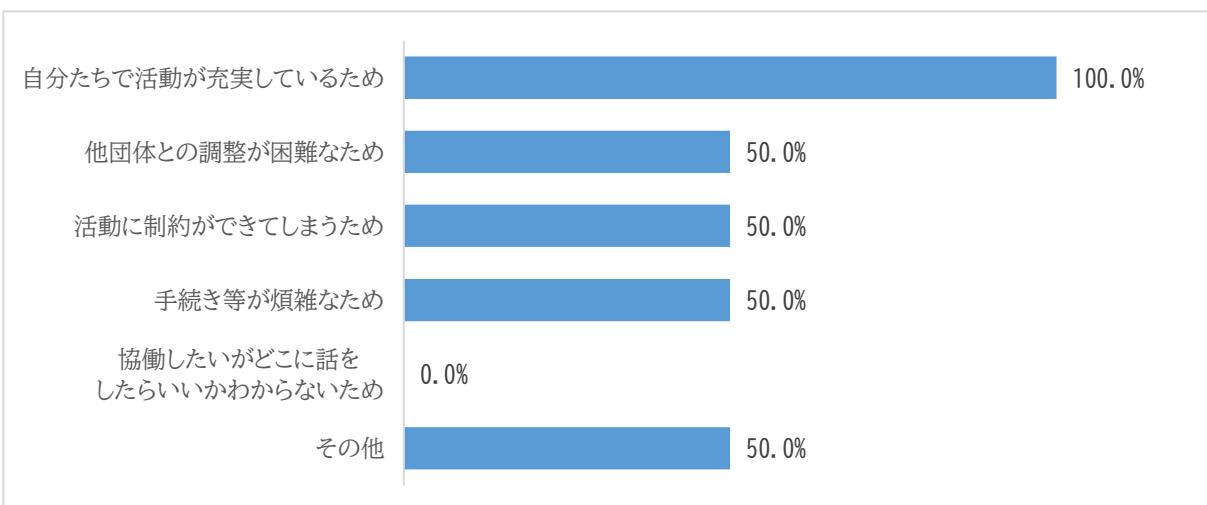
問10 地区まちづくり推進委員会の活動をする上で、他団体等との協働が必要だと思いますか。(○は1つ)



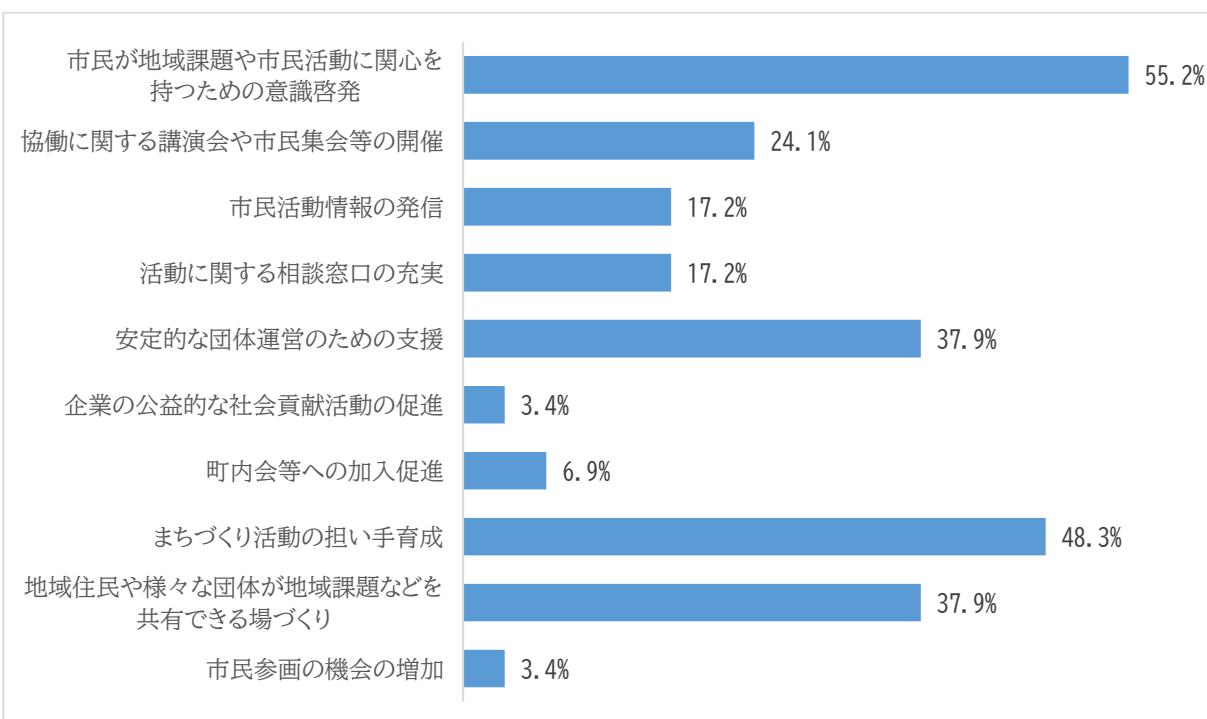
問11 地区まちづくり推進委員会の活動をする上で、協働が必要だと感じる相手先を教えてください。(○はいくつでも可)



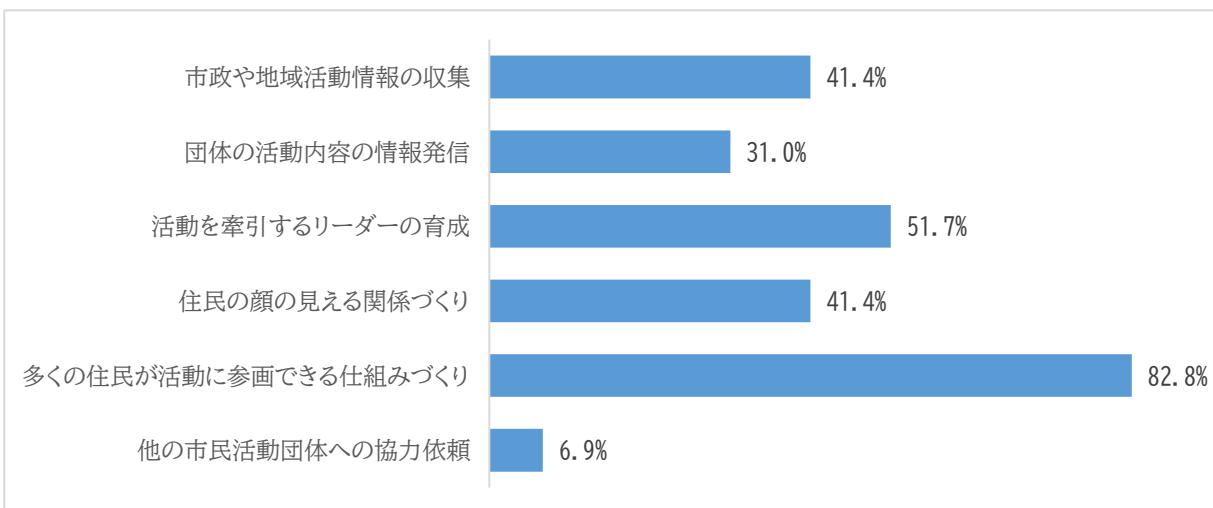
問12 他団体等との協働が必要ないと思う理由を教えてください。(○はいくつでも可)



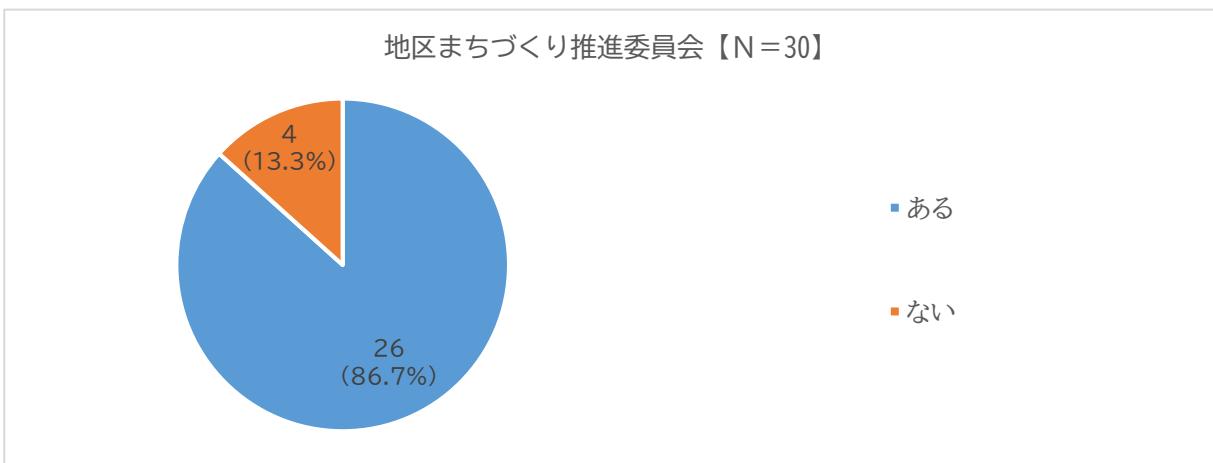
問13 地区まちづくり推進委員会の活動を協働で進めるに当たり、浜田市が優先的に取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)



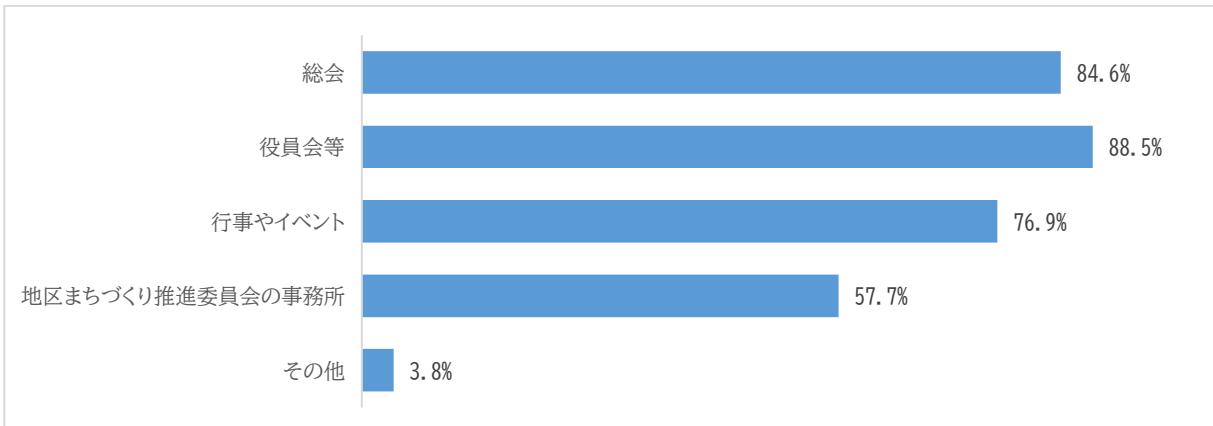
問14 地区まちづくり推進委員会の活動を協働で進めるに当たり、地区まちづくり推進委員会ができるることはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)



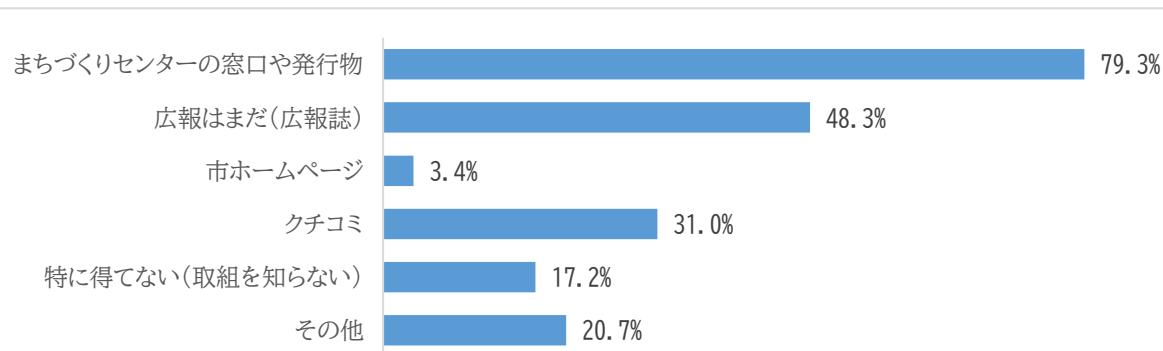
問15 これまでに、地区まちづくり推進委員会の活動でまちづくりセンター（旧市立公民館）を利用したことがありますか。(○は1つ)



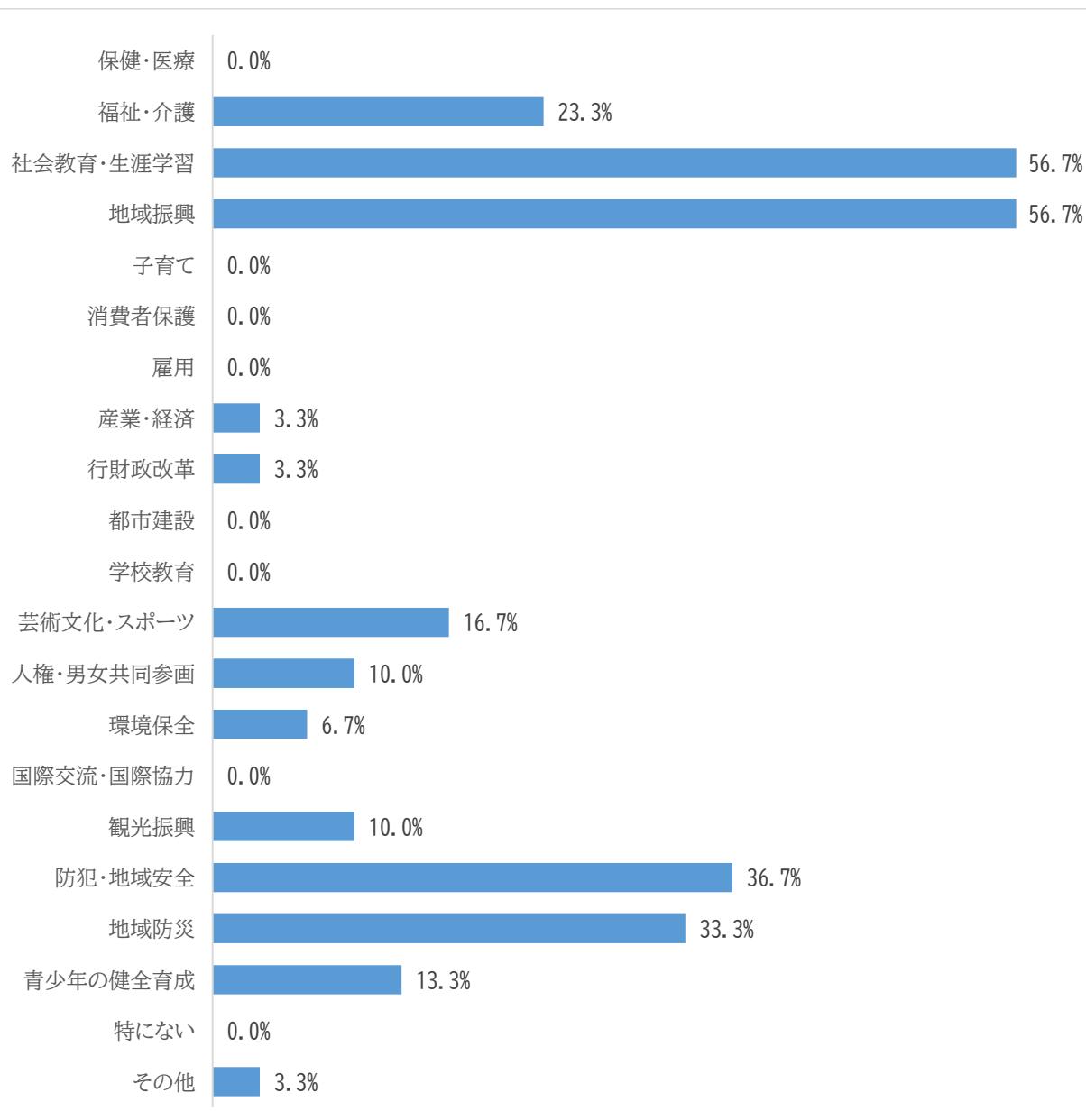
問16 どのような活動で利用しましたか。(○はいくつでも可)



問17 まちづくりセンターの情報（取組）をどのような方法で得ていますか。（○は3つまで）



問18 今後、まちづくりセンターで特に取り組むことが必要（有効）な分野は、どのようなことだと思いますか。（○は3つまで）



(2) 町内会・自治会

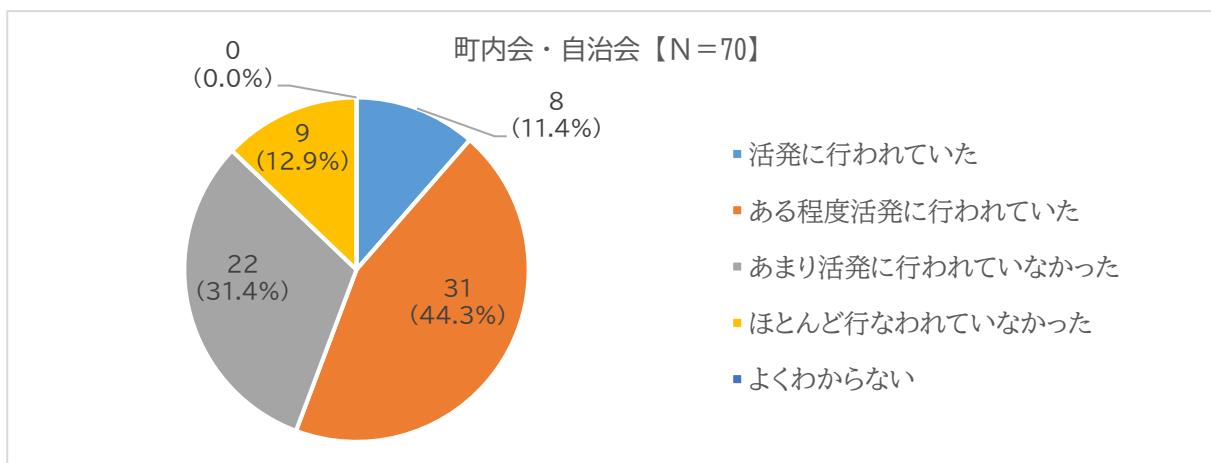
問1 町内会等への加入状況を教えてください。

※町内の世帯数及び町内会等への加入世帯数の回答結果から算出

	加入率
最大値	100.00%
平均値	85.66%
最小値	46.67%

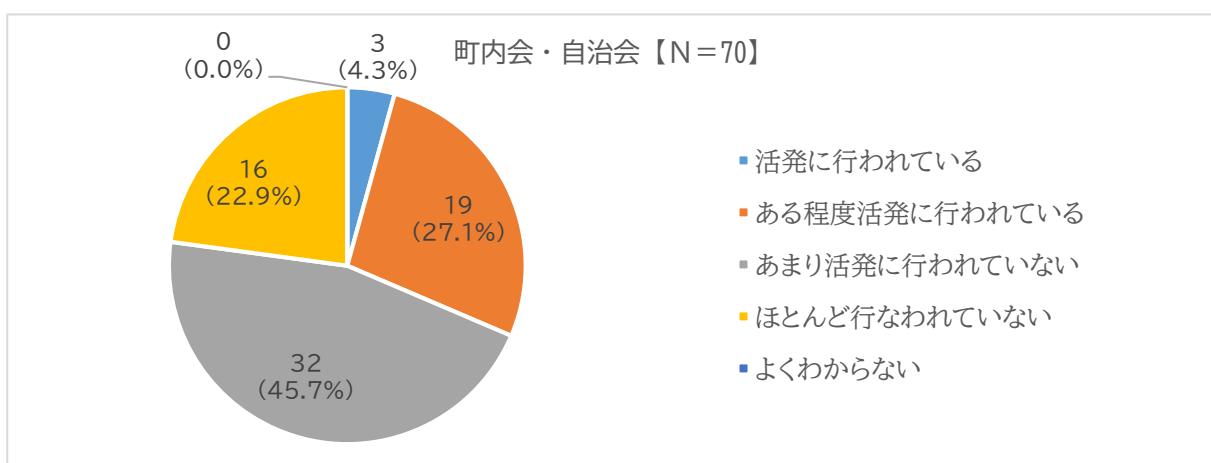
問2 町内会等の活動は、活発だったと思いますか。(○は1つ)

※新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の活動状況を教えてください。



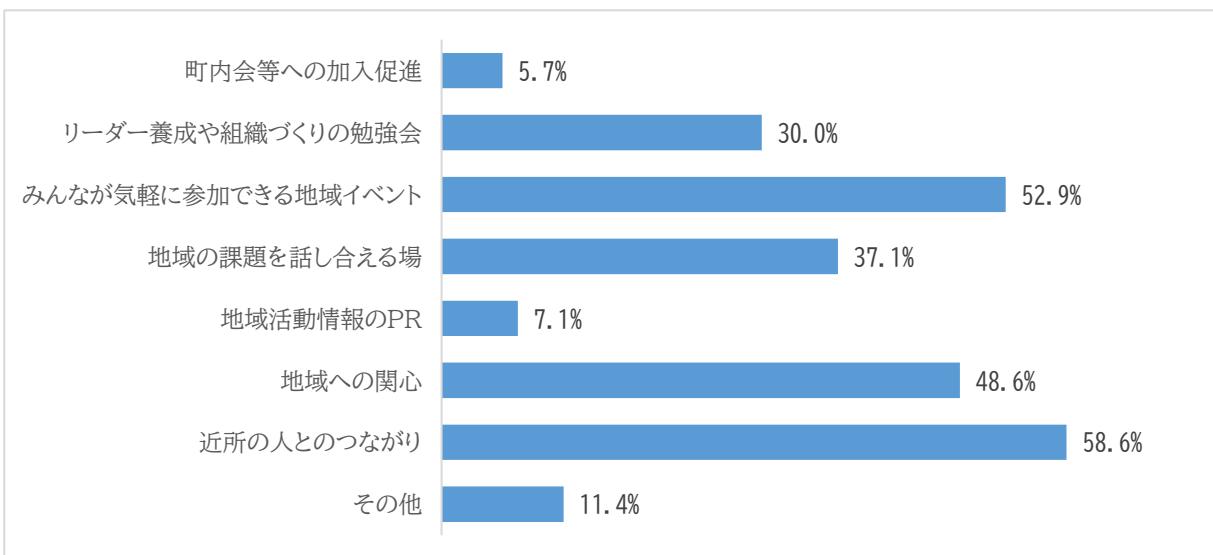
問3 町内会等の活動は、活発だと思いますか。(○は1つ)

※現在の活動状況を教えてください。

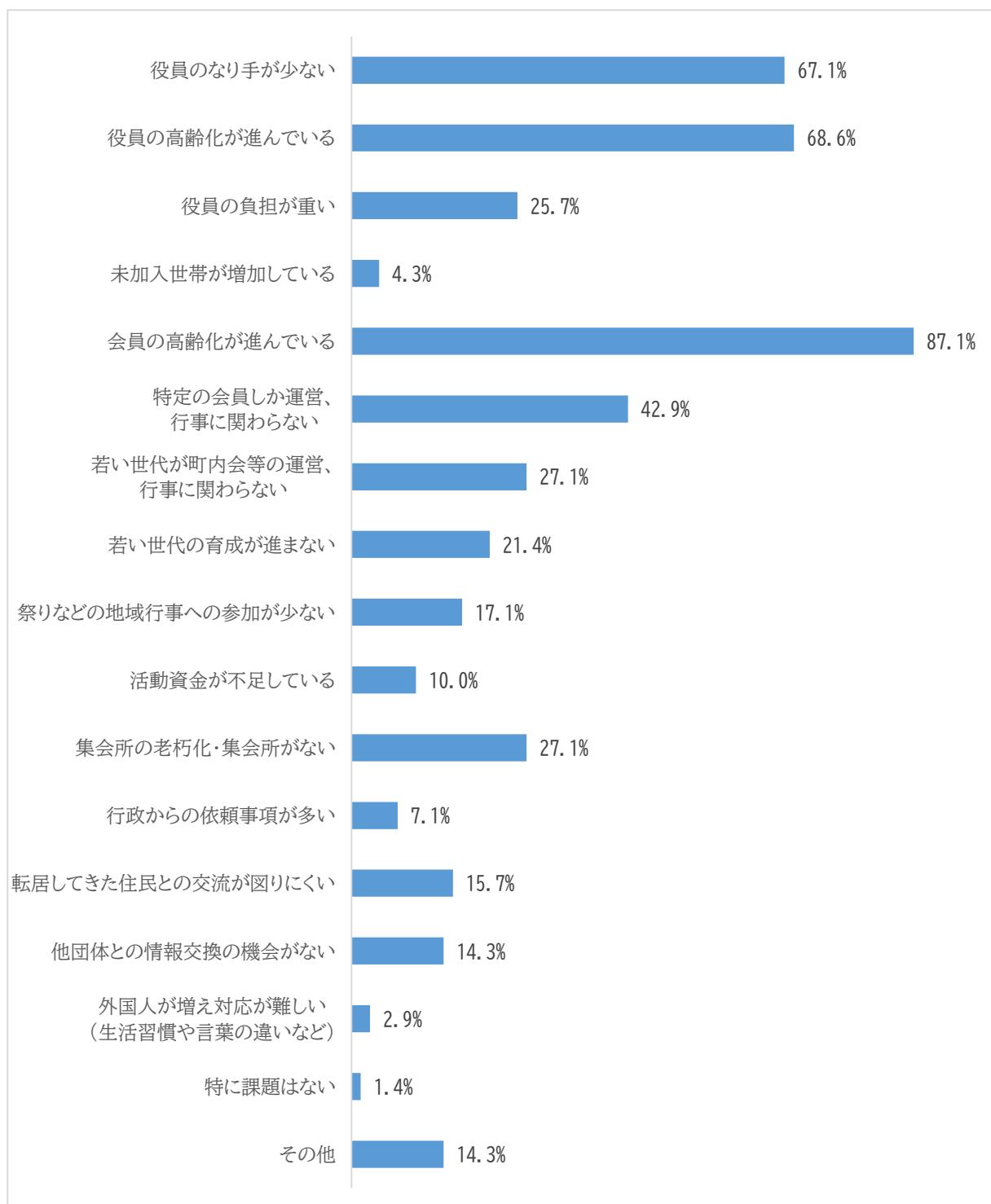


問4 町内会等の活動をより活発にするには、何が必要だと思いますか。(○はいくつでも可)

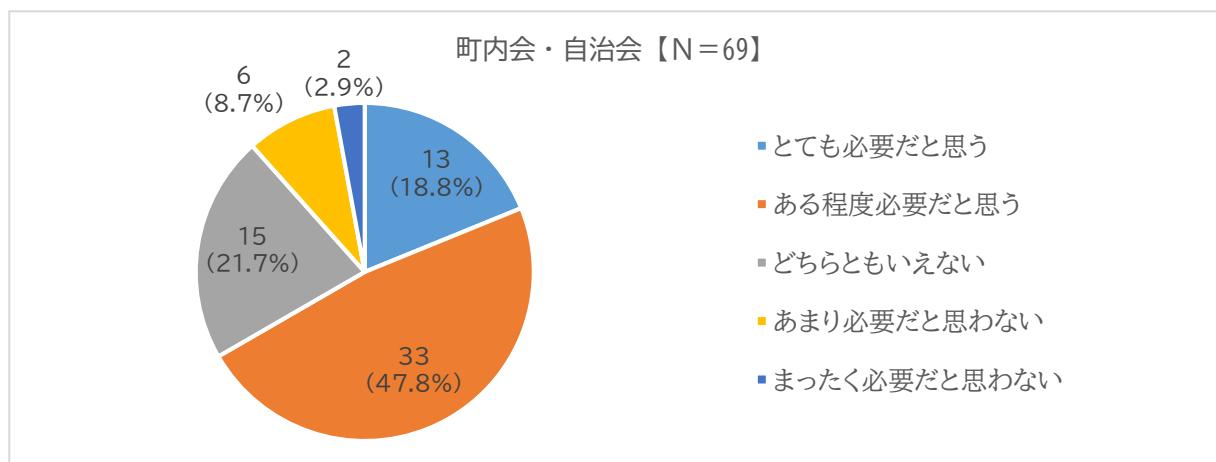
※新型コロナウイルス感染症の要因は除く。



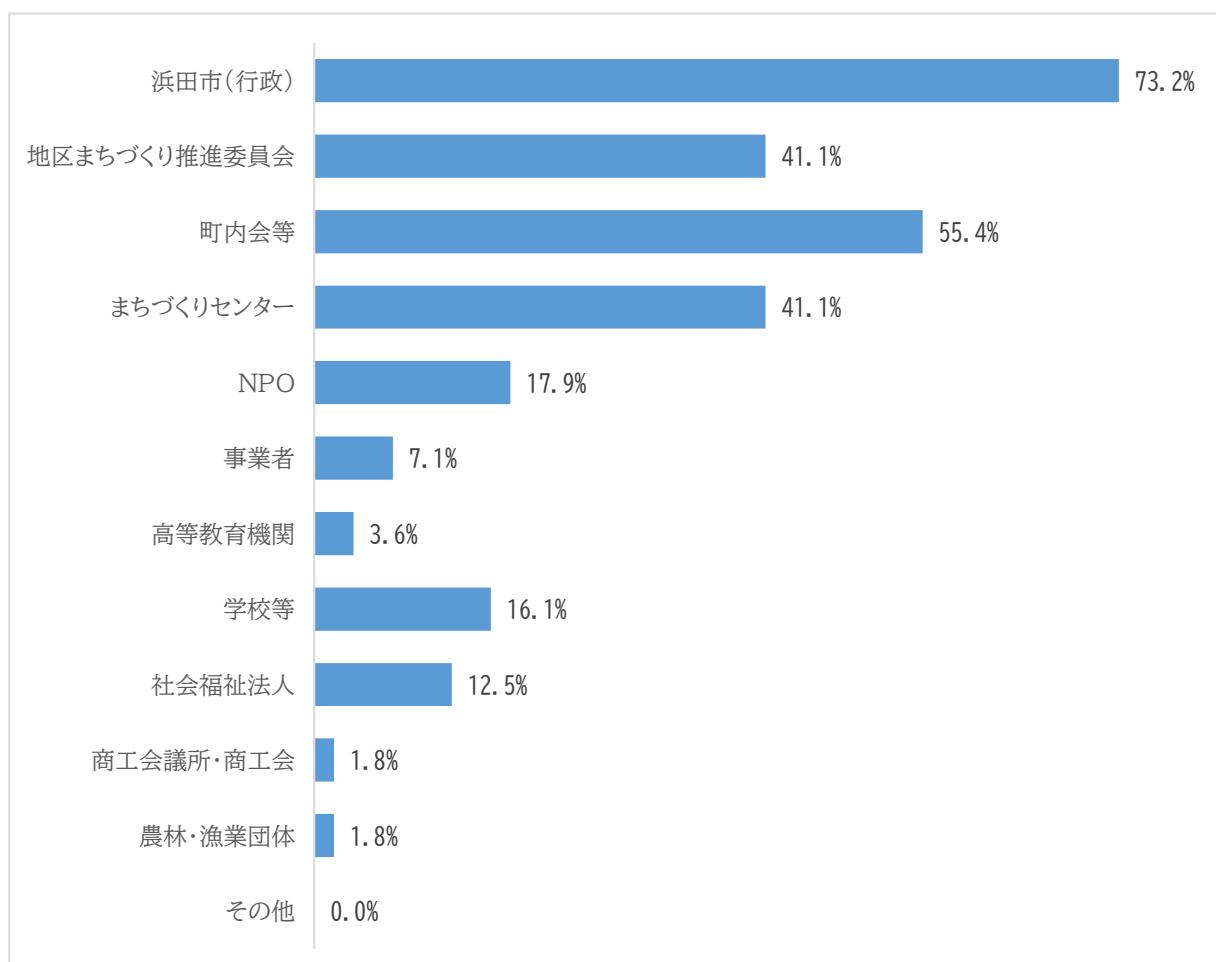
問5 町内会等の運営に当たって、課題となっているものは何ですか。(○はいくつでも可)



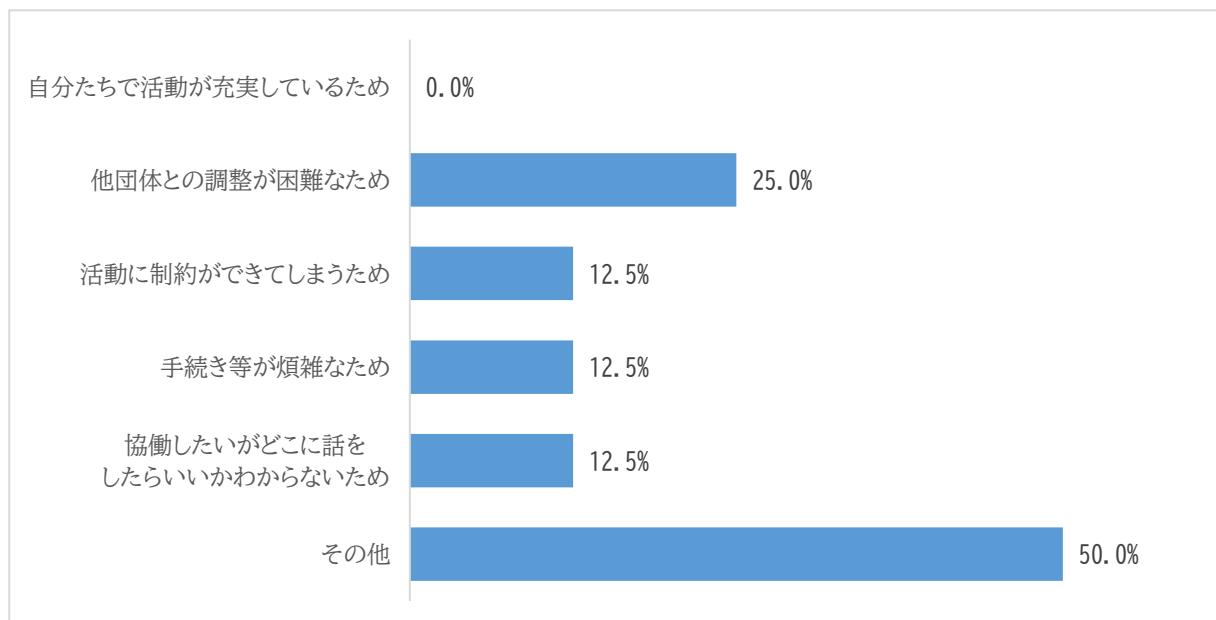
問6 町内会等の活動をする上で、他団体との協働が必要だと思いますか。(○は1つ)



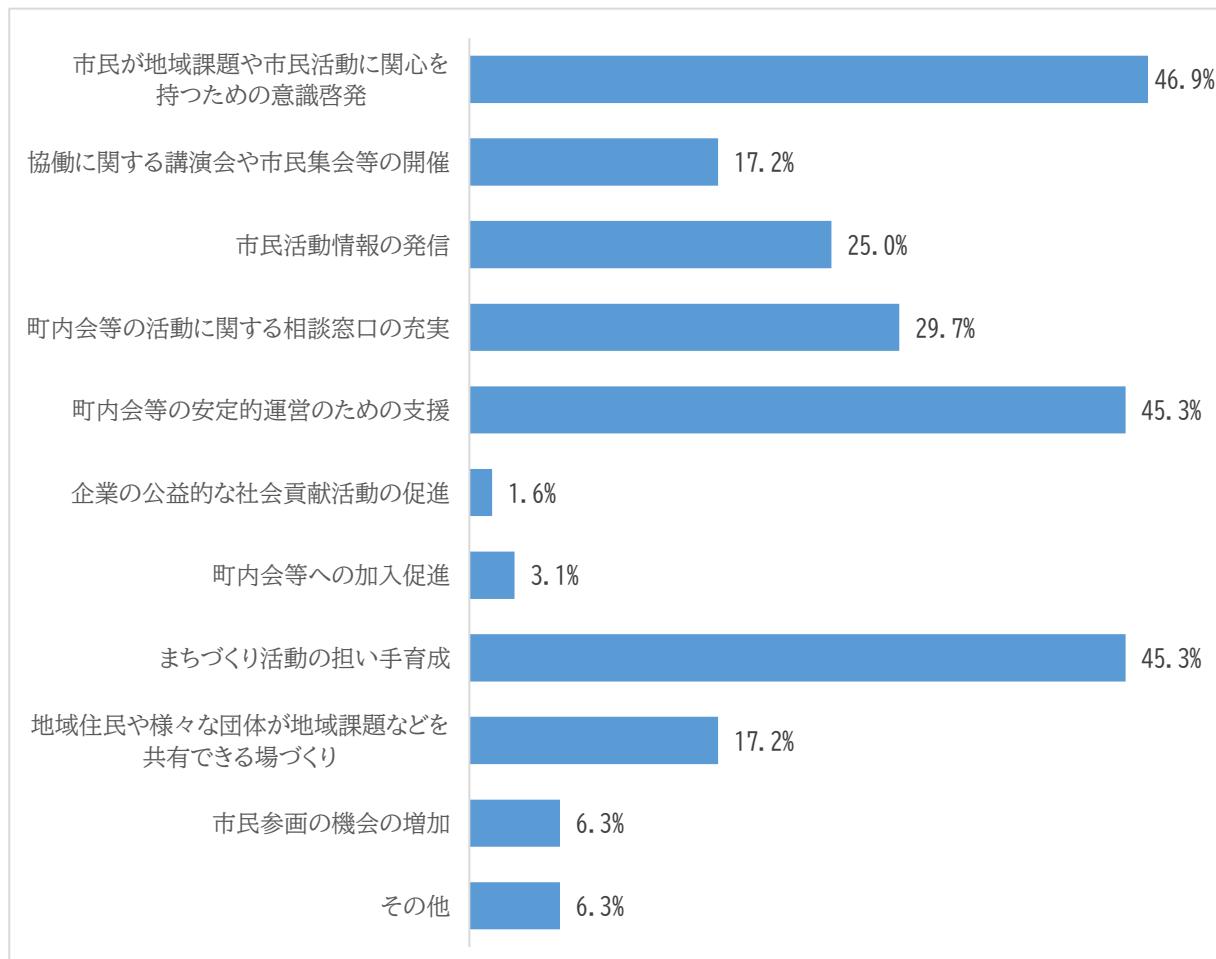
問7 町内会等の活動をする上で、協働が必要だと感じる相手先を教えてください。(○はいくつでも可)



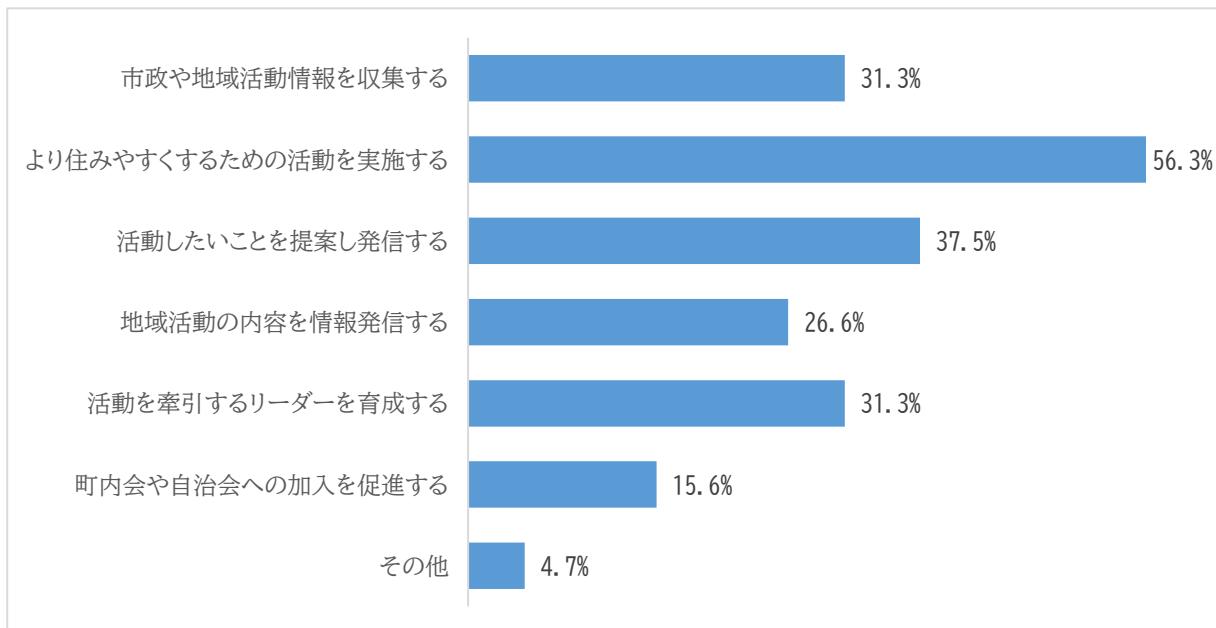
問8 他団体との協働が必要ないと思うのは、どのような理由ですか。(○はいくつでも可)



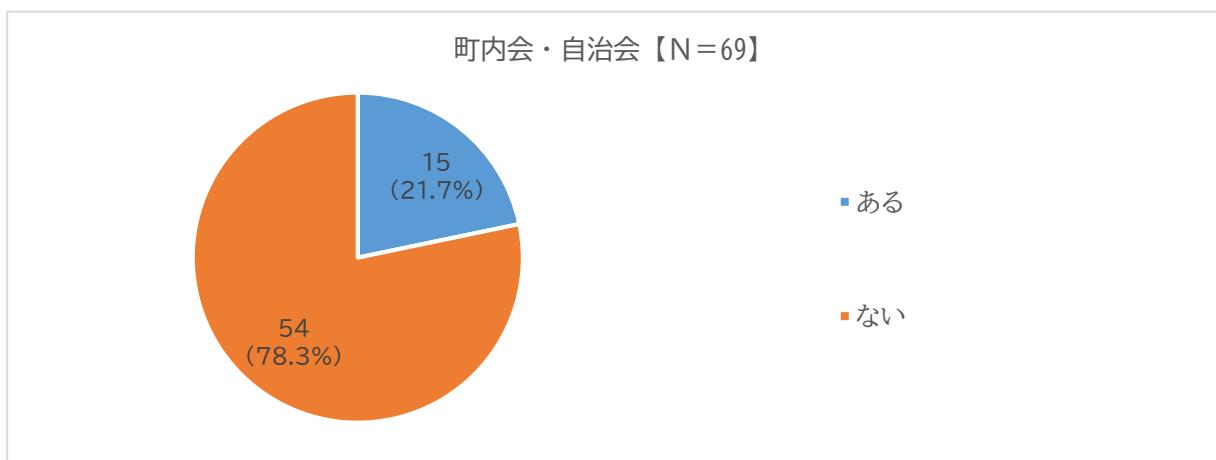
問9 町内会等の活動を協働で進めるに当たり、浜田市が優先的に取り組むことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)



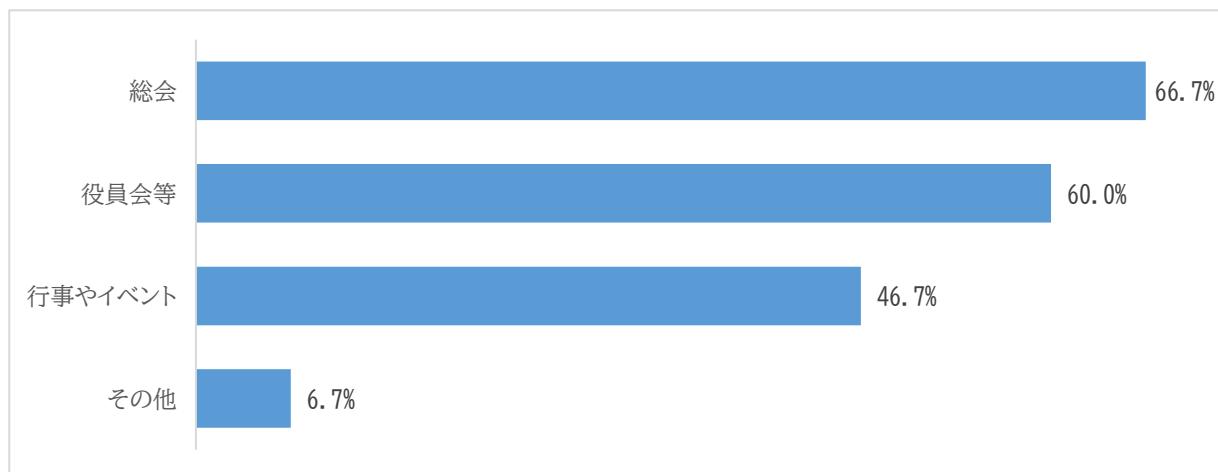
問10 町内会等の活動を協働で進めるに当たり、町内会等ができるることはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)



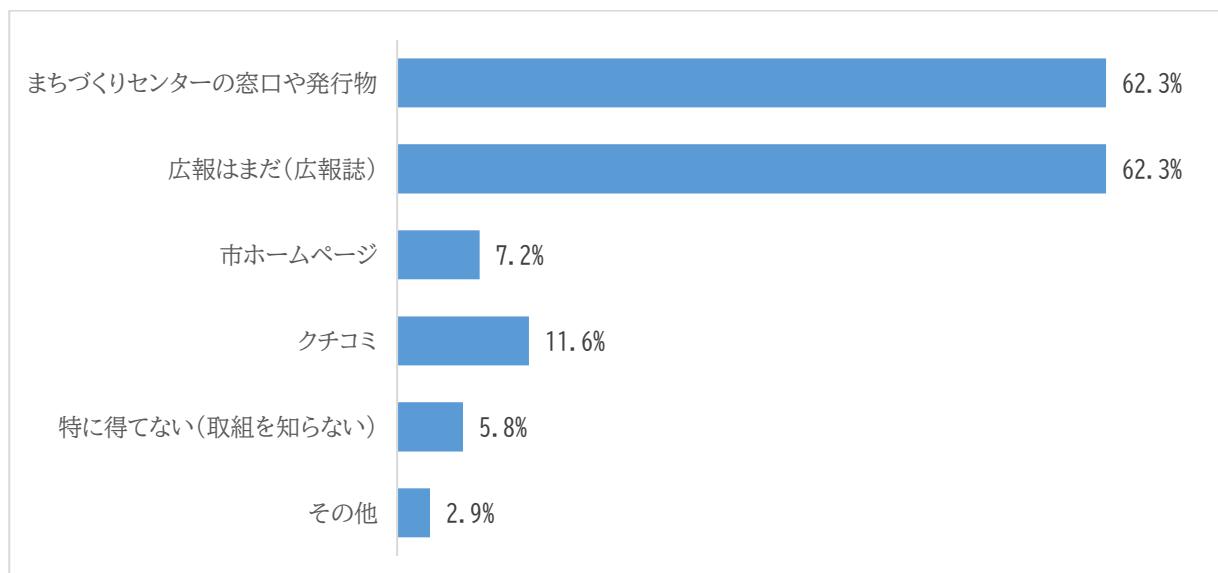
問11 これまでに、町内会等の活動でまちづくりセンター（旧市立公民館）を利用したことがありますか。(○は1つ)



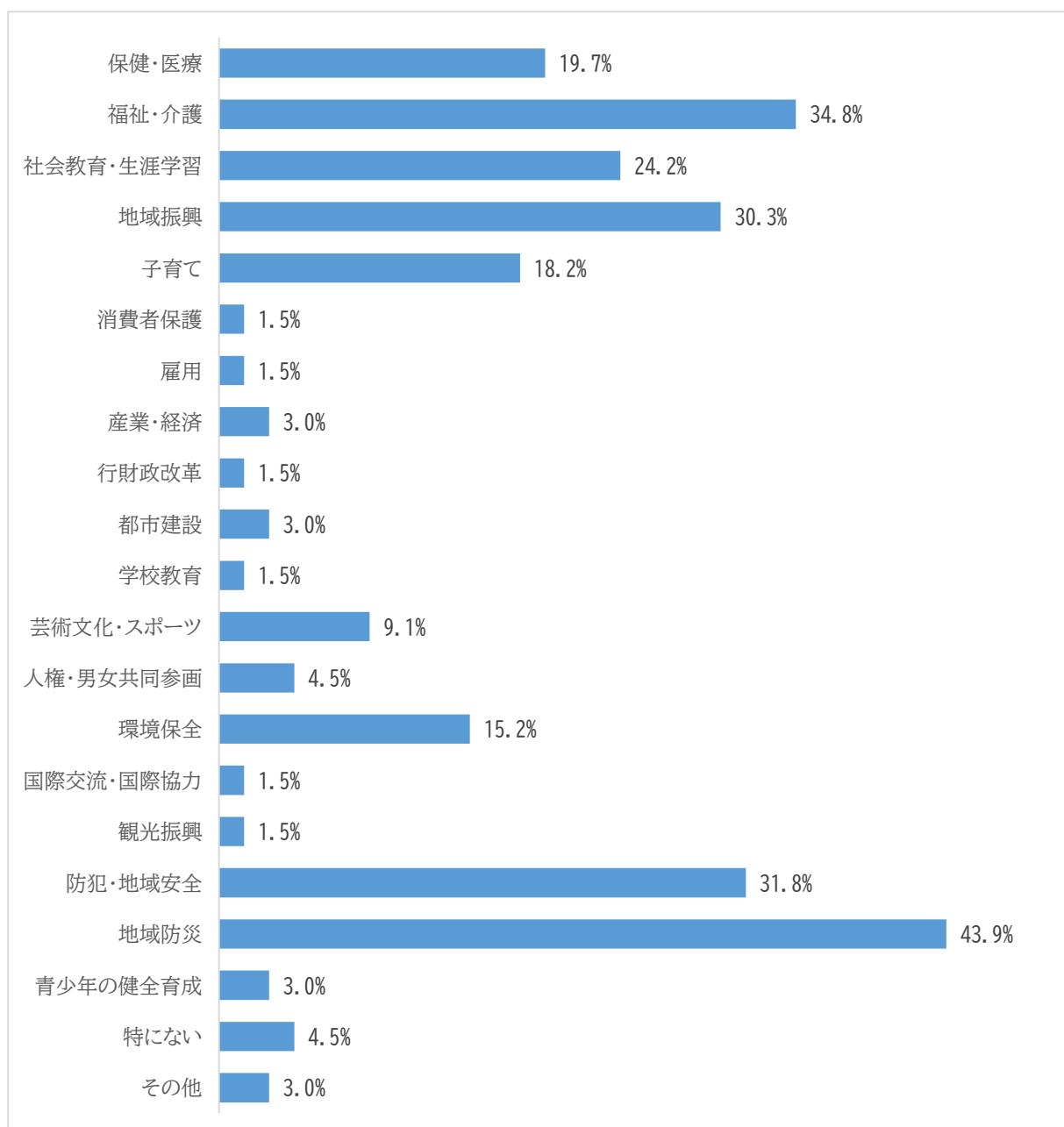
問12 どのような活動で利用しましたか。(○はいくつでも可)



問13 まちづくりセンターの情報（取組）をどのように方法で得ていますか。(○は3つまで)

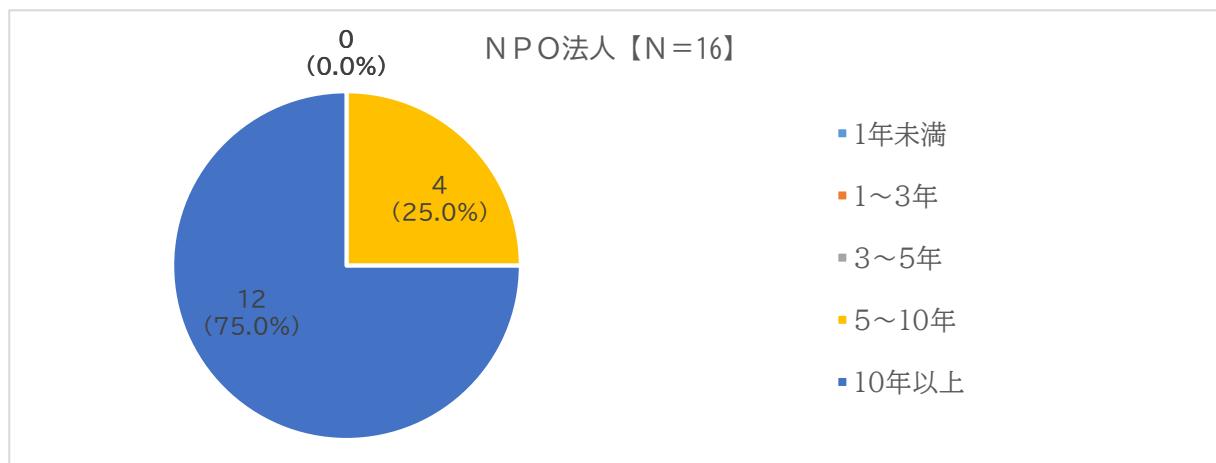


問14 今後、まちづくりセンターで特に取り組むことが必要（有効）な分野は、どのようなことだと思いますか。（○は3つまで）

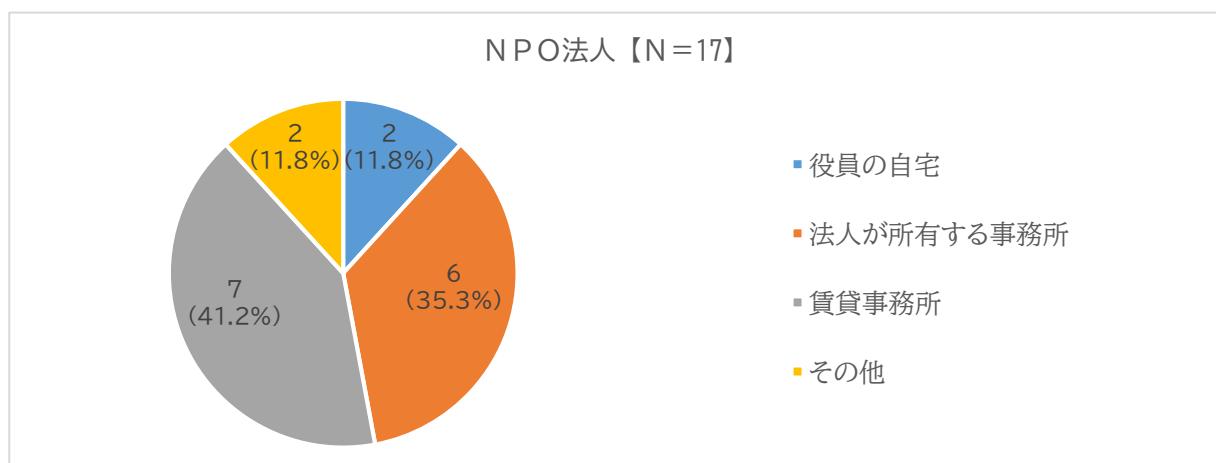


(3) NPO法人（特定非営利活動法人）

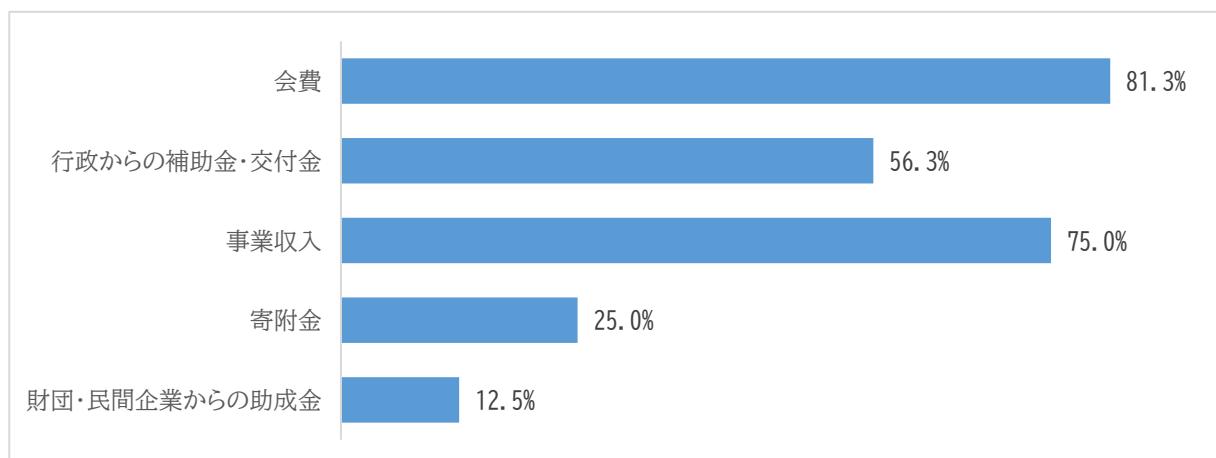
問1 活動年数はどのくらいですか。



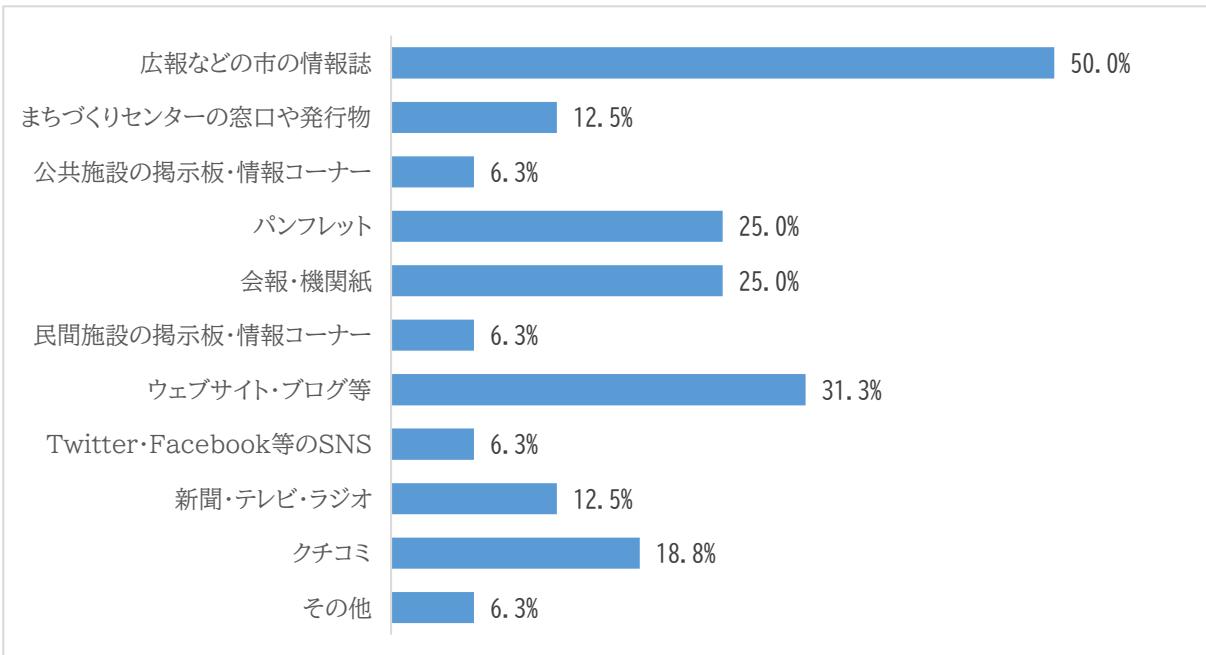
問2 主たる事務所（事務局）の場所はどこですか。（○は1つ）



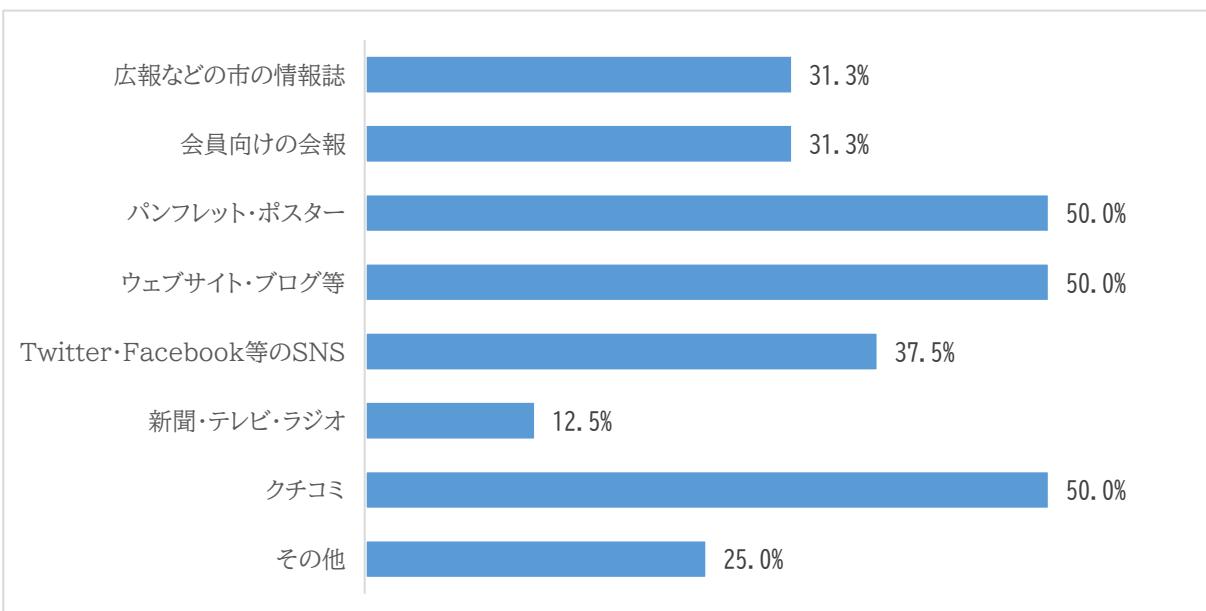
問3 財源はどんなものがありますか。（○はいくつでも可）



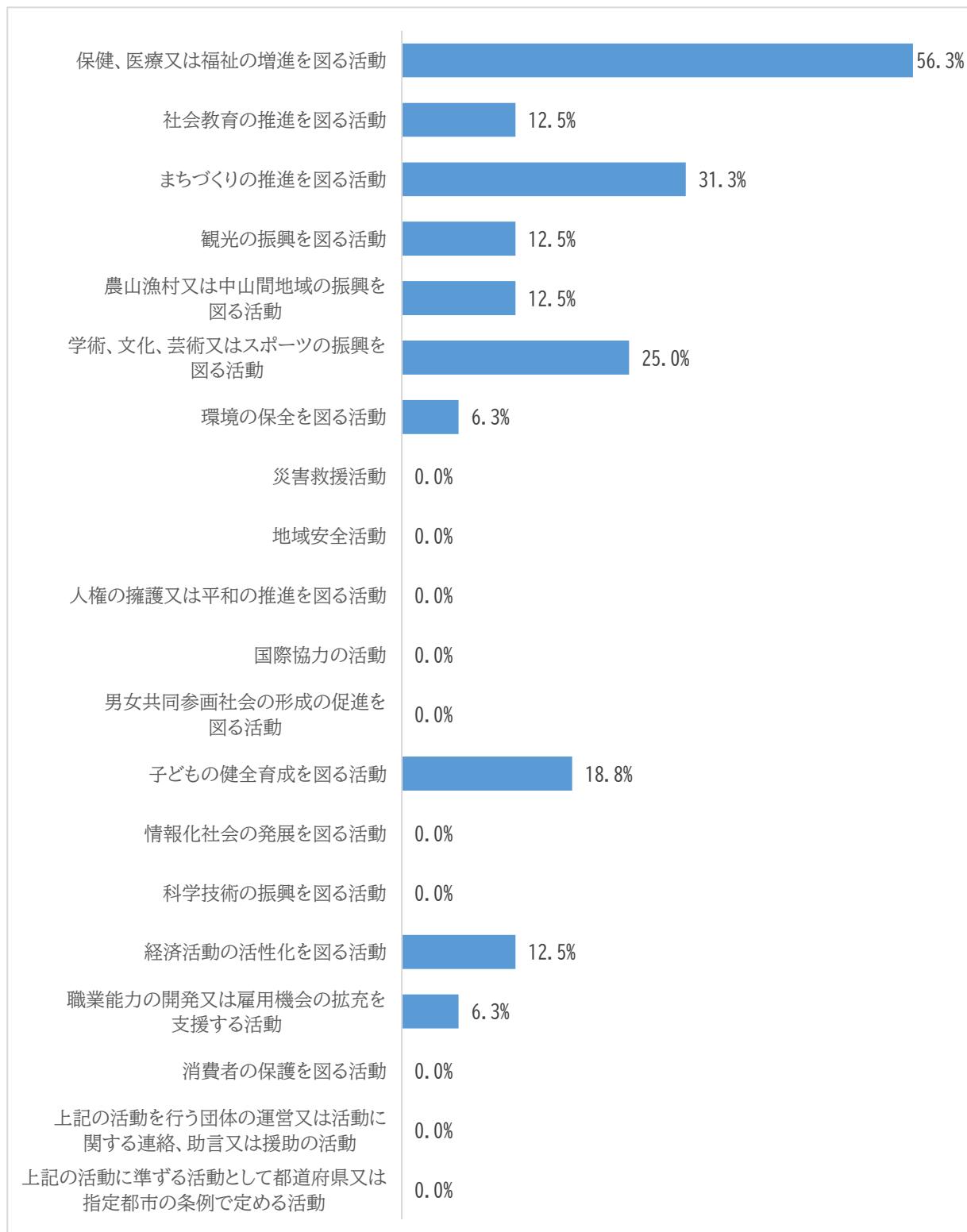
問4 活動や補助金等の情報は、どのような方法で得ていますか。(○はいくつでも可)



問5 法人の活動等をどのような方法で情報発信していますか。(○はいくつでも可)

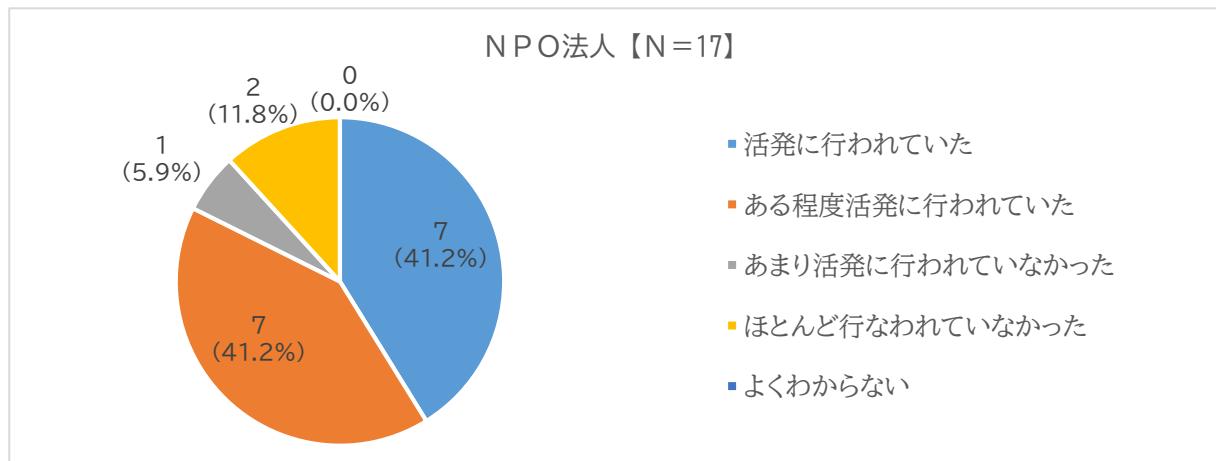


問6 主な活動分野は、どんなものがありますか。(○は3つまで)



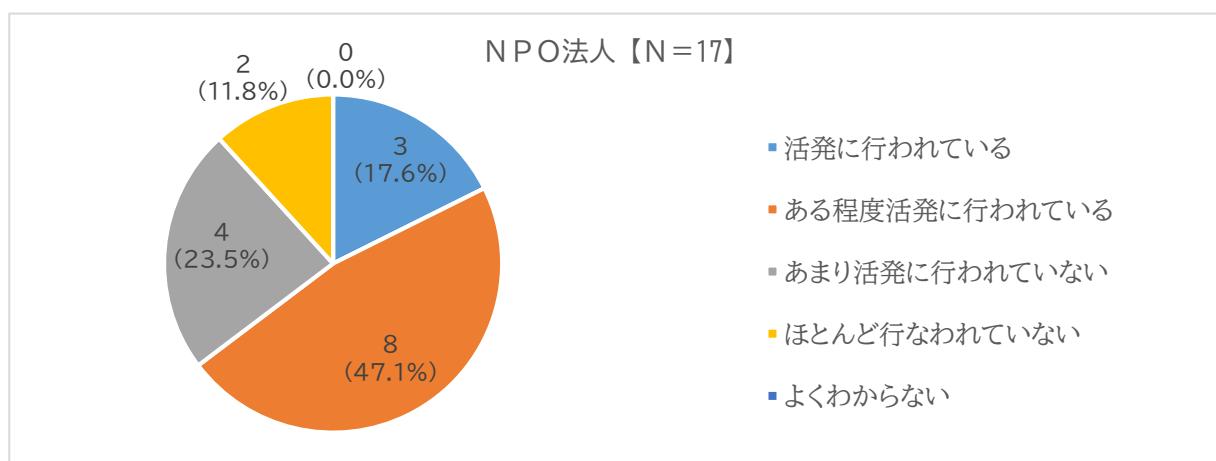
問7 法人活動は、活発だったと思いますか。(○は1つ)

※新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の活動状況を教えてください。



問8 法人活動は、活発だと思いますか。(○は1つ)

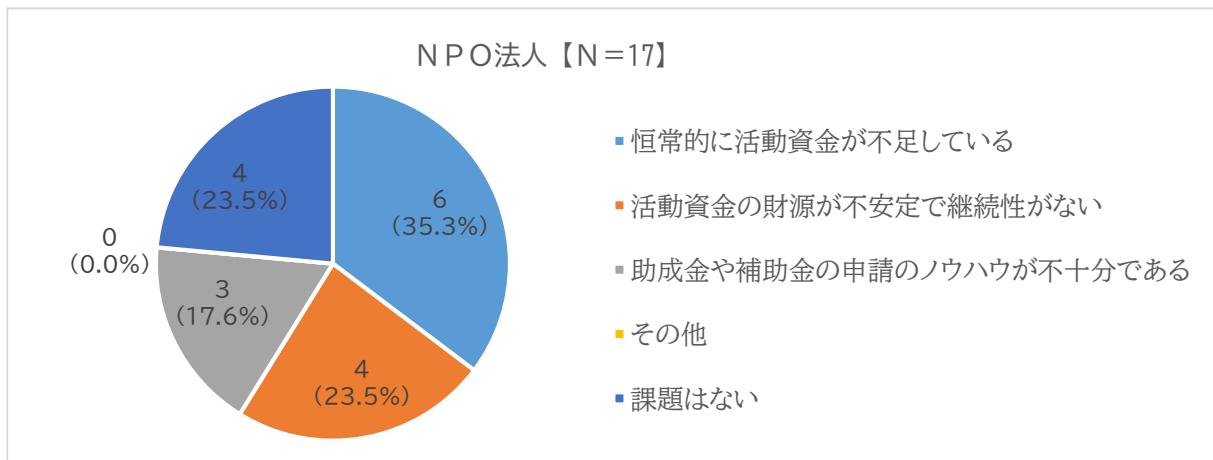
※現在の活動状況を教えてください。



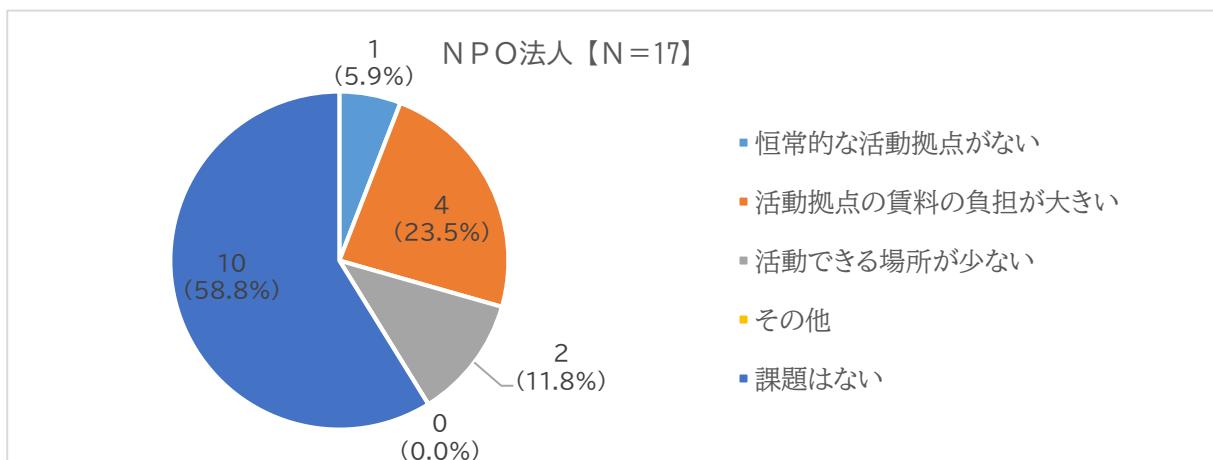
問9 運営において、どのような課題がありますか。

※新型コロナウイルス感染症の要因は除く。

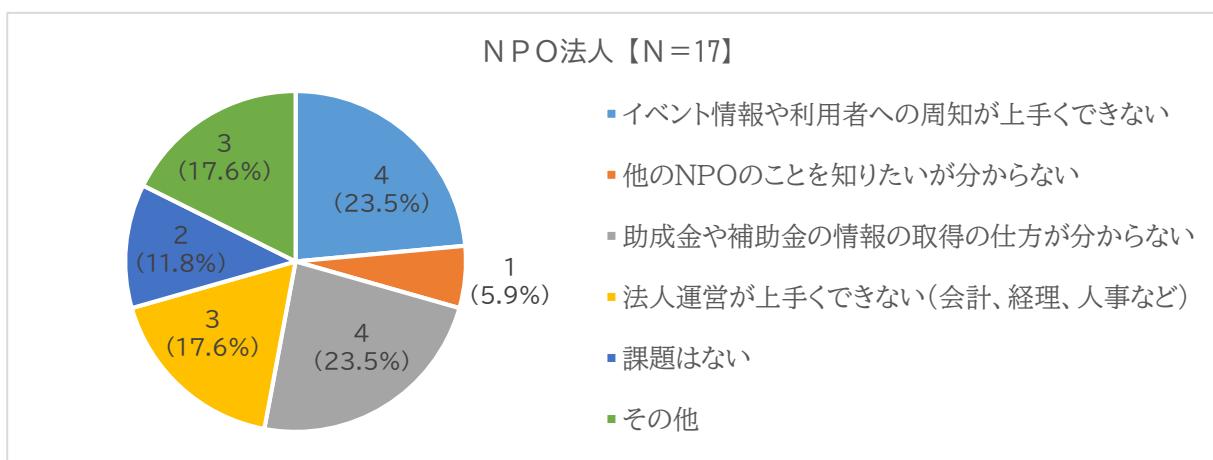
(1) 財源・資金について (○は1つ)



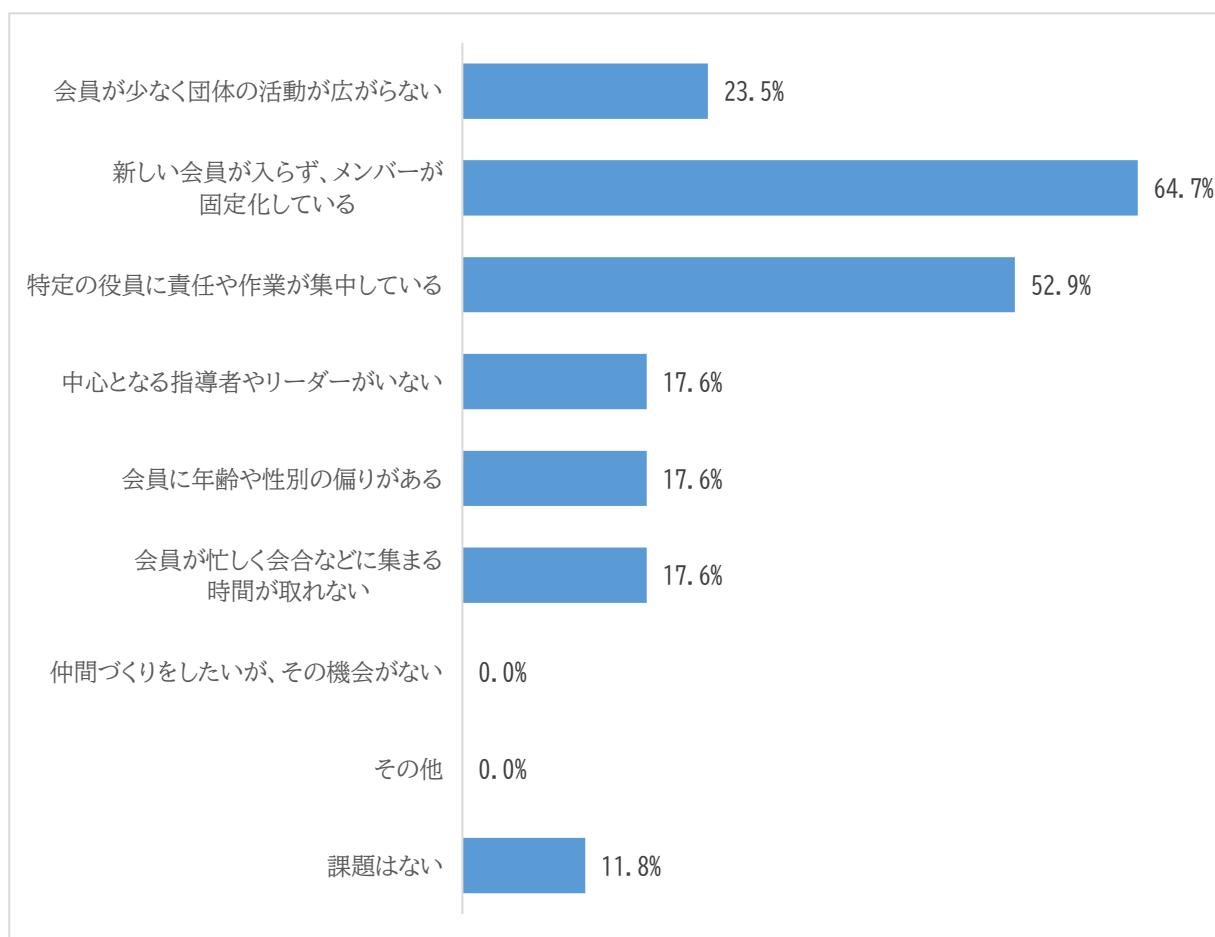
(2) 活動拠点について (○は1つ)



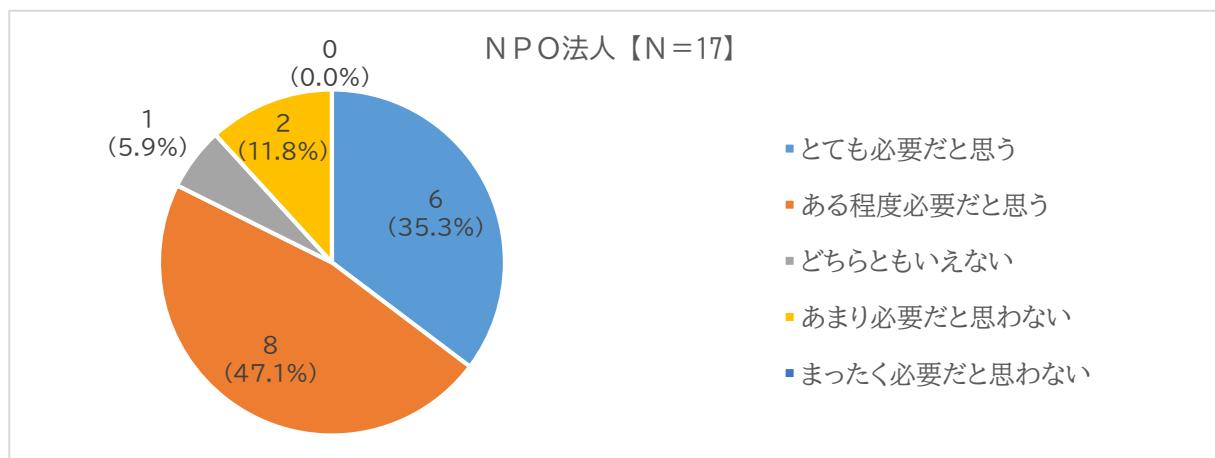
(3) 情報や経営能力について (○は1つ)



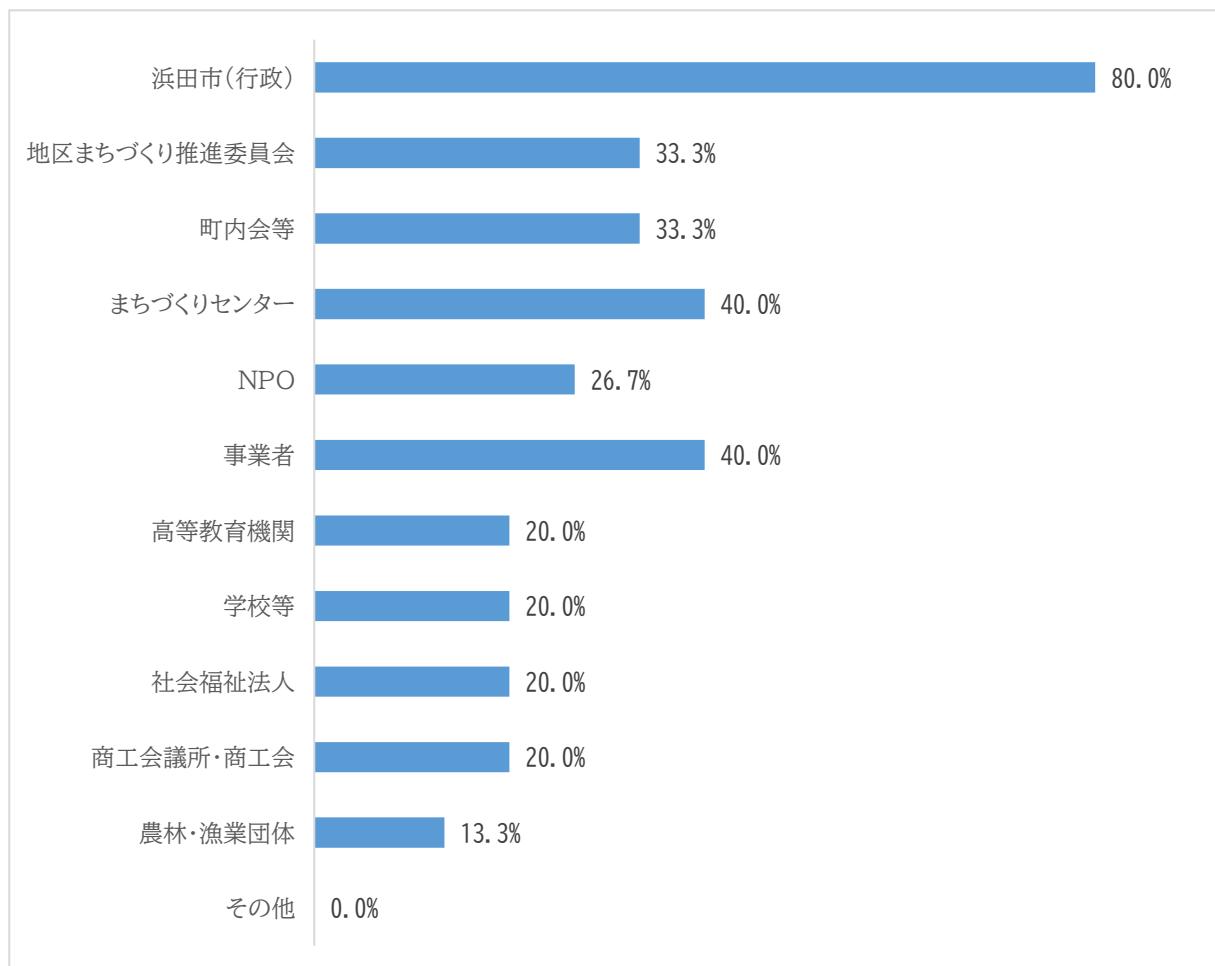
(4) 人材について (○は3つまで)



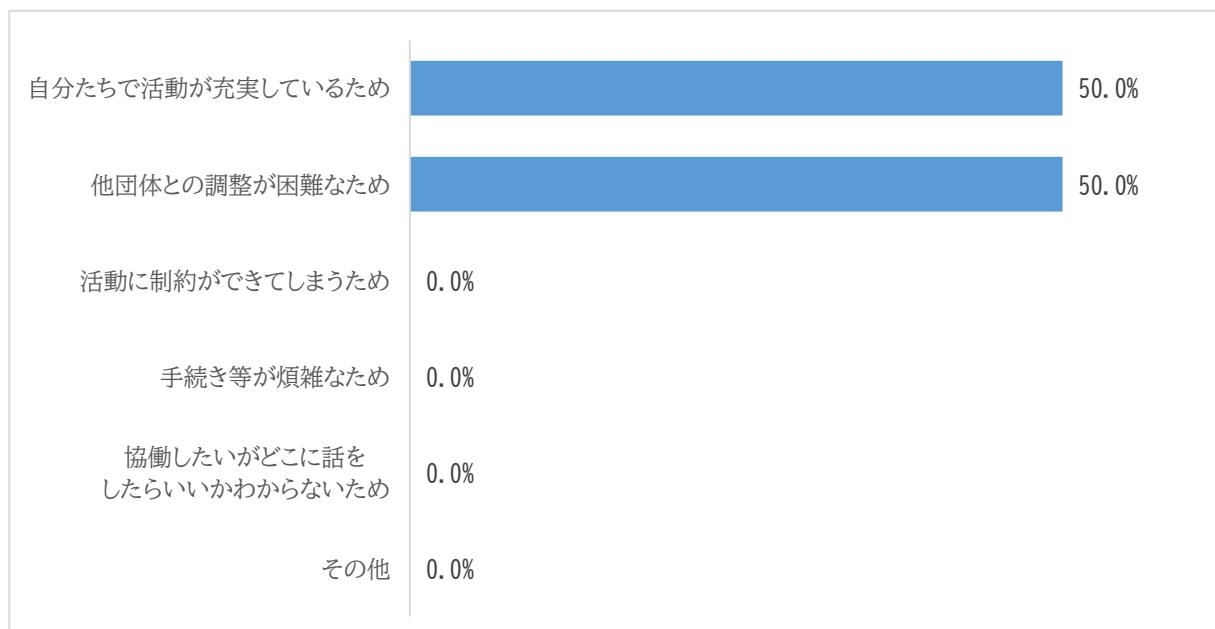
問10 活動をする上で、他団体等との協働が必要だと思いますか。(○は1つ)



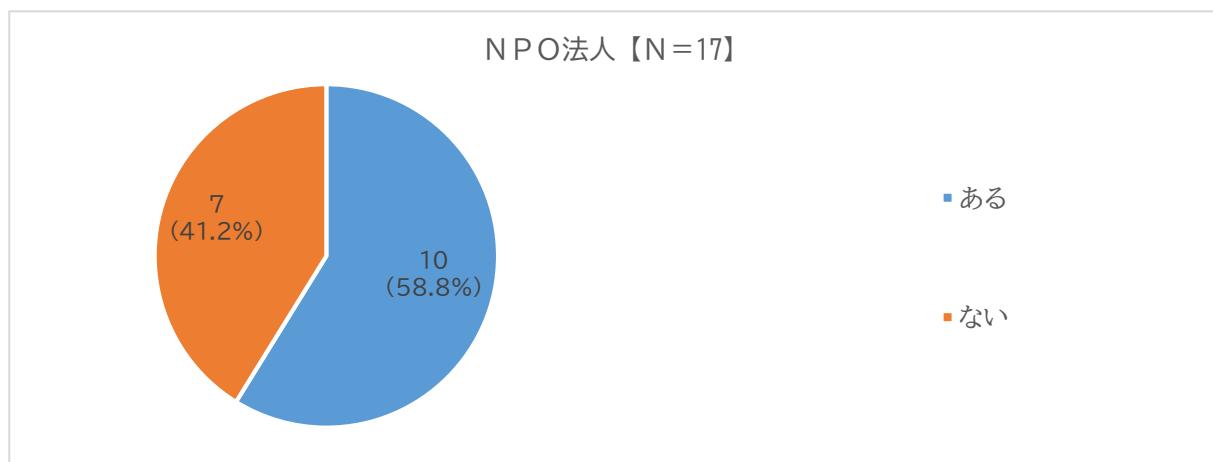
問11 協働が必要だと感じる相手先を教えてください。(○はいくつでも可)



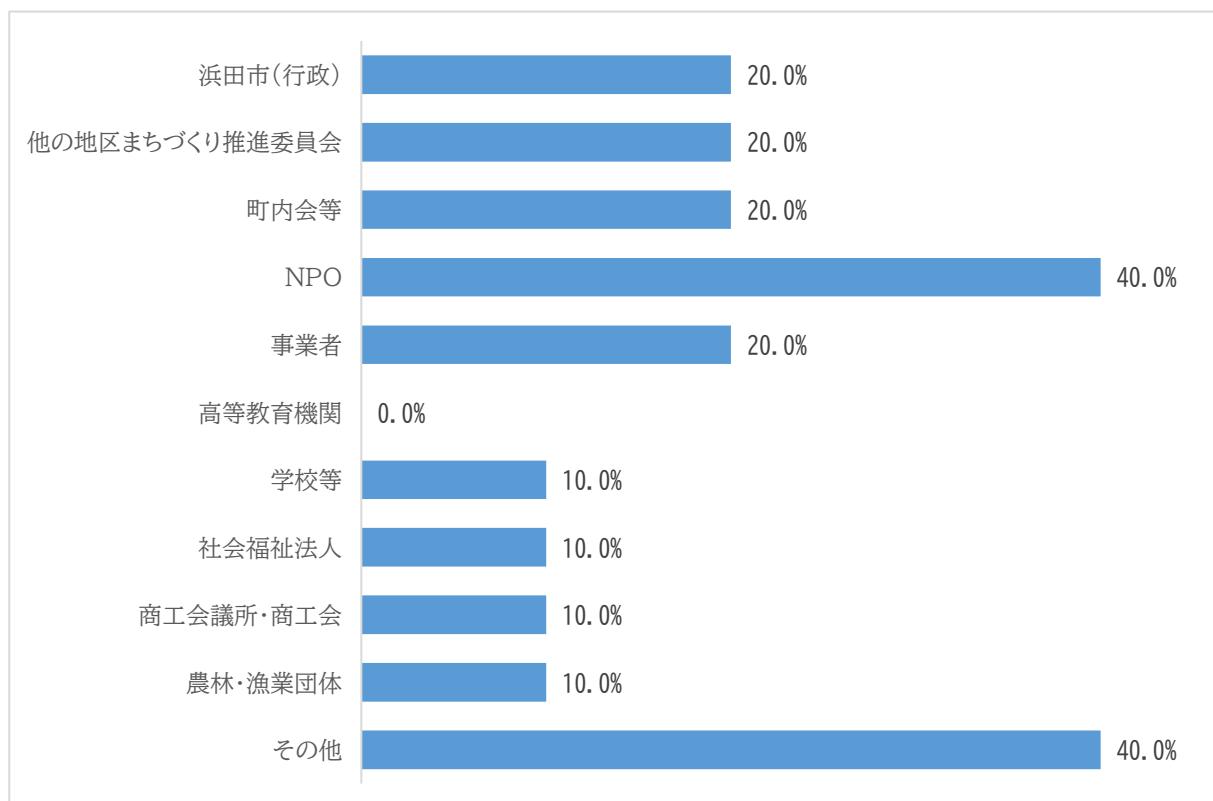
問12 他団体等との協働が必要ないと思う理由を教えてください。(○はいくつでも可)



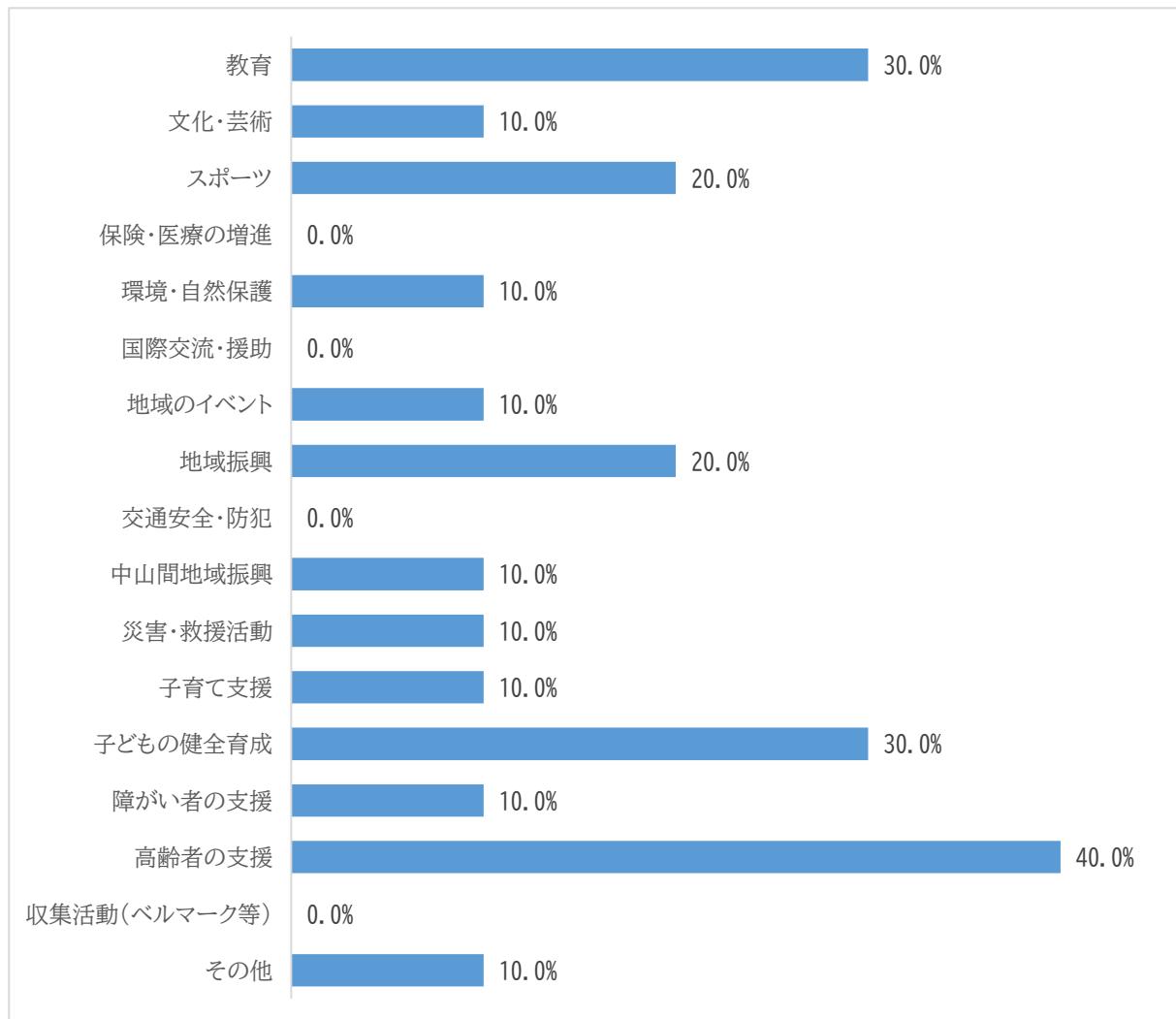
問13 協働して事業を行われたことがありますか。(○は1つ)



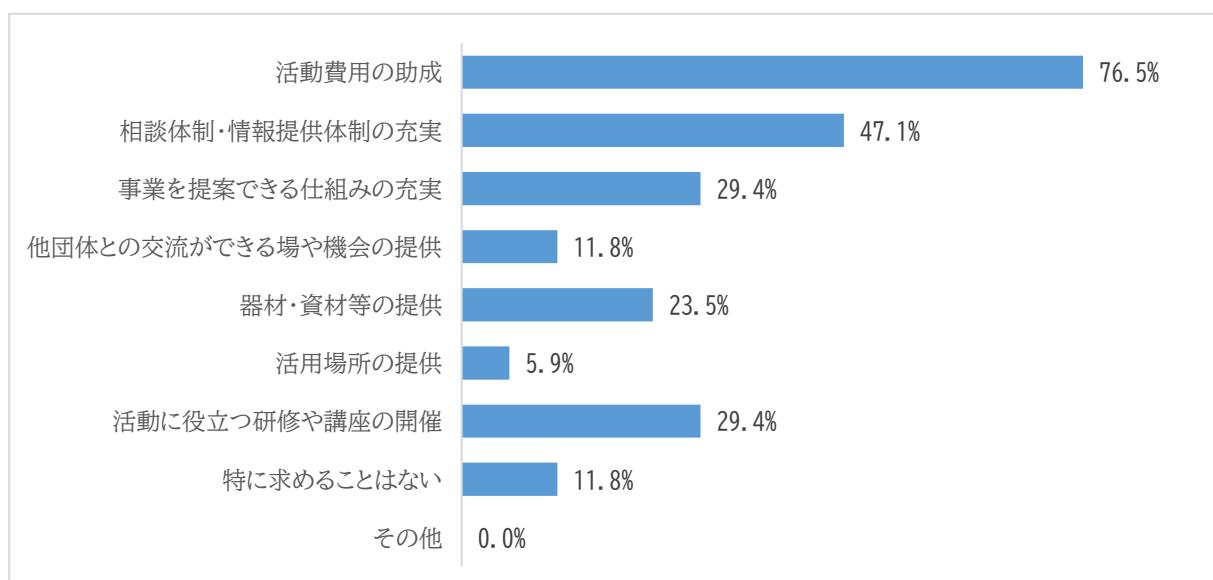
問14 協働の相手先を教えてください。(○はいくつでも可)



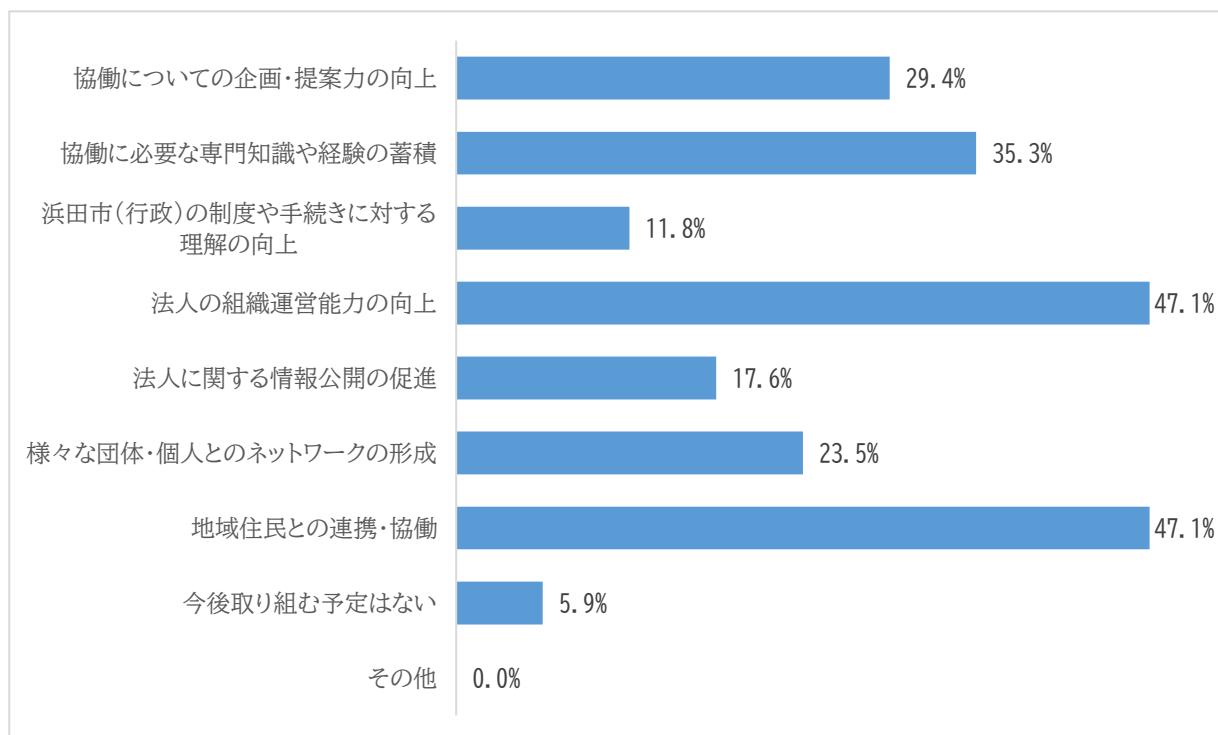
問15 協働した事業はどのような分野ですか。(○はいくつでも可)



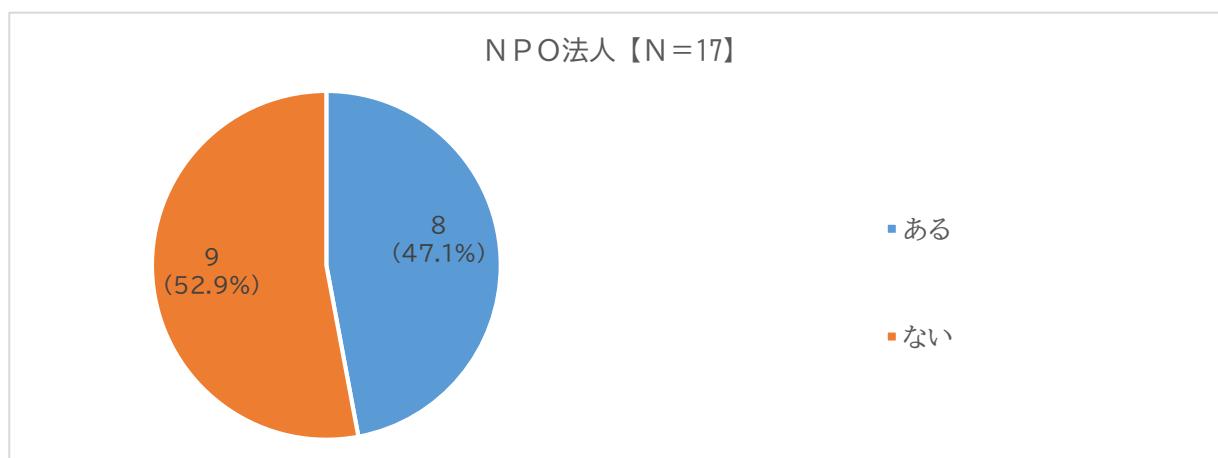
問16 協働を進めるに当たり、どんなことを浜田市に求めますか。(○は3つまで)



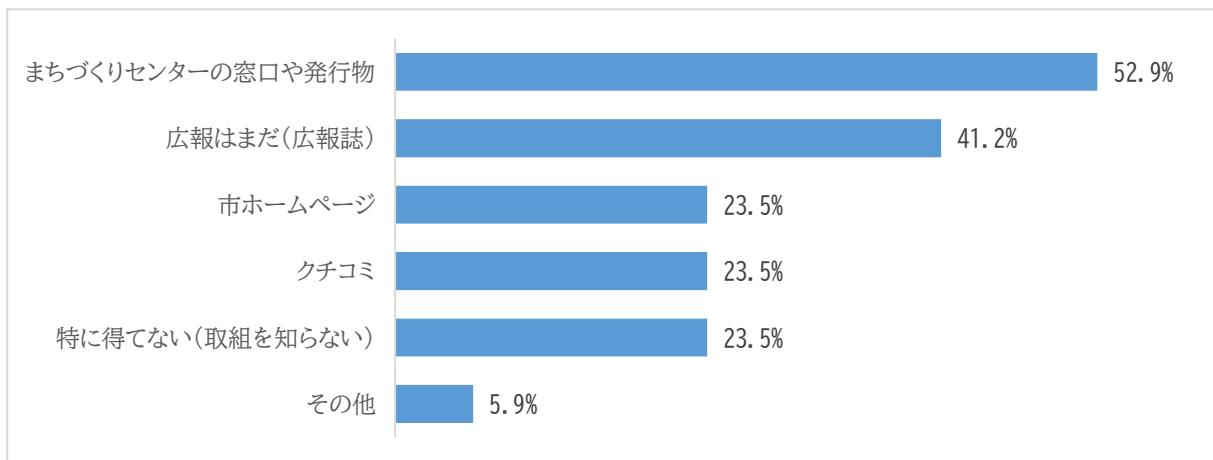
問17 協働を進めるに当たり、今後どんなことに取り組みたいですか。(○は3つまで)



問18 これまでに、法人活動でまちづくりセンター（旧市立公民館）を利用したことがありますか。(○は1つ)

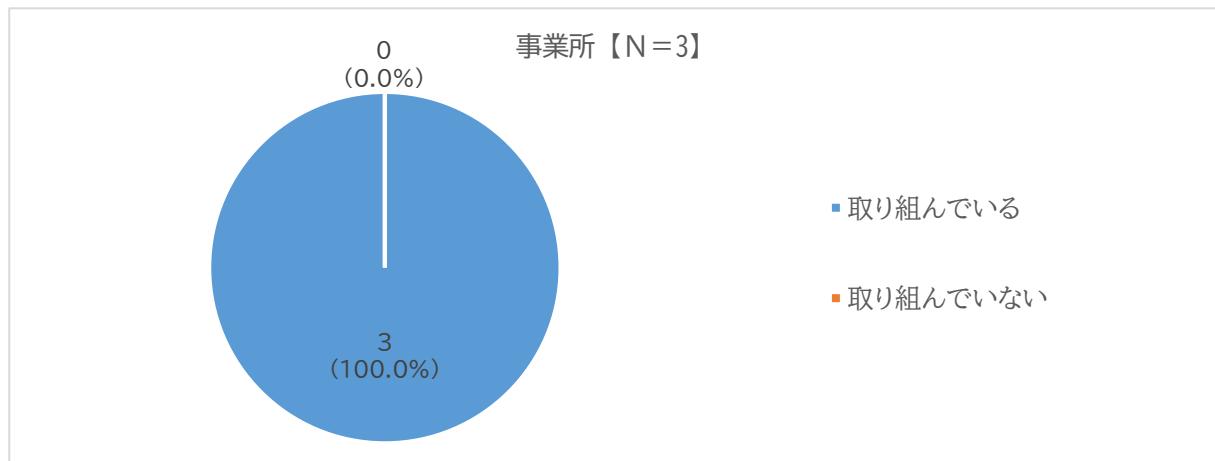


問19 まちづくりセンターの情報（取組）をどのような方法で得ていますか。（○は3つまで）

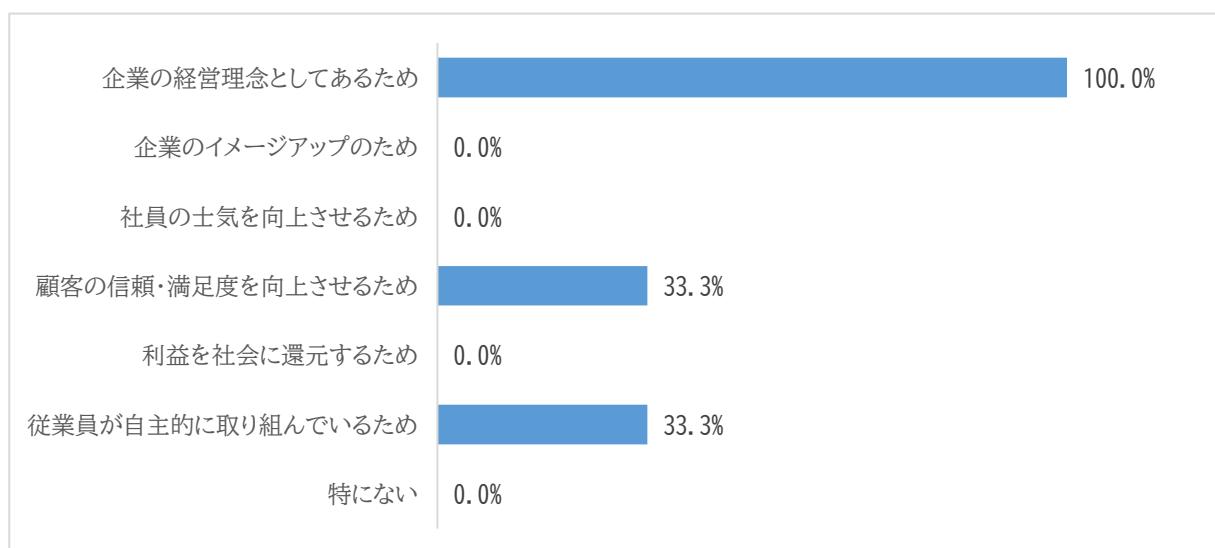


(4) 事業者

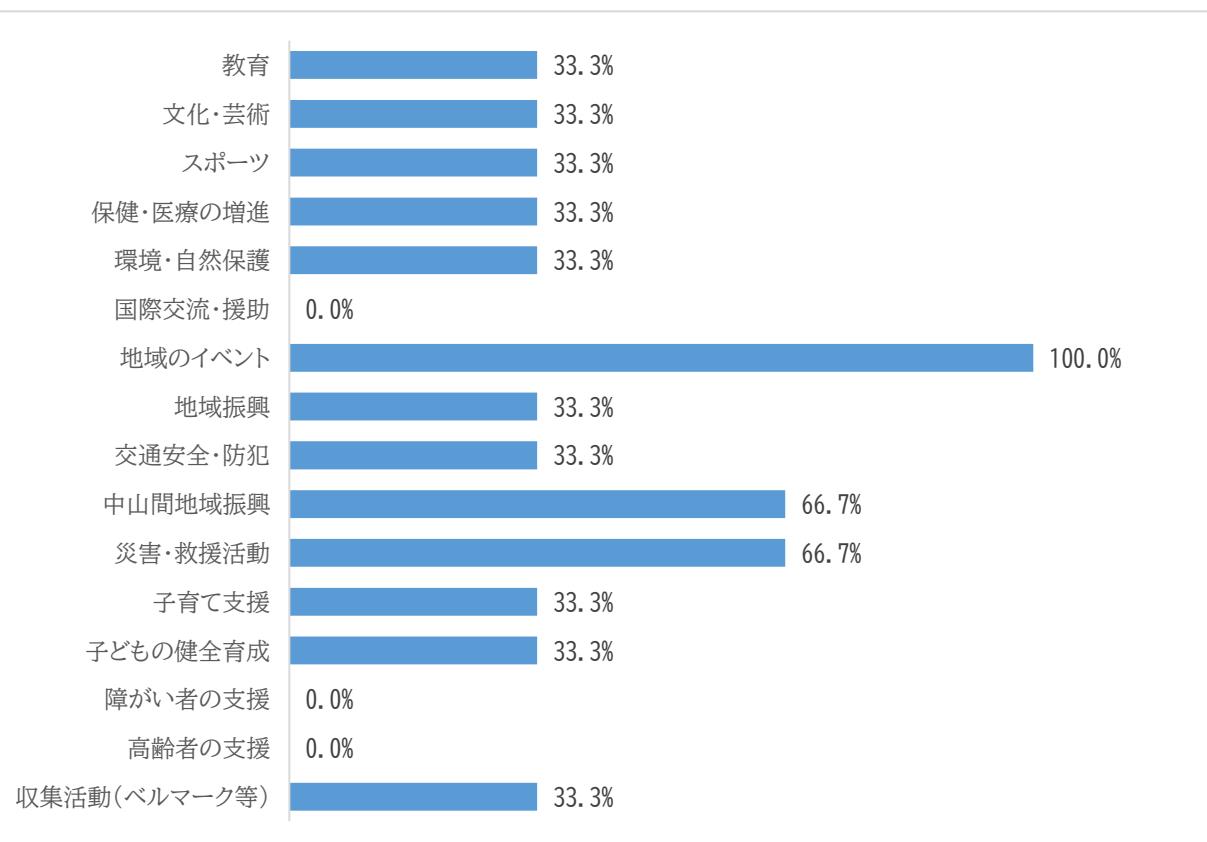
問1 社会貢献活動に取り組んでいますか。(○は1つ)



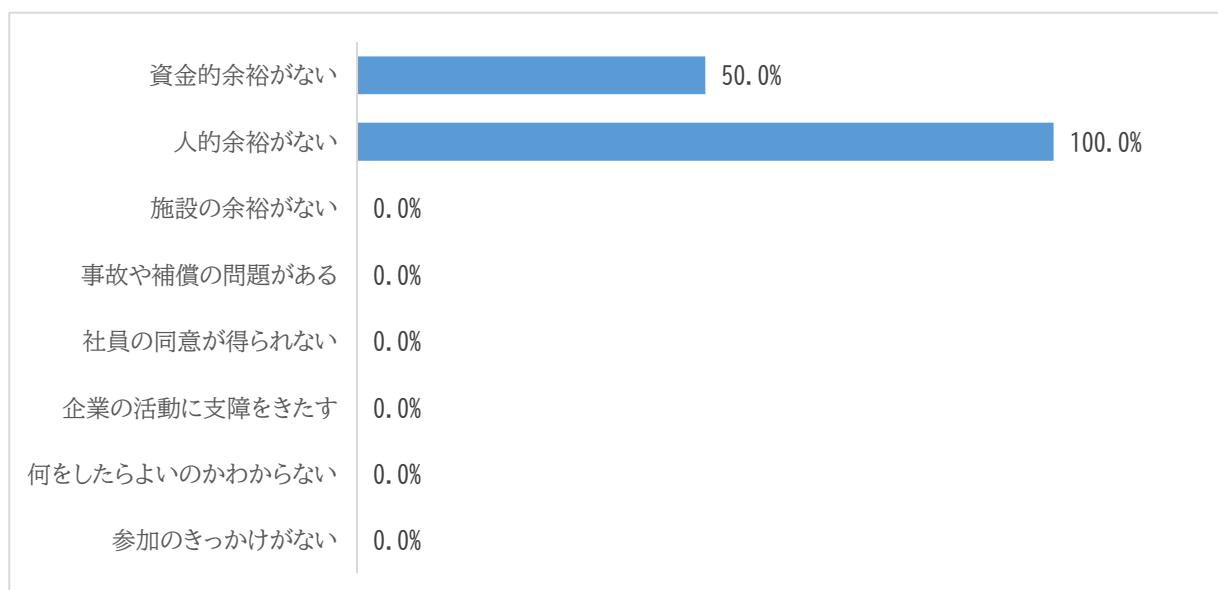
問2 取り組んでいる理由は何ですか。(○はいくつでも可)



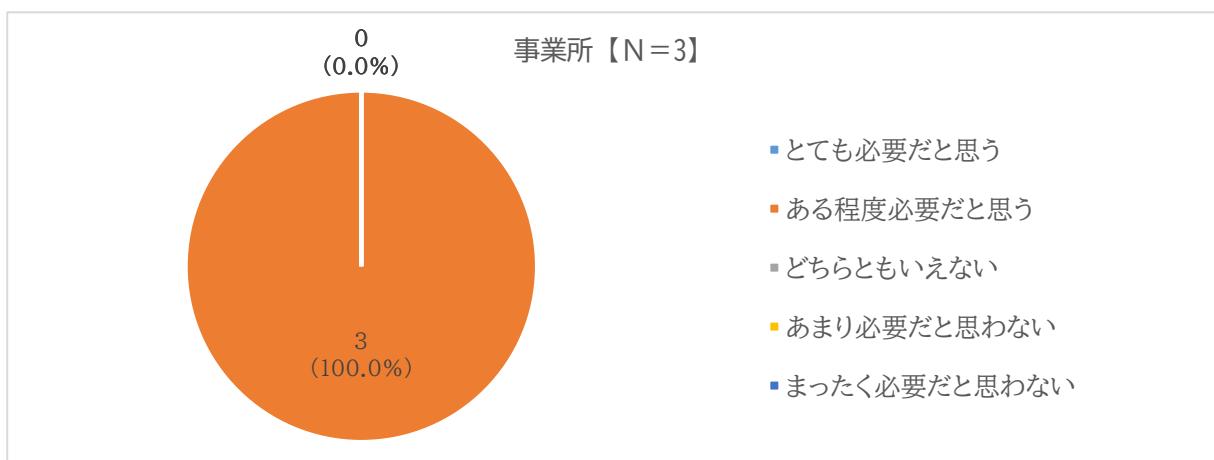
問3 どのような分野に取り組んでいますか。(○はいくつでも可)



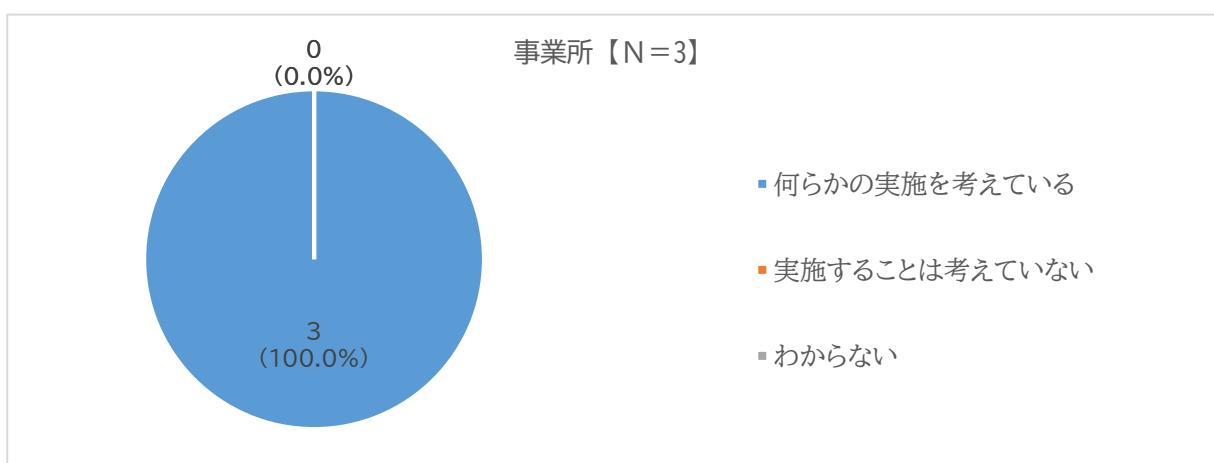
問4 社会貢献を行うに当たっての課題や問題点は何ですか。(○はいくつでも可)



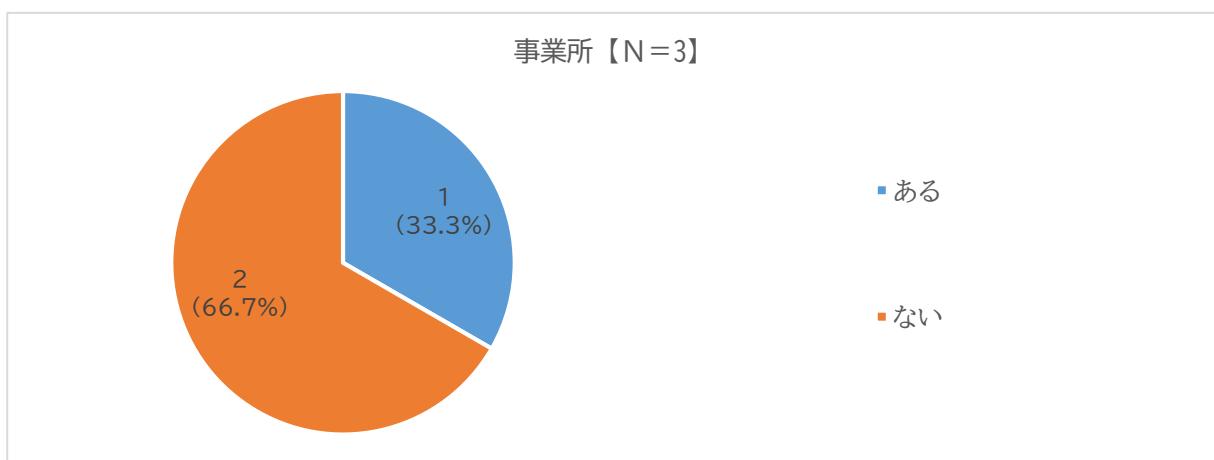
問5 事業者と浜田市が「協働のまちづくり」を推進していくことは、必要だと思いますか。(○は1つ)



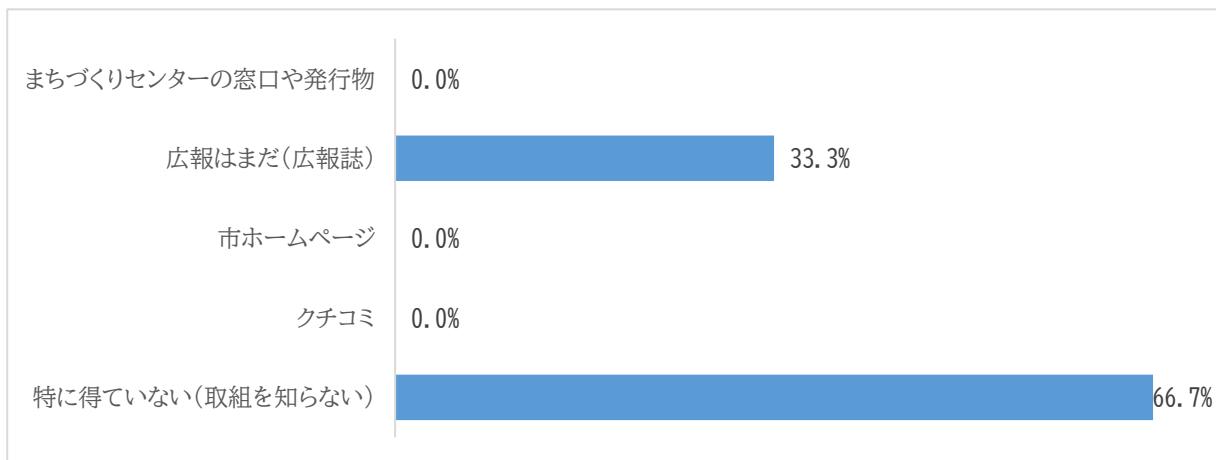
問6 今後、浜田市と協働による活動を実施することをお考えですか。(○は1つ)



問7 これまでに、事業活動でまちづくりセンター（旧市立公民館）を利用したことがありますか。(○は1つ)

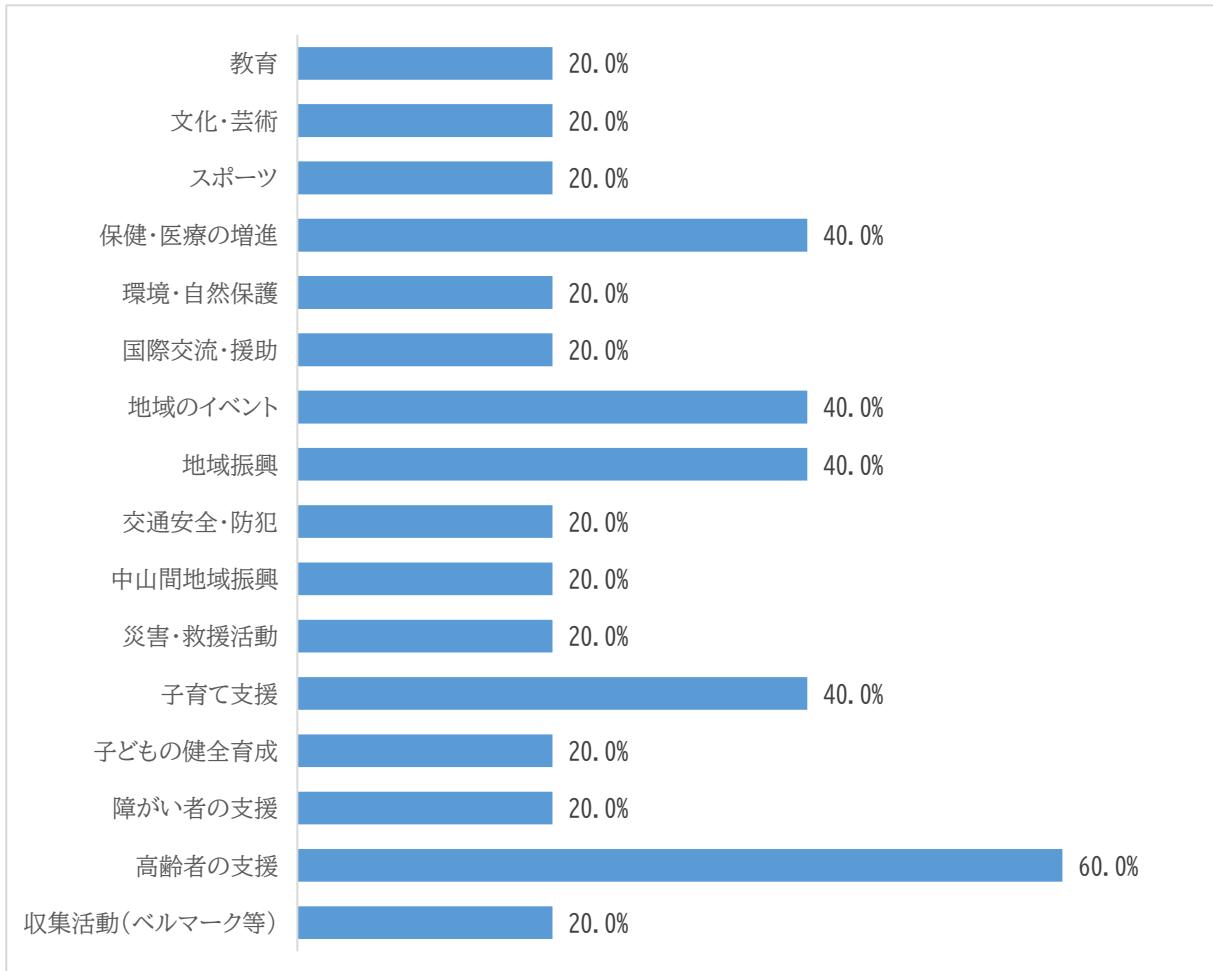


問8 まちづくりセンターの情報（取組）をどのような方法で得ていますか。（○は3つまで）

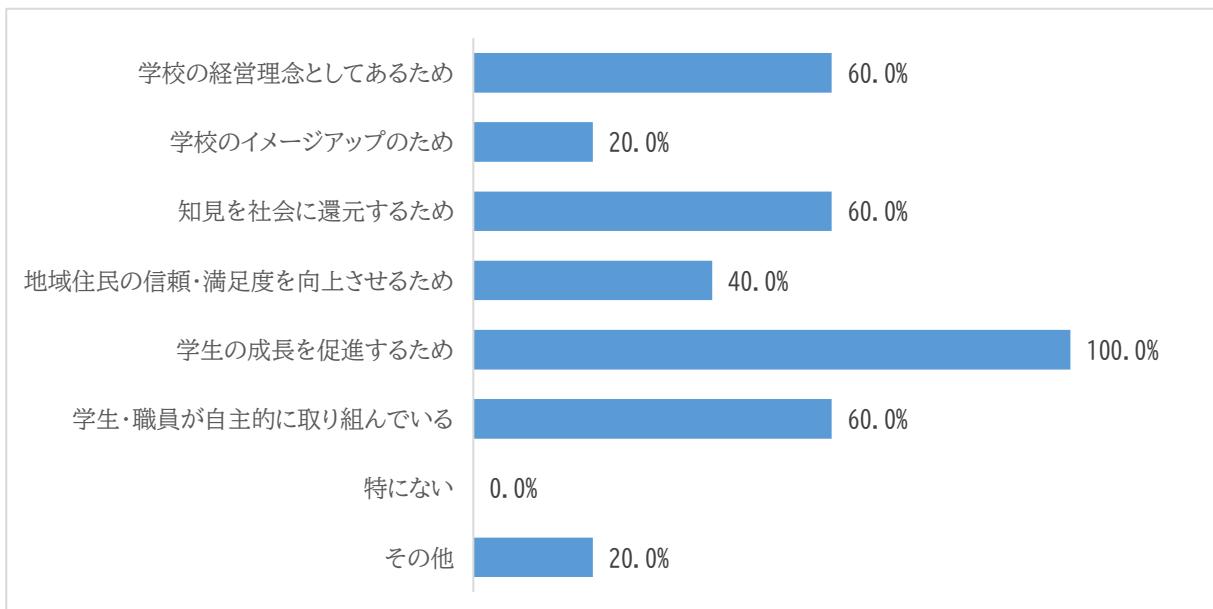


(5) 高等教育機関

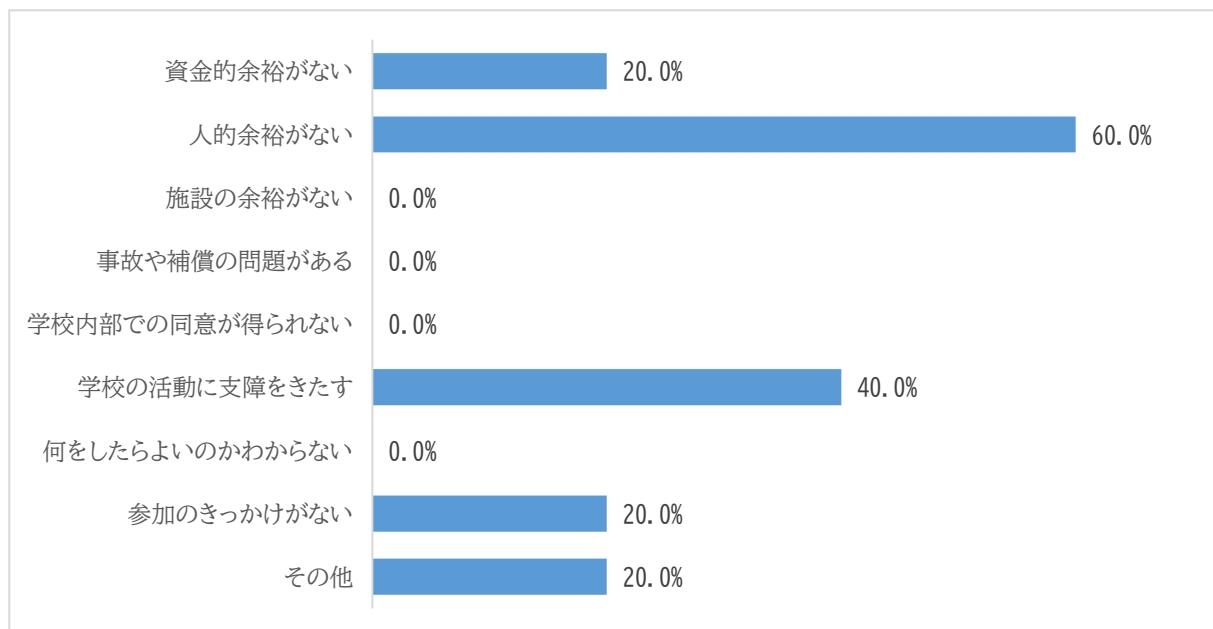
問1 どのような分野の社会貢献活動に取り組んでいますか。(○はいくつでも可)



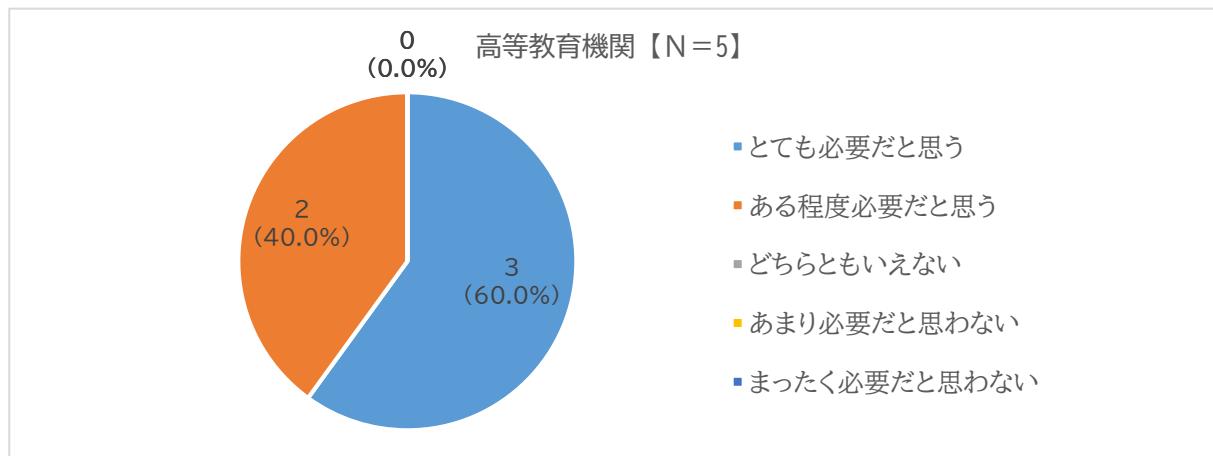
問2 取り組んでいる理由は何ですか。(○はいくつでも可)



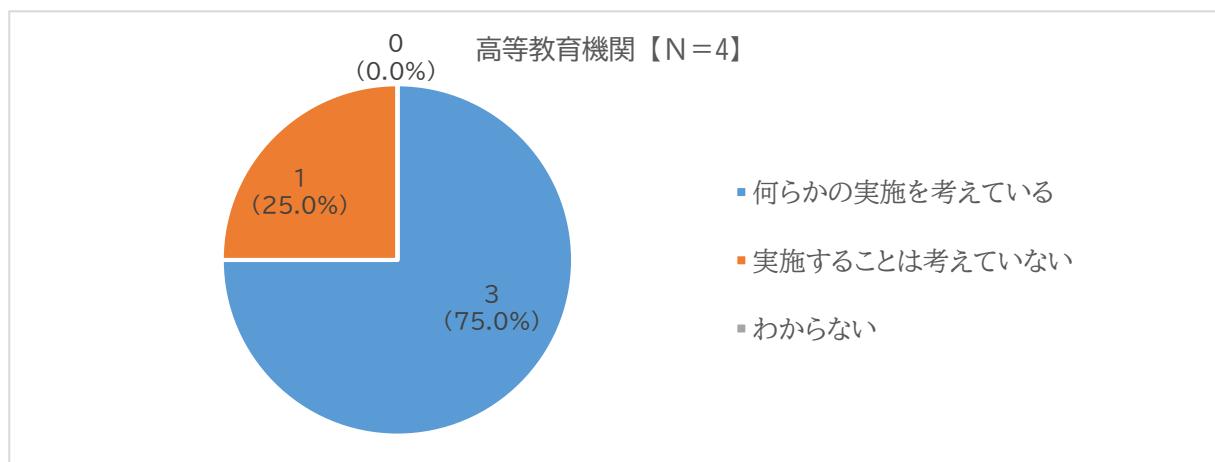
問3 社会貢献を行うに当たっての課題や問題点は何ですか。(○は2つ)



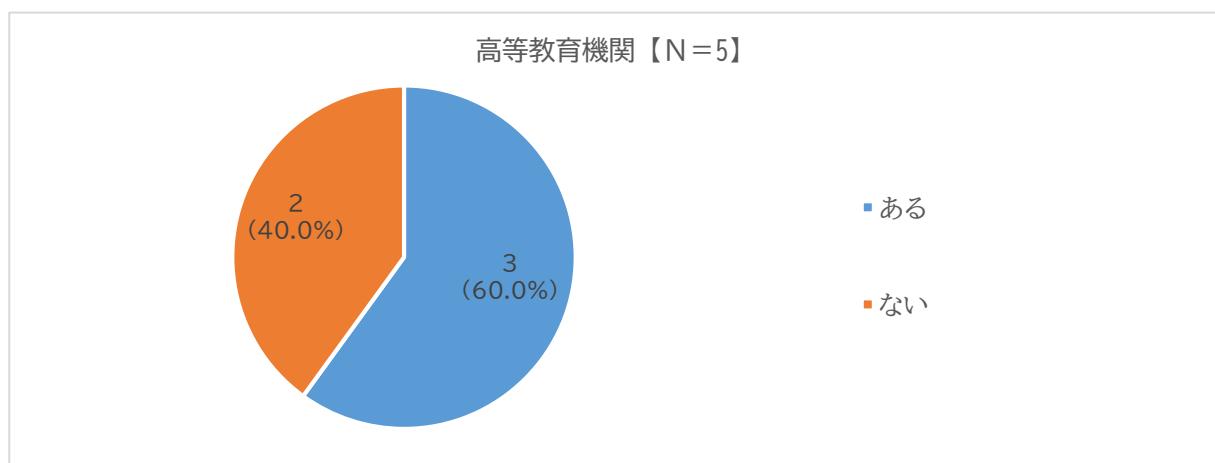
問4 高等教育機関と浜田市が「協働のまちづくり」を推進していくことは、必要だと思いますか。(○は1つ)



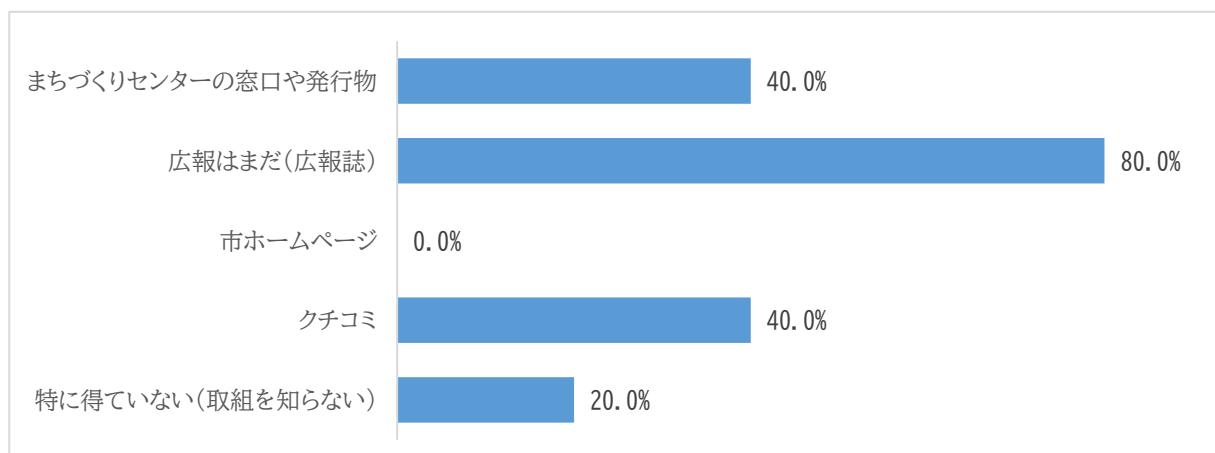
問5 今後、浜田市と協働による活動を実施することを考えていますか。(○は1つ)



問6 これまでに、学校活動でまちづくりセンター（旧市立公民館）を利用したことがありますか。(○は1つ)



問7 まちづくりセンターの情報（取組）をどのような方法で得ていますか。(○は3つまで)



5 市職員意識調査 集計結果

(1) 調査概要

ア 正規職員

(ア) 1回目

市職員の協働に対する認識、まちづくり活動への参加状況等を把握し、推進計画に反映させるこ
とを目的として意識調査を実施しました。

回答者	正規職員 420人／671人 回答率 62.6%
調査時期	令和3年（2021年）10月18日～10月27日

(イ) 2回目

市職員に対して、「浜田市協働のまちづくり推進条例」及び「まちづくりセンター」に関する職員
研修を実施し、受講後に意識調査を実施しました。

回答者	正規職員 610人／632人※ 回答率 96.5%
調査時期	令和3年（2021年）12月17日～12月28日
実施方法	オンデマンド形式（実施期間内に自席で受講） 受講者は、受講後にアンケートを提出

※県等への派遣、長期休暇等の職員を除く。

イ まちづくりセンター職員

市職員と同様の目的により意識調査を実施しました。

(ア) 1回目

回答者	まちづくりセンター職員 60人／96人 回答率 62.5%
調査時期	令和3年（2021年）10月20日～10月27日

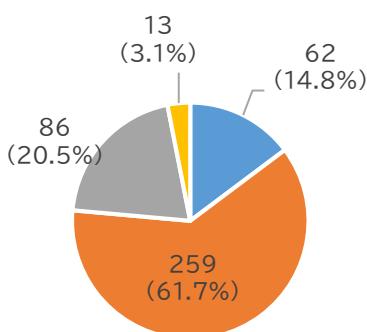
(イ) 2回目

回答者	まちづくりセンター職員 69人／92人 回答率 75.0%
調査時期	令和4年（2022年）1月18日～1月25日
実施方法	オンデマンド形式（実施期間内に自席で受講） 受講者は、受講後にアンケートを提出

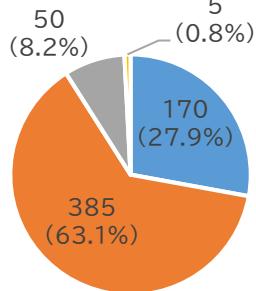
(2) 正規職員

問1 「協働」という言葉や考え方について知っていますか。(○は1つ)

(1回目)



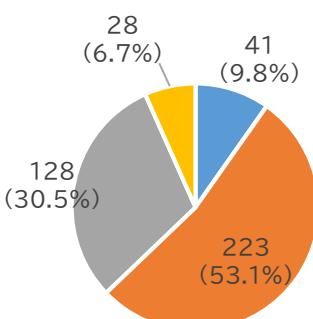
(2回目)



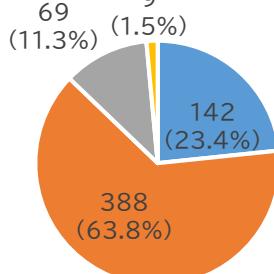
- 言葉も内容もよく知っている
- 言葉も内容もある程度知っている
- 言葉は知っているが、内容は知らない
- 言葉も内容も知らない

問2 協働のまちづくりの理念や仕組みを定めた「浜田市協働のまちづくり推進条例（令和3年4月1日施行）」について知っていますか。(○は1つ)

(1回目)



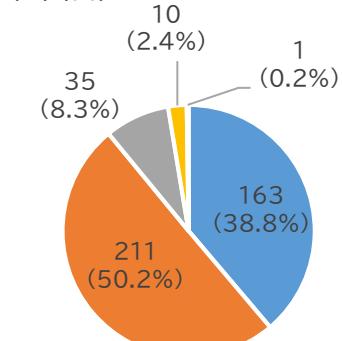
(2回目)



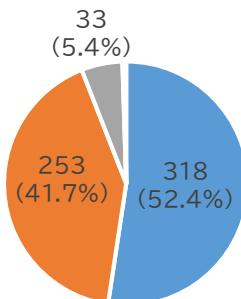
- 内容をよく知っている
- 内容をある程度知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 知らない

問3 市民・事業者・まちづくり活動団体と浜田市が「協働のまちづくり」を進めていくことは、必要だと思いますか。(○は1つ)

(1回目)



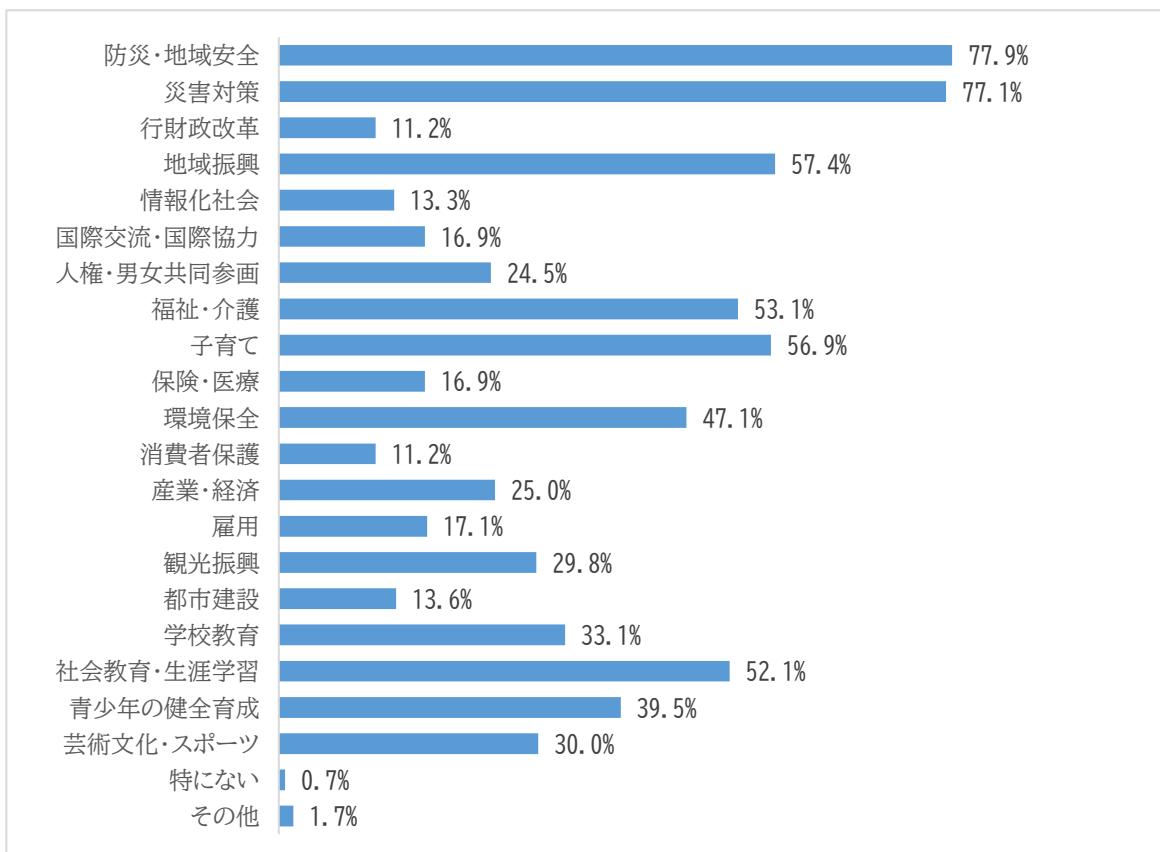
(2回目)



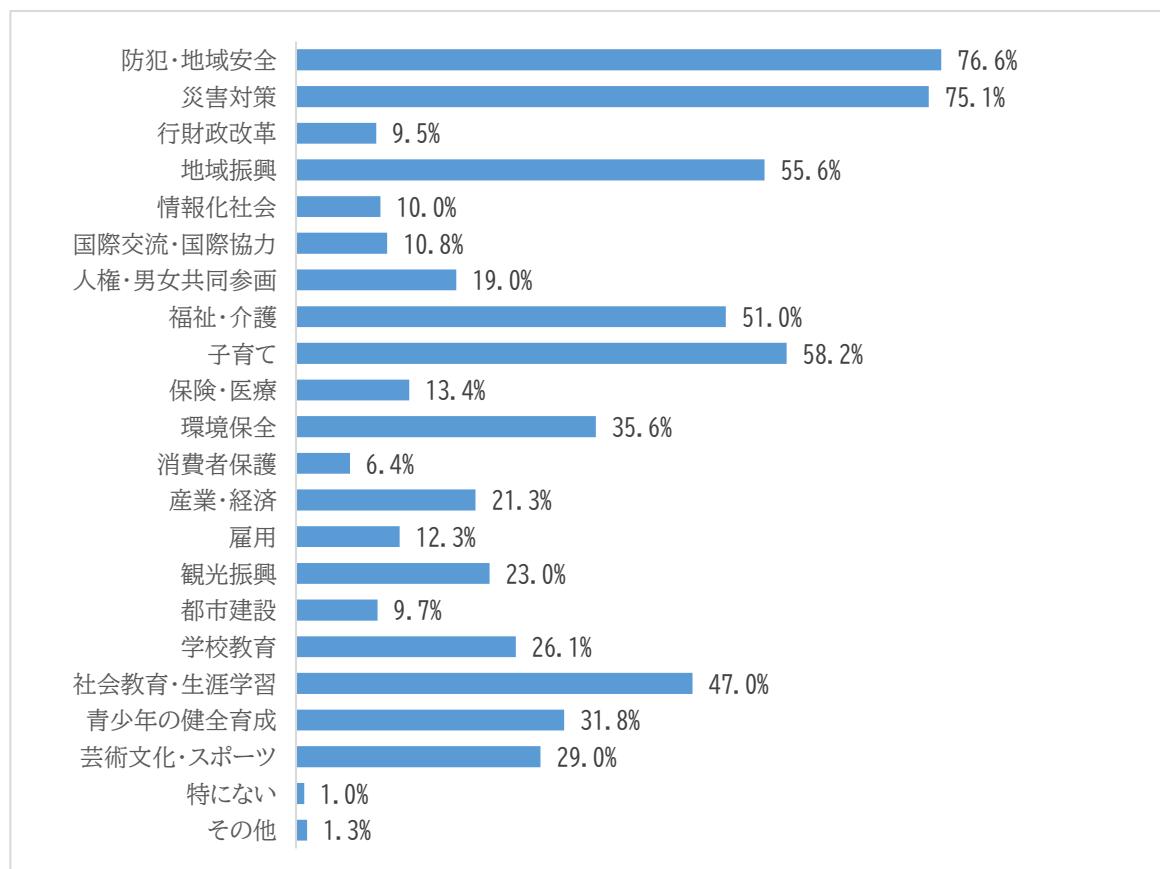
- とても必要だと思う
- ある程度必要だと思う
- どちらともいえない
- あまり必要だと思わない
- まったく必要だと思わない

問4 今後、市民と浜田市が「協働」で取り組むことが必要（有効）な分野はどのような分野だと思いますか。（複数選択可）

(1回目)

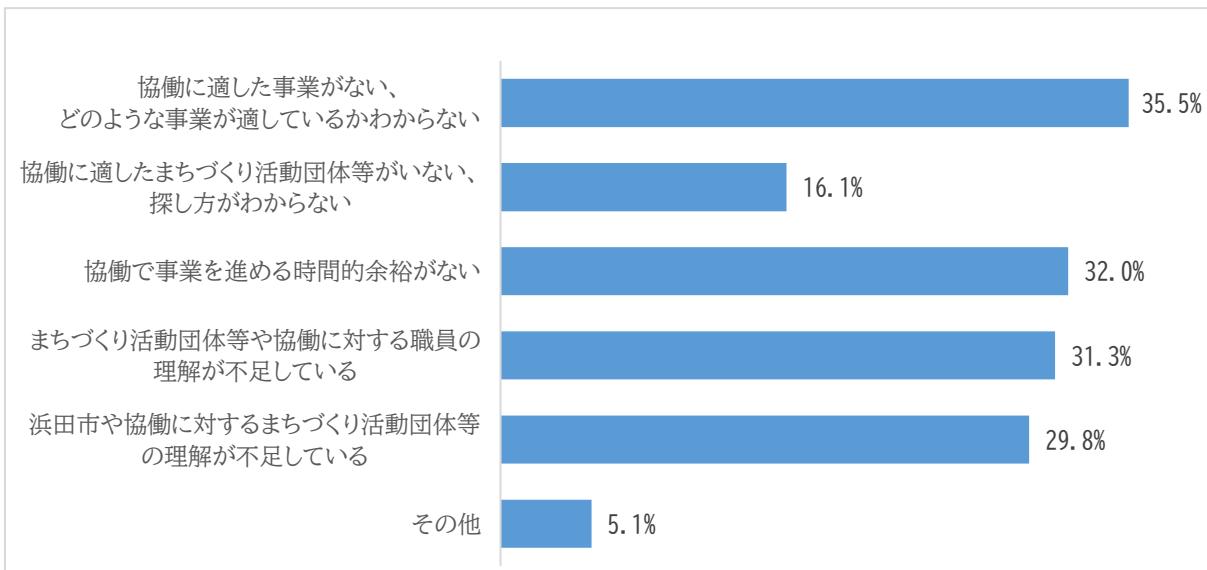


(2回目)

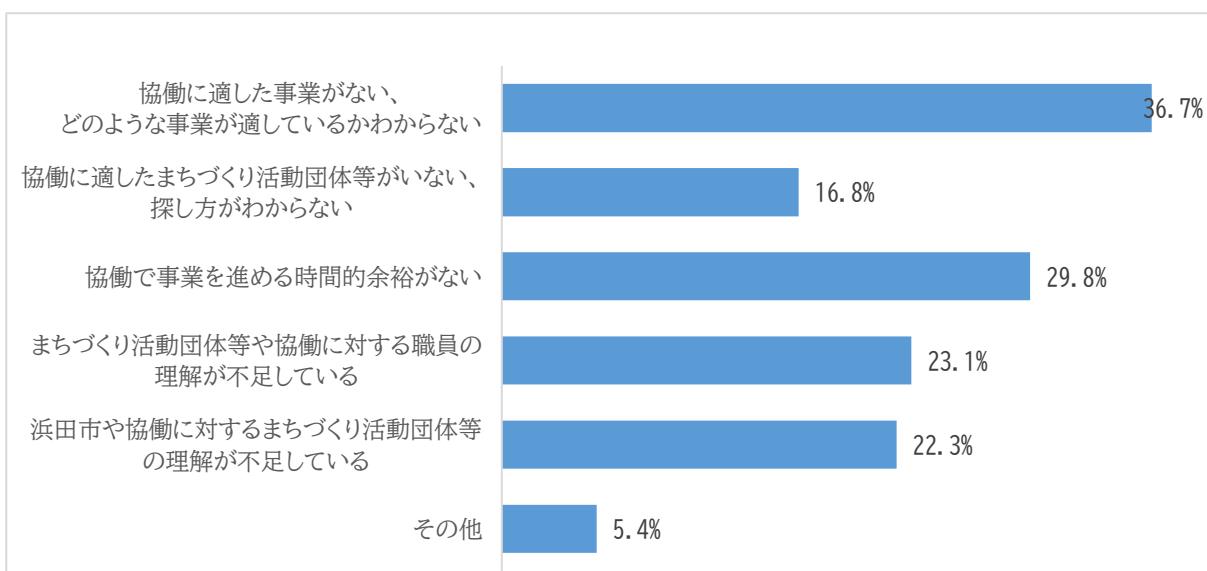


問5 あなたの所属部署の業務で市民・事業者・まちづくり活動団体と浜田市が「協働のまちづくり」を進めるために、課題は何だと思いますか。(複数選択可)

(1回目)

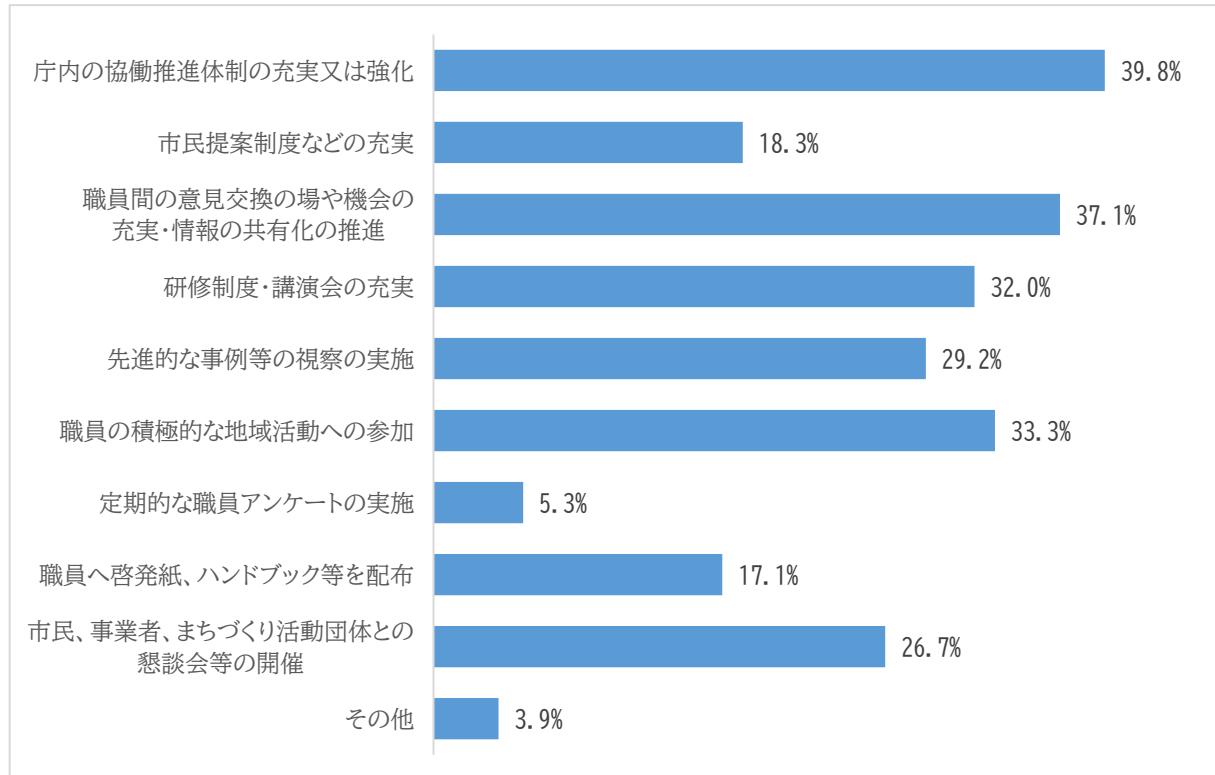


(2回目)

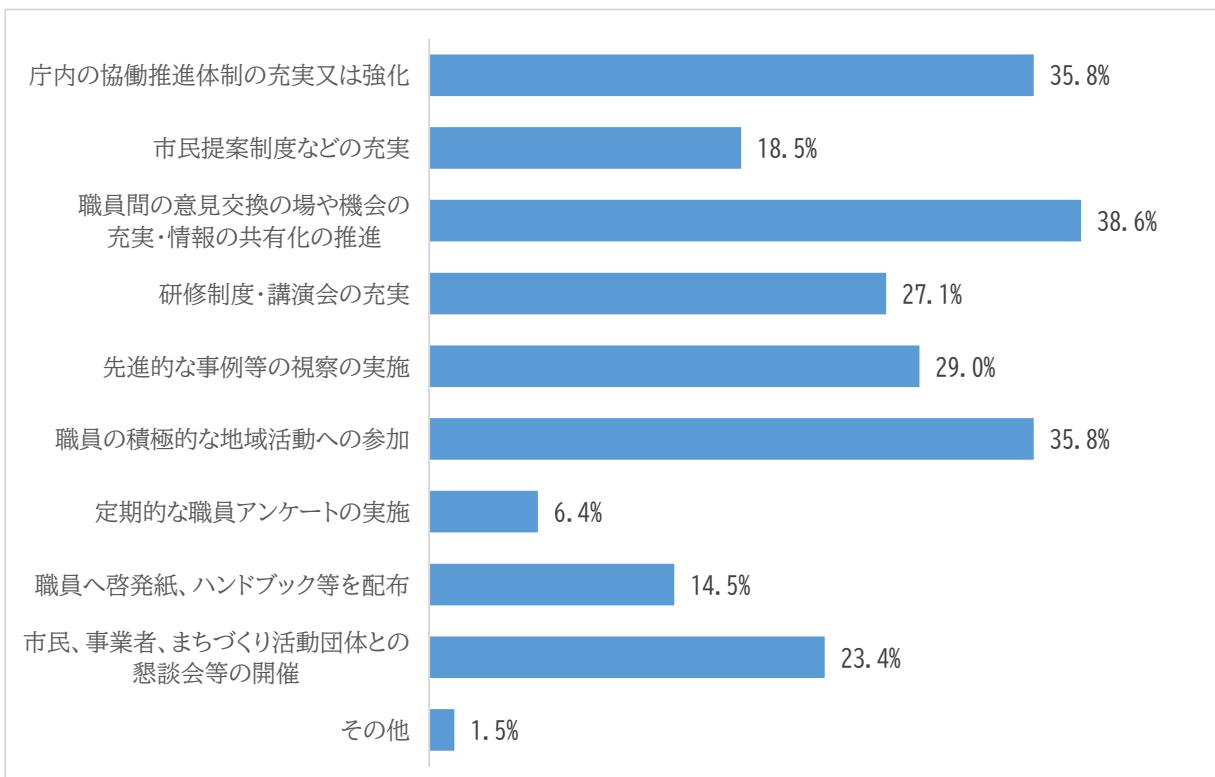


問6 市民・事業者・まちづくり活動団体と浜田市が「協働のまちづくり」を進めるために、職員の意識醸成に必要なことは何ですか。(複数選択可)

(1回目)

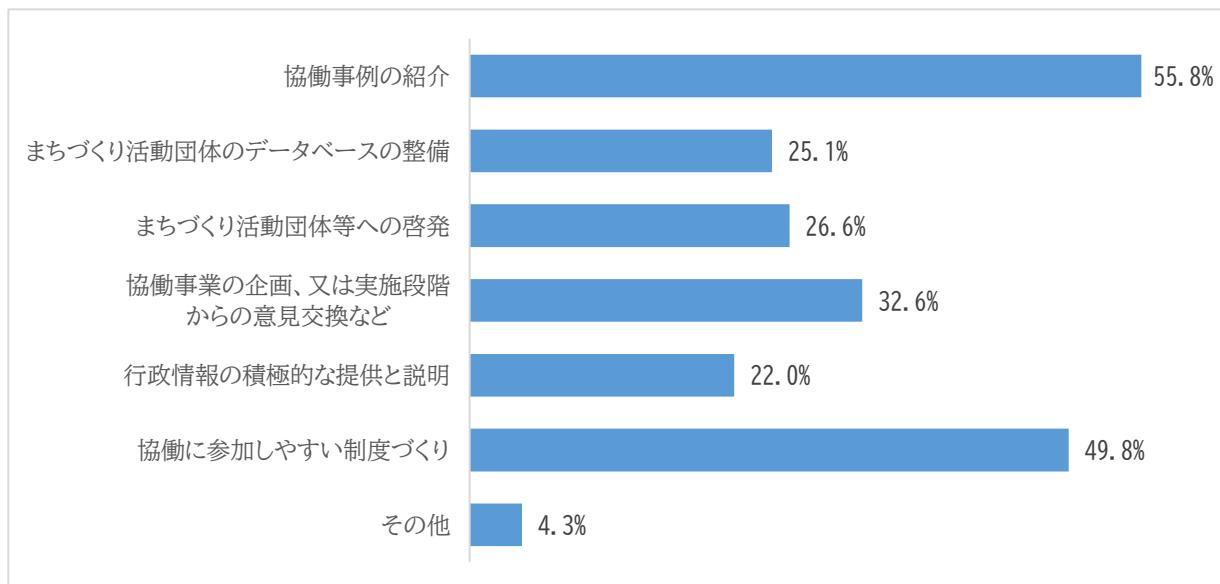


(2回目)

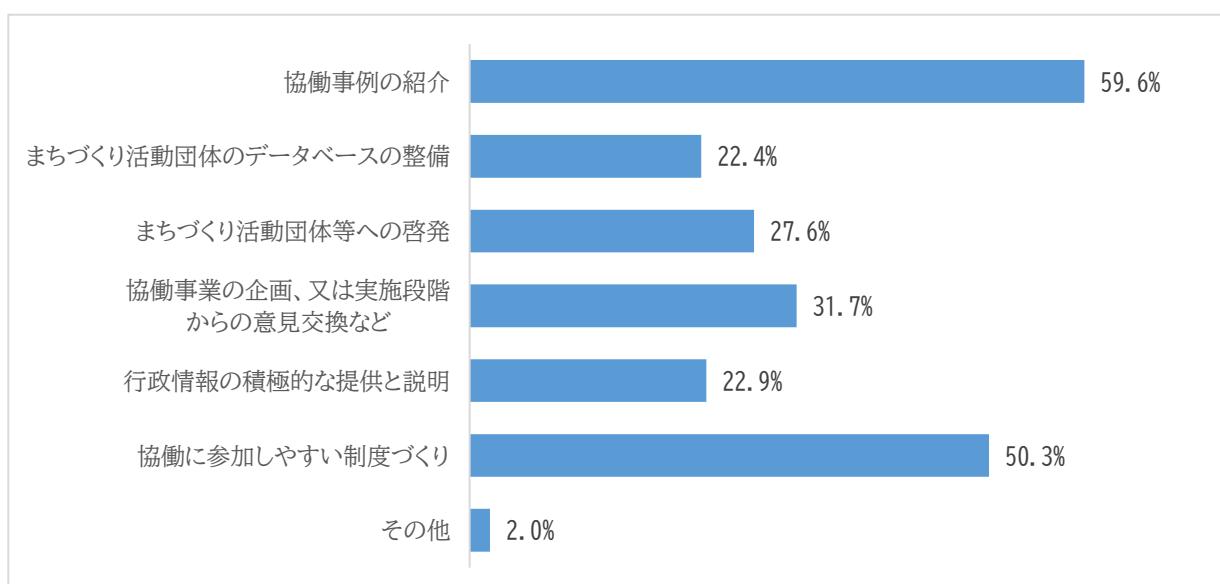


問7 市民・事業者・まちづくり活動団体と浜田市が「協働のまちづくり」を進めるために、有効な施策は何だと思いますか。(複数選択可)

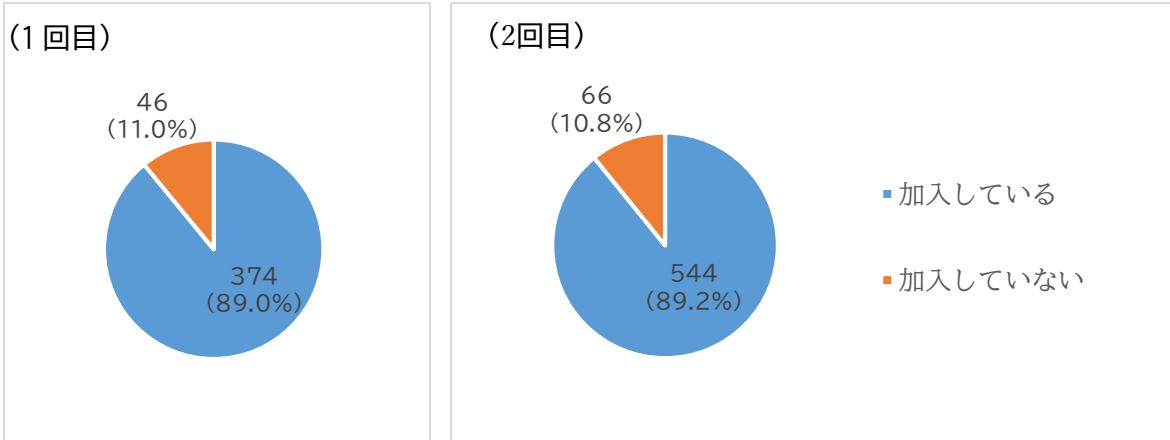
(1回目)



(2回目)

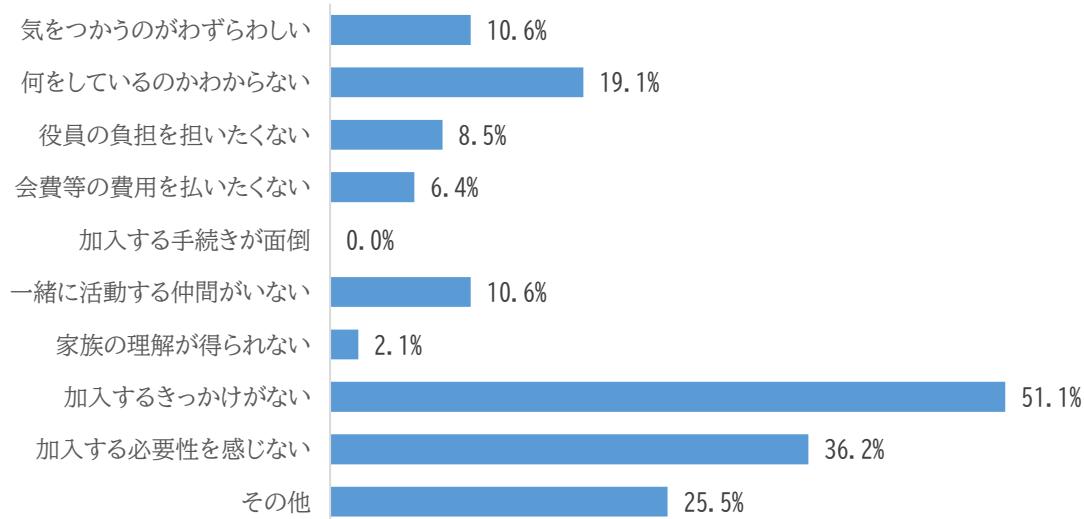


問8 あなた（の世帯）は、町内会等に加入していますか。（○は1つ）

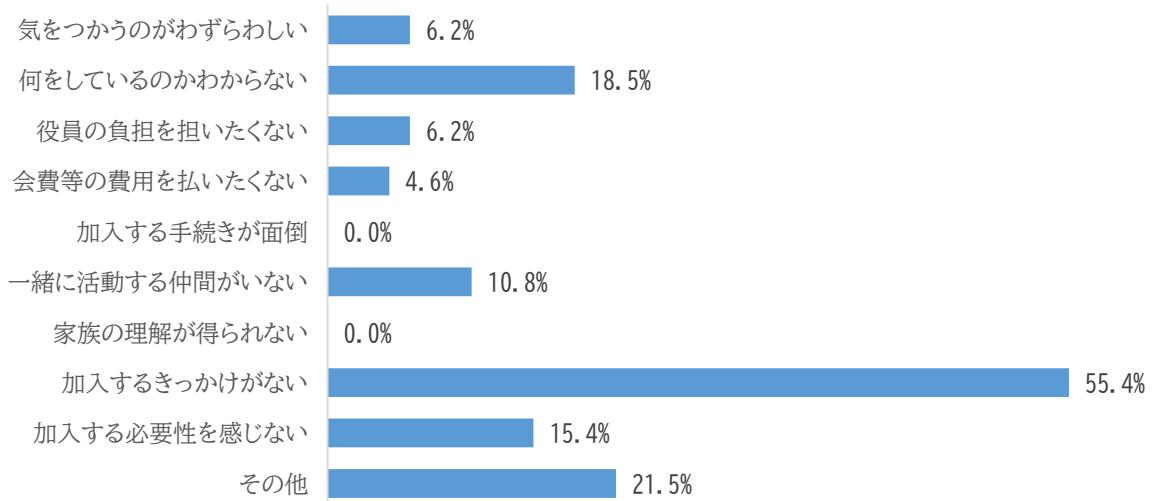


問9 町内会等に加入していない理由はどのようなものですか。（複数選択可）

(1回目)

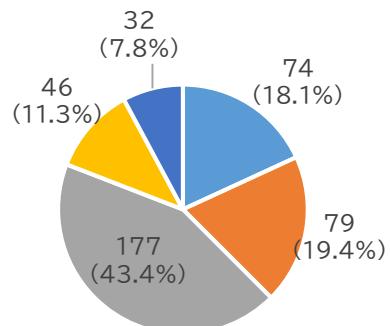


(2回目)

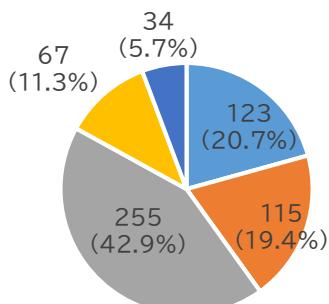


問10 あなたは、地域活動にどの程度参加していますか。(○は1つ)

(1回目)



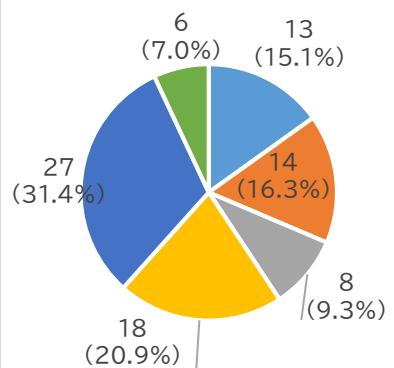
(2回目)



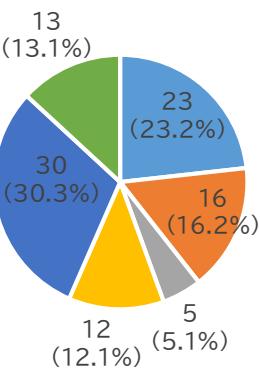
- 役員として参加している
- 行事等があれば積極的に参加している
- できる範囲で行事等に参加している
- ほとんど参加していない
- 全く参加していない

問11 地域活動に（ほとんど又は全く）参加していない理由は何ですか。(○は1つ)

(1回目)

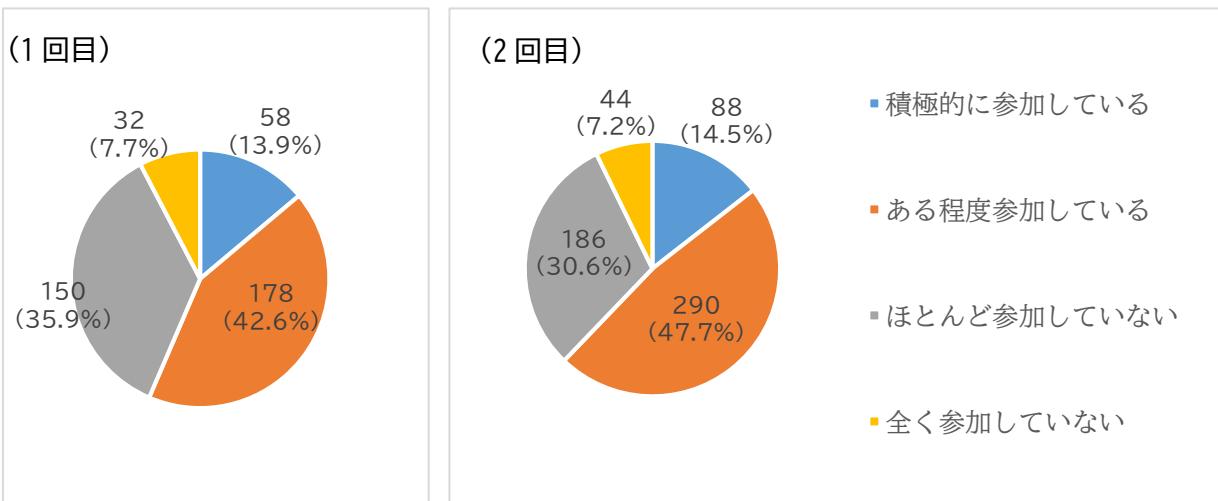


(2回目)

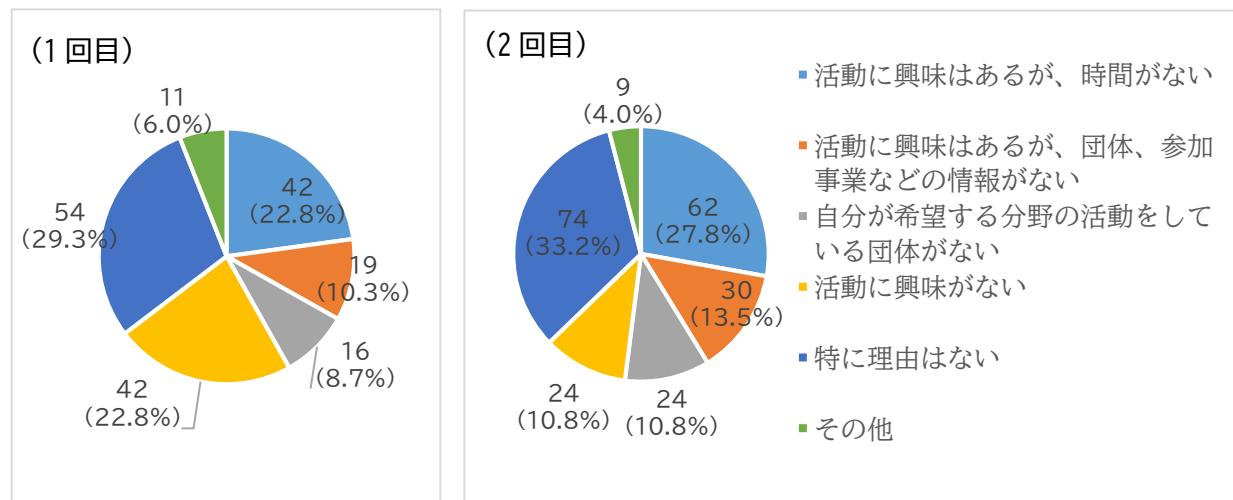


- 活動に参加したいが、時間がない
- 活動に参加したいが、団体、行事などの情報がない
- 自分が希望する活動をしていない
- 活動に興味がない
- 特に理由はない
- その他

問12 市民活動にどの程度参加していますか。(○は1つ)

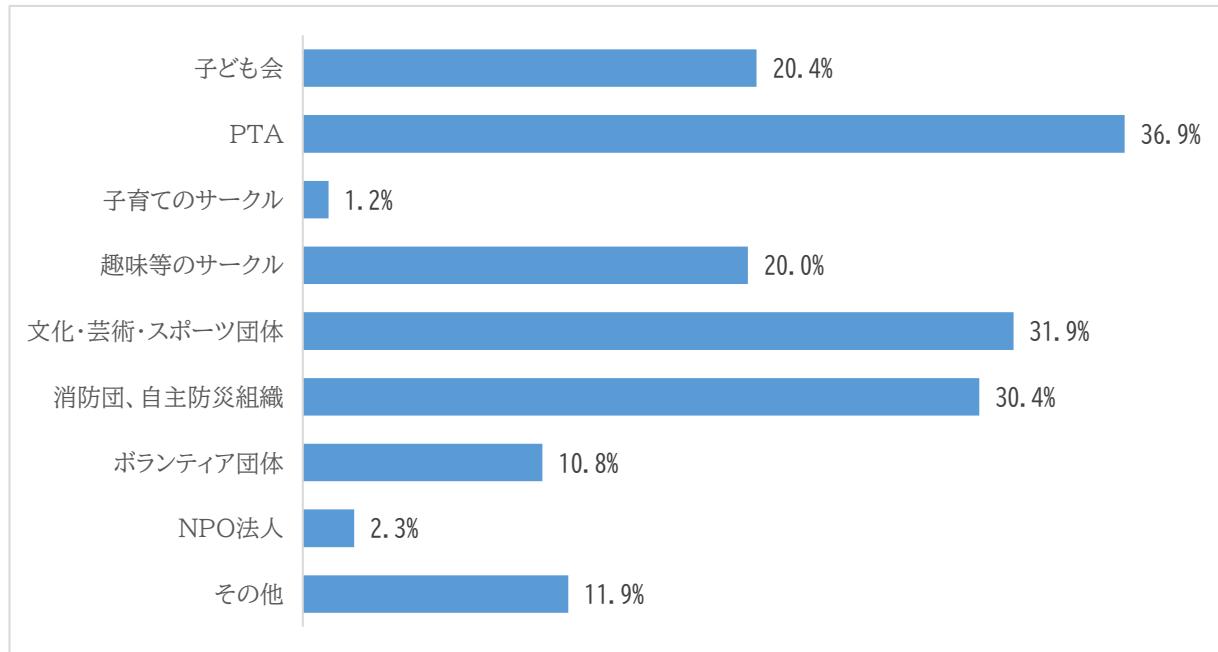


問13 市民活動に（ほとんど又は全く）参加しない理由は何ですか。(○は1つ)

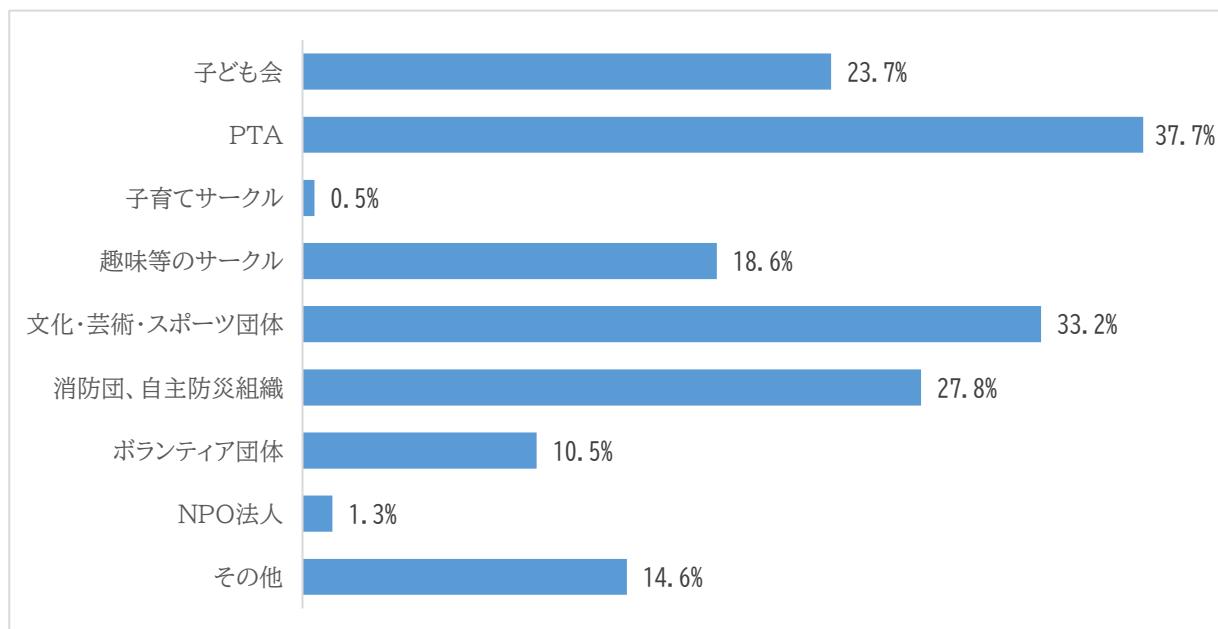


問14 市民活動においてどのような活動をしていますか。(複数選択可)

(1回目)

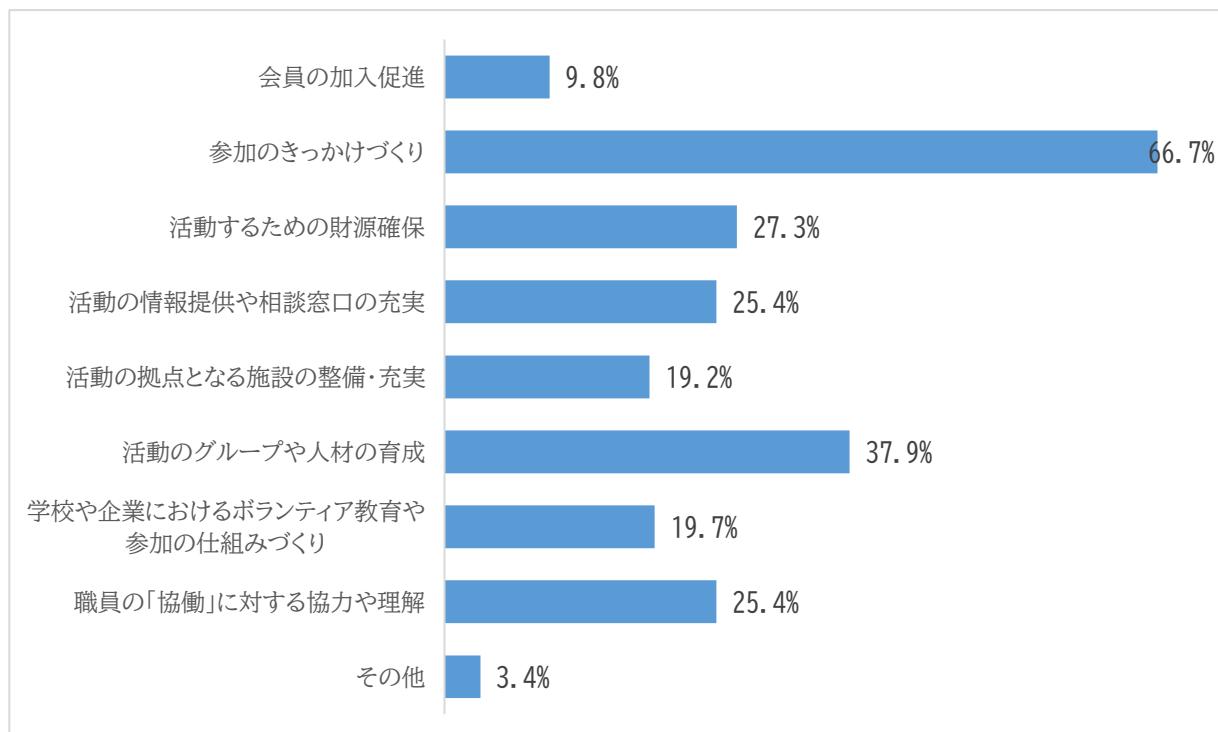


(2回目)

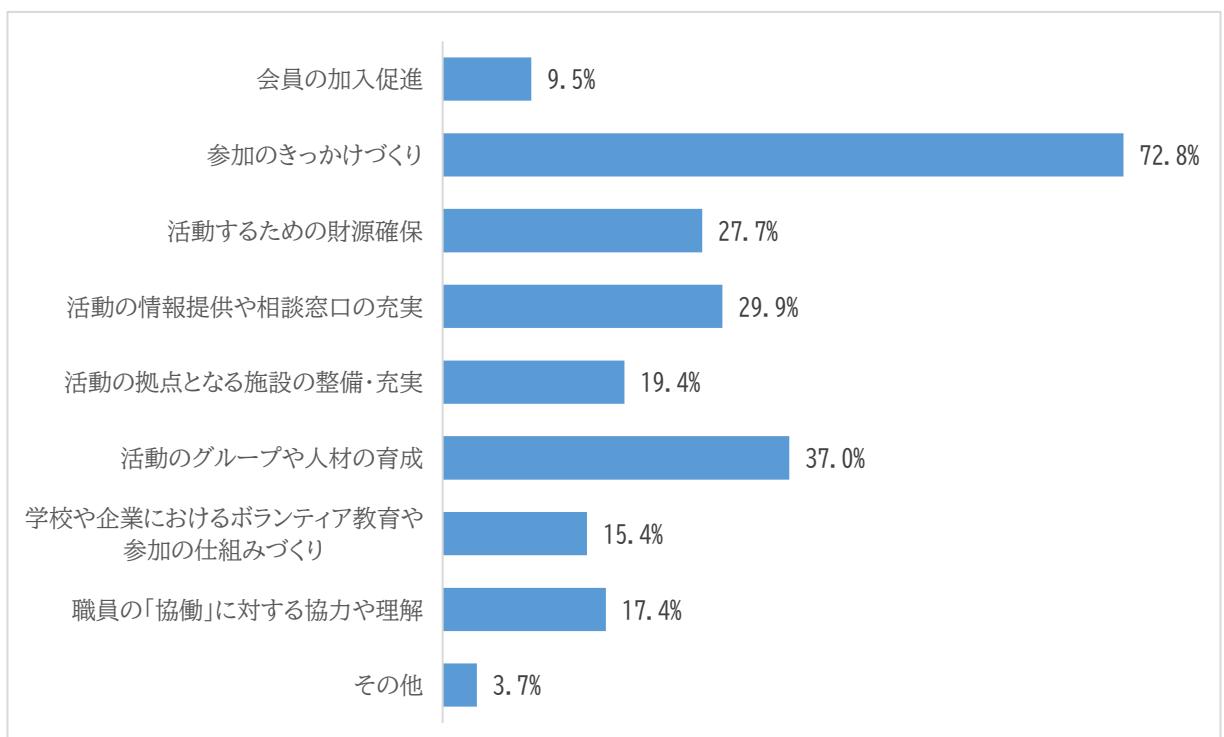


問15 地域活動や市民活動を活発化するためには、特に何が必要だと思いますか。(複数選択可)

(1回目)

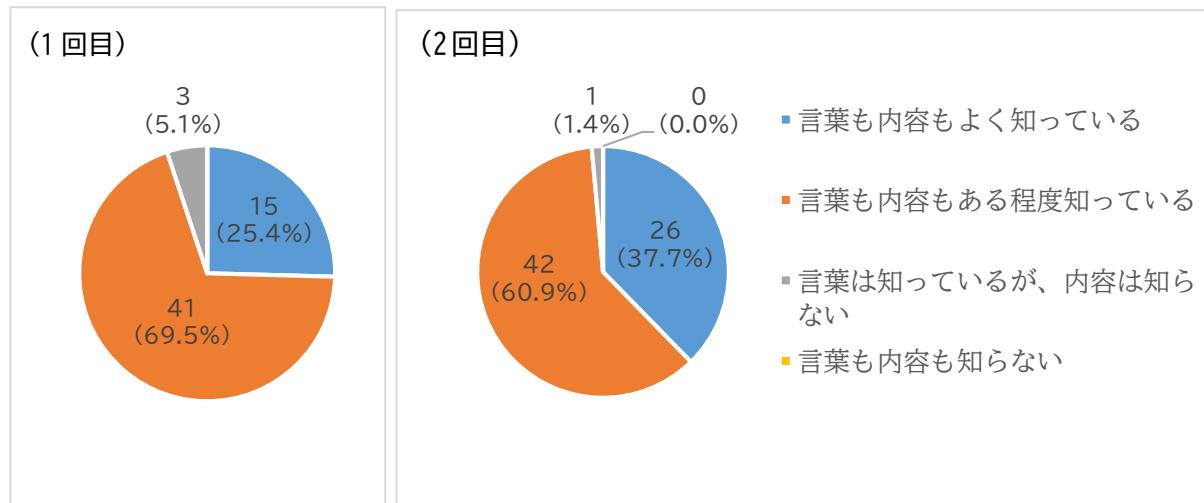


(2回目)

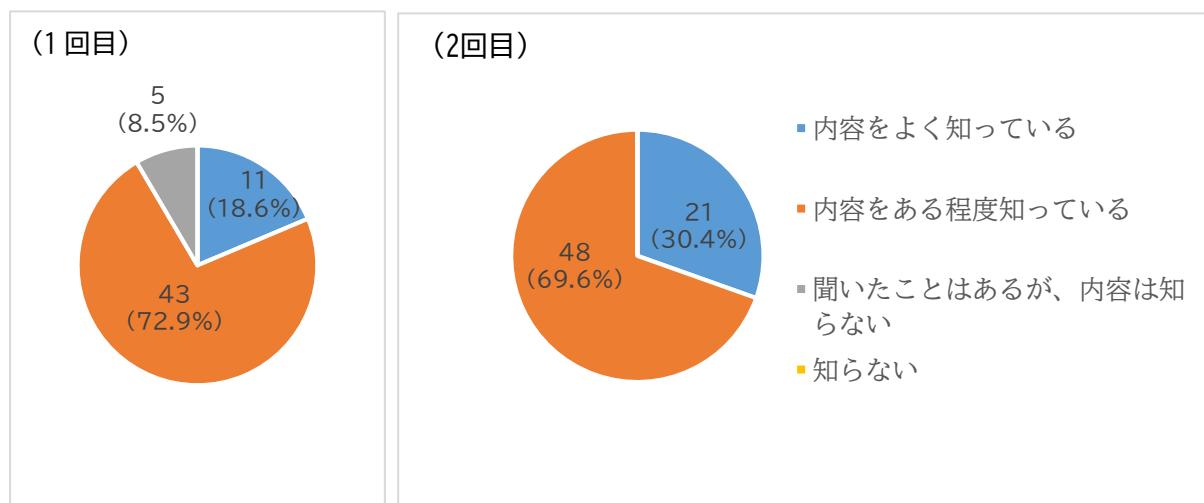


(3) まちづくりセンター職員

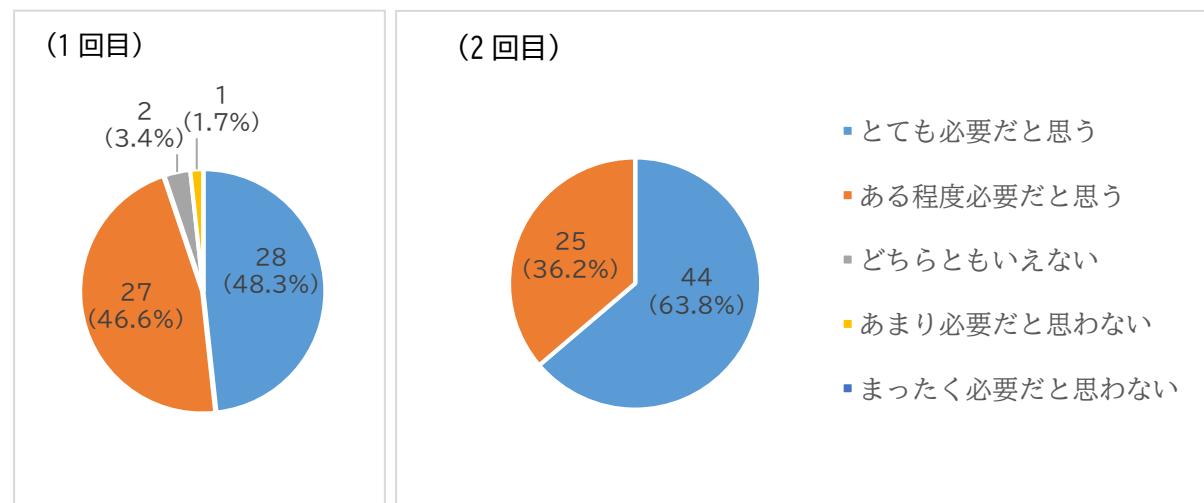
問1 「協働」という言葉や考え方について知っていますか。(○は1つ)



問2 協働のまちづくりの理念や仕組みを定めた「浜田市協働のまちづくり推進条例（令和3年4月1日施行）」について知っていますか。(○は1つ)

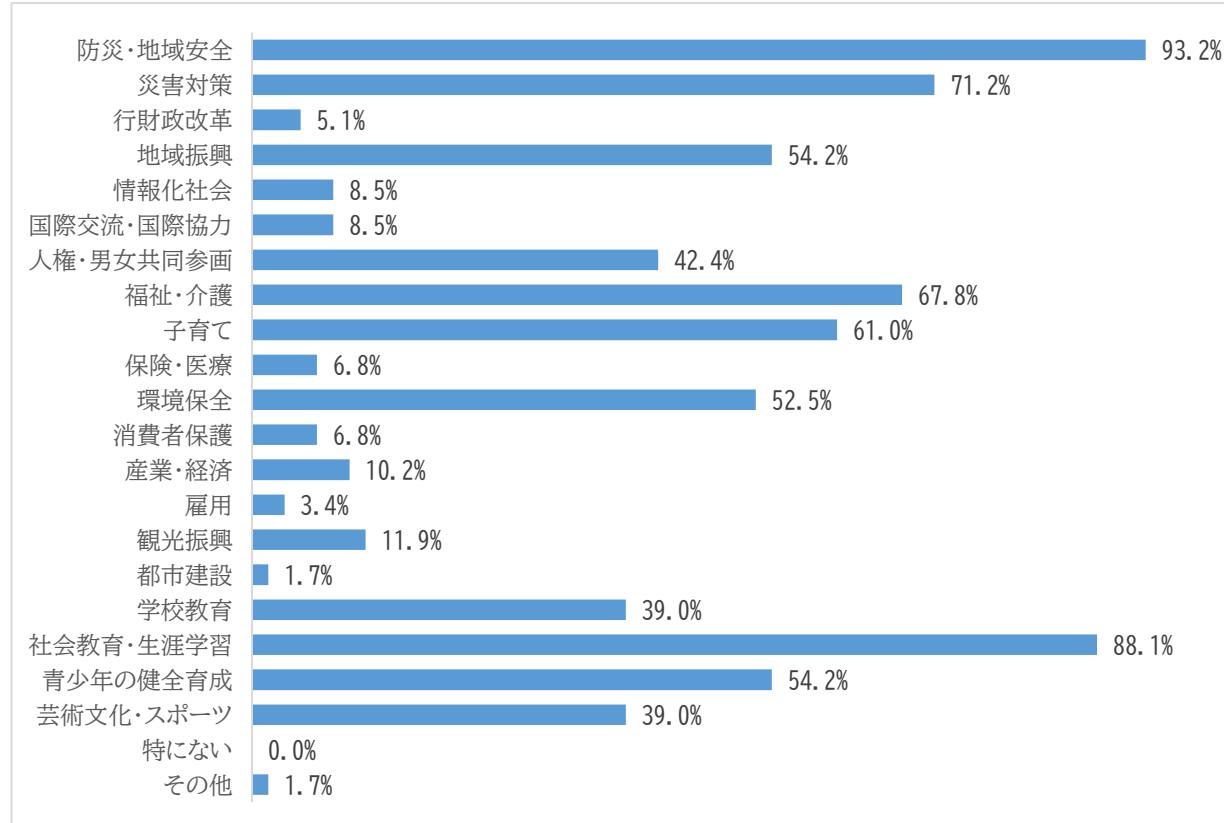


問3 市民・事業者・まちづくり活動団体とまちづくりセンターが「協働のまちづくり」を進めしていくことは、必要だと思いますか。(○は1つ)

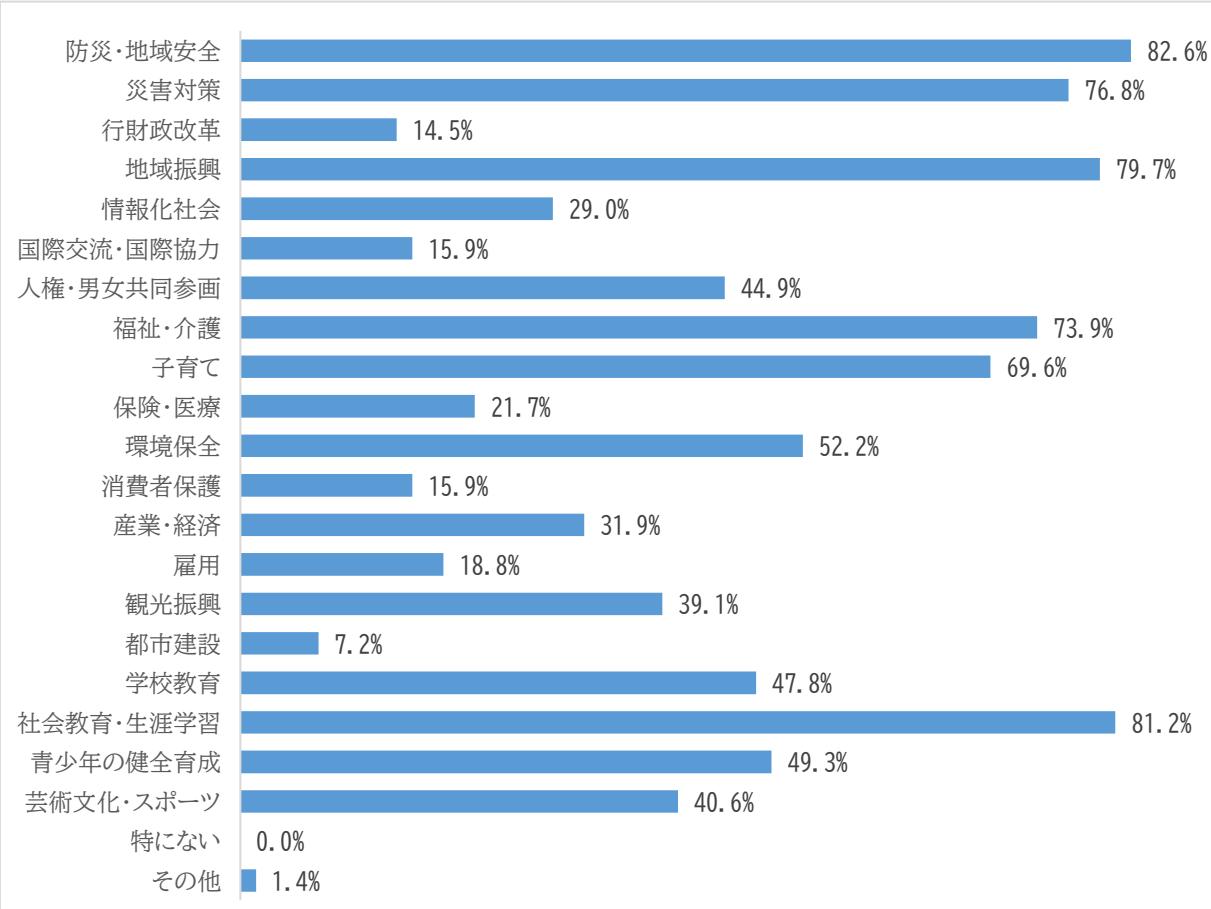


問4 今後、市民とまちづくりセンターが「協働」で取り組むことが必要（有効）な分野はどの
ような分野だと思いますか。（複数選択可）

(1回目)

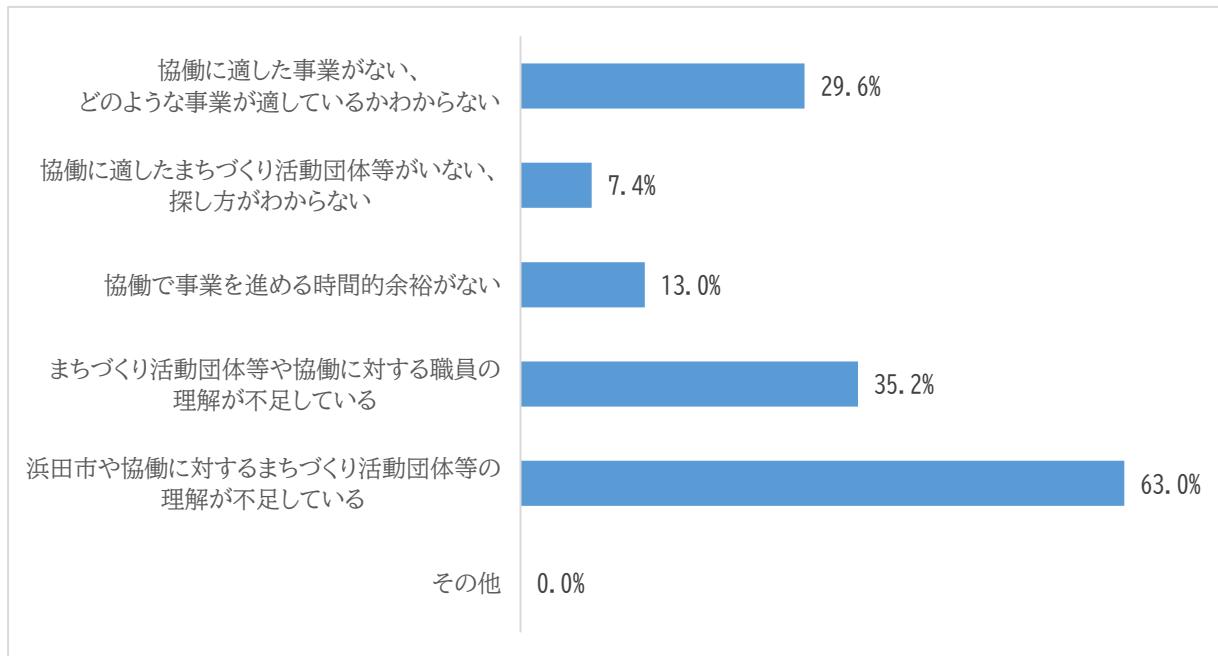


(2回目)

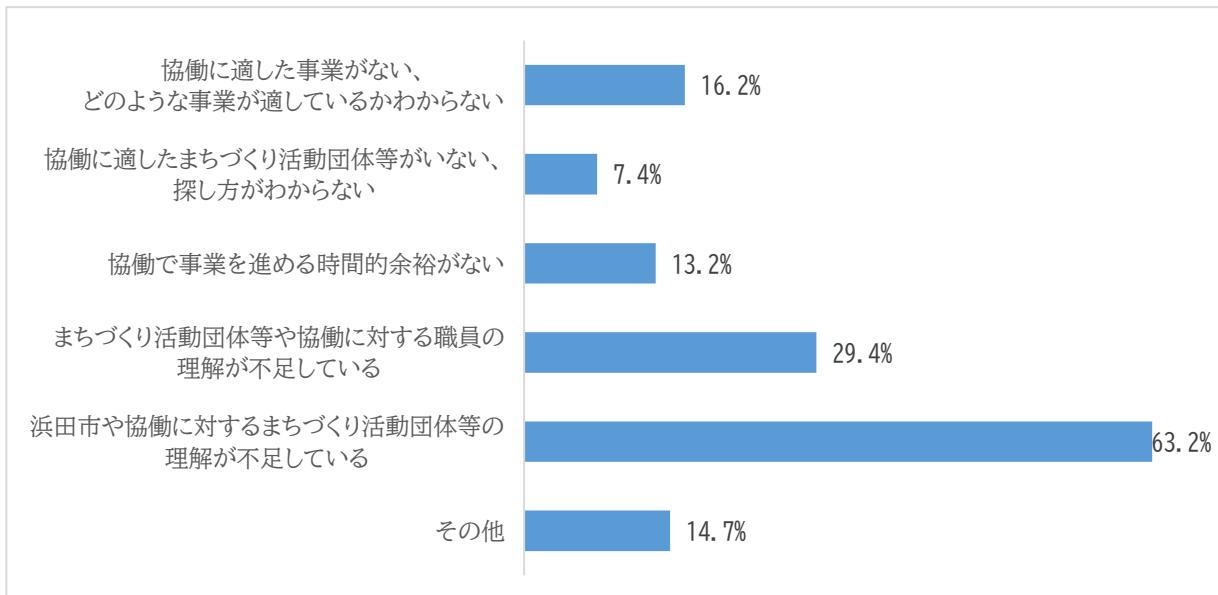


問5 あなたの所属部署の業務で市民・事業者・まちづくり活動団体とあなたが勤務するまちづくりセンターが「協働のまちづくり」を進めるために、課題は何だと思いますか。(複数選択可)

(1回目)

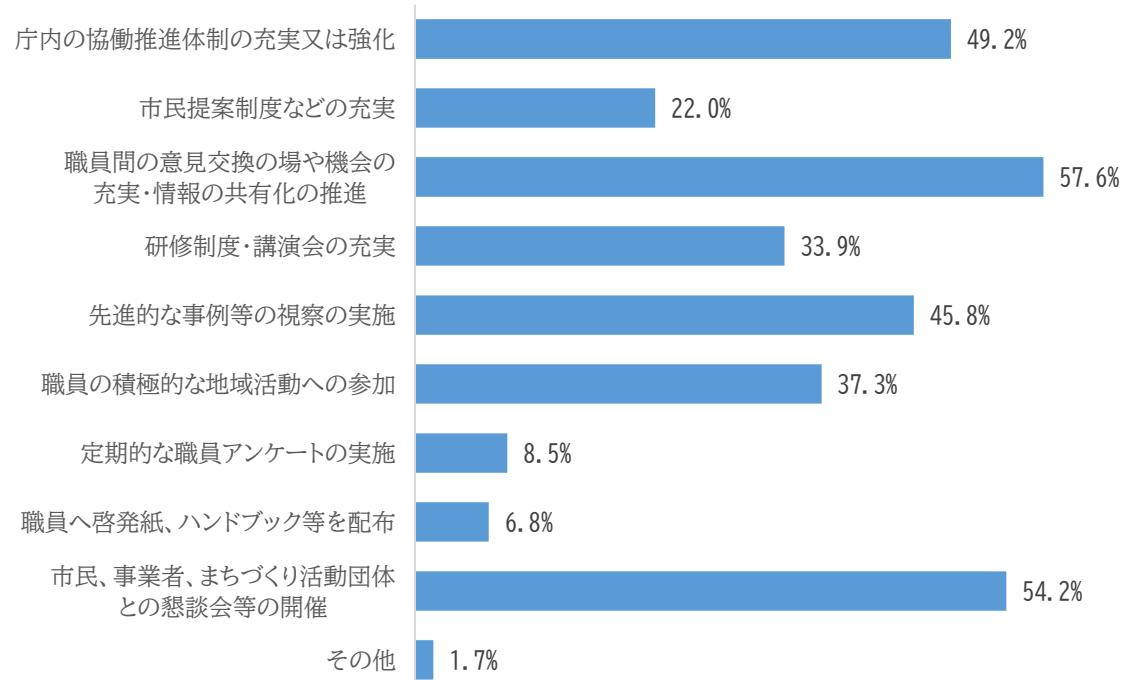


(2回目)

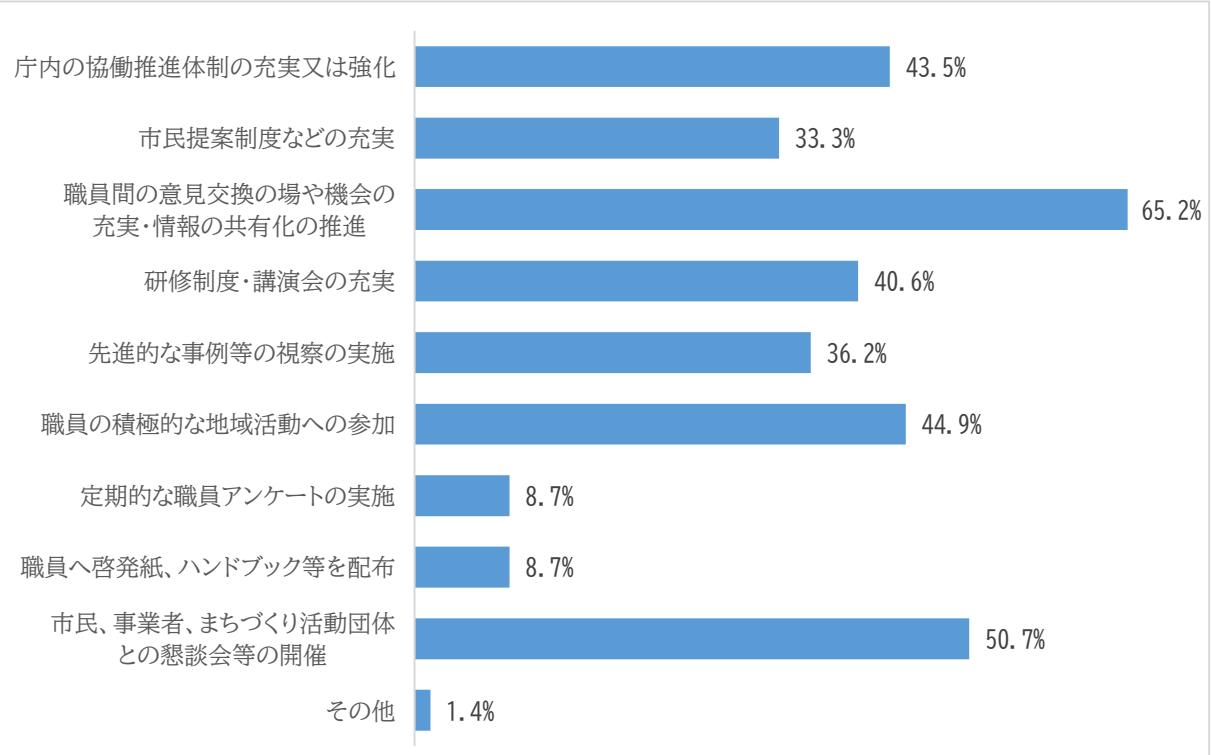


問6 市民・事業者・まちづくり活動団体とまちづくりセンターが「協働のまちづくり」を進めるために、職員の意識醸成に必要なことは何ですか。（複数選択可）

(1回目)

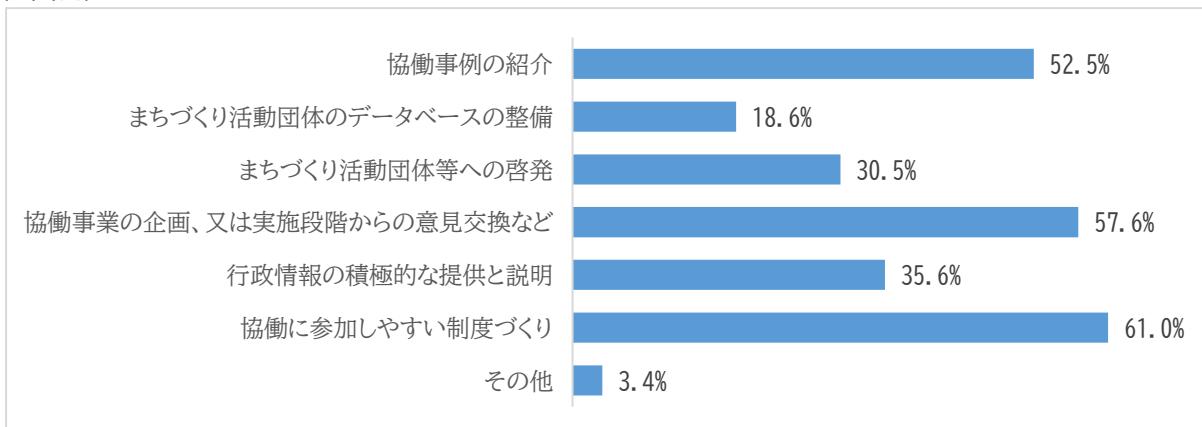


(2回目)

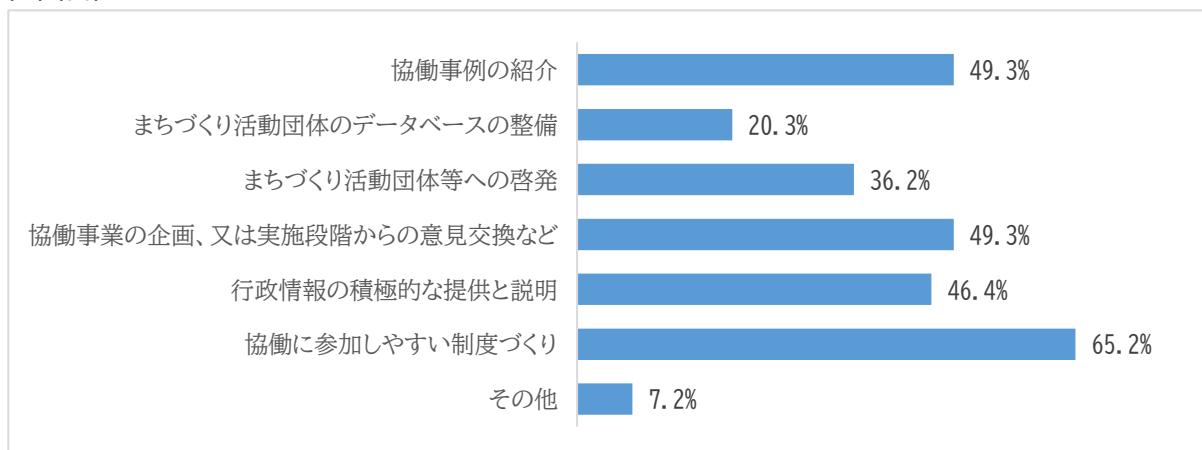


問 7 市民・事業者・まちづくり活動団体とまちづくりセンターが「協働のまちづくり」を進めるために、有効な施策は何だと思いますか。(複数選択可)

(1回目)

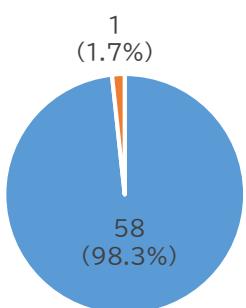


(2回目)

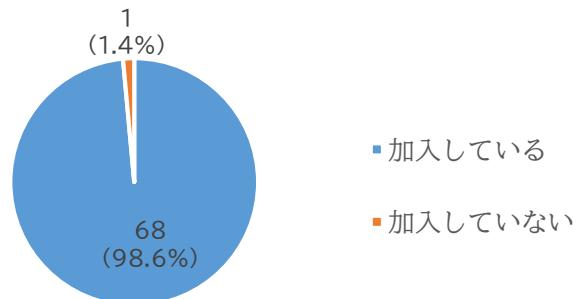


問 8 あなた（の世帯）は、町内会等に加入していますか。(○は1つ)

(1回目)

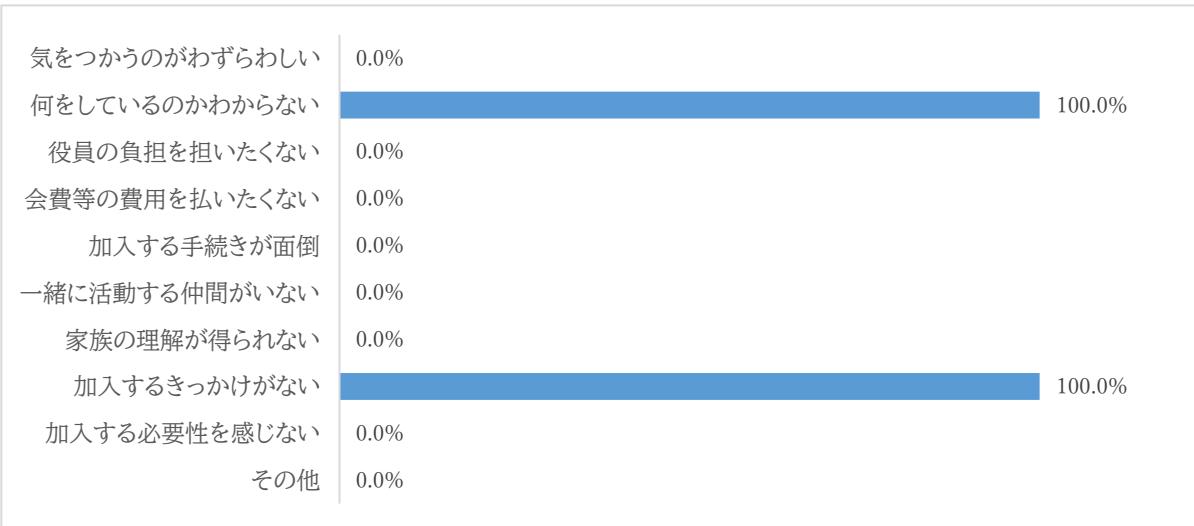


(2回目)

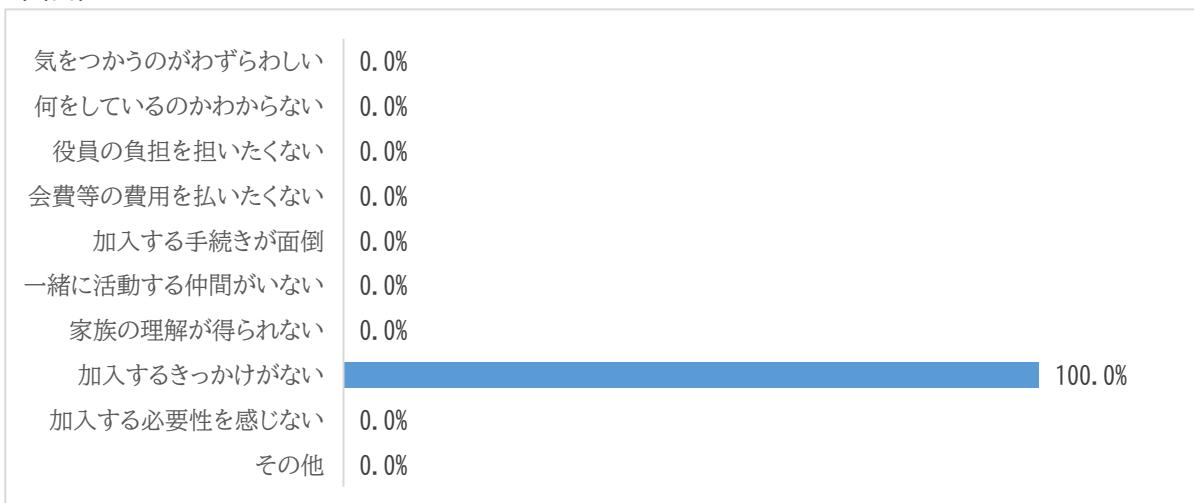


問9 町内会等に加入していない理由はどのようなものですか。(複数選択可)

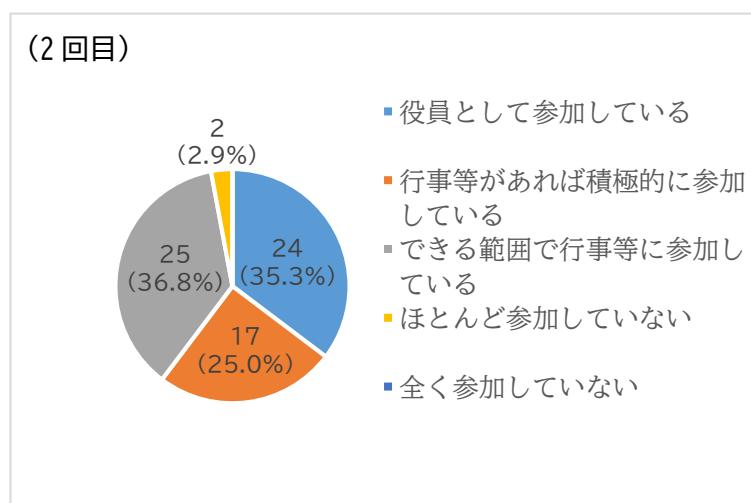
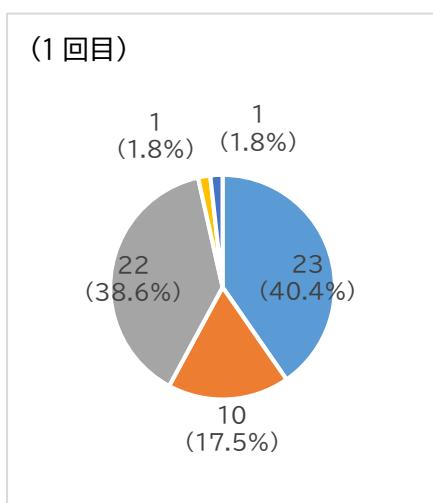
(1回目)



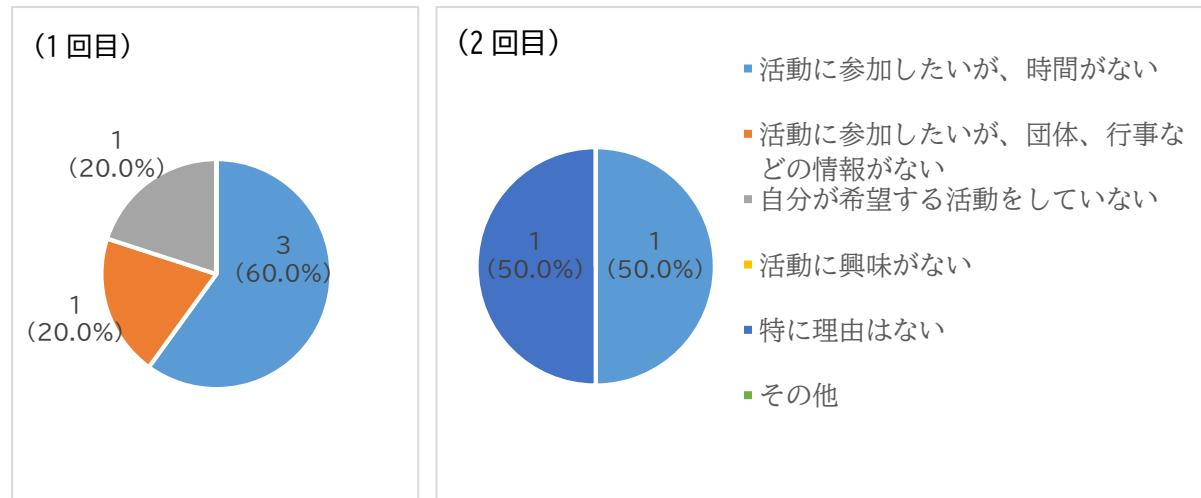
(2回目)



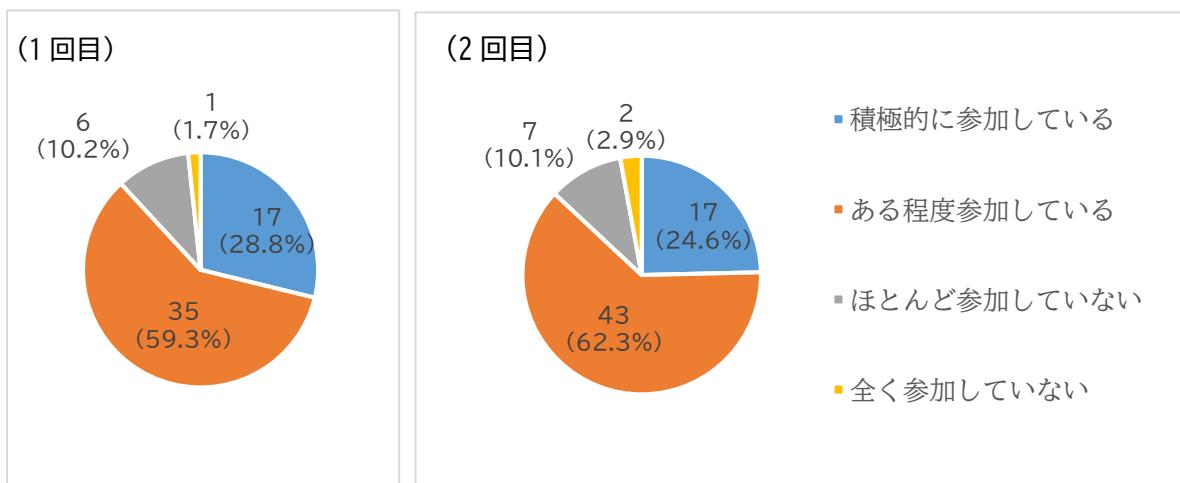
問10 あなたは、地域活動にどの程度参加していますか。(○は1つ)



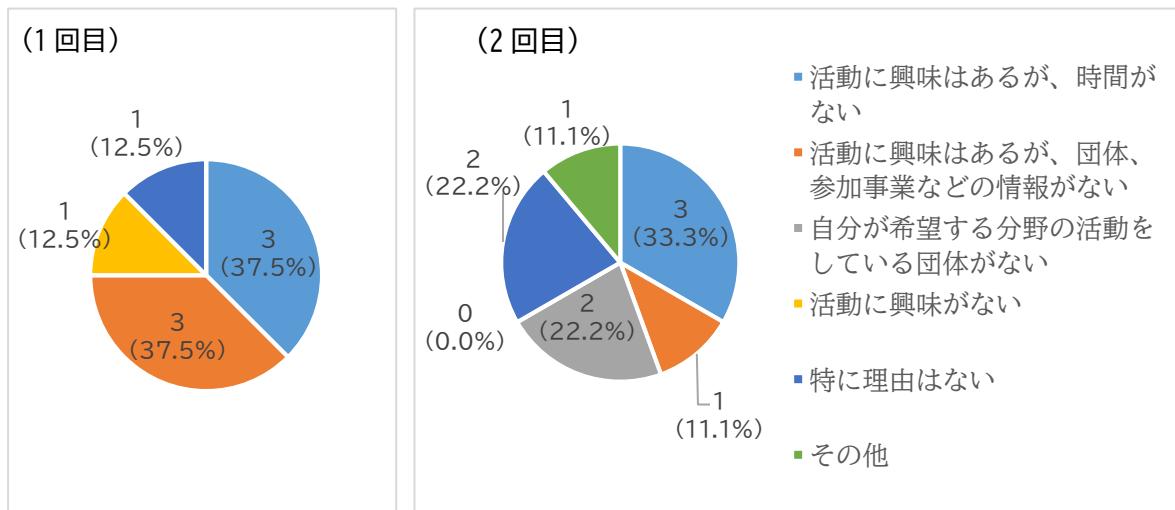
問11 地域活動に（ほとんど又は全く）参加していない理由は何ですか。（○は1つ）



問12 市民活動にどの程度参加していますか。（○は1つ）

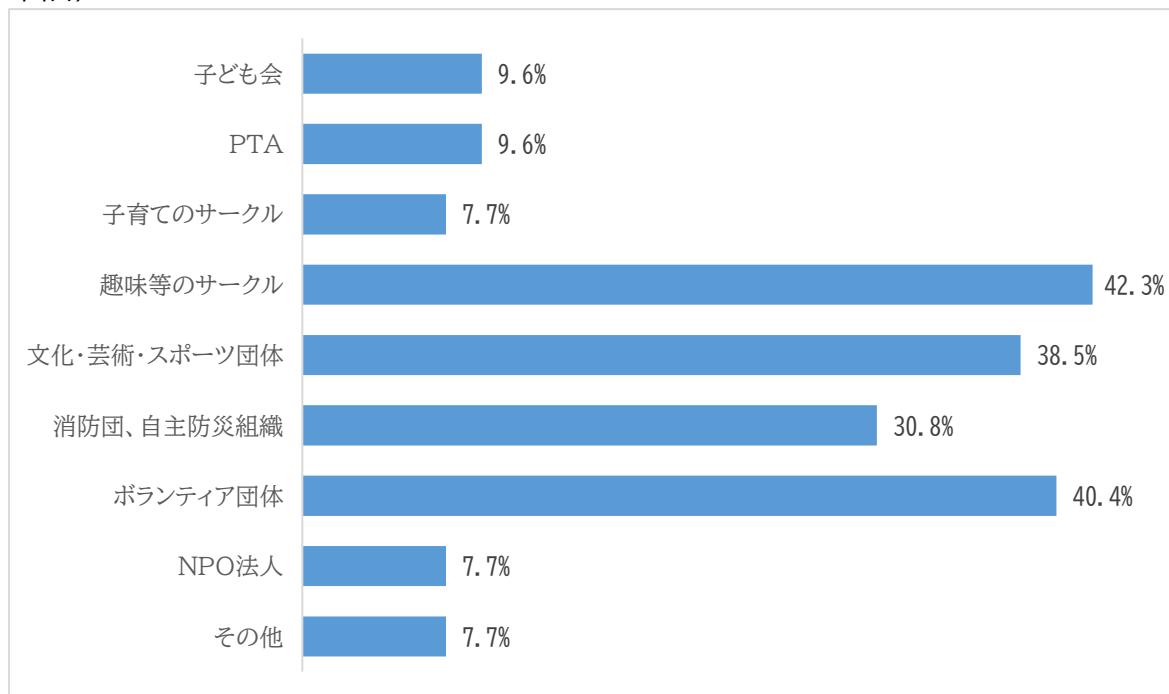


問13 市民活動に（ほとんど又は全く）参加しない理由は何ですか。（○は1つ）

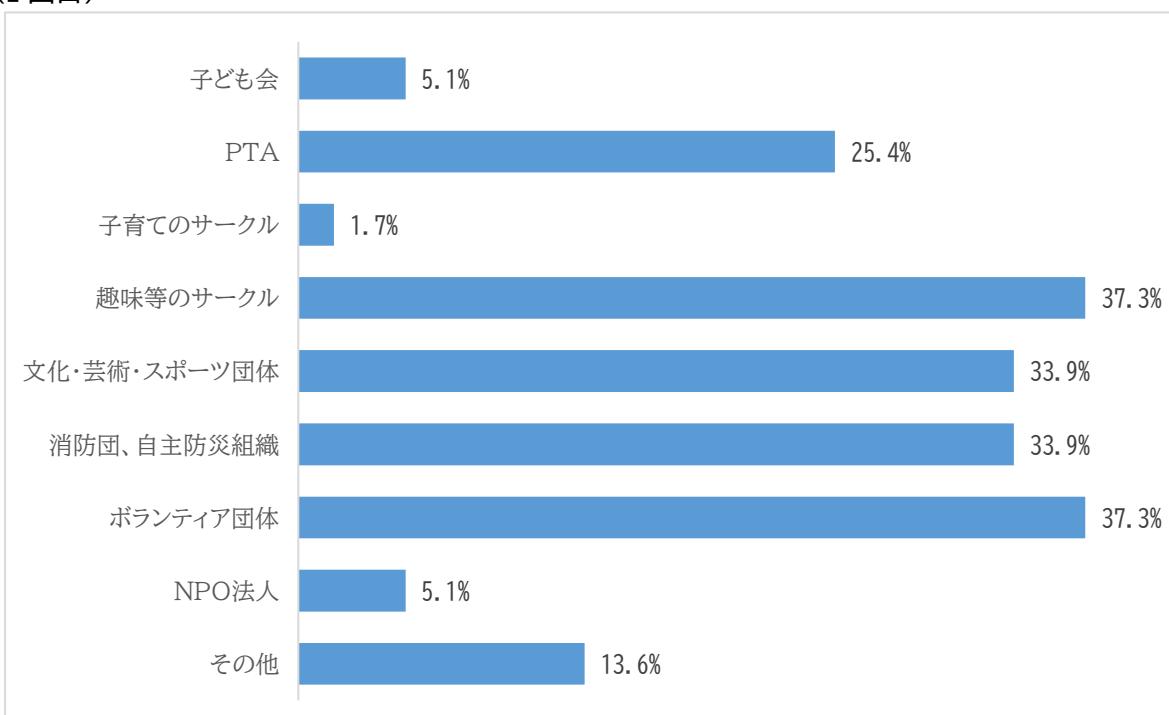


問14 市民活動においてどのような活動をしていますか。(複数選択可)

(1回目)

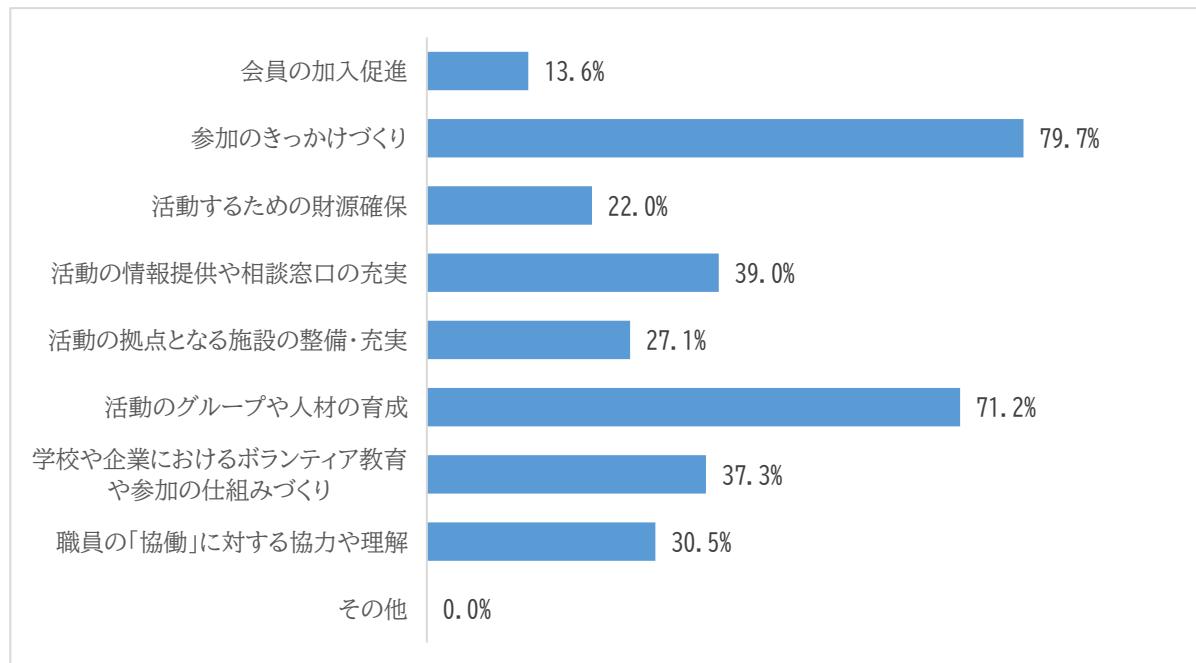


(2回目)



問15 地域活動や市民活動を活発化するためには、特に何が必要だと思いますか。(複数選択可)

(1回目)



(2回目)

